

自己点検・評価報告書

(2019・2020年度)

専修大学
SENSHU UNIVERSITY

「自己点検・評価報告書（2019・2020年度）」を作成して

自己点検・評価委員会
委員長 小藤 康夫

第13期自己点検・評価活動は、2019（令和元）・2020（令和2）年度の2か年にわたってPDCAサイクルを活用した点検・評価を行い、それにより本学の教育・研究水準の向上を図ることを目的とした。

今期の主な活動内容は以下のとおりである。

まずは、「大学基準協会が定める『点検・評価項目』への取り組み状況チェックシート（以下「取り組み状況チェックシート」という。）」を今期も継続して実施し、本学の長所・特色および問題点について把握した。なお、点検・評価項目は、本学が2021（令和3）年度に受審する「第3期大学評価」のものを活用した。

次に、「取り組み状況チェックシート」の自己評価結果に基づいて「点検・評価項目」を掲げ、それに対する「達成目標」「評価の視点」を設定して、点検・評価活動を行った。各学部実施委員会および各大学院実施委員会に関しては、重点項目として指定した点検・評価項目に対し、「達成目標」および「評価の視点」を自ら設定し、点検・評価活動を行った。

また、「機関別自己点検・評価の結果の取りまとめおよび検証」「大学基準協会が定める点検・評価項目のうち、機関別自己点検・評価実施委員会に対応しない項目の点検・評価活動」を担う組織として、専修大学自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）内に「自己点検・評価委員会『全学事項検討部会』」（以下「全学事項検討部会」という。）を設置した。「全学事項検討部会」では、機関別自己点検・評価実施委員会が作成した自己点検・評価結果を取りまとめ、検証を行った。

さらに、自己点検・評価委員会が行う自己点検・評価活動について、第三者の立場からその内容を評価し、本学の自己点検・評価活動の客観性及び公平性を担保するとともに、教育研究水準の更なる向上を図ることを目的に、「専修大学自己点検・評価に関する外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）」を設置した。2020（令和2）年度の外部評価委員会で求めた意見は、「専修大学自己点検・評価に関する外部評価報告書（2020（令和2）年度）」として取りまとめた。

次期（第14期）に向けた課題としては、(1) 内部質保証システムについて、学内関係者の理解向上 (2) 内部質保証推進委員会とのさらなる連携体制の構築が挙げられよう。

以上の今期活動に関し、ご協力いただいた自己点検・評価委員会委員、その他多くの教職員の方々に対し、委員長として御礼と感謝を申し上げたい。

以 上

目 次

自己点検・評価報告書（2019・2020年度）を作成して

I	大学基準協会に提出する「点検・評価報告書」	1
II	機関別自己点検・評価	
[1]	経済学部 点検・評価	99
[2]	法学部 点検・評価	105
[3]	経営学部 点検・評価	113
[4]	商学部 点検・評価	121
[5]	文学部 点検・評価	127
[6]	ネットワーク情報学部 点検・評価	151
[7]	人間科学部 点検・評価	157
[8]	国際コミュニケーション学部 点検・評価	163
[9]	経済学研究科 点検・評価	169
[10]	法学研究科 点検・評価	177
[11]	文学研究科 点検・評価	181
[12]	経営学研究科 点検・評価	185
[13]	商学研究科 点検・評価	189
[14]	二部教育 点検・評価	193
[15]	全学カリキュラム関係 点検・評価	197
[16]	教育開発支援関係 点検・評価	201
[17]	資格課程 点検・評価	205
[18]	図書館 点検・評価	213
[19]	研究所 点検・評価	221
[20]	情報科学センター関係 点検・評価	251

〔21〕 入学試験関係	点検・評価	257
〔22〕 学生生活関係	点検・評価	263
〔23〕 体育部関係	点検・評価	273
〔24〕 就職指導関係	点検・評価	279
〔25〕 国際交流関係	点検・評価	283
〔26〕 キャリアデザイン関係	点検・評価	291
〔27〕 社会知性開発研究関係	点検・評価	299
〔28〕 社会連携関係	点検・評価	303

委員一覧

点検・評価報告書

2021（令和3）年度 大学評価用

第1章 理念・目的

【現状説明】

点検・評価項目1：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的との関連性

専修大学は、1880（明治13）年、米国留学から帰国した相馬永胤、田尻稻次郎、目賀田種太郎、駒井重格の4人の先駆者により、日本最初の経済科、私学初の法律科を置く私立専門学校「専修学校」として創立した。創立者達は、明治初期、コロンビア大学、エール大学、ハーバード大学、ラトガース大学に入学。西洋の先進的な学問を摂取し、日本のあり方を構想し、経済学や法律学についての教育を通して新しい時代を担う人的基盤を構築しようとする夢を具体化した。「専修学校」の創立には、国際的視野と先進的な学問を基盤に、日本の将来を見据え、実践的な教育を通して国の発展に寄与する人材を育成する願いを込めていた。

1949（昭和24）年には、商経学部、法学部を擁する新制大学として発足し、専修大学学則（以下、「学則」という。）第1条には「本大学は、社会現象に対する自由でとらわれない研究を基礎とし、古い権威や強力に対してあくまで批判的であることを精神とし、人間の値打ちを尊重する平和的な良心と民主的な訓練を身につけた若い日本人を創りあげることがを目的としている」と規定した。また、学校法人専修大学寄附行為第3条において、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」としている。（資料1-1、1-2【ウェブ】）

その後、学部の拡充や新設、大学院の充実を図ってきたが、21世紀に至り、大学を取り巻く厳しい社会環境の変化に対応していくため、本学では、大学の基本的な方向性を全学的観点から検討し、その結果、建学の精神である「社会に対する報恩奉仕」を現代的に捉え直し、21世紀ビジョンとして「社会知性の開発」を掲げ、このビジョンのもと教育・研究体制の改革に取り組むとともに、「学生を基本に据えた大学づくり」を念頭に積極的な大学運営を行っている。（資料1-3【ウェブ】）

社会知性とは、「専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力」のことである。

21世紀の今日、グローバル化の拡大と異文化交流の進展、情報化の加速、少子高齢化の進行など、我々が取り組まなければならない課題が山積している。これらの社会的課題を解決するためには、地球的視野から諸課題を捉える力、創造的発想力、さらには深い人間理解や倫理観が求められる。本学では、こうした新時代の社会で求められる知性こそ、「社会知性」と考えている。それは、学生一人ひとりが自己実現に生かせる知であると同時に、「専修大学が創り育てる知」でもある。

また、社会知性を開発し、この混迷する21世紀において社会の屋台骨を支える有為な人

材を本学から輩出するということに焦点を当てることは、創立者たちの建学の精神に符合することになる。本学の 21 世紀ビジョンとして「社会知性の開発」を据えたということは、創立の原点に回帰して本学の果たすべき役割を洗い直した結果だといえる。本学がこれからすべきことは、社会知性を備えた人材を輩出するとともに、「社会知性の開発」の成果を専修大学の知として社会に発信していくことにある。本学の開発する社会知性は、社会の進むべき方向を示す羅針盤の役割を果たしうるものである。

本学の 21 世紀ビジョン「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」の具体的な推進に向け、各学部は、学部・学科ごとに学則第 2 条の 2 において、各研究科は、専攻・課程ごとに専修大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第 5 条の 2 において、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。これらの目的は、高等教育機関の目的として適切である（資料 1-4【ウェブ】）。

人材育成その他教育研究上の目的の適切な設定における各学部の取り組みの具体例として、ネットワーク情報学部では、2019（平成 31）年 4 月に教育研究上の目的を改正した際に、日本学術会議から示された「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 情報学分野」を考慮し、大学の理念・目的との関連が明確になる内容としたことで、より適切な内容としている。

法科大学院では、「市民生活に根ざした『社会生活上の医師』ともいうべき法曹を養成する」ことを教育上の基本理念として掲げた。この理念に基づき、さらには、司法試験・司法修習と連携した基幹的高度専門教育機関として法曹教育に特化した実践的教育を行うという法科大学院の本来の目的を踏まえて、法律基本科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、法律実務基礎科目の各科目群の履修を通して、法律に関する基本的な理論及び知識を徹底して教育すること、並びにその基礎的理論と知識を基に「議論による問題解決能力」を修得させることを教育上の目標として設定した。この目標は、同時に、法科大学院教育の目的である「多様かつ広範な国民の要請にこたえることのできる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理」を備えた法曹を養成することでもある。（資料 1-5【ウェブ】）

以上のことから、各学部・学科、各研究科・専攻・課程及び法科大学院の人材育成その他教育研究上の目的は、本学の 21 世紀ビジョン「社会知性 (Socio-Intelligence) の開発」すなわち「専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に諸課題の解決に取り組んでいける能力」と緊密に関連している。

点検・評価項目 2：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
--

評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

本学の目的は、学則第 1 条、大学院の目的は、大学院学則第 1 条、法科大学院の目的は、専修大学専門職大学院学則（以下、「専門職大学院学則」という。）第 1 条にそれぞれ明記している。また、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的については、上述のとおり、学則第 2 条の 2 及び大学院学則第 5 条の 2 において、適切に明示している。大学の理念・目的、学部・研究科の目的は、それぞれ大学 HP ホームページ（情報公開）において周知、公表している。また、学部・学科の目的は『学修ガイドブック』に、研究科・専攻・課程の目的は『大学院要項』にそれぞれ掲載し、学生及び教職員に対し周知している。（資料 1-1、1-4、1-5、1-14【ウェブ】）

法科大学院における上記の教育の理念及び目標については、専門職大学院学則第 3 条、『法科大学院入学ガイド』及び『法科大学院要項』に示しており、その内容は大学 HP でも広く公表している。また、毎年、新入生に対するガイダンスにおいて法科大学院長が新入学者に対して丁寧な説明を行うとともに、セメスターごとのガイダンスにおいても、教務委員長から履修に当たって踏まえるべき基本的視点として言及している。（資料 1-5、1-6、1-12、1-14【ウェブ】）

ステークホルダーに対する周知の一例として、受験生に対しては、『入学ガイド』『各学部パンフレット』やオープンキャンパス等をとおして、学生のご父母・保護者に対しては、入学式や育友会支部懇談会、『ご父母・保護者のための専修大学ガイドブック』、大学紹介 DVD、学内広報誌等をとおして周知している。また、本学では、「社会知性の開発」に基づく本学の教育・研究活動の理解促進を目的とした小冊子（Si-report）を作成し、本学の理念・目的の理解向上に努めている。（資料 1-13【ウェブ】）

点検・評価項目 3：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は、21 世紀ビジョン「社会知性の開発」を達成するため、「学生を基本に据えた大学づくり」を大学運営の基本理念に掲げ、社会の屋台骨を支える有為な人材の育成に努めるとともに、骨太の大学改革に取り組んでいる。このことを達成するため、本学は、専修大学創立 140 周年・石巻専修大学創立 30 周年を迎える 2020（令和 2）年度を目標として、2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度において、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針（5 か年計画）に据えて、指針の中心となる 7 つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）については、それぞれ中期的な視点で到達目標を設定し、目標達成に向けた年次の事業計画を策定した。（資料 1-15、1-16【ウェブ】）

また、2020（令和 2）年度事業計画から、直近の認証評価（2014（平成 26）年度受審の「専修大学に対する大学評価（認証評価）結果」における努力課題）を踏まえて、同計画を策定した。直近の認証評価結果を踏まえるに際しては、2019（令和元）年 11 月、関係所

管に対して「令和 2 年度業務計画・報告シート」に改善の方向性を盛り込むことを要請し、その内容を同計画に反映した。(資料 1-17～1-19)

さらに、現在は、常勤役員及び教学理事を中心として、2021（令和 3）年度公表予定の「次期中期計画」（正式名称：学校法人専修大学中期計画（2021 年度～2025 年度））策定に向けて、累次にわたる検討を図り、本計画は 2021（令和 3）年 2 月 26 日開催の理事会・評議員会において承認され公表に向けて準備を進めているところである。

(専修大学創立 140 周年・石巻専修大学創立 30 周年を迎える向こう 5 年間における事業推進の指針 (5 か年計画))



【長所・特色】

- 本学では、「5か年計画」及び「年次の事業計画」に従って、キャンパス整備、学部の改組転換及び新学部設置を進めた結果、専修大学創立140周年（2020（令和2）年度）までに完遂したこと。また、常勤役員及び教学理事を中心として、2021（令和3）年度公表予定の「次期中期計画」を策定したこと。

【問題点】

- 特になし

【全体のまとめ】

- 本学は、1880（明治13）年、米国留学から帰国した4人の先駆者によって、日本最初の経済科、私学初の法律科を置く私立専門学校「専修学校」として創立された。創立者たちは、留学で学んだ先進的な知見や学問を社会に還元し、国の発展に寄与する人材を育成する願いを込めていた。こうした建学時の精神を引き継ぎながら、21世紀を迎えるにあたり、本学では建学時の精神を現代的に捉えなおし、21世紀ビジョン「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を掲げている。そして、このビジョンのもと、「学生を基本に据えた大学づくり」を念頭に置きながら、教育・研究活動を推進し、諸改革に取り組んでいる。

本学、大学院及び法科大学院の目的は、それぞれ専修大学学則、大学院学則、専門職大学院学則において明示するとともに、各学部、各大学院研究科、法科大学院における人材育成その他の教育研究上の目的についても、上述の3つの学則に明示している。その内容は、学修ガイドブックや各要項に掲載して学生及び教職員に周知するとともに、社会に対しては、様々な刊行物や本学ウェブサイトを通じて公表している。

本学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくための施策として、創立140周年を迎えた2020（令和2）年度までの5年間は、「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針（5か年計画）に据えた。そして、指針の中心となる7つの事業領域（教育、研究、学生支援、グローバル、入試、社会連携、経営・財務）について、中期的な視点で到達目標を設定し、目標達成に向けた各年次の事業計画を策定・推進してきた。

この5か年計画については、各年度において達成度の評価・検証を行ってきた。2020（令和2）年度においては、それまでの5年間の達成度を検証したうえで、本学を取り巻く環境や社会的情勢等もあわせて検討し、2021（令和3）年度からの5か年計画として「学校法人専修大学中期計画（2021年度～2025年度）」が策定された。

上述のとおり、本学は、理念・目的を達成するため、様々な取り組みを行っている。

第2章 内部質保証

【現状説明】

点検・評価項目1：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

内部質保証に関する大学の基本的な考え方については、「自己点検・評価等を適切に機能させることにより、本学が行う教育研究活動の質の向上を図り、本学の教育研究活動が一定の水準を満たすものであることを恒常的かつ継続的に自らの責任において説明し、及び証明すること」である。この考え方は、「専修大学内部質保証推進委員会規程（以下、「内部質保証推進委員会規程」という。）」第2条において、本学における「内部質保証」の定義として位置付けている。（資料2-1）

内部質保証推進委員会の役割は、「①内部質保証の推進という目的を達成するための目標・計画等の設定及び推進に関すること」「②目標・計画等の適切性及び有効性の検証に関すること」「③検証の結果に基づく目標・計画等の改善及び向上に関すること」「④委員会が必要と認める事項に関すること」を行うことを内部質保証推進委員会規程第3条において定めている。

一方で、本学の自己点検・評価活動を推進する組織として、本学では、「専修大学自己点検・評価規程（以下、「自己点検・評価規程」という。）」に基づき、「専修大学自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）」を置くとともに、学部・研究科その他の自己点検・評価活動を推進するための組織として、自己点検・評価委員会の下に、「機関別自己点検・評価実施委員会（以下、「実施委員会」という。）」を置いている。現在、実施委員会は、機関毎に28委員会設置している。なお、法科大学院の自己点検・評価を行うための組織については、専修大学法科大学院自己点検・評価規程において定めている。（資料2-2、2-3）

内部質保証推進委員会と自己点検・評価を推進する組織との関係性及び本学のPDCAサイクルの運用プロセスについては、次のとおりであり、2年周期で①から⑩のプロセスを経ることにより、PDCAサイクルを機能させている。なお、2020（令和2）年度は、2年周期の2年目にあたっている。

- ①全学的な目標・計画等を設定【内部質保証推進委員会】
- ②目標・計画等を反映させた自己点検・評価項目の大綱を設定【自己点検・評価委員会】
- ③大綱に基づく実施委員会の自己点検・評価項目の原案（細目）の設定【自己点検・評価委員会】
- ④自己点検・評価項目の原案（細目）を総合的に調整し、自己点検・評価項目を決定【自

己点検・評価委員会】

⑤自己点検・評価項目に基づく自己点検・評価の実施【実施委員会】

⑥実施委員会が作成した自己点検・評価の結果を自己点検・評価委員会へ報告【実施委員会】

⑦実施委員会が作成した自己点検・評価の結果の取りまとめ【自己点検・評価委員会】

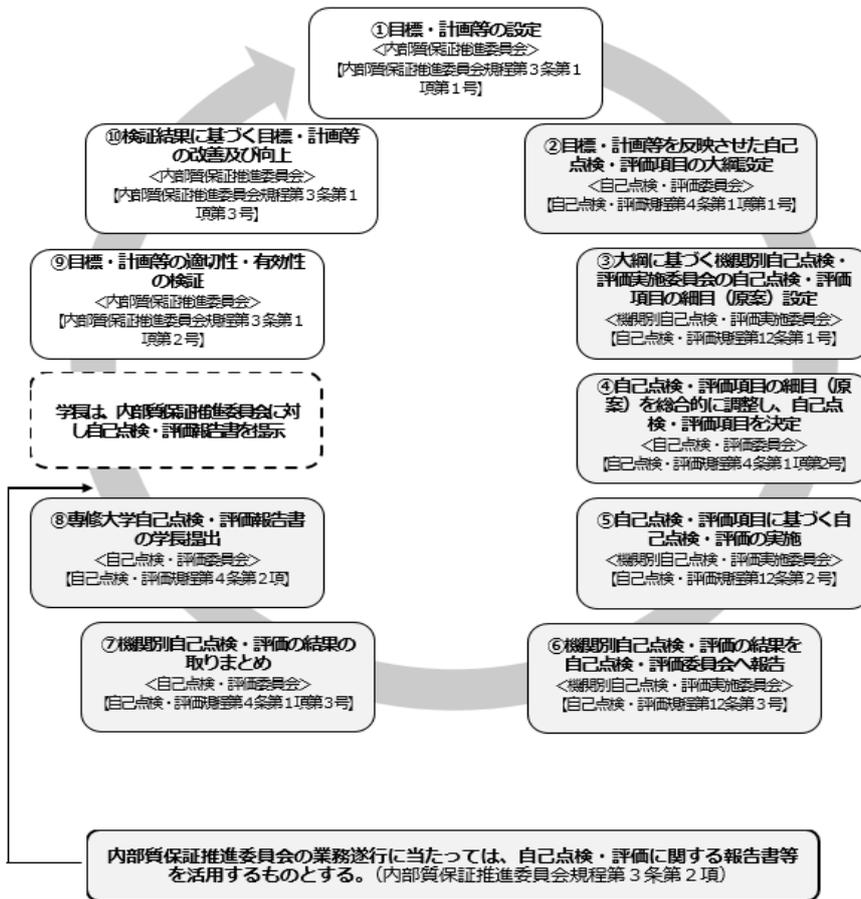
⑧自己点検・評価報告書の作成及び学長への提出【自己点検・評価委員会】

⑨目標・計画等の適切性・有効性の検証【内部質保証推進委員会】

⑩検証結果に基づく目標・計画等の改善及び向上【内部質保証推進委員会】

なお、内部質保証推進委員会が担当する「⑨」及び「⑩」の業務遂行にあたっては、自己点検・評価委員会が取りまとめた「自己点検・評価報告書」を活用することで、PDCAサイクルに有効性を持たせることとしている。(資料 2-4)

専修大学の内部質保証プロセス



※ ②～⑧（網掛け部）は、内部質保証に係る自己点検・評価活動

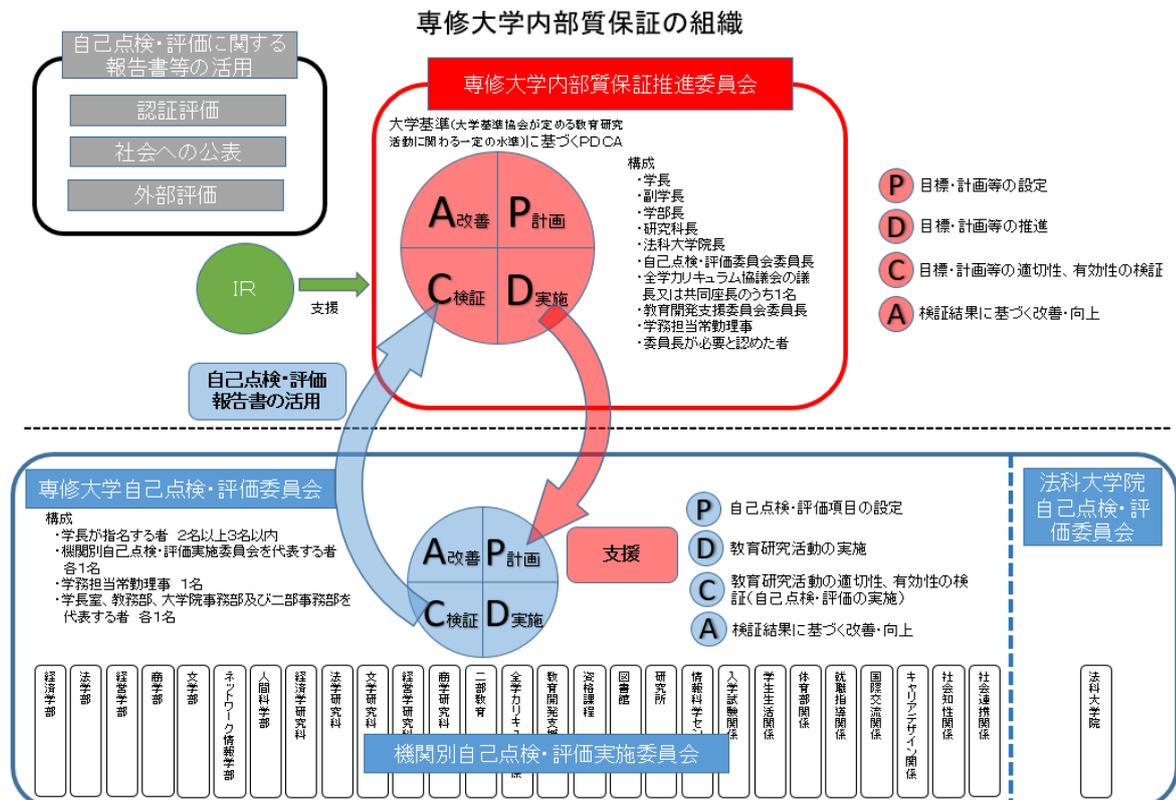
点検・評価項目 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織は、内部質保証推進委員会規程に基づき、内部質保証推進委員会を設置している。また、委員会内に「内部質保証推進委員会学部部会」及び「内部質保証推進委員会大学院部会」を設置することで、学部又は大学院固有の内部質保証に関する業務の迅速化を図ることとしている。(資料2-5、2-6)

内部質保証推進委員会の構成員は、内部質保証推進委員会規程第4条のとおり、学長、副学長、学部長、研究科長、法科大学院長、自己点検・評価委員会委員長、全学カリキュラム協議会議長、教育開発支援委員会委員長、学務担当常勤理事である。構成員は、全学的な教学マネジメントを担う教学役職者を構成員として適切に配置している。また、「内部質保証推進委員会学部部会」の構成員は、学部長会の構成員とし、「内部質保証推進委員会大学院部会」の構成員は、大学院委員会の構成員としている。(資料2-7)



点検・評価項目3：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

＜学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定＞

本学は、教育目標として「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を掲げ、「専門的な知識・技術とそれに基づく思考方法を核としながらも、深い人間理解と倫理観を持ち、地球的視野から独創的な発想により主体的に社会の諸課題の解決に取り組んでいける能力」の育成を目指している。本学における卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」という。）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」という。）は、この「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を具現化するために策定したものである。（資料2-8【ウェブ】）

＜方針及び手続に従った内部質保証活動の実施＞

本学のPDCAサイクルの運用プロセスは、2年周期で実施しており、2020（令和2）年度は、2年周期の2年目となる。内部質保証推進委員会では、第13期（2019（令和元）・2020（令和2）年度）自己点検・評価活動の開始にあたり、各学部及び研究科が設定している三つの方針が適切に設定され、それらの方針に基づき適切に教育が展開されていることの検証を目標・計画として位置付け、自己点検・評価委員会に対し「重点項目」の提示、各学部・学科のDPを検証する「ワーキング・グループ」の設置、IR情報を活用した点検・評価を行っている。（資料2-9～2-11）

＜全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み＞

本学では、内部質保証推進委員会において、目標・計画等の適切性・有効性の検証及び検証結果に基づく目標・計画等の改善及び向上を図っており、内部質保証推進委員会が必要と認めた点検・評価項目を「重点項目」として位置付け、これに基づき各機関が自己点検・評価を行うという仕組みを構築している。このことにより、大学としての重点項目に焦点を当てた自己点検・評価活動を可能としている。

第13期（2019（令和元）・2020（令和2）年度）自己点検・評価活動では、「各学部・研究科の教育研究上の目的について」「各学部・研究科の卒業認定・学位授与の方針および教育課程編成・実施の方針について」「各学部・研究科の入学者受入れの方針について」の3項目を「重点項目」と位置付け、各学部及び各研究科実施委員会に対し点検・評価の依頼を行った。また、三つの方針のうちDPについては、中央教育審議会が2016（平成28）年に公表した三つの方針の策定及び運用に関するガイドラインにおいて、「各大学における教育に関する内部質保証のためのPDCAサイクルの起点として機能すべきもの」と位置付けられていることから、内部質保証推進委員会学部部会では、各学部・学科で掲げている

DP の検証依頼を各学部・学科に対し実施し、これに基づき DP の検証を行った。具体的には、「21 世紀ビジョンと DP との対応状況」「教育研究上の目的と DP との対応状況」「全学 DP と学部・学科 DP との対応状況」「DP の対象範囲」「卒業時の資質・能力の保証」の 5 点を網羅した「検証シート」を作成し、各学部・学科に対し現行 DP の確認を依頼した。併せて内部質保証推進委員会学部部会内に「三つのポリシー（学士課程）検証ワーキンググループ」を設置し、上記 5 点の検証項目に対しそれぞれ複数の点検・評価の観点を設定したうえで DP の検証を行い、検証結果については、内部質保証推進委員会学部部会において報告した。（資料 2-12～2-16）

これらの検証を踏まえ、本学では、中央教育審議会が 2018（平成 30）年に公表した「グランドデザイン答申」及び 2020（令和 2）年に公表した「教学マネジメント指針」に即した三つの方針に改正するとともに、学位プログラム共通の考え方や尺度である「アセスメントプラン」を策定し、教学マネジメントを確立していくことが必要であると考え、現在、内部質保証推進委員会において、三つの方針を改正するにあたっての策定要領の更新作業を進め、2022（令和 4）年度からの運用を予定している。（資料 2-17）

<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>

学部・研究科その他の組織における自己点検・評価は、各学部・研究科や各機関に置かれた「実施委員会」において、2 年周期で行っており、活動の成果を『専修大学自己点検・評価報告書』として取りまとめている。（資料 2-18【ウェブ】、2-19【ウェブ】）

実施委員会における自己点検・評価のプロセスは、「専修大学の内部質保証プロセス」において触れたとおりであるが、具体的な活動内容は次のとおりである。

① 大学基準協会が定める「点検・評価項目」に基づく自己点検・評価活動

各実施委員会は、大学基準協会の「大学基準」に対応した「チェックシート」に基づいて現状確認を行うことにより、長所・特色及び問題点を把握する。

② 「達成目標」「評価の視点」に基づく点検・評価活動

実施委員会は、必要と判断した自己点検・評価項目に対し、「達成目標」及び「評価の視点」を自ら設定し、自己点検・評価を行う。その結果は、「点検・評価の状況」として自己点検・評価委員会に報告する。「点検・評価の状況」の記入にあたっては、各自自己点検・評価項目における「現状説明」を記述したうえで、長所・特色及び問題点について触れ、併せて将来に向けた発展（改善）方策の記述を求めている。また、項目毎に 4 段階による自己評価を依頼することで、長所及び問題点の可視化を図っている。加えて、各学部及び各研究科実施委員会に対しては、内部質保証推進委員会より「重点項目」を指定し、重点項目を含めた自己点検・評価を行っている。

なお、各実施委員会の自己点検・評価結果の取りまとめ及び検証を担う組織として、自己点検・評価委員会内に「全学事項検討部会」を設置し、全学的な視点から自己点検・評価を行ったうえで、『専修大学自己点検・評価報告書』を作成している。（資料 2-20～22）

<学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

2014（平成 26）年に受審した大学評価結果では、「点検・評価の結果、問題とされた事項

について、大学全体としてこれを改善するための組織的な仕組みや体制は明確ではない」ことが総評において示され、これを受け本学では、従来の自己点検・評価体制を見直し、新たに 2019（令和元）年度より内部質保証システム体制を構築した。本学の自己点検・評価活動周期は 2 年間であることから、点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施については、2021（令和 3）年度 of 取組みとなるが、前述のとおり、三つの方針の検証に関しては内部質保証推進委員会が中心となって検証を進めている。

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応（設置計画履行状況等調査等）>

本学では、前回の大学評価において付された「努力課題」に対し、その改善状況を 2018（平成 30）年度に、「大学評価に対する改善報告書」として提出した。その後受領した大学基準協会による検討結果では、「これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた」との結果が示された。しかしながら、学生の受け入れに関しては、「引き続き改善に努められたい」との評価も受けていることから、これらの課題に対し、継続した対応を図っている。また、本学では、2019（平成 31）年度に経営学部ビジネスデザイン学科、文学部ジャーナリズム学科の設置、また、2020（令和 2）年度に経済学部現代経済学科、経済学部生活環境経済学科、国際コミュニケーション学部の設置を行ったが、これに伴う「設置計画履行状況等報告」における指摘事項に対しても、毎年真摯に対応している。（資料 2-23、2-24【ウェブ】）

法科大学院に関しては、2017（平成 29）年度に公益財団法人日弁連法務研究財団による認証評価を受審しており、これらの結果については大学 HP にて公表している。なお、付された指摘事項に対しては、改善に向けた取組みを行っている。（資料 2-19【ウェブ】）

<点検・評価における客観性・妥当性の確保>

点検・評価における客観性及び妥当性の確保については、自己点検・評価委員会規程第 17 条第 3 項において、「学長は自己点検・評価の結果について、学外の有識者等に意見を求めることができる」と規定している。これに伴い本学では、自己点検・評価活動の客観性及び公平性を担保するとともに、教育研究水準の更なる向上に資することを目的に、2020（令和 2）年度に「専修大学自己点検・評価に関する外部評価委員会（以下、「外部評価委員会」という。）」を学長の下に設置した。

外部評価委員会の構成員は、「本学名誉教授の称号を授与された者」「本学の所在する地域の地方自治体、企業等に所属する者」及び「その他委員長が特に必要と認める者」としており、現在委員長を含め 5 人を委嘱している。

当初、外部評価委員会は、対面形式による実施を予定していたが、2020（令和 2）年度については、COVID-19 の影響に伴い、書面による開催とした。なお、各委員から出された提言・意見等は、『専修大学自己点検・評価に関する外部評価報告書』として取りまとめ、学長へ報告した。報告書では、本学の教育目標である「社会知性の開発」に基づく教育が適切に行われているとの評価がある一方で、「学生たちが何に興味を持ち何に不安を覚え勉強したいと考えているのかという視点から検討すべき」「多様な学生をもっと受入れるべき」等の提言もなされた。これらについては、自己点検・評価委員会及び内部質保証推進

委員会等で検討を進めていく。(資料 2-25～2-27)

点検・評価項目 4：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

情報の公表に関しては、「教育研究上の基礎的な情報（教育研究上の目的、三つの方針、校地・校舎、学費等）」「修学上の情報等（シラバス、卒業要件、修学・進路選択・心身の健康等に関する支援等）」「教育研究上の情報（教育内容、学生の状況、国際交流・社会貢献等の概要等）」「財務状況（予算・決算、監査報告書）」「事業計画・事業報告書」「学則」「高等教育の修学支援新制度に関する情報」について、大学 HP を通して公表している。

(資料 2-28【ウェブ】)

教育研究活動の公表に関しては、本学が公的な教育機関として社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させることを目的として、教育研究活動等の研究者情報を「専修大学研究者情報システム」で一元管理し、大学ホームページを通して公表している。なお、専修大学研究者情報システムは、researchmap との連携強化を図ることを目的に、2019（令和元）年度に全面的な更新を行った。(資料 2-29【ウェブ】)

自己点検・評価結果に関しては、『自己点検・評価報告書』の全文を、大学ホームページを通して公表している。(資料 2-18、2-19【ウェブ】)

なお、これら各種の情報は、定期的に更新を行っている。また、更新にあたっては、正確かつ信頼できる情報とすべく、細心の注意を払っている。

点検・評価項目 5：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、2019（令和元）年度に内部質保証推進委員会を設置するとともに、同委員会内に「学部部会」「大学院部会」を設置することで、業務の迅速化を図っている。また、三つの方針の検証といった特定の課題に対応するワーキング・グループを設置することで、より実質的な点検・評価を行っている。

適切な根拠（資料、情報）を使用した点検・評価に関して、本学では、第 11 期（2015（平成 27）・2016（平成 28）年度）自己点検・評価活動から、点検・評価の状況の記述内容を裏付ける根拠資料の提示を求めている。また、第 13 期（2019（令和元）・2020（令和 2）年

度)自己点検・評価活動からは、「チェックシート」の作成にあたっては根拠資料の提示を求めることとした。

本学では、2018(平成30)年5月に、教務部教務課内にIR担当を設け、教学組織である教育開発支援委員会と連携し学生情報の分析・活用を行っており、内部質保証推進委員会学部部会においても、IR情報に基づき各種の検証を行っている。2019(令和元)年度は、GPS-Academic(外部アセスメントテスト)の結果を用いて、「思考力スコアと諸要因」「卒業認定・学位授与の方針の検証」について、教育開発支援委員会と教務課IR担当者との協働により分析を行い、報告書を作成した。報告書の内容については、内部質保証推進委員会学部部会において報告した。また、教務課IR担当では、ネットワーク情報学部生を対象とした汎用的技能等の学修成果の検証を行った。この内容は、今後、本学における教学マネジメントを確立しPDCAサイクルを機能させていく上での参考となるとともに、カリキュラム・マップの適切性の検証、DP及びCPの検証、実際のカリキュラムの検証といったことにも関連することから、内部質保証推進委員会学部部会において報告した。2020(令和2)年度には、GPS-Academicに自由記述設問を大学が設定できる仕様となったため、教育開発支援委員会と教務課IR担当者との協働により、自然言語処理の技術であるトピックモデルを用いて文書を分類し、自由記述設問から得られた膨大なデータを分析した。この分析結果については、報告書をまとめて内部質保証推進委員会学部部会で報告し、点検・評価活動に活かしている。(資料2-30~2-32)

2020(令和2)年度は、COVID-19の影響によりオンライン授業を展開した。これに伴い本学では、学生を対象にオンライン授業の質向上に資することを目的とした大規模アンケート調査を前期末に実施し、約7,000人からの回答を得た。教務課IR担当では、本アンケート調査結果やGPS-Academic結果等を用いて、「学生の学修時間及び学修行動」及び「2020年度前期成績の分析」を行った。ここで得られた知見等については、後期オンライン授業実施の基本方針や各授業のデザインについてのガイドラインについて取りまとめた「後期オンライン授業に向けて授業デザインの原則と若干のティップス」の作成にも活かされた。(資料2-33~2-36)

【長所・特色】

○教育開発支援委員会と教務課IR担当との協働で行った、GPS-Academic等で得られた各種データの分析は、定性的な分析に留まりがちなDPの検証や自由記述のデータなどについても、専門的な統計手法を用いて定量的な分析結果を導き出すなど、他大学と比較しても先駆性および独自性のある取り組みであり、本学の内部質保証システムに重要な役割を果たしている。

【問題点】

○本学では、2014(平成26)年度に受審した大学評価の総評において、内部質保証に関して「点検・評価の結果、問題とされた事項について、大学全体としてこれを改善するための組織的な仕組みや体制は明確ではない」「自己点検・評価規程と組織の実態に乖離が

見受けられる」ことが示された。これを受け、2019（令和元）年度に内部質保証推進委員会を設置し、併せて自己点検・評価規程を改正し、内部質保証プロセスを構築するとともに、規程と組織の実態の乖離を是正した。新たな内部質保証プロセスの構築により、大学全体として改善するための組織的な仕組みや体制は制度化し、実際の運用を開始した。今後、第13期（2019（令和元）・2020（令和2）年度）の『自己点検・評価報告書』が自己点検・評価委員会より提示されるが、内部質保証推進委員会が、報告書で記された課題や特色を次期の目標・計画に反映させていくことが求められる。また、内部質保証に関して、学内での啓蒙についてもこれまで以上に取組んでいく必要がある。「大学全体レベル」「プログラムレベル」「授業レベル」といった様々なレベルにおいて内部質保証推進委員会が適切に支援することで実質化を図ることとしたい。

【全体のまとめ】

- 本学では、専修大学内部質保証推進委員会規程第2条において、内部質保証を「自己点検・評価等を適切に機能させることにより、本学が行う教育研究活動の質の向上を図り、本学の教育研究活動が一定の水準を満たすものであることを恒常的かつ継続的に自らの責任において説明し、及び証明すること」と定義している。また、同規程や専修大学自己点検・評価規程によって、内部質保証のための手続を明示している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制としては、内部質保証推進委員会を設置している。同委員会の構成員は、全学的な教学マネジメントを担う教学役職者（学長、副学長、各学部長、各大学院研究科長、法科大学院長 他）によって構成されており、適切な委員構成となっている。なお、同委員会内には、「学部部会」及び「大学院部会」を設置し、各々の固有の内部質保証に関する業務の迅速化を図っている。

内部質保証システムについては、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針が、本学21世紀ビジョン「社会知性の開発」を具現化するために策定され、この三つの方針のもとPDCAサイクルを機能させている。内部質保証のプロセスは、2年周期で実施し、三つの方針が適切に設定され、方針に基づいて適切に教育が展開されていることを検証している。また、PDCAサイクルを機能させる取組として、内部質保証推進委員会が重要と位置付けた項目について、各機関が自己点検・評価を行う仕組みを構築している。学部・研究科等における自己点検・評価については、内部質保証のプロセスと連動させて、2年周期とし、「専修大学自己点検・評価報告書」としてまとめている。第2期大学評価では「努力課題」とされた項目があったが、改善状況を2018（平成30）年度に「大学評価に対する改善報告書」として提出した。なお、本学では、2020（令和2）年度に「専修大学自己点検・評価に関する外部評価委員会」を設置し、点検・評価における客観性及び妥当性の確保を図った。

こうした点検・評価結果や教育研究活動、財務、その他の諸活動の状況等については、本学ホームページを通じて公表し、社会に対する説明責任を果たしている。

内部質保証システムの適切性の定期的な点検・評価は、2年周期のPDCAサイクルを内部質保証推進委員会が統括し、適切性・有効性の検証をしている。特に教務課内に設置したIR担当との連携によって、学生情報の分析・活用を行っていることは特筆すべき取

組と考えられる。

本学は、2019（令和元）年度に内部質保証推進委員会を設置し、新たな内部質保証システムの構築に取り組み、2年周期のPDCAサイクルを終えようとしている。今後は、この2年間の経験を踏まえ、より有効性の高い内部質保証システムが運営できるよう、努力していくことが求められている。

第3章 教育研究組織

【現状説明】

点検・評価項目1：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、1880（明治13）年、米国の教育制度にならい専門教育課程を組織的に日本語で教える「経済科」「法律科」を併設した「専修学校」が始まりである。「経済科」は日本で初めて作られた経済部門の高等教育機関であり、「法律科」は私学で最初に設けられた法学の高等教育機関である。本学では、前述した理念・目的を踏まえ、その実現に必要な学部・学科・大学院研究科等の教育研究上の組織を編成している。

①学部

本学は、一部（昼間部）経済学部、法学部、経営学部、商学部、文学部、ネットワーク情報学部、人間科学部、国際コミュニケーション学部の8学部20学科、二部（夜間部）経済学部、法学部、商学部の3学部3学科を擁する人文・社会科学系総合大学である。各学部ともに本学の21世紀ビジョンである「社会知性の開発」の具体的な推進を目ざし、教育活動を行っている。なお、二部（夜間部）3学部3学科は、2020（令和2）年4月に学生募集を停止している。（資料3-1、1-1【ウェブ】、大学基礎データ（表1））

②大学院・専門職大学院

本学では、大学院として経済学研究科、法学研究科、文学研究科、経営学研究科及び商学研究科の5研究科13専攻を設置している。各研究科ともに、学問の自由を尊重し、学術の理論及び応用を教授研究し、その精深を究めて、人類文化の発展に寄与することを目ざし教育活動を行っている。また、専門職大学院として法務研究科法務専攻を設置し、自由かつ公正な社会の形成を図るため、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた将来の法曹を養成している。（資料1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、大学基礎データ（表1））

③付置研究所その他の諸機関

（ア）研究所

研究所の付置は、専修大学学則（以下、「学則」という。）第54条第1項に規定している。本学には、社会科学研究所、会計学研究所、今村法律研究室、経営研究所、商学研究科、人文科学研究所、法学研究所、スポーツ研究所、情報科学研究所、自然科学研究所の10研究所を付置している。各研究所は、本学の理念・目的に基づき、それぞれの目的、事業、所員の資格、総会での審議事項などを規程に定め、規程に基づく運営を行っている。（資料3-2～3-11、大学基礎データ（表1））

(イ) 社会知性開発研究センター

社会知性開発研究センターの付置は、学則第 54 条第 2 項に規定している。社会知性開発研究センターは、専修大学の 21 世紀ビジョンである「社会知性の開発」の観点から学術及び文化の諸領域にわたる研究プロジェクトが行う「社会知性の開発」に係る専門的、学際的及び総合的な研究並びにこれらに関する教育活動を推進し、もって社会の発展に寄与することを目的としたものであり、主な事業は、「調査研究及び研究プロジェクトの企画、実施及び発表に関すること」「調査研究の受託及び共同研究の推進に関すること」「国際機関、世界各地域の大学及び研究機関との協力、提携及び交流に関すること」などである。(資料 3-12)

現在の拠点活動状況は次のとおりである。2014（平成 26）年度に文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に選定された「古代東ユーラシア研究拠点」、「ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点」、「アジア産業研究拠点」は 5 年間の選定期間を終了したが、新たな外部研究資金獲得に向けて学内研究プロジェクトとして本学の助成を受けながら研究を継続している。このうち「アジア産業研究拠点」は、神奈川県が募集した『大学発・事業提案制度』に申請し選定され、SDGs の普及・浸透を目的とした事業に取り組むことが決まっており、2020（令和 2）年度末で学内研究プロジェクトとしての活動を終了し、2021（令和 3）年度から新たな研究拠点として活動を開始する。そのほかの 2 拠点は、外部団体が募集する研究事業へそれぞれ申請を行っており、選定されれば同様に 2021（令和 3）年度から外部研究資金による拠点となる。また、2015（平成 27）年度から成果報告を行いつつ支援を継続されてきた「四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点」は、支援元である中国・四川師範大学四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センターとの複数年に渡る共同調査研究実施を目的とした覚書（「四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センター/四川・ローカルリスクコミュニケーション研究センター共同調査研究に関する覚書」）により、同所における継続的な調査・研究を行っている。そのほかに寄付金を研究活動資金とする研究プロジェクト「複式簿記普及事業推進研究拠点」が 2019（令和元）年度に新たに立ち上げられ（2021（令和 3）年度まで）、研究活動を行っている。(資料 3-13【ウェブ】、3-14【ウェブ】)

(ウ) 心理教育相談室

心理教育相談室の付置は、学則第 54 条の 3 第 1 項に規定している。

心理教育相談室は、臨床心理学の専門家である大学教員、臨床心理士の資格を持つ相談室カウンセラー、大学院生などの専門スタッフがチームを組み、地域の中で親しまれる相談室として、様々なこころの悩みや心理的な問題を抱える地域の方の相談に応じている。相談室の機能及び業務、相談室の構成、相談室員の責務等については、専修大学心理教育相談室規程に規定しているほか、相談業務に関し必要な事項は、専修大学心理教育相談室規程細則にて定めている。(資料 3-15、3-16)

(エ) 情報科学センター

情報科学センターの付置は、学則第 54 条の 4 第 1 項に規定している。

情報科学センターは、本学における教育及び研究のためのコンピュータ資源、ネットワークシステム等を提供し、その利用を促進させるとともに情報科学及び情報処理に関する教育の支援を図ることを目的に設置している（専修大学情報科学センター規程第1条）。情報科学センターでは、上記の目的を達成するために、「センター施設における教育及び研究のためのコンピュータ資源等の管理運用に関する事項」「情報処理についての教育及び研究の支援に関する事項」「講習会、講座及び講演会の開催に関する事項」「学術情報のネットワーク利用に関する事項」等についての業務を行っている（同規程第2条）。（資料 3-17、3-18【ウェブ】）

（オ）国際交流センター

国際交流センターの付置は、学則第54条の5第1項に規定している。

本学では、外国の大学又は研究機関との学術文化交流を推進し、本学の教育研究の充実発展に寄与することを目的として、専修大学国際交流センター（以下、「国際交流センター」という。）を設置している。

国際交流センターの業務等については、専修大学国際交流センター規程に規定しており、同規程に従って運営している。（資料 3-19、3-20【ウェブ】）

その他、学則第55条では「本大学に、学生部、就職部、体育部その他学生支援機関を付置する」とあり、それぞれ組織的な支援体制を整えている。

④全学カリキュラム組織

学士課程に関する事項のうち、転換・導入科目、教養科目及び外国語科目に関する事項を協議し、必要に応じて、これらの科目と専門科目並びに教職課程科目、司書課程科目、司書教諭課程科目、学校司書課程科目及び学芸員課程科目との連携等について調整を図ることを目的として、「専修大学全学カリキュラム協議会（以下「全学カリキュラム協議会」という。）」を置いている。また、全学カリキュラム協議会のもとに、「教養系科目運営委員会」「人文・社会科学系科目運営委員会」「転換・導入科目運営委員会」「融合領域科目運営委員会」を置くことで、円滑な業務遂行を図っている。（資料 3-21～25）

点検・評価項目2：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、各学部、大学院、研究所、センター等の教育研究組織のそれぞれに自己点検・評価実施委員会を置き、各組織の適切性について、根拠資料に基づき定期的に検証を行っている。（資料 2-18【ウェブ】）

各機関別自己点検・評価実施委員会による点検・評価は、2年間を1サイクルとしており、検証された内容は、「自己点検・評価委員会」によって精査され、2年度毎に『自己点検・評価報告書』を学長に提出し、大学ホームページを通して社会へ公表している。また、

内部質保証推進委員会では、提出された『自己点検・評価報告書』の内容に基づき、内部質保証を推進するための目標・計画等を設定することとしている。

なお、前回の大学評価（2014（平成 26）年度）以降、本学では、高等教育を取り巻く社会環境の変化や学術研究の進展に伴う社会的な要請、進学希望者の動向などを十分に踏まえるとともに、特に、昨今の進学需要や人材需要の動向を見据え、新学部・学科の設置を進めてきた。2019（令和元）年度には、既設の経営学部における教育研究実績を基盤とする新たな教育研究の展開に向けて経営学部ビジネスデザイン学科を設置するとともに、既設の文学部人文・ジャーナリズム学科を発展的に改組して、その教育課程及び教育組織等を基に、ジャーナリズム学科を設置した。また、2020（令和 2）年度には、既設の文学部日本語学科を発展的に改組転換し、日本語学科と異文化コミュニケーション学科からなる国際コミュニケーション学部を設置するとともに、既設の経済学部経済学科を発展的に改組転換し、現代経済学科と生活環境経済学科を設置した。（資料 2-23【ウェブ】、2-24）

大学院では、産業構造が急速に変化しているなか、問題の本質を見極める経済学的思考能力と、客観的データに基づく高度な分析能力が大きな力となると考え、企業動向、産業動向、マクロ経済動向等を分析できる高度な能力を持った人材の育成を目的に、社会人はもとより学部からの進学者も対象に、2016（平成 28）年度に経済学研究科修士課程エコノミックリサーチコースを開設した。（資料 3-26【ウェブ】）

【長所・特色】

○社会知性開発研究センターでは、東南アジア圏との交流強化の一環として本学が進める「日本・ラオスプロジェクト事業」の教育・研究カテゴリーを担う拠点として 2019（令和元）年度に「複式簿記普及事業推進研究拠点」を設置した。本拠点では、ラオスでの複式簿記普及を目的に、二つの取組み（①ラオス語による簿記テキストの開発、②ラオス語による簿記検定試験実施の支援）を推進している。海外客員教授としてラオス国立大学から受け入れた会計学を専門とする教員を拠点メンバーに迎え、ラオス語による複式簿記のテキスト（初級・中級）を作成しており、そのテキストを用い、現地において簿記セミナー及び簿記検定のプレテストを実施することを予定している。これらの活動は、本学の理念・目的とも適合するとともに、大学等を取り巻く国際的環境等への配慮にも資する取組みとして評価できる。なお、「日本・ラオスプロジェクト事業」は、本学が 2019（平成 31）年に、ラオス国立大学、ラオス国立大学経済経営学部、ラオス商工会議所、川崎商工会議所、専修大学会計学研究所との間で締結した「ラオス国内における簿記教育の発展・普及に係る協力協定」に基づく事業である。（資料 3-14【ウェブ】）

○専修大学では、創立 140 周年に向けた学部・学科構想を具現化するため、新たな学部・学科の設置及び既存学部・学科の移設等の取組みを推進してきた。2020（令和 2）年度の国際コミュニケーション学部新設、経済学部経済学科の再編に係る設置手続き、並びに商学部の神田キャンパス移転が滞りなく終了したことで、2016（平成 28）年度から進めてきた教育組織の改革が完了した。

【問題点】

○特になし

【全体のまとめ】

○本学では、1880（明治 13）年の創立時から、建学時の精神を引き継ぎながら、そして、現在では 21 世紀ビジョン「社会知性の開発」の具現化を目指して、教育研究組織を設置している。

学部・研究科の設置は、人文・社会科学系総合大学として、学部は 8 学部 20 学科（募集停止した二部 3 学部は除く）、大学院は 5 研究科 13 専攻、専門職大学院（法務研究科法務専攻）に及んでいる。また、附置研究所、センターその他の組織の設置は、10 研究所、社会知性開発研究センター、心理教育相談室、情報科学センター、国際交流センター等となっている。

各学部、大学院、研究所、センター等の教育研究組織には、各々に自己点検・評価実施委員会を置き、各組織の適切性について、根拠資料に基づいて定期的な検証を行っている。こうした点検・評価をもとに、社会環境の変化や社会的要請、進学希望者や人材需要の動向を検証し、「社会知性の開発」の具現化を目指し、2020（令和 2）年度に国際コミュニケーション学部新設、経済学部経済学科の再編、商学部神田キャンパス移転を実行したことは特筆すべき事項である。

また、「社会知性の開発」の観点から学術及び文化の諸領域にわたる研究プロジェクトを推進する社会知性開発研究センターは、本学の研究組織の特徴と位置付けられ、今後も継続した研究活動とその成果の社会還元を実施していく。

第4章 教育課程・学習成果

【現状説明】

点検・評価項目1：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

学部・学科の卒業認定・学位授与の方針（以下、「DP」という。）は、専修大学学則（以下、「学則」という。）2条の2において規定する大学の目的及び人材養成に関する目的その他教育研究上の目的に基づき、全学（学士課程全体）について設定するとともに、これを踏まえ学部・学科ごとに設定している。具体的には、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」として明示している。研究科・専攻・課程のDPについても、大学院学則第3条及び専門職大学院学則第1条に規定する目的及び人材養成に関する目的その他教育研究上の目的に基づき設定している。（資料1-1【ウェブ】、1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-14【ウェブ】）

DPは、教育課程編成・実施の方針（以下、「CP」という。）、入学者受入れの方針（以下、「AP」という。）とともに「三つのポリシー」として、大学HPを通して公表している。また、学部においては『学修ガイドブック』、大学院においては『大学院要項』、法科大学院においては『法科大学院要項』を学生に配付することで、学生が容易に情報を得られるよう配慮している。（資料1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-8、4-1【ウェブ】）

学部・学科では、学士課程教育における学習成果について、本学の21世紀ビジョンである「社会知性の開発」を頂点に据えた、以下に示す3層構造からなる「本学学士課程教育における学修成果を示す共通観点（以下、「共通観点」という。）」を設定している。上述の「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」は、共通観定の第2階層に該当し、学科ごとのDPは、第2階層の各観点を網羅したものとなっている。この基本的な構造を踏襲して、2019（令和元）・2020（令和2）年度には、新学部・学科設置及び全学的なカリキュラム改正に伴って三つのポリシーの見直しを行った。その他、ネットワーク情報学部では、日本学術会議が示している「大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準」の内容を考慮することで、当該学位にふさわしい学習成果を明示している。（資料2-37）

法科大学院では、DPを、本学の基本方針である「社会知性の開発」に基づき、実務法曹にとって最も必要な資質・能力である「議論による問題解決能力」を修得していることとし、共通言語である「法律学の基礎理論」を元に、反論も踏まえた上で、具体的事例・問題にそれを適用し展開・発展させる能力が一定レベルに達していることと定めている。これらは、『法科大学院要項』で周知するとともに、大学HPでも広く公開している。そのうえで、各科目に、「授業の目的と到達目標」を明らかにし、それに基づく成績評価を実施している。その上で、進級・修了については、通算のGPAが2.00以上であることを要件としている。（資料1-8、2-8【ウェブ】、4-1【ウェブ】）

(本学学士課程教育における学修成果を示す共通観点)

第1階層	第2階層	第3階層	第3階層の解説
社会知性の開発	知識・理解	各分野の基本的な知識の理解	①特定の学問分野における基本的な知識を体系的に理解する。 ②幅広い領域の知識を身につけ、専門分野に対する複合的な視点を確立する。
		多文化・異文化、文化・社会・自然の理解	知識体系の意味と自己の存在を文化・歴史、社会、自然と関連付けて理解する。
	関心・意欲・態度	学問分野への関心	①自主的・継続的に学ぶことができる。 ②学修の成果を自らの生活や社会に還元しようとする態度を持つ。
		生涯学習力	①健康で文化的な生活を営むために必要な知識と方法を習得し、自らの生活の質を高めることができる。 ②卒業後も自律・自立して学習できる能力を身につける。
		国際的な視点	①制度・慣習・言語・文化等を異にする国や地域同士あるいは人間同士の相互理解や差異を認めた上での相互尊重の視点を持つことができる。 ②異文化の理解、多様な世界観の獲得のために、母語以外の外国語の運用能力を修得する。
		市民としての社会的責任	社会の一員としての意識を持ち、義務と権利を適正に行使しつつ、異なる価値観を受け入れ、世界全体の発展のために市民として果たす役割を自覚することができる。
		チームワーク、リーダーシップ	他者と協調・協働して目的の達成に向けて行動できる。また、他者に方向性を示し、目的の達成のために動員できる。
		倫理観	自己の良心と社会の規範やルールに従って行動できる。
	技能・表現	コミュニケーション・スキル	①様々な価値観や判断基準の異なる考えを受け入れ、言語や非言語的手法を用いて、他者や異文化と交流することができる。 ②母語および外国語の活用能力とリテラシーを獲得し、自分自身の思考と判断を、明晰かつ適切に表現することができる。
		数量的スキル	自然や社会的な事象について、数値データを活用して分析し、理解し、表現することができる。
		情報リテラシー	多様な情報を収集し、適切な選択・加工・整理・分析を行った上で、発信することができる。
	思考・判断	論理的思考力（抽象的、演繹的、帰納的）	情報や知識を複眼的、批判的、論理的に分析し、自分の意見として表現することができる。
		問題解決力・問題設定能力	問題を発見し、解決可能な問題として設定し、解決に必要な情報を収集・分析・整理し、その問題を確実に解決できる。

点検・評価項目2：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：「教育課程の体系、教育内容」「教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等」を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及

び公表

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の適切な連関

＜「教育課程の体系、教育内容」「教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等」を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表＞

学部・学科のCPについても、DPと同様に全学（学士課程全体）について設定し、これを踏まえ学部・学科ごとに設定している。各学部・学科のCPは、原則として「教育課程」「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」の各区分で構成し、CPに関する基本的な考えを明確に示している。ただし、ネットワーク情報学部の構成は上記と異なっているが、内容の面では前述の区分を網羅している。

研究科・専攻・課程のCPは、原則として「教育課程の編成／教育内容・方法」及び「学修成果の評価方法」の区分で構成し、学部・研究科同様にCPに関する基本的な考え方を明確に示している。

CPは、大学HPを通して公表するとともに、学部においては『学修ガイドブック』、大学院においては『大学院要項』、法科大学院においては『法科大学院要項』を学生に配付することで、学生が容易に情報を得られるよう配慮している。（資料1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-8、2-8【ウェブ】）

＜教育課程の編成・実施方針と学位授与方針の適切な連関＞

学部・学科、研究科・専攻・課程ともに、CPの「学修成果の評価方法」において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明示することで、DPとの連関を図っている。また、学部・学科のCPには、「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」及び「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」の区分を設けていることで、両者の連関が一層明確なものとなっている。

前述のとおり、各学部・学科のDPは、「共通観点」の第2階層である「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」の4つの観点を網羅したものとなっている。本学学部・学科では、こうした点を踏まえ、2019（令和元）年10月開催の「全学カリキュラム協議会」において、「カリキュラム・マップの作成について（願）」を提案し、学部長懇談会での意見に基づく修正を加えた後、協議会委員に対して正式にカリキュラム・マップの作成を依頼した。作成したカリキュラム・マップは、2019（令和元）年12月の全学カリキュラム協議会、学部長会及び各学部教授会で確認した。（資料4-2～4-4）

両者の関係については、DPの箇条書きとした各記述の文末に共通観点第2階層の各観点をカッコ書きで記載し、カリキュラム・マップは、その第2階層に対する各授業科目の対応状況を○印で示すものであることから、構造上、DPとカリキュラム・マップの整合性は取れていることとなる。これを学科ごとに検証した結果、すべての学科のDPにおいて第2階層の各観点が網羅され、カリキュラム・マップではすべての観点到○が付されていることから、両者の整合性を確認することができた。

しかしながら、各観点到付された○の数については、学科間の差異があり、今後、内容の修正等を行う場合には、ガイドライン等の作成を検討することが必要であると考えられる。また、本学のカリキュラム・マップがDPの記述への対応を示すものではなく、観点到

の対応を示すものであることなどから、抜本的な構造の変更についても、検討の余地がある。

なお、これらに関連することとして、教育開発支援委員会との連携により、2020（令和2）年度の講義要項（シラバス）においては、各授業科目とDPとの関連を明示している。

（資料 4-5～4-8）

大学院研究科においてもDPとCPの適切な関連を図っている。法学研究科修士課程では、DPにおいて、法学又は政治学に関する学識やそれを理解し活用する能力が書かれているのに対して、CPにおける専門知識と分析方法の教授が対応している。また、DPでは、研究論文を作成できる能力について書かれているが、これにはCPにおける、研究テーマに沿った学位論文の作成指導が対応する。博士後期課程では、DPにおいて、民事法学、公法学または政治学の研究者として研究するのに必要な能力や学識、独創的な研究成果を生み出す能力等を求めているが、CPでは、民事法学、公法学、基礎法学および政治学の高度な専門性を有する授業を行うとしている。（資料 1-7【ウェブ】、4-1【ウェブ】）

法科大学院では、「社会生活上の医師」としての役割を担う法曹に必要な法的思考力及び問題解決能力を十分に修得させるとともに、法曹としての強い責任感・倫理観をもって、法曹界のみならずビジネスの先端的・国際的分野を始めとして社会のあらゆる分野で活躍できる法律家を育てるために、適切な科目設定・区分の下に、授業科目を配している。DPとして、共通言語である「法律学の基礎理論」を元に、反論も踏まえた上で、具体的事例・問題にそれを適用し展開・発展させる能力が一定レベルに達していることを定め、CPとして、これを「議論による問題解決能力」の修得と具体化し、その獲得方法を定めている。DP及びCPについては、法科大学院要項及び大学HPにおいて公表している。（資料 1-8、1-12【ウェブ】、4-1【ウェブ】）

点検・評価項目3：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置>

①教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

学部・学科におけるCPは、「教育課程」「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」で構成され（ネットワーク情報学部は「教育課程」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」だが上記の内容を網羅している）、概念的な方針の記述とはせず、DPとの関連を明記しつつ、教育課程の構造や内容等についても詳細に説明している。そして、「学修成果の評価方法」には、DPで掲げる要件について、修得すべき単位数等を教育課程上の具体的な内容で示している。このことから、DPと教育課程の整合性は取れているといえる。

（資料 2-8【ウェブ】）

学部の取組み事例として、ネットワーク情報学部では、教務委員会がカリキュラムチャ

ート（『学修ガイドブック』に記載）を作成し、整合性を確認している。また、各研究科の取組事例として、経済学研究科では、CPに従い、修士課程については経済学専攻の4コースに対応する講義・演習・研究論文指導の科目を、博士後期課程については経済学専攻に対応する講義・演習の科目を設置している。併せてCPにある「論文発表会」も実施している。これらにより、CPと教育課程の整合を図っている。（資料1-6【ウェブ】）

②教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

学部・学科の教育課程は、順次性及び体系性に配慮して「転換・導入科目」「教養科目」「外国語科目」「専門科目」の4つの科目区分で編成している。また、各学部の「専門科目」においても、基礎から応用・発展的内容へ段階的に学ぶことができるよう教育課程を編成しており、学習の順次性に配慮して年次配当を行っている。さらに、全学部で実施している「科目ナンバリング」によっても、順次性及び体系性を明確なものにしている。（資料4-9、4-10【ウェブ】）

学部・学科の科目ナンバリングは、6桁のアルファベットと数字で構成されるコースコードで表し、2019（令和元）年度から導入している。コースコードは、「①分野コード（科目の学問分野を表す）」「②水準コード（科目のレベル、水準や難易度を0～4の5段階で表す）」「③科目開講学部等コード（開講学部や科目区分等）」から構成し、授業科目ごとにコードを付与している。

科目ナンバリングと教育課程の整合性については、「全学カリキュラム協議会」において科目ナンバリングの水準コードごとに科目数と分野コードの配置状況を示した学科別の表を作成し、検証を行った。その結果、共通する傾向として、以下の4点が確認された。

- ①水準コード「0」には、全学カリキュラム協議会関係科目のみが配置されている。
- ②水準コード「1」には、多くの全学カリキュラム協議会関係科目が配置されているが、専門科目については、低年次に配当されている必修科目等、学問分野の入門的位置づけの授業科目に絞って配置されている。
- ③水準コード「2」「3」は、全学カリキュラム協議会関係科目では中級から上級レベルの外国語科目が主となり科目数も絞られているが、専門科目では各学科の方針に基づいた、多様な授業科目が配置されている。
- ④水準コード「4」は、ゼミナール、卒業論文等、学士課程で学修する最高水準の授業科目が配置されている。

これらから、各学科の教育課程は、教育課程編成・実施の方針と科目ナンバリングの趣旨を適切に踏まえて設定されているものと考えられ、科目ナンバリングと教育課程の整合性が取れていると判断できる。今後は、学科単位で分野コードに基づく学修成果の検証などを行うことで、教育課程の順次性および体系性について、一層の充実が期待できる。（資料4-4）

学部の取組み事例として、ネットワーク情報学部では、全学的なナンバリングに加え、学部独自のカリキュラムチャートを作成し、順次性・体系性を確認しているとともに、『学修ガイドブック』にカリキュラムチャートを掲載することで、履修指導において効果をあげている。また、経済学部では、専門科目における履修系統チャートを作成し、また年次配当を明示することで理解を容易にする工夫を行っている。（資料1-6【ウェブ】）

大学院研究科においても学年進行につれ内容が高まる順次性と体系性に考慮した適切な教育課程を編成している。文学研究科社会学専攻では、修士課程・博士後期課程とも、1年次ではコースワークを中心に学修し、修士課程2年次及び博士後期課程2年次以降に、修士論文及び博士論文作成に向けて、それぞれの論文中間報告を複数回行うことを義務付けている。(資料4-1【ウェブ】)

③単位制度の趣旨に沿った単位の設定

本学では、大学設置基準第21条に定められた単位制度の趣旨に基づき、学則第5条の5において「講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする」「実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする」等と規定している。これに基づいて、各授業科目の単位を適切に設定している。また、シラバスに具体的な準備学習の内容と学習時間を明示することを、「講義要項(シラバス)執筆要領」に明記し、シラバスに反映している。(資料1-1【ウェブ】、4-5～4-8)

④個々の授業科目の内容及び方法の適切性

個々の授業科目の内容及び方法は、学則第5条第1項「授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする」に従い、CPに基づいて実施している。全学(学士課程)のCPには、教育内容・方法として以下の通り定めている。(資料2-8【ウェブ】)

①転換・導入科目

転換教育として、少人数演習形式の「専修大学入門ゼミナール」を設置し、社会知性の開発を目指す専修大学の学生としての自覚と心構えを持ち、大学での学修に求められる技能や能力(読解力・思考力・プレゼンテーション力・文章力)を身につけます。

導入教育として、専門的な知識・技能とそれに基づく思考方法や地球的視野からの視点をもつための基礎となる内容を学修します。同時に、大学で学ぶときだけではなく、生涯学ぶうえで社会においても必要とされる基礎的な力を身につけます。授業は、各科目の目的に応じて、講義または演習形式で行います。

②教養科目

専修大学における教養教育は、各学部・学科の専門教育を相対化し、専門教育の範囲を超えた広い領域の知識・技能を学び、異なる視点から問題にアプローチすることを目的としています。教養科目では、こうした学部・学科を超えた普遍性を基本理念とし、多面的なものの見方の基礎を養成するために、「人文科学基礎科目」、「社会科学基礎科目」、「自然科学系科目」、「融合領域科目」および「保健体育系科目」で構成しています。

③外国語科目

外国語科目では、教養科目同様、学部・学科を超えた普遍性を基本理念とします。英語をはじめとする外国語の運用能力を獲得し、適切なコミュニケーションを行うことで、世界の文化や社会について理解を深め、幅広い視野からさまざまな問題に取り組む力を身につけることを目的とし、「英語」、「英語以外の外国語」および「海外語学研修」で構成して

います。

④ 専門科目

専門科目では、専門的な知識・技能とそれに基づく思考方法や、主体的に問題の解決に取り組む能力を身につけるために、それぞれの学科において、基礎から発展・応用的内容へと段階的な科目配置にしています。

個々の授業科目の内容及び方法の適切性の担保にあたっては、教員相互が、他の教員のシラバスをチェックし、教育の内容・方法・評価基準について、協議し、調整を図ることが有効である。教育開発支援委員会では、2019（令和元）年11月に、専任教員を対象としたシラバス作成方法についてのFD研修を同委員会が中心となり全学的に実施した。また、シラバスの記載内容が適正であるかといった観点から、担当教員以外の第三者による組織的なシラバスチェックの検討依頼を併せて行った。各学部の取組み事例としては、各学部のカリキュラム運営等を担う組織（カリキュラム委員会又は教務委員会）が、教育方法の勉強会を定期的で開催し、適切な教育方法となるよう、教員が研究する機会を設けるといった取組みを行っている。（資料 4-12）

大学院研究科においても、大学院学則第6条に従い、各研究科で定めたCPの「教育内容・方法」に基づき、授業科目の授業及び研究指導により教育を行っている。授業科目の授業は、講義、演習、実験、実習又はこれらの併用によって行うものとしている。（資料 1-4【ウェブ】、2-8【ウェブ】）

⑤ 授業科目の位置づけ（必修、選択等）の適切性

授業科目の位置づけ（必修、選択等）は、学則第5条の4第1項において「転換・導入科目」「教養科目」「外国語科目」「専門科目」ごとに卒業要件単位数を設定している。専門科目については、CPにおいて学部・学科ごとに「科目群」「履修モデル」等を提示し、併せて、必修科目、選択科目の別も提示している。授業科目の位置づけの適切性については、カリキュラム・マップやカリキュラムチャート等を用いて、各学部のカリキュラム運営等を担う組織（カリキュラム委員会又は教務委員会）において確認している。（資料 1-1【ウェブ】、1-6【ウェブ】、4-13、大学基礎データ（表4））

学部の取組み事例として、経営学部では、専門科目の「基礎科目」に経営学の根幹を成す学問領域である経営、会計、経済、マーケティング、情報・統計、経営管理に関する科目として12科目24単位を必修科目として配置するなど、適切に設定している。さらに各学科の中心となる演習科目、及び基幹科目には、学生が理論と実践とを融合しながら、より体系的に履修できる卒業要件単位を設定している。また、国際コミュニケーション学部異文化コミュニケーション学科では、複数の外国語によるコミュニケーション能力を確実に修得させるために、外国語の学修を「専門科目」と位置付けて必修にしている。専門科目の必修の中には、2年次全員が半期間（前期）に留学する「海外研修」を置き、外国語の学修を行う科目と関連させて学ぶようにしている。また、「海外研修」からの帰国後は、専門科目の中の中から、選択する科目によって、国際社会への複眼的な視点を持ちながら、課題設定・分析・発表・議論の能力を習得できる科目を配置することで、国際人としての社会知性を身に付けられるようにしている。（資料 1-6【ウェブ】）

大学院研究科においては、大学院学則第6条第3項において提示している。履修にあた

っては、研究科、専攻、課程ごとに示した主要科目の中から1特論科目（特研科目）を選択し、これを学生の専修科目とするとしている。各研究科の取組み事例として、経済学研究科では、学位論文作成に向けた指導を内容とする科目（修士課程の演習科目及び研究論文指導、博士後期課程の演習科目）を必修とすることに加え、特にエコノミックリサーチ・コースにおいてはコースの学修内容に配慮して理論系の講義についても必修科目を設けている。また、文学研究科においては、必修科目は最小限とし、選択科目により学生個々の興味・関心に沿った学修を実現可能としている。また、大学院生が履修計画を立てる際の一助となるよう、履修モデルや、授業に関連して修了時に取得できる各種資格の認定手続きをHP等に明示している。（資料 1-4【ウェブ】、1-7【ウェブ】、4-1【ウェブ】）

⑥初年次教育、高大接続への配慮

初年次教育・高大接続への配慮として、本学では、教育課程の科目区分に「転換・導入科目」を設けている。その中の科目のひとつである「専修大学入門ゼミナール」は、到達目標として「大学で学ぶことの意味を充分理解する」「専修大学の歴史を学び、専修大学で学修することの意義を理解する」「大学で学ぶための基本的な技法（アカデミックスキル）を修得し、実践することができる」の3点を掲げている。アカデミックスキルの修得に関しては、シラバスにおいて「講義でのノートのとり方」「資料の収集方法」「報告の方法（レジュメの作成方法）」「討論の方法」「論文（レポート）の書き方」など、大学における学修の方法を明示している。「専修大学入門ゼミナール」では、全学部共通のテキストとして、本学専任教員が執筆し本学出版企画委員会が発行する『新・知のツールボックス』を利用している。本書は、新入生全員に配付しているほか、他大学においても初年次教育の教材として活用されている。（資料 4-14、4-15）

「転換・導入科目」では、「専修大学入門ゼミナール」以外にも、本学の21世紀ビジョンである「専門的な知識・技能とそれに基づく思考方法や地球的視野からの視点」を持つための基礎となる内容を学修すると同時に、大学で学ぶときだけでなく、生涯学び続けるうえで社会においても必要とされる基礎的な力を身に付けるために、中教審答申などで指摘されている「学士力」を意識した科目として、「キャリア入門」「あなたと自然科学」「データ分析入門」等を置き、初年次教育を行っている。（資料 4-16～4-18）

⑦教養教育と専門教育の適切な配置

教養教育については、科目区分「教養科目」「外国語科目」に、専門教育については、科目区分「専門科目」に、それぞれ順次性及び体系性に配慮して適切に配置している。

「教養科目」は、「人文科学基礎科目」「社会科学基礎科目」「自然科学系科目」「融合領域科目」「保健体育系科目」から構成している。これらの科目は、各学部・学科の専門教育を相対化し、専門教育の枠を超えた広い領域の知識・技能を学び、異なる視点から問題にアプローチすることを目的としている。「人文科学基礎科目」「社会科学基礎科目」「自然科学系科目」では、特に、文化・歴史・社会、自然など幅広い教養を身に付けることを目的にしている。これらの科目は、学部・学科を超えた普遍性の理解を基本理念とし、多面的なもの見方の基礎を養成することとしている。

「融合領域科目」は、基礎的な知識や技能を背景として、専門教育以外の異なる視点か

らの総合的な学習経験と創造的思考力の涵養を目指すものである。

「保健体育系科目」は、自身の健康やスポーツへの理解を深める目的にとどまらず、自己管理能力やチームワークなども養成する目的を有している。

「外国語科目」は、「英語」「英語以外の外国語」「海外語学研修」から構成しており、英語をはじめとする外国語の運用能力を獲得し、適切なコミュニケーションを行うことで、世界の文化や社会について理解を深め、幅広い視野から様々な問題に取り組む力を身につけることを目的としている。(資料 1-6【ウェブ】)

⑧ コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮

大学院では、各研究科ともにコースワークとして特殊講義の科目群とリサーチワークとして演習を中心とした論文指導があり、例えば、リサーチワークとして修士課程において「演習」を8単位以上、博士課程において「演習」を12単位以上の修得を必須とするなどして、適切な組み合わせとしている。(資料 1-7【ウェブ】、4-1【ウェブ】)

研究科の取組み事例として、経済学研究科では、学位論文執筆に向けたリサーチワークの機会として演習及び研究論文指導を必修科目に設定するとともに、中間論文発表会を開催している。コースワークを伴う授業科目は、リサーチワークの基礎を提供するものであり、経済学各分野の専門知識を提供する種々の講義科目に加えて、特に修士課程においては文献研究の基礎となる外国書講読、経済分析の基礎となるミクロ・マクロ経済学、計量経済学等も設置している。また、商学研究科では、系統的なカリキュラムのもと、複数の科目を体系的に履修するとともに、演習では指導教授のもとで研究を行うよう教育課程が編成している。(資料 4-1【ウェブ】)

⑨ 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置（法科大学院）

法科大学院では CP に従い、全ての授業科目を、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4区分のいずれかに、段階性、体系性をもって明確かつ適切に区分・配置しており、また、内容においてもそれぞれ4つの科目群に相応しいものとなっている。また、各科目の内容も CP に従って決定され、実施されている。理論教育と実務教育の配置については、CP に基づき適切に配置され実施されている。

法科大学院認証評価（2017（平成 29）年度）の指摘を踏まえ、2019（令和元）年度より「M&A実務」、「刑事法文書作成」、「民事法総合演習Ⅴ（民事訴訟法）」を廃止し、「会社法特論」、「民事実務演習（基礎）」、「刑事法総合演習Ⅳ（刑事法事例演習）」を新設した。(資料 1-8、1-12【ウェブ】、2-19【ウェブ】)

< 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施 >

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、科目区分「転換・導入科目」に「キャリア入門」を配置し、1年次が履修することとしている。本科目では、「キャリアを理解するための基礎知識」「環境を理解する」「自分を知る」「キャリアデザインに必要な力」を習得することで、「意思疎通能力」「決断力・行動力」「振り返る力」の必要性を理解し、自らのキャリアを計画立てることを到達目標としている。なお、本科目では、講義のサブツールとして「Web キャリアノート」を活用している。Web キャリ

アノートは、キャリアデザインサイクルに基づき、自分に合ったキャリアを見つけ、それに向かって進む過程で、確かな成長を促すための本学オリジナルのツールである。また、「融合領域科目」には、「キャリア科目 1」及び「キャリア科目 2」を 2・3・4 年次配当の授業科目として配置している。(資料 4-16、4-19【ウェブ】)

各学部の「専門科目」においても、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する科目を配置している。例えば、経済学部では「学外特別研修」「海外特別研修」「NGO 論」「社会教養特別講座」などの専門科目を通じて教育を行っている。経営学部では「経営学とキャリア開発」を配置し、組織側の視点ではなく、個人の視点に立って、職業現場における組織の一員としての自覚や役割を深く考える機会としている。ネットワーク情報学部では、3 年次必修科目である「情報キャリアデザイン」において教育を行っている。また、文学部英語英米文学科では、例年「卒業生を囲む会」として、学科の卒業生に講演を依頼するなどの取組みを行っている。また、商学部では、各学科、コースごとに目指す職業と履修科目をリンクさせた複数の履修モデルを『学修ガイドブック』の中で提示している。(資料 1-6【ウェブ】)

大学院研究科における取組み事例として、経済学研究科修士課程の神田開講コースにおいては、実務家教員（客員教授、兼任講師）を招聘し、社会の現場における研究の在り方について学ぶ機会を提供するようにしている。また、法学研究科では、高度専門職業人を志望する学生に対応した履修モデルを多数用意し、学生の目的にあった科目選択を容易にしている。(資料 1-7【ウェブ】)

点検・評価項目 4：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

<各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置>

①各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

単位の実質化を図るための措置としては、「大学設置基準」「大学院設置基準」の趣旨に基づき、学士課程については各年次における 1 年間の履修登録単位数の上限数を 50 単位未満に設定している（資格課程関連科目を除く）。また、各学期の授業期間を 15 週に設定し、卒業要件単位は、各学部・学科ともに 124 単位としている。これらの情報は、『学修ガイドブック』に記載し、学生に対し周知している。その他の単位の実質化を図るための措置について、教育課程上の配慮としては、基礎から基幹へと体系的な学習が可能となるように配当年次を設定し、特定の学年や学期において偏りのない履修登録ができるように配慮した内容となっている。(資料 1-1【ウェブ】、1-6【ウェブ】)

大学院研究科（修士課程・博士後期課程）においては、履修上限単位を設けていないが、大学院学則第 6 条第 3 項において、修士課程では、「授業科目は、30 単位以上を履修しなければならない」と規定し、博士後期課程では、「授業科目は 16 単位以上を履修しなければならない」としている。これらの情報は、『大学院要項』に記載し、学生に対し周知する

ことで、適切な履修を促している。(資料 1-4【ウェブ】、1-7【ウェブ】)

②授業及び授業時間外に、必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫

授業において必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行う工夫について、本学では、全学的に導入しているリアルタイムアンケートシステムの respon を活用し、履修者数に関わらず双方向型の授業が可能な環境となっている。また、授業時間外では、シラバスに予習・復習の内容及びそれに必要な時間を明記するとともに、LMS (CoursePower) を活用し、事前の資料配布や課題の提出なども行い、学生の学習を活性化している。なお、2020 (令和 2) 年度は、COVID-19 の影響により、Google Classroom を用いたオンライン授業を実施したが、これらのツールを用いて各担当教員が学生の学習を活性化し効果的な教育を行うために、様々な工夫を行った。また、オンライン授業が続くことに伴う学生のストレスを軽減することを目的に、専修大学スポーツ研究所において「オンライン授業のためのストレス低減方法資料集」を作成した。この資料集は、「リラックス法」「ミニッツヨガ」「ストレッチ」「コンディショニング」「脳トレ」「ヨガ」の各項目に複数のストレス低減方法を示しており、各項目はそれぞれが数分で実施できる内容で構成されている。本学ではこの資料集を教員全員に配付するとともに、授業中盤でのショートブレイクや課題資料に挿入するといった使用方法を明示し、活用を促すことでオンライン授業における学生のストレス低減を図った。(資料 4-20)

学部の取組み事例として、法学部では、現役大学院生が学業のみならず学生生活全般について学生の相談に乗る「アカデミック・コンシェルジュ」を配置して、より学生に近い立場から学習等に関するアドバイスを行っている。経営学部では、「専修大学経営学部ゼミナール連合会」による中間報告会 (3 年次)、卒業発表会 (4 年次) があり、それらを通じてゼミナール同士で切磋琢磨している。また、「インターゼミナール」への参加や、神奈川経済同友会が主催する「神奈川産学チャレンジプログラム」などの外部団体が主催するビジネスコンペに積極的に参加するよう働きかけている。さらに、本学のキャリアデザインセンターやエクステンションセンターでは、PBL (problem based learning) や公務員・会計士などの講座を提供している。(資料 4-21~4-24【ウェブ】)

研究科の取組み事例としては、集団的指導体制を設けることで、副指導教員による研究支援も受けられるようにしている。また、外国人留学生のためのチューター制度や日本語論文対策講座を設け、研究支援を行っている。(資料 1-7【ウェブ】、1-11【ウェブ】)

③シラバスの内容及び実施の適切性

本学学部・学科のシラバスは、統一のフォーマットにより作成している。シラバスには、「到達目標」「講義概要」「講義計画 (講義のテーマ、概要、予習・復習の内容及びそれに要する時間などを記載)」「課題に対するフィードバックの方法」「教科書・参考書」「成績評価方法・基準」「履修上の留意点」を必須項目としている。この他、担当教員へのアクセスを任意項目としている。これにより、学生が授業のための事前の準備や事後の展開などを行うことができる授業の工程表として機能するような内容となっている。2020 (令和 2) 年度からは、新たに「卒業認定・学位授与方針との関連」を必須の項目として設けることで、当該授業科目と DP との関連性を明確にした。シラバスの作成に際しては、教育開発支

援委員会が作成した「講義要項（シラバス）執筆要領」が全学カリキュラム協議会に提示される。その後、各学部のカリキュラム運営等を担う組織（カリキュラム委員会又は教務委員会）において必要に応じて加筆・修正を行ったうえで、各授業科目担当者に配付し、シラバスの作成を依頼している。なお、前述のとおり、2020（令和2）年度のシラバス作成にあたっては、教育開発支援委員会から各学部に対し、各学部で作成を依頼する際に、専任教員を対象としたシラバス作成方法についてのFD研修を、教育開発支援委員会が中心となり実施した。また、講義要項（シラバス）の記載内容が適正であるかといった観点から、担当教員以外の第三者による組織的なチェックの検討を依頼しており、これに基づき、各学部のカリキュラム運営等を担う組織（カリキュラム委員会又は教務委員会）によるシラバスチェックを行っている。（資料4-5～4-8、4-25【ウェブ】、4-26【ウェブ】）

④学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、全学（学士課程）のCPにおいて、「学生の能動的な学修への参加を促すことから、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等をはじめとする教授方法を取り入れることによる能動的学修を導入します」としている。また、前述したとおり、授業において必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行う工夫について、本学では、全学的に導入しているリアルタイムアンケートシステムのresponを活用し、履修者数に関わらず双方向型の授業が可能な環境となっている。

なお、2020（令和2）年度は、COVID-19の影響により、多くの授業科目をオンラインで実施したが、Google Classroom、Google Meet及びZoomを用いることにより、双方向型の授業に努めた。また、授業開始に先立ち「オンライン授業の勉強会」を専任教員・兼任講師それぞれに開催し、これらのツールを活用した学生の主体的参加を促す方法についての解説を行った。（資料4-27）

学部独自の取組み事例として、経営学部では、専門科目に科目区分「演習科目」を設け、学生の主体的参加を促す授業科目を多数配置している。「演習科目」では、ビジネスの諸活動を主体的かつ合理的に行う能力と態度を育成するとともに、資料収集や事例分析、意見交換などの能動的な学習を行っている。文学部歴史学科では、学修者の能動的な学修への参加を促すために、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等をはじめとする能動的学修を導入するとともに、問題解決能力や批判的思考力を養うために、教室外での共同学習、調査学習、体験学習を導入している。具体的には、学外で考古学実習、古文書実習を夏期休暇中に例年実施している。人間科学部心理学科では、心理学研究を実践する実習授業において、学生同士の協調的参加や議論への積極的参加を求めている。1年次必修「心理学基礎実験1（心理学実験）」、2年次必修「心理学基礎実験2」、3年次必修「心理学実験演習1」、4年次必修「心理学実験演習2」は、心理学における実験等の研究を実践しながら学ぶ科目であり、学生の主体的参加が不可欠である。「心理学基礎実験1（心理学実験）」及び「心理学基礎実験2」では、担当教員とTAにより、学生を小グループに分けて、学生同士が協調的かつ積極的に学ぶことができるよう配慮している。また「心理学実験演習1」及び「心理学実験演習2」では、学生は個々の興味関心に基づいて15人の教員のいずれかのクラスに分かれ、それぞれのクラスのグループにおいて、自身

の成果の発表と学生同士での議論を通して研究を進めていくことができるようにしている。
(資料 1-6【ウェブ】)

⑤授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

講義形式は最大 300 名程度、演習形式は学生数に一定の制限を設け、原則として最大 50 名程度、実験・実習形式は原則として 10 名程度としており、授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数として適切である。

⑥適切な履修指導の実施

本学では、授業を受ける学生に対して、教員が相談に応じるオフィスアワーを設けることにより、きめ細やかな教育指導を行う体制を整えるとともに、年度初めに学年別の履修ガイダンスを実施したうえで、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制を整備している。また、クラス担任制度を採用し、特に初年次におけるきめ細やかな教育指導を行っている。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響に伴い、例年 4 月に行うキャンパス・ガイダンス及び学部ガイダンスを中止とした。これを受け本学では、後期授業開始前にあたる 2020（令和 2）年 9 月 15 日から 18 日の間で、1 年次を対象とした対面によるガイダンスを実施し、学部カリキュラムや教育内容の説明を行った。(資料 4-28)

成績不良者に対しては、個人面談の機会を設けることや必修科目であるゼミナールや実習授業を介して科目担当者より適宜個別指導を行っている。

学部の取組み事例として、法学部では、現役大学院学生が学業のみならず学生生活全般について学生の相談に乗るアカデミック・コンシェルジュを配置している。文学部環境地理学科では、毎年度の当初に開催している学年別履修ガイダンスや、例年秋季に開催しているゼミナール分属決定ガイダンス等をはじめ、担任制を敷く必修科目「専門入門ゼミナール」や「野外調査法 1」等で、適切な履修指導を随時行っている。このように、科目履修にあたり、学生の志望や意向が反映される有効な仕組みが整っている。(資料 4-1【ウェブ】、4-21【ウェブ】)

⑦研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施

大学院における研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施について、修士課程に関しては、2 年間の概ねの研究スケジュールを大学院要項及び大学院 HP にて公表している。博士後期課程に関しては、大学院要項に概ねの研究スケジュールを明示し、個々の学生の研究進捗をふまえ、指導教授と学生が相談したうえで、具体的な年間スケジュールを設定している。なお、各研究科における取組み状況は、次のとおりである。

経済学研究科では、年度初めに論文発表会のスケジュール等を明示し、学生の研究スケジュールの枠組みを提示するとともに、その下で、演習及び研究論文指導を担当する各教員がシラバスにおいて研究指導計画を適切に明示している。また論文発表会における報告の状況、及び学位論文の提出状況から、研究指導計画に基づく研究指導を適切に行っている。

法学研究科では、演習科目の講義要項（シラバス）に、年間の研究指導の内容を明示しており、これに基づいて研究指導を行っている。

経営学研究科では、修士課程 1 年次に指導教授と相談のうえテーマおよび履修する講義科目を決定し、研究に関する知識の修得を目指している。また 1 年次後期において、自ら設定したテーマで中間研究報告会を実施している。この中間研究報告会では学生が選択したテーマに関連した指導教授以外の教員から質疑が行われ、1 年次末までに副指導教授を選任している。2 年次には指導教授、副指導教授の講義科目や演習科目の履修を推奨し、多くの学生が指導教授及び副指導教授の演習を履修している。加えて修士課程 2 年次における中間研究報告会では、指導教授及び副指導教授、他分野の教員からの質疑がなされる。博士後期課程では、副指導教授制はまだ制度化していないが、指導教授以外の授業の履修を推奨している。なお、留学生に関しては副指導教授に加え、2 年次に日本人のチューターを採用し、論文執筆のサポートをしている。

文学研究科英語英米文学専攻では、修士課程・博士後期課程ともに、学位取得に向けたスケジュールによる指導体制を提供している。また、地理学専攻では、各教員が開講する「地域研究」（修士課程）、「地域特別研究法」（博士後期課程）において、年間 30 回の全授業について各回の指導内容をシラバスで詳細に示している。

商学研究科では、『大学院要項』の履修方法の項目で修士・博士論文指導計画の概要を明記しており、これに沿って中間発表会や研究論文発表会、口述試験を行っている。修士課程 1 年次には分野別発表会（11 月）、2 年次には中間発表会（9 月）を実施し、博士後期課程 2 年次には分野別論文中間発表会を年 2 回（前期・後期各 1 回）、3 年次には研究論文発表会を実施している。このように段階的に実施される論文発表会への複数の教員の参加により、学生の多面的・段階的な指導及び評価を可能にしている。（資料 1-7【ウェブ】）

⑧授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置（法科大学院）

法科大学院では、教育上の基本理念（CP 参照）に基づき、さらには、司法試験・司法修習と連携した基幹的高度専門教育機関として法曹教育に特化した実践的教育を行うという法科大学院の本来の目的を踏まえて、法律基本科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、法律実務基礎科目の各科目群の履修を通して、法律に関する基本的な理論及び知識を徹底して教育すること、並びにその基礎的理論と知識をもとに「議論による問題解決能力」を修得させることを教育上の目標として設定している。本法科大学院の 1 授業あたりの学生数は、最大でも 20 名程度と少人数教育であり、適正に運用されている。事前に公表しているシラバスに沿った授業を展開しており、各授業において予習課題を課して授業に取り組めるよう工夫し、またリアクションペーパーを使って授業の理解度も確認している。クラス担任によるオフィスアワーを利用した履修相談受付期間等を設置して、学生からの履修相談を受けやすい体制を整えている。また、実務的能力を取得させるため、実務の演習科目を設ける他、臨床科目である模擬裁判、ロイヤリング、クリニック及びエクスターンシップの 4 科目を 3 年次に開講している。

2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響により、前期授業の開始を延期したが、授業期間 15 週が確保されるように学事暦を変更した。また、授業の実施方法についても前期はすべての授業、後期は 4 割弱の授業をオンライン形式としたが、オンデマンド方式ではなく Google Classroom と Meet を使用しての同時双方向型授業として、対面授業と同程度の質を保つようにした。（資料 1-8、1-12【ウェブ】、4-29～4-31）

点検・評価項目 5：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

①単位制度の趣旨に基づく単位認定

単位制度の趣旨に沿って、学則第 5 条の 5 において、「講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする」「実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲の授業をもって 1 単位とする」等を規定し、同学則第 5 条の 2（単位の授与）に基づいて、単位認定を行っている。また、各学部においても『学修ガイドブック』において、単位制度の意義や単位の考え方と算定基準という 2 つの側面から学生に周知している。（資料 1-1【ウェブ】、1-6【ウェブ】）

②既修得単位の適切な認定

他大学等で修得した単位や入学前に修得した単位の認定に関しては、大学設置基準に基づき適切に行っている。学部・学科では、学則第 5 条の 3 第 1 項において、「本大学は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」と規定し、また、同条第 2 項において、「本大学は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。(1)短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修 (2)本大学へ入学する前の前号の学修」と規定している。これらの規定により修得したものとみなし、又は授与することのできる単位数については、同条第 3 項において「学生が編入学又は学士入学をした場合を除き、60 単位を超えないものとする」としている。なお、既修得単位の認定にあたっては、単位制度の趣旨に基づいて授業内容・時間等を確認し、カリキュラム委員会（教務委員会）、教授会の議を経て厳正に行われている。（資料 1-1【ウェブ】）

大学院研究科に関しては、大学院学則第 6 条の 4 において、「本大学院が教育上有益と認めるときは、本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、10 単位を超えない範囲で、これを課程修了に必要な単位として認定することができる」としている。これに基づき、経済学特修プログラム及び経営学特修プログラムにおいて、学部時に修得した大学院授業科目を 10 単位以内で単位認定している。なお、大学院設置基準の一部を改正する省令に伴い、他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定の柔軟化並びに入学前の既修得単位を勘案した在学期間の短縮に対応することとし、これにより、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）については、15 単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこととした。また、本大学院は、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の大学院において修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得に

より本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院の修士課程に少なくとも1年以上在学するものとした。これに伴い、上述した大学院学則は、2021（令和3）年4月に変更する予定である。（資料1-4【ウェブ】、4-32）

③成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価の客観性を担保するための措置として、本学（学部・学科）では、GPA制度を導入している。具体的には、学則第17条第2項において、試験の成績は、100点満点とし、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とするとしている。また、成績評価の細分は、定期試験規程第11条において規定しており、成績評価の区分に応じてグレード・ポイントを付与し、GPAを算出している。なお、これらの内容は、履修ガイダンスをとおして学生に対し周知しているほか、『学修ガイドブック』にも情報を掲載している。成績評価の厳格性を担保するための措置として、本学（学部・学科）では、各授業科目のシラバスに「到達目標」「授業計画」「成績評価の方法及び基準」を明示し、これに基づいて厳格な成績評価を行っている。学生からの成績評価に関する疑義の申し立てに対しては、カリキュラム委員会（教務委員会）が中心になって対応することで厳格性を担保している。（資料1-1【ウェブ】、1-6【ウェブ】、4-33）

学部の取組み事例として、経営学部では、成績評価については評価に用いられる様々な方法（試験、平常点など）の反映比率を明記しているだけでなく、授業担当者には成績評価について授業中に口頭で詳しく説明するように働きかけている。なお、カリキュラム委員会においては、各授業科目担当者に対して、シラバス通りの成績評価を行っているかについてアンケート調査も実施している。また、各学部ともに、同一科目の複数開講の科目においては、評価基準が揃うよう担当者間で協議を行い、成績評価に客観性・厳格性が担保されるよう適切に努めている。更に、卒業論文の審査において、成績評価の客観性、厳格性を担保するため、複数の教員による審査・成績評価を行うとしている。（資料4-34）

大学院研究科においては、大学院学則第6条の9において「90点以上を「A+」、80点以上を「A」、70点以上を「B」、60点以上を「C」、60点未満を「F」とする」としている。この場合において、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とするとしている。（資料1-4【ウェブ】）

④卒業・修了要件の明示

学位授与に関しては、各学部・学科、研究科・専攻・課程ごとに定めたDPを踏まえ、学則第18条、大学院学則第11条及び学位規程に明示し、適切に授与されている。

学部・学科の卒業要件は、学生に配付する『学修ガイドブック』にあらかじめ明記するとともに、大学HPにおいても公表している。

研究科・専攻・課程の修了要件についても、学生に配付する『大学院要項』に明記している。また、『大学院要項』には、研究科ごとの「修士論文審査基準」及び「博士論文審査基準」を明記するとともに、学位授与までの諸手続きを明記し、学生に周知している。（資料1-1【ウェブ】、1-4【ウェブ】、1-6【ウェブ】、1-8【ウェブ】）

⑤成績評価及び単位認定を適切に行うための措置（法科大学院）

法科大学院では、専門職大学院設置基準にもとづき、修了要件、履修上限などを定めており、法科大学院要項、大学 HP において公表している。法科大学院における成績評価基準を策定し、全教員に対し事前に周知し、事後的には教務委員会、教授会、自己点検・評価委員会において検証を行うことで、厳正かつ適正な成績評価及び単位認定を実施している。

法学既修者の単位認定及び他の大学院における入学前の既修得単位等の認定は専門職大学院設置基準に基づいて設定している（専門職大学院学則 19 条 2 号、35 条）。学位授与の実施手続及び体制については、専修大学学位授与規程に定めている（35 条の 2）。（資料 1-5【ウェブ】、1-8、2-28【ウェブ】、4-35～4-38）

<学位授与を適切に行うための措置>

①学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示

学位論文審査基準の明示については、『大学院要項』及び大学 HP に研究科ごとの「修士論文審査基準」及び「博士論文審査基準」を明記し、学生に周知している。なお、『大学院要項』は、年度当初に冊子体として大学院生全員に配付していることから、学生は常に学位論文審査基準を確認することが可能である。（資料 1-7【ウェブ】）

②学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置に関して、各研究科の取組みは以下のとおりである。

経済学研究科では、修士論文審査基準及び博士論文審査基準の中に、学位請求論文の審査体制、審査項目、審査方法を明示し、それに従って学位審査及び修了認定を行っている。特に、設置される審査委員会には、論文の主査及び副査以外にも、必要に応じて他の研究科・学部の教員（博士論文の場合は、加えて客員教員、兼任講師、他大学の教員等）の協力を求めながら、最終口述試験を実施しており、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための適切な措置を講じている。

法学研究科修士課程における学位審査は、指導教授を主査とし、審査対象となる学位請求論文に関連する授業科目担当教員を副査として、学位請求論文の審査と、学位請求論文を中心とした試問の方法によって行う最終試験からなる。論文審査と最終試験の結果は、法学研究科委員会で審議する。このような複数人による審査と法学研究科委員会の審議を行うことにより、修士（法学）の学位の審査と修了認定には、客観性と厳格性が確保されると考える。また、博士後期課程における学位審査は、指導教授を主査とし、学位請求論文に関連する授業科目の担当教員 2 名を副査として、学位請求論文の審査と、学位請求論文を中心とした口頭試問による最終試験からなる。最終試験では、筆答試問を併せて行う場合がある。学位請求論文やその審査結果等を、法学研究科の委員の閲覧に供したのち、審査と最終試験の結果が法学研究科委員会で審議される。このような複数人が関与する手続により、博士（法学）の学位の審査と修了認定の客観性と厳格性が確保されると考える。

文学研究科では、各専攻で公聴会や口頭試問等の発表機会を設け、研究科委員会でも全

員合議による最終審査を適切に実施している。地理学専攻では、主査・副査による個別審査とは別に、全教員が出席する最終口頭試問を修士課程・博士後期課程のいずれにおいても開催し、書面及び口頭の両面で学位請求論文の内容について客観的かつ厳格な評価を行っている。また、社会学専攻では、修士課程・博士後期課程とも、2年次以降に修士論文及び博士論文中間報告を行うことを義務付けている。修士学位審査においては、主査の他に副査を2名、博士学位審査においては主査の他に副査3名により、学位審査および修了審査の客観性及び厳格性を確保するための措置を講じている。

経営学研究科では、博士学位請求論文の審査にかかわるフローチャートを作成し、該当学生がいつまでに予備審査論文を提出し、その結果本論文をいつまでに提出すべきか、わかりやすく提示している。予備審査においても、予備論文審査委員からの指摘を提出者にフィードバックできる体制も整備し、博士学位請求論文の質の向上に有効に機能している。本論文提出後の審査に関しても、概ねの流れをフローチャート上に示している。令和2年度において、博士学位請求論文の提出が2件あり、明示されたフローチャートに従い、手続きが進んでいる。また2名のうち、1名は博士学位請求論文の最終提出を半年間延期する制度の申請を行っており、博士学位請求論文の審査制度は有効に機能している。修士学位請求論文については、指導教授および副指導教授の演習科目の履修、中間報告会での報告、修士学位請求論文の提出、口述試験という流れで行っている。

商学研究科では、『大学院要項』のなかで論文審査基準を明示するとともに、「商学研究科課程博士論文に関わる申し合わせ事項」として、論文の提出、受理、審査に関する取り決めを周知している。論文の審査基準では、修士論文および博士論文が備える全般的な必要条件を示すだけでなく、論文が満たすべき形式的基準および実質的基準を示している。

(資料 1-7【ウェブ】)

③学位授与に係る責任体制、手続の明示及び適切な学位授与

学位授与に係る責任体制、手続は、学則第18条、大学院学則第11条、専門職大学院学則第47条及び学位規程において規定し、これに基づき各学部教授会規程、各研究科委員会規程及び法科大学院教授会規程を定め、教授会及び大学院研究科委員会において審議し、適切に行っている。(資料 1-1【ウェブ】、1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、4-37、4-39～4-41)

点検・評価項目6：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発
評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取組みに対する全学内部質保証推進組織等との関わり

<各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定>

本学では、外部アセスメントテストである「GPS-Academic」を全ての学部学生対象に実施している。これの実施結果については、教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当が協働で分析を行い、その分析結果は、内部質保証推進委員会学部部会において報告している。分析の内容には、アセスメントテストのスコアと GPA との相関の検証や、DP の検証などが含まれている。また、卒業論文を必修科目としている学部・学科では、卒業論文を評価指標として学習成果を測定している。(資料 2-30、2-32)

学部の取組み事例として、経済学部では、2017（平成 29）年度より「進学準備シート」「学修プロセス自己点検シート」を活用した学生の学習成果の把握・評価に取り組んでおり、2020（令和 2）年度においてシートの運用システムを策定した。これらのシートは、経済学部教育指針に基づいて、大学における教育の質保証の観点から行っている独自の取組みであり、今後、実績を積み上げていくことで社会的な評価を高める可能性を持つと思われる。文学部英語英米文学科では、1～3 年次に TOEIC® を課し、英語運用能力の学習成果を測定し、学習成果を測定するための指標の適切な設定を行っている。ネットワーク情報学部では、GPA と修得単位数をもとに行っており、特に 2 年次への進級状況、修業年限内での卒業状況、退学状況との関連性のデータに基づき、成績不振者への警告基準を定めている。(資料 4-42～4-45)

研究科の取組み事例として、文学研究科では、各専攻の専門研究に基づく学位論文を課し、適切な指標設定を行っている。指導教員は学位論文の執筆開始前及び執筆中において、研究内容に関して具体的かつ効果的な助言を随時与えるように努め、演習授業等での発表（配付資料やスライド等）を通じて学習成果の蓄積状況を定性的・定量的に測定している。

法科大学院では、DP 及び CP に基づき、開講科目については、講義要項において、それぞれ到達目標を明らかにし、それに基づき、試験（前期試験・後期試験）及び平常点の評価をしている。また、2019（令和元）年度からは、共通到達度確認試験の成績が全国の受験者全体の上位 80%以内であることを、1 年次から 2 年次への進級要件とした。(資料 1-4【ウェブ】、1-7【ウェブ】)

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発>

全ての学部学生を対象に実施している GPS-Academic では、学生の「思考力」「姿勢・態度」「経験」の測定に加え、アンケートとして「力を入れたいこと」「学修状況・授業満足度」「進路意識」についても確認しており、教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当が学修成果について分析を行っている。2019（令和元）年度には、大学全体の DP の学生認知度について確認し、次いで成長実感の自己評価の項目の集計を行い、その後、GPS-Academic のアセスメントスコアを用いて、1 年次と 4 年次を比較することで、DP において掲げられている学習成果の達成状況について分析を行った。その結果、DP の学生認知度については、「内容を知っている」「ガイダンスなどで説明を聞いたことがある」と回答した学生が半数を超えており、学生への認知度が徐々に上がっていることが確認できた。学習成果の自己評価については、年次進行につれて肯定回答が増加していることが確認できた。また、アセスメントスコアと学修成果の検証では、全学 DP1（社会知性の核となる、専門的な知識・技能とそれに基づく思考方法を身につけ、活用することができる（知識・理解））と最も関

連が深いと思われる思考力について、一部のスコア（協働的思考力スコア）を除き効果量の上昇が見られた。したがって、思考力は、在学中の諸活動によって確実に伸展していると考えられ、このことは、外部指標による直接評価によって、学習成果の把握ができたと考える。（資料 2-30）

学部取り組み事例として、法学部では、学生が中心となり「法学部学生による授業評価」を実施している。評価の内容は『法学部フォーラム』で公表しているが、同誌において卒業生からの意見も併せて公表している。商学部では、学修成果の把握および評価の方法として GPA を導入することにより、優れた成果をあげた学生を学期ごとに「ディーンズ・リスト」の形で表彰し、これを学術奨学生選考に活用するなどの方法を開発している。ネットワーク情報学部では、1年次を対象として TOEIC®を受験させ、一部の学年でコンピテンシーテストの試行受検を行った。また、2019（令和元）年度入学者より、4年次必修科目である「修了能力認定 S」と「修了能力認定 D」において、学修ポートフォリオを活用した学修成果評価を行う予定であり、そのためのルーブリックの開発に取り組んでいる。なお、教務課 IR 担当では、ネットワーク情報学部生を対象とした汎用的技能等の学修成果の検証を行った。これは、カリキュラム・アセスメント手法の開発にも結びつけることができる、本学独自の先進的な分析であり、その結果は内部質保証推進委員会学部部会においても報告された。（資料 1-10【ウェブ】、2-31）

なお、本学では、学位プログラム共通の考え方や尺度、達成すべき質的水準及び具体的実施方法などについて定めたアセスメントプランに基づく学習成果の点検・評価の実施に向けた準備を進めている。（資料 2-17）

<学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等との関わり>

学習成果については、教務課 IR 担当及び教育開発支援委員会との連携のもと把握・分析を行っている。これらの情報は、内部質保証推進委員会学部部会において報告し、点検・評価活動に活かされている。

点検・評価項目 7：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部・各研究科における教育課程及びその内容、方法の適切性については、各学部自己点検・評価実施委員会及び各研究科自己点検・評価実施委員会において定期的に自己点検・評価を行い、自己点検・評価の結果をもとに、改善・向上に向けた取り組みを行っている。また、転換・導入科目、教養科目、外国語科目については、全学カリキュラム関係自己点検・評価実施委員会が、教職・司書・司書教諭・学校司書・学芸員課程科目については、資格課程自己点検・評価実施委員会において定期的に自己点検・評価を行っている。さらに、二部教育の適切性については、二部教育自己点検・評価実施委員会が担っている。各自己点検・評価実施委員会の活動状況は、自己点検・評価委員会において『自己点検・

評価報告書』として取りまとめ、学長へ報告している。また、内部質保証推進委員会では、『自己点検・評価報告書』を活用した検証、教務課 IR 担当からの報告などを通じて、大学全体の目標・計画等の適切性・有効性の検証を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っている。(資料 2-18【ウェブ】)

2014（平成 26）年度から「新たな学士課程教育」として導入したカリキュラムは、2012（平成 24）年 11 月 22 日付け「教養教育のあり方検討小委員会〔答申〕」に基づいて、4 つの領域からなる三層構造のカリキュラムとして構築されたものであり、2017（平成 29）年度で完成年度を迎えた。これに伴い、本学では、過去 3 年間の運用状況を検証し、改善点を踏まえ、2019（令和元）年度及び 2020（令和 2）年度に全学的なカリキュラム改正を行った。(資料 4-46)

内部質保証推進委員会学部部会は、各学部・学科で掲げている DP の検証を各学部・学科に対し依頼し、これに基づき DP の検証を行った。ここでの検証結果、自己点検・評価結果、中教審から出された累次の答申等を踏まえ、内部質保証推進委員会では、現在の共通観点及び三つの方針を改正するとともに、学位プログラム共通の考え方や尺度である「アセスメントプラン」の策定を進めている。(資料 2-17)

研究科の取組み事例として、大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会による大学院授業評価アンケート及び教員アンケートの結果に基づき、各指導教員が点検・評価を行っている。商学研究科では、自己点検・評価結果や近年の社会・経済的变化や学生のニーズに対応して、「商学実務特論」「ロジスティクス」「ソーシャルビジネス」といった授業科目の新設を行った。(資料 4-47)

法科大学院では、講義を担当する全教員に対して、講義期間中及び講義終了後に、自己点検シートの作成及び提出を求めている。これにより教員各自の教育内容・方法及び成績評価につき自己改革を促している。また年度毎に、自己点検・評価委員会の委員でもある本法科大学院の各委員会の委員長に、委員会毎に、自己点検・評価報告書を作成のうえ提出させ、自己点検・評価委員会を開催し、自己改革の方策等を議論し、その結果を各教員に報告し、その実施を求めている。なお、講義で用いた資料等は、すべて事務局に提出させている。(資料 4-38)

点検・評価項目 8：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。

評価の視点 1：教育課程連携協議会のメンバー構成

評価の視点 2：教育課程連携協議会の意見は、どのように教育課程の編成及びその改善に活用されているか

法科大学院では、2019（平成 31）年度、教育課程連携協議会を設置した（専門職大学院学則 30 条の 2）。

教育課程連携協議会は、法科大学院長を委員長とし、委員には法科大学院の課程に係る職業に就いている者等として長崎俊樹委員（弁護士）、学外者で学長が必要と認める者として、木村光江委員（東京都立大学大学院法学政治学研究科教授）により構成される。(資料 1-5【ウェブ】、4-48～4-51)

【長所・特色】

- 本学の学士課程教育は、「転換・導入科目」「教養科目」「外国語科目」「専門科目」の4つの科目区分によって構成しており、入学した学部・学科にかかわらず、本学に入学した学生が身につけるべき能力を修得することができるように設計したものである。転換・導入科目では、大学での学びや生活にスムーズに適応し、大学及び社会で求められる基礎的知識・技能が修得できるようにしている。教養科目は、「人文科学基礎科目」「社会科学基礎科目」「自然科学系科目」「融合領域科目」及び「保健体育系科目」の5つの科目群があり、興味を持った分野をより深く学べるようにしている。中でも今日のかつ学際的・融合的な科目である融合領域科目は、専門科目と教養科目を結ぶ役割を果たしており、社会を理解するための多面的な視点と総合的な分析力や判断力を培う科目群として機能している。外国語科目は、「英語」「英語以外の外国語」「海外語学研修」の3つの科目群で構成している。専門科目は、それぞれの専攻分野について基礎から応用へと段階的に学修できる科目配置としている。このように、本学の学士課程教育は、転換・導入科目を土台に、教育課程全体の体系性・順次性を確保するとともに、教養教育と専門教育の有機的連携を図っている。また、2019（令和元）年度より科目ナンバリングを導入したことに伴い、科目の体系性・順次性がより可視化できるようにしている。（資料 1-6【ウェブ】、4-52【ウェブ】）
- 「専修大学入門ゼミナール」の全学部共通のテキストである『新・知のツールボックス』は、「大学に来たらどう勉強したらいいのか？」を新生に理解してもらうために、大学での勉強のノウハウを中心に本学専任教員によって編集された、新生のための学び方サポートブックである。本書には、別冊としてワークブックが用意されており、ワークブックに取り組むことにより難度を上げながら確実にステップアップできる仕組みを構築するとともに、自習用としても活用されている。また、本書は、他大学の初年次教育のテキストとしても活用されており、例年20大学（短期大学を含む）程度から問合せを受けている。なお、本書は、2020（令和2）年度に電子書籍化を行った。（資料 4-14、4-15）
- 経営学部専門科目である「リーダーシップ開発プログラム」は、キャリアデザインセンターが提供するプログラムと経営学部の正課科目とのハイブリッドスタイルとして展開している教育システムである。本プログラムにおけるリーダーシップとは、「ビジョン（目的）を自ら創造し、多様な他者を理解しながら、そのビジョンを実現していくために他者と協働していく能力」と定義付けており、様々な組織の中に誰にでも求められる能力である。このような能力を発揮できる人材を育成することは、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として適切である。（資料 4-53）
- 教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当では、GPS-Academic の結果と、本学が保有する学生の情報（GPA 等）などの各種 IR 情報を用いて、三つの方針を踏まえ、本学学士課程教育の適切性等について検証を行っている。2019（令和元）年度は、GPS-Academic（外部アセスメントテスト）の結果を用いて、「思考力スコアと諸要因」「卒業認定・学位授

与の方針の検証」について、教務課 IR 担当者との協働により分析を行い、報告書を作成した。報告書の内容については、内部質保証推進委員会の学部部会で説明した。卒業生アンケートの分析結果については、教育開発支援 NEWSLETTER 第 39 号に「卒業生アンケートの経年変化」「自由記述のテキスト分析」を掲載するとともに、集計結果の詳細を専修大学ポータル「ライブラリ」に掲載した。2020（令和 2）年度には、GPS-Academic に自由記述設問を大学が設定できる仕様となったため、これも教務課 IR 担当者との協働により、自然言語処理の技術であるトピックモデルを用いて文書を分類し、自由記述設問から得られた膨大なデータを分析した。この分析結果については、報告書をまとめて内部質保証推進委員会の学部部会で報告した。そして、教育開発支援 NEWSLETTER 第 41 号には、分析結果の概略を掲載するとともに、前年度から継続して卒業認定・学位授与の方針の検証や卒業生アンケートの分析結果についても掲載した。これらは、他大学と比較しても先駆性および独自性のある取り組みであり、高く評価できるものと考えている。（資料 4-54【ウェブ】）

○ネットワーク情報学部では、1 年次を対象として TOEIC®を受験させ、一部の学年でコンピテンシーテストの試行受検を行った。また、2019（令和元）年度入学者より、4 年次必修科目である「修了能力認定 S」と「修了能力認定 D」において、学修ポートフォリオを活用した学修成果評価を行う予定であり、そのためのルーブリックの開発に取り組んでいる。なお、教務課 IR 担当では、ネットワーク情報学部生を対象とした汎用的技能等の学修成果の検証を行った。これは、カリキュラム・アセスメント手法の開発にも結びつけることができる、本学独自の先進的な分析である。（資料 2-31）

○2020（令和 2）年度のオンライン授業開始にあたっては、授業のためのツールや必要な手続き、授業の進め方や履修者の評価方法など、オンライン授業の準備から評価に至るまでのオンライン授業の実施に必要な知見の組織的な共有を図った。また、学生に対してはオンライン授業に関するアンケート調査を実施し、その結果を受けて、新しい時代のオンライン授業に向けたアクションプラン－SENSHU 5 PROJECTS－（「オンライン授業の基盤ツール充実プロジェクト」「授業コンテンツ改善プロジェクト」「聞きやすく見やすいオンライン授業の開発プロジェクト」「オンライン授業受信環境のスペックアップに係る支援プロジェクト」「学生の健康保持プロジェクト」）を立ち上げ、後期からのオンライン授業の質向上を図った。（資料 4-55【ウェブ】）

1. オンライン授業の基盤ツールの充実プロジェクト

後期のオンライン授業では、ビデオ配信方式の講義をより充実させる方針でおります。本学は、現在 Google 社が提供している G Suite for Education プランを利用していますが、後期に向けては、より高機能な「G Suite Enterprise for Education」の導入を視野にオンライン授業の基盤となるシステムの充実化を図ってまいります。

2. 授業コンテンツの改善プロジェクト

アンケート結果に基づき、講義・実習・演習等の授業形態ごとに「推奨されるオンライン授業の組み立て方法」を先生方と情報共有し、後期のオンライン授業への満足度を向上させるように努めます。

3. 聞きやすく見やすいオンライン授業の開発プロジェクト

オンライン授業の際に、学生にとって聞きやすい音声や見やすい画像を提供するために必要とされる方途を教員間で共有します。

4. オンライン授業受信環境のスペックアップに係る支援プロジェクト

後期のオンライン授業で、Google Meet の利用の比重が高まることを踏まえ、学生の皆さんに是非導入をお願いしたい定額でデータ通信量無制限型の通信環境の整備に係る支援策を提示いたします。

5. 学生の健康維持プロジェクト

本学「スポーツ研究所」のご協力のもと、オンライン授業に伴って学生の皆さんの心身にかかる負担の軽減策を提案

○法科大学院では、以下の点が長所・特色として挙げられる。①CP の設定及び公表に関しては、全ての授業科目を、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の4区分のいずれかに明確に適切に区分・配置しており、また、内容においてもそれぞれ4つの科目群に相応しいものとなっていること。②教育課程の体系的編成に関しては、いずれの科目群においても必ず一科目は専任教員が担当するように配置して受講生の学習状況を的確に把握するよう努め、また内容においてもそれぞれ4つの科目群に相応しいものとなっていること。③学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置に関しては、クラス担任によるオフィスアワー時間を利用した履修相談受付期間等を設置して、学生からの履修相談を受けやすい体制を整えていること。④成績評価、単位認定及び学位授与の適切性に関しては、前期、後期成績評価終了後、教務委員会にて各科目の成績分布一覧表を配布し、厳格性に疑いのある科目がないかを審議している。さらに、教授会においても成績分布一覧表が配布され、成績分布を全専任教員に明らかにした上で質疑応答がなされている。また、前期・後期の成績評価終了後、法科大学院自己点検・評価委員会より教員各自に自己点検シートの作成を依頼しその結果を検証することで、厳格な成績評価について自己点検している。各教員は、試験終了後、当該試験問題に関する出題趣旨、配点、採点基準等を明記した試験講評資料を学生に示して、出題の狙い等が学生に伝わるようにしている。また、当該試験講評資料を用いて学生が自己採点できるように、採点済み答案（コピー）を学生に返却している。さらに、講評解説の実施期間を用いて全試験実施科目において、学生に対して講評を行う機会を設けており、より出題の意図が明確に伝えられるように工夫していること。⑤入学前の既修得単位の認定については、学則とは別に内部基準を定め、そこにおいて本法科大学院におけるA評価相当以上の成績であることを要件とし、修得した科目の成績証明書及びシラバスを提出させただうえで、本学の該当科目担当教員によるチェックするなどして厳格かつ客観的に評価するようにして運用していること。⑥学習成果の適切な把握及び評価に関しては、共通到達度確認試験の成績を利用することにより、より厳格な進級判定をしている。⑦教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価に

関しては、自己点検委員会による組織的な点検だけではなく、教員全員による自己点検を実施していること。⑧教育課程連携協議会に関しては、公正性・客観性を考慮して、委員長を除く委員は学外者とした。法科大学院教務委員長、法科大学院自己点検・評価委員長、法科大学院入試広報委員長、法科大学院 FD 委員長など関係委員会の責任者をオブザーバーとし委員会に参加させることで、学外の委員と協議をし、協議会での協議内容を共有し、同協議会での議論・提言を踏まえて、担当分野ごとに委員会において検討し、さらに全体の議論の場である教授会に諮り、授業評価、教育課程の編成及び見直しを図っている。⑨学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているかに関しては、授業毎に予習課題が課されてることから、学生の履修数によっては一日当りの課題が重複することで、学生の負担が過大になるおそれもある。そのため、事前課題を課した場合には教員室備え付けの課題一覧表に記載させて、学生に過度な負担が生じないように取り組んでいる。また、クラス面談において使用する面談シートに負担感に関する項目を設けて、過度な負担となっていないかを把握して改善に努めている。⑩成績評価、単位認定及び学位授与の適切性に関しては、平常点が一律にならないよう平常点評価の適切性について担当教員から教務委員会において聴き取りを行うなどして、安易な成績評価をしないような措置を講じている。

【問題点】

- 本学学士課程教育における教育の質保証に向けた取組みについては、2015（平成 27）年 11 月に、学長から「GPA 制度の活用事例等」「『学生による授業評価』の全学的実施」「カリキュラム・マップ」「コース・ナンバリング」「ループリック」「アクティブ・ラーニング」の 6 項目について、全学的実施に向けた検討依頼がされた。これを受け、全学カリキュラム協議会において優先度の高いと判断したものから検討に着手し、「コース・ナンバリング（本学では「科目ナンバリング」）」「カリキュラム・マップ」の 2 項目は実現した。また、「ループリック」については、ループリック活用についての FD 研修を教育開発支援委員会が中心となり実施した。なお、残された項目は、いずれも単体ではなく複数の課題が相互に関連したものであり、全学的な実施には至っていない。今後、「アクティブ・ラーニング」については、全学カリキュラム協議会で継続して検討することとし、「GPA 制度の活用事例等」及び「『学生による授業評価』の全学的実施」については、検討組織及び実施体制等の再整理を行ったうえで検討を進めることとする。
- 法科大学院では、教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価に関して、司法試験合格率が全国平均の 2 分の 1 以上とすることが、自己改革の結果として求められている。15 週の講義期間で、該当科目の全範囲についての講義実施は極めて困難であることから、講義を実施できない項目についてのフォローとして本学を修了した実務家による支援制度を設けているが、今後、この制度の拡充等を検討する必要がある。なお、司法試験の結果から見ると、論文作成能力の強化一番に求められているので、今後、そのための方策を、関連する委員会において検討していきたい。

【全体のまとめ】

本学では、授与する学位ごとに、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、学位にふさわしい学習成果を明示した DP を定め、CP とともに、大学 HP や各種刊行物にて公表している。

CP は、学位授与方針と連関させて策定され、各学部学科では「教育課程」「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」「教育内容・方法」「学習成果の評価方法」の区分、各研究科では、「教育課程の編成／教育内容・方法」「学修成果の評価方法」の区分で構成している。

そして、各学部学科・研究科では、適切に教育課程を編成するための措置を講じている。たとえば、CP と教育課程の整合性を図る工夫、教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、単位制度の趣旨に沿った単位の認定、授業科目の内容及び方法の適切性の担保、授業科目の位置づけ（必修、選択等）の適切性の確認、各学位課程にふさわしい教育内容の設定チェック、初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮、法科大学院での取り組み、などが挙げられる。

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育としては、学部 1 年次全員が履修する「キャリア入門」をはじめ、教養科目や専門科目において、こうした能力を育成するための教育を行う科目を設置している。各研究科では、各々の教育課程において、工夫された教育を実施している。

各学部・研究科では、授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための取組を行っている。例示として、単位の実質化を図るための措置、様々なツールを利用した教育方法、シラバス内容と実施の適切性の検証、学生の主体的参加を促す授業形態・内容・方法、1 授業あたりの適正な学生数の設定、履修指導の実施、研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施、法科大学院の取組、などがある。

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置としては、単位制度の趣旨に基づく単位認定を行い、他大学や入学前に修得した単位の認定は、大学設置基準及び大学院設置基準に基づいて適切に行っている。また、学部・学科では、GPA 制度を導入し、成績評価の客観性を担保している。卒業・修了要件も関連規程に定め、適切に運用されている。

学位授与を適切に行うための措置として、各研究科にて修士論文審査基準や博士論文審査基準を定め、ホームページや要項等で公表するとともに、客観性及び厳格性を確保する工夫をしている。責任体制や手続きは各学則や関連規程に定め、適切に学位を授与している。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価するため、全学部学生を対象に外部アセスメントテスト「GPS-Academic」を実施し、教育開発支援委員会と教務課 IR 担当が協働で分析し、その結果を内部質保証推進委員会学部部会に報告している。さらに、学部学科においては独自の取組も進めている。

本学における教育課程・学習成果の特色としては、4 つの科目区分から構成される学士課程教育が効果的に展開されていること、本学教員が執筆し他大学でも活用されている「新・知のツールボックス」を初年次教育に活用していること、経営学部専門科目「リー

「ダーシップ開発プログラム」による人材育成、教育委開発支援委員会の取組み、コロナ禍におけるオンライン授業の取組み、等が挙げられる。一方、課題となっている案件もあるため、今後の取組みが必要になっている。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、各学部自己点検・評価実施委員会及び各研究科自己点検・評価実施委員会において定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取組を行っている。

第5章 学生の受け入れ

【現状説明】

点検・評価項目1：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」「入学希望者に求める水準等の判定方法」を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

<学生の受け入れ方針の設定及び公表>

学部・学科では、卒業認定・学位授与の方針（以下、「DP」という。）及び教育課程編成・実施の方針（以下、「CP」という。）を踏まえた入学者受入れの方針（以下、「AP」という。）を定めており、大学HPにおいて公表している。この方針は、本学の教育目標である「社会知性の開発」に向けた教育を行うために、多様な入学者選抜の方式により、大学入学までの教育課程において「本学での学修の基礎となる知識・技能」「社会の諸課題の解決に取り組むための思考力やコミュニケーション能力」「主体性を持って社会知性の開発を目指す態度」の各能力を身に付けている人材を求めているとしている。各学部・学科のAPも、全学の方針に基づき策定し、大学HP・入学試験要項などにおいて公表している。この方針には、入学者に求める関心・意欲、資質・能力等の人物像や判定方法が明確に示されており、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針にも整合した内容となっている。(資料1-9【ウェブ】、1-11【ウェブ】、1-12【ウェブ】、2-8【ウェブ】、5-1～5-3)

学部の取組み事例として、法学部では、法学部長、法学部入試委員及び教務委員会の連携のもとに、付属高等学校推薦入学試験、指定校制推薦入学試験、AO入試（法学部チャレンジ入試）及びスポーツ推薦入試における「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」「入学希望者に求める水準等の判定方法」を設定し、募集要項において記載している。法学部長、法学部入試委員及び教務委員会の連携のもとに、特別入試の方式毎に「入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像」「入学希望者に求める水準等の判定方法」を厳密に検討・公表し、受験生に周知徹底を図っている。経営学部では、とりわけ推薦入学試験・特別入学試験（スポーツ推薦・指定校制推薦・付属・公募・留学生）に関しては、APを踏まえ、募集要項に学習歴、学力水準（評定平均）、特筆すべき能力など、求める人材像を明記し、この条件を満たすもののみが志願できるようにしている。また、経営学科とビジネスデザイン学科の違いも反映し、学科別に違った基準を設けている。例えば、公募制推薦入学試験の場合、経営学科では英語・会計・情報の資格を明記しているのに対して、ビジネスデザイン学科では求める9つの人材像を明記している。(資料2-8【ウェブ】)

大学院研究科においても、DP及びCPを踏まえたAPを設定し、学生募集要項、大学HP等において周知・公表している。研究科の取組み事例として、経済学研究科では、APにおいて各学位課程の「入学者に求める資質・能力等」として、知識・理解力、研究意欲、将来目標の3点にわたって求める学生像を提示している。入試制度は、外国語、筆記試験、口述試験、研究計画書を組み合わせた4通りの入試方式を設定しており、筆記試験及び外国語によって知識・理解力を、口述試験及び研究計画書によって知識・理解力とともに研究意欲、将来目標をそれぞれ判定している。(資料1-11【ウェブ】、5-2)

法科大学院の AP では、求める学生は議論による問題解決能力のある者であり、その者を受け入れることを明示している。社会の多様な層から、意欲をもって、基礎理論の修得及びそれに基づく議論を展開することができる人材を求めるとして、入学前の学習歴等、入学希望者に求める水準等の判定方法を示している。これらは、法科大学院入学ガイド、法科大学院学生募集要項及び大学 HP において公表している。(資料 1-12【ウェブ】、5-3)

点検・評価項目 2：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

<学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定>

学部・学科では、AP を踏まえ、多様な入学者選抜を設けている。選抜方法・選考方法を多様化し、個々の受験生の長所である能力・適性等を多面的に評価することで、求める学生を適切に見出し、様々な学生を入学させて大学教育を活性化させることとしている。また、本学では、高大接続改革の対応に伴い、すべての入学試験において DP 及び CP を踏まえた AP に基づきつつ、「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価する選抜方法を検討し、2019（令和元）年 12 月に「2021（令和 3）年度専修大学における入学者選抜について」の告知を大学 HP に掲載した。入学試験区分を各々の入学者選抜の特性に合わせて整理するとともに、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」における新たな評価方法を以下のとおりとした。

一般選抜の各入学試験では、各学部の AP に基づき、本学での学修に必要と思われる基礎的学力を中心に、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を多面的、総合的な観点から評価できると判断し、従来の出題形式を継続することとした。また、一般選抜前期入学試験では従来どおり、英語外部試験を活用する入学試験を実施することとした。なお、当初は、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度に関する経験」等を WEB 出願時に本人に入力してもらうことを予定していたが、2021（令和 3）年度の一般選抜では求めないこととした。学校推薦型選抜については、実施学部の AP に基づき、従来 of 入学試験同様に「学力の 3 要素」の多面的、総合的な評価を実現するため、「学校長による推薦書」「調査書」「志願者本人が記載する資料」等による評価に加え、指定校制推薦入学試験では、新たな評価方法として「小論文」「面接」等を加えることとした。なお、2021（令和 3）年度入学試験では、COVID-19 拡大防止の観点から、書類審査と小論文の事前提出とした。総合型選抜では、実施学部の AP に基づき、従来 of 入学試験同様に「学力の 3 要素」の多面的、総合的な評価を実現するため、「調査書」「志願者本人が記載する資料」「小論文」「面接」等による評価方法を行うこととした。(資料 5-4)

大学院研究科においても、AP に基づいた入学者選抜を行っている。経済学研究科では、AP に基づき、修士課程入試では 4 つの入試方式を設定し、博士後期課程入試は 1 方式で行っている。修士課程入学試験の方式は、「英語」「筆記試験」「口述試験」による A 方式、「筆記試験」「口述試験」による B 方式、「研究計画書」「口述試験」による C 方式、筆記試験を資格（経済学検定試験の成績）によって免除し「口述試験」を行う D 方式であり、いずれも AP が求める学生像（知識・理解力、研究意欲、将来目標）全体を評価・判定する適切な設定となっている。また博士後期課程の入試方式は、「外国語」「口述試験」の組み合わせによる 1 方式で実施されており、こちらも、AP が求める学生像全体を評価・判定する適切な設定となっている。経営学研究科では、修士課程及び博士後期課程において、筆記試験及び口述試験を実施し、AP で明示している能力を評価している。また修士課程における学内選考入試においては、学部の成績及び口述試験により、AP で明示している能力を評価している。受験資格の有無に関する判断においても、修士課程・博士課程ともに内規を制定し、厳格に運用している。商学研究科では、学生の受け入れ方針にもとづいて、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試を行うとともに、将来の進路に合わせてアカデミックコース、ビジネスコース、プロフェッショナルコースの各入試制度を選択できるようにしている。（資料 1-11【ウェブ】、5-2）

< 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供 >

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、『専修大学入学ガイド』や大学 HP などによって、適切に行っている。また、入学試験要項においても学費及び各種の奨学生制度について情報提供を行っている。更に、入学後は、学内ポータルシステムや書面等を通じて適期に学生に周知するとともに、迅速な事務対応を行っている。（資料 1-10～1-12【ウェブ】）

本学では、家計支持者の疾病や自然災害等に伴う経済状況の急変に備えた授業料減免制度（「家計急変奨学生」「災害見舞奨学生」「利子補給奨学生」等）を採り入れている。他に「育友会奨学生」や「私費外国人留学生奨学生」等があり、給付または貸与を行っている。また、学外では日本学生支援機構奨学生にかかる周知を行い、手続きの支援も行っている。なお、奨学生に関する事項は、「第 7 章 学生支援」を参照されたい。

このように本学では、手厚い経済的支援の体制を敷いており、それらに関する情報を適切に周知（授業内等における教員からの連絡を含む）することで、意欲ある学生の学業の継続を支援している。

< 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 >

本学学士課程では、全学部の入学試験を実施するための機関及び入学試験制度及び入学試験の方法に関する諸施策を審議・立案するための機関として「入学試験委員会」を置いている。委員会での主な審議事項は、入学試験の実施計画及び準備、入学試験の実施、入学試験の中長期的諸施策、教員が携わる全学的な学生募集企画に関する事項等を扱うほか、各学部独自の入学試験制度及び方法と全学的入学試験制度及び方法との調整に関する事項も取扱い、委員会が審議した事項のうち重要なものについては、各学部教授会の承認により決定する。また、各学部においても、学部毎に入学試験委員会を組織し、入学者選抜実

施のための体制を適切に整備している。

入学試験委員長の職務権限に関しては、入学試験委員長規程第5条において定めている。学長と入学試験委員長との関係については、第5条第3項において「委員長は、委員会が行う審議に関する事項を統括し、これらの事項のうち重要事項については、これを学長に報告し、又は提案する」とし、同規程第6条において「学長は、委員長に対し前条（委員長の職務権限）の職務の遂行について必要な指示をすることができる」としている。

事務組織としては、入学センター入学課を置き、入学試験にかかわる全ての広報活動及び入学試験実施を担当している。（資料 5-5～5-7）

<公正な入学者選抜の実施>

入学試験実施にあたっては、「監督要領」を作成し、監督者に対し周知・徹底を図っており、これにより統一的な入学試験実施を可能としている。公平性を担保する取組みとして、例えば、記述採点及び合否判定時においては、氏名を隠すなど、個人が特定できないよう配慮している。また、一般選抜入学試験の試験問題は、入学試験委員会の下に各教科・科目にかかわる各学部の専任教員による出題者会議が年度ごとに組織し出題する。問題の質に関しては、各教科・科目ごとに試験の適否の評価・調整し、毎年度入学試験が終了した時点で出題責任者懇談会を開催し、点検している。本学では、大学全体で実施している入学者選抜は、全学の入学試験委員会において行い、各学部で実施している入学者選抜は、学部の入学試験委員会等において適切に行っている。

大学院研究科においても、毎期の入学試験において、研究科長、大学院委員会委員、試験委員により筆記試験問題の点検を行い、過去問題との重複の防止、出題ミス防止を図っている。経済学研究科の口述試験においては、志願者の希望指導教授以外に、筆記試験採点委員及びその他の授業科目担当者を口述試験委員に加え、面接に立ち会った口述試験委員の合議により各志願者の口述試験採点を行う方式を採っており、面接評価の客観性に配慮している。志願者の資質・能力を客観的に判断するためにとられている以上の諸措置は適切であり、入学試験は公正に実施されている。文学研究科においては、合否判定は筆記試験や口頭試問等の成績に基づき、基本的に各専攻の専任教員で合議（選考会議等）して決定している。また、文学研究科委員会においても合否判定を審議事項とし、その決議を経て最終的に決定している。このようなプロセスを採り入れることで、入学者選抜の公平性を担保している。

<入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施>

本学では、身体障がい等により、受験上特別の配慮を必要とする場合は、出願に先立って問合せを行うよう、入学試験要項にその旨を明記している。その際には、障がい学生支援室が中心となり、入学試験受験時の配慮、入学後の支援体制等について、関係所管を交えて事前相談の機会を設けている。これにより、受験だけでなく修学していくうえでも、可能な限り配慮するようになっている。また、学部入学試験では、日本の国籍を有する方、または日本国の永住許可を得ている方で、海外修学経験者を対象に「帰国生入学試験」を実施している（実施は一部の学部）。また、外国籍を有する方で出願条件を満たしている方を対象に「外国人留学生入学試験」を実施している（実施学部：全学部）。大学院入学試験

では、研究科ごとに「社会人入学試験」「外国人留学生入学試験」を実施するなどして、合理的な配慮を行っている。(資料 5-8【ウェブ】)

2021（令和 3）年度の入学者選抜では、COVID-19 の影響が続く中においても公平な入学者選抜を実施した。一般選抜実施にあたっては、教職員のマスク等の着用、試験日ごとの机・椅子の消毒、手指消毒液の配備、検温等を徹底し、受験環境の整備に努めた。また、受験生への「要請事項」を新たに作成し、試験日までの準備、試験日当日の対応及び試験終了後の対応等について、事前に確認してもらうこととした。なお、本学では、新型コロナウイルスに罹患している場合や、試験日当日に 37.5℃以上の発熱がある場合等で一般選抜試験を欠席した受験生を対象に、特別措置（振替受験）を行った。また、これらに対応するための連絡窓口（新型コロナウイルス感染症相談窓口）を入学センター内に設置し、各種の問合せに対応した。(資料 5-9【ウェブ】、5-10【ウェブ】)

<学生募集、入学者選抜制度及び運営体制の適切な整備、公正な入学試験の実施（法科大学院）>

学生募集、入学者選抜制度を AP 等に基づいて実施するために、入試広報委員会を設置している。同委員会において各種提出書類の配点基準を決め、その基準に従って採点している。また、法学既修者試験にあつては、制度趣旨に沿う基本的学力を有するか否かを判断できる出題内容としている。試験の配点等は要項に記載して受験生に明らかにしている。採点に当たっては、絶対的評価を行って、入学試験実施年度で差がないように配慮している。授業料及び奨学生制度については入学ガイド、大学 HP に記載して明らかにしている。社会人等の受け入れについては、社会人としての経験を志望理由者等の評価で配慮している。その結果、社会人比率は 40%程度である。(資料 1-28【ウェブ】、5-3、5-11)

点検・評価項目 3：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理>

本学の入学定員及び収容定員は、大学設置基準に基づき、教員組織、校地・校舎等の施設・設備その他教育上の諸条件を総合的に考慮して、適切に設定している。また、収容定員の管理については、毎年度、定員充足率等を勘案し、これに基づき適正な合否判定を行っている。

学部・学科における収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応のひとつとして、繰上合格制度が挙げられる。本制度の導入により、仮に入学定員が未充足となった場合においても、繰上合格を行うことで、定員充足を図ることが可能としている。また、在籍学生数の適切な管理という観点から見ると、転部科試験の実施や低単位修得者への対策等を行うことで、退学・除籍者の抑制を図っている。2020（令和 2）年度の入学定員に対する入学者数比率は 1.04 倍であり、2017（平成 29）年度以降は 1.00 倍に近い比率で推移している。学部別で見ても 1.01 倍～1.06 倍に収まっており、適正範囲内といえる。また、2020（令和 2）年度の収容定員に対する在籍学生数比率は 1.09 倍であり、学部別で

見ても 1.05 倍～1.12 倍に収まっており、こちらも適正範囲内といえる。なお、本学では編入学定員を設定していない。(資料：大学基礎データ (表 2))

大学院研究科における 2020 (令和 2) 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、経済学研究科 0.30 倍、法学研究科 0.36 倍、文学研究科 0.59 倍、経営学研究科 0.53 倍、商学研究科 1.00 倍であり、商学研究科を除いて定員未充足となっている。また、博士後期課程はいずれも定員未充足となっている。収容定員に対する在籍学生数の未充足に関する研究科の対応は次のとおりである。(資料；大学基礎データ (表 2))

経済学研究科では、第 13 期 (2019・2020 年度) 自己点検・評価活動において、「大学院進学志望者の学修ニーズに対応した教育課程の編成について」を点検・評価項目として設定し、「議論を深め、教育課程編成に向けた案作成を目指す」という達成目標に向けて自己点検・評価活動を行っている。法学研究科では、学部学生が大学院に進学しやすくするために、学部の成績評価と口述試験による入学試験を実施するなど、入試制度及び卒業要件についての検討を適宜行っている。経営学研究科では、受験生確保のために、学内での説明会等を実施し、入学希望者の増加を目指している。また他研究科で実施している日本語学校からの推薦入学の検討、入試科目の見直しも含め、研究科委員会にて検討している。更に、入学を希望する学生の研究テーマにあわせた指導教授の変更などを希望者に確認しながら行う手続きも検討している。文学研究科では、独自の大学院案内チラシ作成と各大学への郵送 (歴史学専攻)、文学部環境地理学科学生を対象とした大学院入試説明会の資料作成や配布を行い、学生の相談を受けている (地理学専攻) といった取組みを行っている。

法科大学院について、法科大学院の入学定員は、2016 (平成 28) 年度から 2020 (令和 2) 年度まで 28 名 (法学未修者 10 名、法学既修者 18 名) であり、収容定員は 2016 (平成 28) 年度 108 名、2017 (平成 29) 年度 81 名、それ以降は 66 名である。入学定員充足率は、0.75～1.04 で推移している。また、収容定員充足率は 2016 (平成 28) 年度は 0.53 であるが、それ以降は 0.74～0.98 で推移しており、いずれも適切である。(資料：大学基礎データ (表 2))

点検・評価項目 4：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生募集及び入学者選抜については、学士課程全体としては入学試験委員会において、各学部については、各学部教授会及び各学部の入学試験委員会において定期的に点検・評価を行っている。各学部では、例年全ての入学試験終了後に、各学部入学試験委員会が当該年度の入学試験の結果、志願者動向、入学後の GPA・修得単位数や学修行動を分析し、各学部教授会にフィードバックしている。その結果に基づき、入学試験別募集定員の設定、入学試験制度の新設及び廃止、入学試験科目の変更等の検討を行っている。一般選抜試験における試験問題は、出題者以外の入学試験問題チェック担当者が問題校正と並行して内容を点検している。また、問題の適切性を複数の外部委託者によってチェックするとともに、毎年度入学試験業務が終了した時点で、各教科・科目の出題責任者懇談会において点

検・評価を行っている。各機関で行われた自己点検・評価は、入学試験関係自己点検・評価実施委員会で統括されている。(資料 2-18【ウェブ】)

各学部の取組み事例として、経済学部では、毎年度、入試制度別の学生の受入数の資料を作成し、これに基づき教授会、学科会議、自己点検・評価実施委員会などで改善・向上への検討を行っている。経営学部では、入試制度別に GPA・修得単位数・休学者比率・退学者比率・留年者比率等の分析を行い、入試制度の改善に努めている。一般選抜入試については、学部入試委員会を中心に、その年の志願状況・判定案・手続き状況などに関する綿密な分析を行い、教授会で報告し、次年度入試の改善に役立てている。なお、入試関連業務が終わった時点で全学的に外部のコンサルタントからアドバイスを受けている。外部からのアドバイスは学部入試委員会及び教授会にフィードバックされ、入試全般に関する教員同士の認識の共有が図られている。商学部では、毎年、商学部入学試験委員会を中心に、入試制度別に学生の修得単位数・GPAなどを分析し、また、一般入試についての志願状況、合否判定、手続き状況を分析するなどして、入試制度のあり方を適切に点検・評価している。ネットワーク情報学部では、学部入試委員会において、試験区分ごとの募集人員の変更、一般入試の出題科目や配点の変更、AO入試における志願書類の内容及び評価方法の変更、推薦入試における志願条件や出願書類内容の変更、など様々な改善・向上の取り組みを行っている。高校生向けの学部独自の説明会やワークショップを開催して、学部の学びへの理解を深める取り組みを行っている。学部入試委員会により責任ある組織体制がしかれていること、データに基づいて状況を把握しながら議論をしていることから、適切かつ有効に点検・評価が行われ、改善・向上への取り組みが継続的になされている。

上記に加えて、入学試験関係自己点検・評価実施委員会においても、学生の受入れに関して定期的に点検・評価を行っている。第 13 期（2019・2020 年度）自己点検・評価活動では、「高大接続改革への対応」「入学試験の実施に関する負担軽減」「学生募集強化」を項目として掲げ点検・評価活動を行っている。その中で、学生募集強化については、「オープンキャンパスの参加者における志願率及び手続率の向上」を達成目標として掲げた。2019（令和元）年度では、翌年に開設する国際コミュニケーション学部及び神田キャンパスに移転する商学部に関する広報強化のために、6 月実施のオープンキャンパスを神田キャンパス開催に変更し、「体験授業フェア」については、高校の進路指導の早期化に合わせ、6 月から 3 月開催での実施とした。また、年間を通じて新学部・新学科にかかわる企画を多数用意し、積極的な広報に努めた。なお 2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響により、当初予定していたオープンキャンパスの規模を縮小して実施したが、開催日数を増やすことで接触者数の確保に努めた。その結果、2020（令和 2）年度入学試験の志願率は 39.5%、手続率は 86.9%となった。なお、志願率及び手続率は経年で算出しており、これらのデータに基づき、次年度以降の学生募集に活かされている。(資料 2-18【ウェブ】)

大学院研究科においても、大学院委員会、研究科委員会、各研究科自己点検・評価実施委員会などで、学生の受入れの適切性について定期的に検証を行っている。経済学研究科では、入学試験判定の審議、入学試験結果の審議、次年度学生募集要項の審議の際に、学生の受入れに関する検証を行っている。2016（平成 28）年度のエコノミックリサーチ・コース開設にあたっては、これらの検証結果に基づき、ERE（経済学検定試験）の一定ランクを有する受験者の受入れを改善するために、筆記試験免除の D 方式入試を導入した。(資料

2-18【ウェブ】

法科大学院では、学生の受け入れについて、教授会で入学手続者数等の報告をして、各期の入試で採用できる定員数を確認している。その上で、法学既修者試験にあっては学力が法学既修者と評価し得るかという観点から評価の客観化を過去のデータを利用して行っている。また、受け入れた学生がどのように就学しているかをクラス担任及び支援担当教員・講師の面談等を通じて把握している。教授会で面談結果の報告を踏まえて各年度の入学者の合格判定が適切かについても検討している。そして、支援プログラムで受け入れた学生の質の向上を図り、進級率の向上を目指している。(資料 4-30、5-12)

【長所・特色】

○本学学士課程では、高大接続改革への対応に伴い、各入学試験における評価方法を以下のとおり定義した。

【入学者選抜における本学の基本的な考え方】

入学者選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等があるかを判定するものであり、大学教育の一步として、基本的には各大学の自主性に基づいて行われるべきものである。入学者選抜の改革を図るためには、入学後の教育との関連を十分に踏まえ、多様で自由な入試設計を考えることが重要である。選抜方法・選考方法を多様化し、個々の受験生の長所である能力・適性等を多面的に評価することで、求める学生を適切に見出し、様々な学生を入学させて大学教育を活性化させることとする。なお、今後は、学校推薦型選抜及び総合型選抜における「評価のウエイト」等を入学試験要項などに公表することを検討することとする。

【一般選抜】

既存の「大学入試センター試験利用入試」および「一般入学試験」によって入学して来た学生の学力は、大学教育を学ぶに必要な学力を満たしていると評価し、従来通りの「知識・技能」を中心とした「学力」を測ることとし、一般選抜については、「学力の3要素」の「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を評価する。

【学校推薦型選抜・総合型選抜】

学校推薦型選抜・総合型選抜については、「学力の3要素」のうちの「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の能力判定に力点を置いた評価を行うこととし、従来よりも高等学校における平素の学習等の評価にウエイトを置くこととする。「調査書」をはじめ、「様々な学習活動、文化スポーツ活動、就業経験、活動経験の記録」や「成果物」等の多様な調査資料をより一層活用した評価を行う。

○法科大学院では、以下の点が長所・特色として挙げられる。①APの設定及び公表に関しては、明確な法曹像をもとに法曹に必要な能力を具体的に定めている。志望理由書で応募者に学業実績等を記載させることで、求める法曹像に適合しているかを判定している。②公正な入学者選抜に関しては、既修者試験にあっては基準点を設け、既修者認定を厳格に行っている。またスカラシップ奨学生の合否判定について、既修、未修を問わず、それまでの合格点を判定資料として用いて、各年度によって差が生じないようにしてい

る。③学生の受入れの適切性の定期的な点検・評価に関しては、入学判定資料として、各期の試験毎に過去の入試データを資料として、添付しており合否判定等の際に常に確認することが出来る。また、各期の定員を毎回判断して受験生に告知し、適正な定員の確保を目指している。

【問題点】

- 修士課程及び博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率について、定員未充足の状況が続いているが、上述のとおり、定員充足に向けた各種の施策を行っている。

- 法科大学院では、今後、早期卒業生入試の導入や飛び入受験者の増加により、仮に1科目について学部での学習が十分でなく当該科目が基準点に達しない場合に、当該科目のみ既修者認定をせず、在学中受講を必要とするという制度を導入するかを検討する必要がある。

【全体のまとめ】

本学では、大学全体としてAPを定め、さらに各学部・学科、各研究科単位で各々のAPを定めている。この方針は本学ホームページや各種刊行物にて公表され、入学者に求める関心・意欲、資質・能力等の人物像や判定方法が明確に示されている。

このAPに基づいて、個々の受験生の能力・適正等を評価するため、適切な学生募集方法と入学者選抜制度を公正に実施している。また、学生が安心して学業に精進できるよう、奨学金等の経済的支援を各種用意し、学費とともに公表している。学士課程では、入学試験の実施、制度及び試験の方法等を審議・立案するための機関として、入学試験委員会を設置し、責任所在を明確にしている。(各研究科の入学試験については、大学院委員会が統括している。)

入学試験を公正に実施するため、各学部・学科の入学試験に関しては、個人が特定できないような採点方法の配慮、教科毎における年度毎に設置する出題者会議の設置、出題の適否の評価・調整と全学の出題責任者懇談会による点検、全学版の試験監督要領による統一的な入学試験実施などの取組みが行われている。各研究科の入学試験に関しても、公正性を担保する取組みが行われている。また、身体の障がい等により、受験上の配慮を必要とする場合には、合理的配慮に基づいて公平な入学者選抜を実施するとともに、多様な学生を選抜するため、外国人留学生、帰国生、社会人等を対象とした入学試験制度を設置している。

収容定員に基づく在籍学生数の管理の面では、各学部・学科において、在籍学生数の過剰や未充足にそなえて繰上合格制度を設け、当初の合否判定と繰上合格制度を効果的に運用することによって、適正な入学者数の管理に努めている。その結果、収容定員に対する在籍学生数は適正といえる範囲に収まっている。一方、各研究科では、商学研究科以外は定員未充足の状態となっているため、様々な取組を通じて入学希望者の増加を目指している。

学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価は、各学部・学科入試に関しては入学試験委員会、各学部教授会等で行われ、入学試験関係自己点検・評価実施委員会で統括されている。各研究科入試に関しては、大学院委員会、各研究科委員会、各研究科自己点検・評価実施委員会などで点検・評価されている。

第6章 教員・教員組織

【現状説明】

点検・評価項目1：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

専修大学学則（以下、「学則」という。）第1条（本大学の目的）及び第2条の2（学部及び学科の教育研究上の目的）を実現するために、教育基本法、学校教育法、大学設置基準等に定められた要件に基づき、専任教員の職位として教授、准教授、専任講師、助教を置き、専修大学教員資格審議規程第4条において「資格審議は、人格、教授能力、教育業績、研究業績、学界並びに社会における活動等について行う」とし、本学専任教員として必要な資格について規定している。法科大学院に関しては、専修大学法科大学院教員資格審議規程において定めている。また、建学の精神「社会に対する報恩奉仕」を現代的に捉え直した21世紀ビジョン「社会知性(Socio-Intelligence)の開発」の実現を目指すため、本学教職員に求める能力を明確にし、その育成を図ることを目的として、専修大学教職員人材育成方針を策定している。（資料1-1【ウェブ】、6-1～6-5）

<各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示>

教員組織の編制は、学長の統督の下、学部教授会においては学部長、大学院研究科委員会においては大学院研究科長、法科大学院教授会においては法科大学院長が、それぞれ校務の責任者となり、教員組織を円滑に運営している。なお、学長の職務を助けるために副学長を置いている。また、各学部及び法科大学院において、現有教員の専門分野を検証し、学部・法科大学院内の教育・研究活動が適切に進められるよう、バランスがとれた教員採用を行う方向性を確認し、公募要領に反映させている。各種の全学的委員会や学部委員会の委員を選出する際には、一定の教員に偏りが生じない工夫を行い、学部内で教員同士が連携を図れるよう努めている。（資料4-39～4-41、6-6）

法務研究科に関しては、法科大学院における教育上の基本理念に基づき、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、法律実務基礎科目における各授業科目について体系的な教員組織を編成している。上記基本理念に基づき、基本的な理論及び知識を徹底して教育し、その基礎的理論と知識を基に「議論による問題解決能力」を修得させ得る教員を配置している。この基本方針は、学則などにおいて明記しており、また毎年度公表する自己点検・評価報告書などにおいて公表している。（資料1-5【ウェブ】、2-18【ウェブ】）

点検・評価項目2：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、

適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数については、大学基礎データ（表1）のとおりである。大学設置基準等の法令要件を充足しており、また、必要とされる専任教員の半数以上の教授を配置している。（資料：大学基礎データ（表1））

<適正な教員組織編制のための措置>

バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置については、大学基礎データ「(表5) 専任教員年齢構成」のとおりである。学士課程合計では、60歳以上 30.7%、50～59歳 32.2%、40～49歳 29.6%、39歳以下 7.6%であり、特定の範囲に偏ることないバランスのとれた年齢構成への配慮がされている。男女比についても適正であり、公募要領において、全学的に男女共同参画を推進していることを記載し、性別に関係なく、優秀な研究者へ積極的な応募を促す工夫をしている。また、女性の積極的な応募を歓迎する等、具体的な記載を行っている学部もある。また、教育研究上主要と認められる授業科目における専任教員の配置に関しては、大学基礎データ「(表4) 主要科目の担当状況」のとおり、必修科目を専任教員が担当している。（資料：大学基礎データ（表4）（表5））

研究科担当教員の資格の明確化及び適正な配置については、「専修大学大学院授業科目担当教員の任用に関する内規」「専修大学大学院専任教員の任用等に関する内規」において明確化し、これに基づき適切に行われている。（資料 6-7、6-8）

教員の授業担当負担への配慮について、本学では、専任教員の勤務に関して「専修大学教員就業規則」において規定している。また、専任教員の勤務、勤務日、勤務時間等に関し必要な事項については、「専修大学専任教員の勤務等に関する規程」において規定している。ここでは、原則として1週間当たり3日以上出校し、かつ、2学期（前期・後期）を平均した1週間当たり5コマ以上の授業を担当するよう規定している。（資料 6-9、6-10）

法務研究科に関しては、教員組織編成方針に基づき、実務家教員も含めすべて設置基準を満たす教員を、必要な授業科目すべてに適正に配置しており、年齢構成や男女比などに著しい偏りはない。（資料：大学基礎データ（表5））

<学士課程における教養教育の運営体制>

学士課程における教養教育の運営体制については、「専修大学全学カリキュラム協議会規程」に基づき、全学カリキュラム協議会の設置、協議会の目的、協議会の所掌事項等を定めており、同協議会及び協議会に置かれる各種運営委員会に基づいて適切に運営されている。（資料 3-21～3-25）

点検・評価項目3：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備に関しては、「専修大学教員資格審議規程」「専修大学教員資格審査委員会規程」「専修大学助教規程」「専修大学特任教員規程」「専修大学客員教員規程」「専修大学外国語特任講師規程」といった諸規程に基づき、適切に行われている。なお、本学では、兼任講師の採用に関しても、専任教員採用と同等の業績審査を行っており、実際に授業を受ける学生に対し、研究に裏付けられた教育を還元できるよう努めている。（資料 6-1、6-2、6-11～6-14）

法科大学院教員の採用や昇格などについても、明確な基準と手続を定めており、厳格に運用している。採用や昇格にあたり、教授会のもとに置かれる選考委員会により審査が行われ、その後、法科大学院資格審査委員会での審査を経て、教授会において審査される。（資料 6-4、6-5）

点検・評価項目4：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

<ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施>

教育内容・方法の改善を図ることを目的とした組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動として、新任教員教育支援説明会の実施、教育開発支援 NEWSLETTER の発行および FD 研修会を実施した。授業のツールボックスについては、2019（平成 31）年 3 月 31 日に第 7 版を発行し、2020（令和 2）年度末にもあらためて改訂版を発行する方向で、現在、教育開発支援委員会で検討している。

新任教員教育支援説明会は、2019（平成 31）年度は 4 月 1 日に開催して参加教員が 65 名（専任 33 名、兼任 32 名）であり、2020（令和 2）年度も 4 月 1 日に開催し、参加教員は 67 名（専任 25 名、兼任 42）であった。両年度とも、教育開発支援委員会から授業のツールボックス、専修大学ポータル、respon および視聴覚機器の利用について、情報科学センターから CoursePower の利用について説明した。

教育開発支援 NEWSLETTER は、第 38 号（2019（平成 31）年 3 月 31 日）、第 39 号（2019（令和元）年 11 月 30 日）、第 40 号（2020（令和 2）年 3 月 31 日）、第 41 号（2020（令和 2）年 11 月 30 日）を発行した。各号の概要は次のとおりであり、本学における教育内容・方法等の改善に資する内容を掲載したことは、評価できる。（資料 4-54【ウェブ】、6-15、6-16、6-17）

第 38 号	2019・2020 年度の各種取組に伴う変更点 専修大学における IR(Institutional Research)活動について
第 39 号	GPS-Academic および卒業生アンケートの分析結果について
第 40 号	学修成果の検証について

	PBL 型授業について
第 41 号	GPS-Academic および卒業生アンケートの分析結果について

FD 研修の開催状況は以下のとおりであり、2019（令和元）年 12 月以降に実施した研修については、教員参加者が大幅に増加している。これは、研修を学部ごとの実施に変更したことが奏功したものと考えられ、望ましい状況となってきている。（資料 4-12、6-18、6-19）

実施日	内容	参加者数
2019 年 7 月 24 日	respon 利用研修会	14 名（専任教員 6 名、職員 8 名）
2019 年 12 月 10 日 2020 年 1 月 10 日	講義要項（シラバス）作成についての FD 研修	専任教員 336 名
2020 年 10 月 13 日	ループリック活用についての FD 研修	専任教員 378 名

大学院に関しては、大学院学則第 6 条の 11 第 3 項の規定に基づき、大学院の FD に関し必要な事項を定めた「専修大学大学院ファカルティ・ディベロップメント規程」を定め、大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会を置いている。委員会の主な所掌事項は、「FD の企画及び実施に関すること」「FD に関する情報を収集すること」等である。2018（平成 30）年度は、前期に「大学院授業評価アンケート」後期に「教員アンケート」の 2 回のアンケートを実施した。教員アンケートでは、「授業関係」「施設・設備・研究室などの研究環境」についてアンケートを行い、その結果については、大学院委員会を通して共有を図っている。（資料 4-47、6-20）

法科大学院は、学部とは別に「法科大学院 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会」を組織し（委員長 1 名教員委員 4 名）、同委員会の下、教育内容・方法改善に向けての研究会を年に 2 回開催している。2019（令和元）年度より研究会の開催態様を変更し、毎回テーマを設定して、専任教員への事前アンケートを踏まえたディスカッション方式を採用して、組織的に教育内容・方法改善にかかる検討する機会としている。また、2018（平成 30）年度より自己点検シートに FD 関連項目を追加し、教員の FD に対する意識向上を高め、学内のみならず学外での研究会・講演会に関する教員の積極的参加を促すこととしている。さらに学期ごとに学生による授業改善アンケート及び教員相互間の授業参観を実施しているが、授業改善アンケートに対するフィードバック文書の作成及び検証、授業参観報告書の配布などを通じ、教員の資質向上に努めている。

なお、2020（令和 2）年度前期は COVID-19 の影響により全面的にオンライン授業が実施されたが、これに先立ち、FD 委員会の主導により、オンライン授業の方法にかかる事前の研修会を行うことで教育の質が維持できるよう対応を図った。また授業改善アンケートとは別に、学生に対するオンラインアンケートを実施し、オンライン授業による問題点を把握し、これを全教員に共有することにより、組織的に問題点への対応を行った。（資料 6-21～6-24）

< 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用 >

教員の教育活動、研究活動、社会活動等については、専修大学研究者情報データベースを通じて広く公表しており、社会からの評価を受けている。また、専任教員の昇格にあたっては、研究者情報システム内に登録された各種の情報を活用して審査を行っている。(資料 2-29)

点検・評価項目 5：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性に関しては、各学部・研究科において、定期的に行っている。また、FD 活動については、各学部・研究科で自己点検・評価を行っている他、教育開発支援関係自己点検・評価実施委員会においても定期的に行っている。なお、専任教員の採用については、選考の過程において、「履歴書・業績書」と共に「今後の研究計画」や「大学教育における抱負」等を提出させている。採用面接においては「模擬授業」や「ジョブセミナー」を行うなど、研究面のみならず教育面においても本学教員に求める能力・資質等について確認している。また、全学的な専修大学教員資格審査委員会において、専修大学教員資格審議規程に基づき審査を行い、教授会の議に付すべきか否かを審査している。(資料 2-18 【ウェブ】、6-2、6-3)

法科大学院では、『自己点検・評価報告書』を毎年作成し公表する際に、教員・教員組織についても点検・評価を行い、また年 1 回開催される教育課程連携協議会においても学外の委員 2 名による点検・評価を受けている。(資料 2-19 【ウェブ】、4-48～4-51)

【長所・特色】

○専任教員、特任教員、客員教員及び外国語特任講師の採用、並びに、専任教員の昇格については、学部長会及び教授会の議に付すだけでなく、全学的な会議である専修大学教員資格審査委員会の議に付している。これにより、専門分野の異なる教員による厳格な審査体制が構築されている。また、助教の採用にあたっては、専修大学教員資格審査委員会に代わる審査機関として、専修大学助教任用委員会が置かれており、助教としての資格を満たしているか、今後、教育研究を継続的に進められるのか等の基準を設け審査している。現に、2016（平成 28）年度～2020（令和 2）年度に採用した助教 13 名のうち 6 名は、研究機関へ常勤職として採用されているため、本学若手研究者の育成を図ることを目的とした当該助教制度は、一定の成果を得ているといえる。(資料 6-2、6-3、6-11)

○教育開発支援委員会が発行する「教育開発支援 NEWSLETTER」には、教育開発支援委員会と教務課 IR 担当者との協働による GPS-Academic の分析結果なども掲載している。その中において、卒業認定・学位授与の方針の検証などを行っていることは、理念・目的の実現に資する取り組みとなっている。(資料 4-54 【ウェブ】)

○法科大学院では、以下の3点が長所・特色として挙げられる。①基本理念に基づく教員編成方針が明確であり、求める教員像も明確である。また、厳格な資格審査のもと、教育・研究両面にわたってめざましい業績をあげている教員により編成された教員組織である。②2017（平成29）年度以降、授業改善アンケートの改善（自由記載項目の設定、フィードバック文書の作成・検証）、自己点検シートにおけるFD活動にかかる自己検証、FD委員会による教員に対するFD活動への意識涵養、FD研究集会でのディスカッション形式の導入などにより、組織的なFD活動が実現できている。特にFD研究集会は、参加者の意見交換が積極的に行われており、有意な成果がみられている。なお、2020（令和2）年度においては、FD研究集会などにおいてオンライン対応を余儀なくされたが、その中でも例年通りの活動を維持できている。専任教員のFDに対する意識の表れといえる。③教員組織の適切性に関しては、まず、教員各自が、自己点検シート作成時に、自己検証の機会を設けるとともに、毎年の『自己点検・評価報告書』作成の機会に、各委員会で組織的に点検・評価を行い、さらに、その結果について、学外の教育課程連携協議会委員の意見を聞き、最終的な評価・点検を実施している。

【問題点】

○教員組織の適切性の点検・評価について、全学的観点からの点検・評価は十分に実施できていないため、今後の対応が必要になっている。また、教員の教育活動や社会活動等の評価とその結果の活用の面においても、今後のさらなる工夫が必要である。

○法科大学院では、専任教員のFD研究集会への出席率は高く、また授業改善アンケートに対するフィードバック文書についてもその内容が実質的なものとなっているが、兼任・兼担教員のFD研究集会への出席率が低く、またフィードバック文書が未提出であるなど、FD活動への参加状況の改善への取り組みが必要である。

【全体のまとめ】

専修大学学則第1条（本大学の目的）及び第2条の2（学部及び学科の教育研究上の目的）を実現するため、各種法令に基づいた教員組織を置き、専修大学教員資格審議規程にて本学専任教員として必要な資格を定めている。

教員組織の編成に際しては、各学部及び法科大学院において、現有教員の専門分野を検証し、学部及び法科大学院内の教育・研究活動が適切に進められるよう、バランスがとれた教員採用を行う方向性を確認し、公募要領に反映させている。

教員数は大学設置基準等の法令要件を充足し、各学部及び法科大学院の教員組織の編成の方向性に基づいて新規教員の採用が行われてきた結果、年齢構成、男女比、国際性、実務家教員配置を配慮した適正な教員組織となっている。また、教養教育については、全学カリキュラム協議会のもとに置かれた各種運営委員会において適正に運営されている。教員の募集、採用、昇任等は、学内規程等に基づいて、適性に行われている。

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動は、全学的組織である教育開発支援委員会のもとでニュースレターの発行や、1年度つき2回のFD研修を開催し、教員の資質向上に努めている。

前述の【長所・特色】のとおり、各学部や法科大学院において、各々の特色ある取組が行われ、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につながっている。

一方、前述の【問題点】のとおり、教員組織の適切性の点検・評価については、各学部及び法科大学院教授会において、必要に応じて点検・評価を実施しているが、全学的観点からの点検・評価は十分に実施できていないため、今後の対応が必要になっている。また、教員の教育活動や社会活動等の評価とその結果の活用の面においても、今後のさらなる工夫が必要になっている。

第7章 学生支援

【現状説明】

点検・評価項目1：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する方針を次のように定めている。

「専修大学では、学生生活を通して豊かな人間性を涵養し、学生の資質・能力を十分に発揮させるために、適切な環境を整えるとともに、それぞれの学生の個性に応じた学生生活上の指導・助言を行うことで、21世紀ビジョンに掲げる『社会知性』を備えた人材を育成していきます。なお、専修大学の学生支援は、『修学支援』『生活支援』『キャリア支援』『進路支援』のほか、『その他の支援』として、学生の成果外活動を充実させるための支援、その他学生の要望に応じた学生支援を中心に網羅的に行うこととします」(資料 2-18【ウェブ】)

点検・評価項目2：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備
評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施
評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施
評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施
評価の視点5：学生の正課外活動を充実させるための支援

<学生支援体制の適切な整備>

本学の学生支援のうち、「修学支援」については、各学部において留年者及び休・退学者の対応並びに成績不振者に対する面談などを行っている。修学を継続するための奨学金等の経済的支援に関しては、学生部が担当している。「生活支援」については、心理相談に関しては学生相談室が対応し、健康面に関しては保健室が対応している。また、ハラスメントに関してはキャンパス・ハラスメント対策室があらゆるハラスメントに対応している。このほか、「キャリア支援」に関しては、キャリアデザインセンターを設置し、学生一人ひとりが自分の働き方や生き方を考え、なりたい自分の姿を自分らしく作り上げるサポートを行っている。「進路支援」に関しては、就職指導委員会がきめ細やかな支援を行っている。以上のことから、学生支援体制は概ね適切に整備されている。(資料 7-1～7-7、3-17、3-19)

<学生の修学に関する適切な支援の実施>

①学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学では、各学部の1年次を対象として、クラス担任制(学級担任制)を導入している。

クラス担任は、各学部の専任教員が担当し、学生相互の親睦を図るとともに、学生支援や修学支援に関する助言を行う他、必要に応じて学生支援機関への橋渡しを行っている。また、本学ではオフィスアワーを設けており、学生からの授業に関する質問に加えて、学生相談や修学相談に応じている。(資料 7-8)

②正課外教育

正課外教育に関しては、エクステンションセンターや国際交流センター等が主催する課外講座を多数用意している。これらの情報は、大学ホームページをとおして公開するほか、「専修大学講座総合案内」を作成し周知している。(資料 3-20【ウェブ】、4-24【ウェブ】、7-9【ウェブ】、7-10【ウェブ】)

③留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生等の多様な学生に対する修学支援については、留学生専修科目として「一般日本事情」を設置しているほか、日本語能力の向上を図るため「日本語文章理解」「日本語音声読解」等の科目を設置している。また、国際交流センターでは、外国人留学生に対して生活面やビザ取扱いに関してきめ細かい支援を行っている。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響を受けたが、例年 4 月のオリエンテーション期間に実施していた留学生の新入生向けの『ビザに関するガイダンス』を中止し、12 月以降にオンラインによるガイダンスを実施、日本に入学できない正規留学生に対し、ビザに関する必要な情報を HP やポータルにて公開し、留学生からのメールでの質問や問合せにも個別に対応し入学に関する支援等を行った。(資料 1-6【ウェブ】、3-20【ウェブ】、7-11【ウェブ】、7-12【ウェブ】)

大学院研究科では、修士課程全研究科の留学生（1 年次）に対し、「日本語教育プログラム（講座）」を開講している。このプログラムは、学術論文を執筆する際に必要となる高度な日本語能力を身につけるものであり、留学生の入学後の補完教育として開講している。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響により、前期に実施する予定だった「日本語論文対策講座(大学院留学生対象)」の開講時期を後期に変更し、オンラインで実施した。この他、大学院の修士課程に在学する外国人留学生が、修士論文（リサーチ・ペーパー）を作成するにあたり、チューターによる指導や助言等の研究支援を受けることができる「チューター制度」を設けている。(資料 7-11【ウェブ】)

④障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援については、障がいのある学生に対する組織的な支援体制を推進し、その教育及び学生生活の支援策を具体化するために 1996（平成 8）年「専修大学障害学生支援推進委員会」を設置した。その後、本学では、学生一人ひとりの障がいの状態や、教育的ニーズに丁寧に耳を傾け、より個別性の高い対応をするため、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に準じ 2020（令和 2）年 4 月、障がい学生支援の専門部署として「障がい学生支援室」（学生厚生部事務所管）を設置した。障がいを持つ学生への修学上必要なサポート体制、そのための施設、設備等の環境整備について検討し、関係者および関係諸機関と協議し、すべての教職員が連携して支援策を具体化している。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 への対

応として、「障がいのある学生の受講を想定したオンライン授業対応」を取りまとめ、前期授業開始前に全教職員に通知した。(資料 7-4、7-13【ウェブ】、7-14【ウェブ】、7-15)

⑤「成績不振学生」「留年者及び休学者」「退学希望者」の状況把握と指導又は対応

成績不振の学生の状況把握と指導については、修得単位数が各学部で定めた単位数より少ない場合、本人又は保証人に対し状況の報告を行うと同時に、面談の機会を設けるといった対応を行っている。学部によっては、必修科目であるゼミナールや実習授業を介して、科目担当者より適宜個別指導を行っている。留年者、休学者及び退学者の状況については、教務部及び二部事務部において状況把握を行っており、例年、学部長会及び各学部教授会にて状況報告を行っている。また、学生相談室や保健室といった学内関連部署とも連携しながら支援を行っている。(資料：大学基礎データ(表6))

⑥奨学金その他の経済的支援の整備

本学では、経済的困窮者に対する本学独自の様々な奨学金を設けることで、学生が安心して勉学に励み、充実した学生生活を過ごせるようサポートを行っている。なお、経済援助を趣旨とした奨学生制度は以下のとおりであり、いずれの制度も給付制としている。

- ・専修大学進学サポート奨学生（予約採用型）
- ・利子補給奨学生
- ・家計急変奨学生
- ・災害見舞奨学生
- ・育友会奨学生（一部（昼間部）学生）
- ・専修大学神山奨学生（二部学生）
- ・専修大学下田奨学生（二部学生）

上述以外の本学独自の経済的支援として「専修大学学内ワークスタディ制度」がある。本制度は、経済的事情により修学困難である学生が、大学内において教育支援活動や自身の社会性向上に資する活動に従事することにより、職業意識・勤労観を育み、大学がその労働の対価として給与を支払うことで、学生の経済的支援を行うことを目的としており、2019（令和元）年度の登録者数は73名である。2020（令和2）年1月15日には、ワークスタディ講習会を実施し14名が参加した。なお、2020（令和2）年度はCOVID-19の影響により、運用できる見通しは立っていない。

私費外国人留学生の修学支援策としては、学習奨励等のための授業料減免制度がある。学業成績が優秀であり、かつ、経済的な理由により修学が困難であると認められる留学生に対しては、経済支援として授業料を減免している（学部生は28万円、23万円、18万円の3段階に傾斜配分し、大学院生は一律14万5千円を授業料から減免）。

民間財団等が運用する奨学金に関しては、学内選考（書類審査又は面接）を実施し、推薦者を決定している。(資料 7-16～7-29、7-30【ウェブ】、7-31【ウェブ】、7-32、7-33、7-34【ウェブ】、大学基礎データ(表7))

2020（令和2）年度は、COVID-19に伴い、既存の経済支援奨学生制度に加え、次のような経済的支援を実施している。

①緊急支援奨学金制度の新設

学生が安心して学業を継続し無事卒業できるよう、特別措置による緊急支援奨学金制度を新設し、学生の修学継続の支援を行うこととした。対象は、家計所得の減少など、家計急変により修学継続への支援が必要な学生とし、20万円を上限に授業料から減免。

②オンライン授業受講のためのインターネット環境及び機器に関する補助

「PCもスマートフォンも所有していない」あるいは「スマホを所有しているが、4G(LTE)回線のスマートフォンは所有していない」といった学生を対象に、補助金を支給。

③通信環境整備及びプリントサービス支援金の給付

2020（令和2）年度後期授業においても、オンライン授業を主とした授業を展開したことから、学生への支援策の一環として「通信環境整備及びプリントサービス支援金」を全在生に対し、一律15,000円を給付。

④学費の延納措置の実施

経済的な負担軽減から、学費について従来より4期に分けて納入することを可能としているが、特別な事情により各期限日までに納入することが困難な場合、所定の手続きを経て一定期間の延納を可能とした。

⑦授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、大学HP、入学ガイド、入学試験要項等を通して適切に行っている。また、特別な事情により期限日までに納入することが困難な場合、所定の手続きを経て一定期間の延納が可能であることについても、大学HPを通して周知している。特に2020（令和2）年度については、COVID-19の影響に伴い、緊急支援奨学生やプリントサービス支援金の支給に関する周知について、学長からの文書を大学HPに掲載するほか、適宜学内ポータルにて周知を行った。併せて、オンライン授業実施に伴う本学における「施設費」の取扱いに関しても、学長からの文書において周知した。（資料1-9【ウェブ】、1-11【ウェブ】、1-12【ウェブ】、4-55【ウェブ】、7-34～7-37【ウェブ】）

<学生の生活に関する適切な支援の実施>

①学生の相談に応じる体制の整備

学生の相談に応じる体制については、専修大学学生相談室規程に基づき学生相談室が「心理的成長に関する課題を抱える学生への支援」「大学生活にうまく適応できない学生への支援」を中心に対応している。（資料7-3）

心理的成長に関する課題を抱える学生への支援体制については、学生相談室が神田・生田キャンパスともに学内の事情に精通しているインテーカーを配置し、校内連携が効果的に遂行することで、これまで以上に柔軟かつ迅速な対応を可能としている。緊急事態には、カウンセラーとインテーカーの協力で適切に対応している。また、学生相談室と保健室とは年1回から2回程度、定期的な連絡協議会をもち、情報交換を行っている。特に心理面での支援が必要と認められる学生には個別対応を行っている。このほか、キャリア形成支援課と連携を取り、心理的不調を抱えている学生の情報交換を行っている。

学生への周知に関しては、新入生については入学時の学生部ガイダンスの折に「学生相

談室」の存在や内容について説明を行っている。また、「学生相談室案内」(パンフレット)、「学生相談室ニュース」「学生相談室リーフレット」といった各種印刷物や「ニュース専修」、Web ページ (ポータル、ホームページ) を通して行っている。なお、2020 (令和 2) 年度は、COVID-19 の影響により、対面での相談活動を電話相談に切り替えるといった対応を行っている。

大学生活にうまく適応できない学生の支援体制については、カウンセラーが支援している。適応していないと訴える学生の多くは、登校が常ならないことや成績不振をとまなうことも多く、各学部選出の学生相談室員が学習上の支援を行うことで、より具体的な支援ができることも多い。また、保護者の不安も大きいので、保護者からの相談もカウンセラーを中心に適宜対応している。このほか、無料法律相談の実施、学生たちが学習面に関する困りごとを語りあい教員が適宜アドバイスする場である「ラーニング・カフェ」の開催、参加者同士のコミュニケーションがとれるように工夫した開発的な季節を感じられる講座「楽しみながら『コミユカ UP』」の開催、発達障がいまたはその疑いのある学生の保護者の方々がつながり、情報交換を行う会である「おやかフェ in 学生相談室」の開催など様々な取組みを行っている。なお、2020 (令和 2) 年度は、COVID-19 の影響により、オンラインに切り替えて実施した (一部の取組みは中止となった)。(資料 7-38【ウェブ】、7-39～7-41)

②ハラスメント (アカデミック、セクシュアル、モラル等) 防止のための体制の整備

本学では、2000 (平成 12) 年に「セクシュアル・ハラスメント防止規程」を制定し、教職員が相談対応及び防止啓発を行ってきたが、年々多様化する相談に対応するため、広くハラスメント問題に対応しうる組織として、2011 (平成 23) 年 4 月に、「キャンパス・ハラスメント防止規程 (以下「防止規程」)」を制定し、「キャンパス・ハラスメント対策室 (以下「対策室」)」を設置した。また、2012 (平成 24) 年 11 月には、複雑化した事例により細やかに対応するため、「キャンパス・ハラスメントの防止に関するガイドライン (以下「ガイドライン」)」を制定し、適宜改定をしながら運用している。

これらの防止規程とガイドラインに基づき、現在、計 18 名の教職員が、①ハラスメントの未然防止、②ハラスメント相談への調停や調査・裁定、③対策室としての方針と諸施策を決定する対策室会議 (原則毎月開催) の運営を行っている。また、2011 (平成 23) 年 5 月、学生生活課内の部局として、ハラスメントに専門的に対応する事務局 (職員 2 名) を常設し、学生がより時間や手段に制約されずに相談できる体制を整えた。

本学では、被害者救済と同時に未然防止こそがハラスメントを減らす近道であると考え、①教職員・学生に対し、具体例を明示したリーフレット「ハラスメントのないキャンパスへ」を年度毎に配布し、②職員に対する年 1 回の研修を実施し (2019 (令和元) 年度においては、文学部及び人間科学部の要請に応じて教員研修を実施)、③学生団体やその顧問・監督等に対して大学特有のハラスメントの防止研修会を実施し、④教授会での注意喚起を行うなど、啓発活動に力を注いでいる。

対策室では、こうした啓発活動に加え、ハラスメントの実態を把握し、ハラスメント防止対策の立案に資するために、毎年、教職員及び学生を対象にアンケート調査をしている。2020 (令和 2) 年 4 月の神田キャンパスへの商学部移転及び新学部である国際コミュニケ

ーション学部の設置に対応するために、2019（令和元）年9月には、神田キャンパスにもキャンパス・ハラスメント対策室事務局を開設した。（資料 7-5、7-42【ウェブ】、7-43～7-45）

③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

本学では、神田・生田両キャンパスに保健室を設置し、学生の維持・増進に努めている。学生の健康管理の状況については、例年4月に定期健康診断を実施している（但し、2020（令和2）年度は、COVID-19に伴い、8月に実施）。

飲酒に関わる事故及び事件の防止に関する取組みに関し、新入生に対しては、キャンパス・ガイダンス期間中に「本学の飲酒事故撲滅に対する基本姿勢と過去の事件事例」を伝えるとともに、入門ゼミナールやスポーツリテラシーの授業内においても飲酒に対する危険性等を伝えている。また、サークル団体等を対象に、「飲酒事故防止セミナー」「適正飲酒啓発セミナー」を実施している。

受動喫煙防止に関しては、労働衛生コンサルタントによる受動喫煙防止セミナーを実施し、受動喫煙による健康への影響と受動喫煙防止対策への重要性について講演を行っている。

薬物等（大麻、危険ドラッグ等）の防止に関わる啓発活動に関しては、保健体育部会、東京都および川崎市健康福祉局の協力を得て、授業科目「スポーツリテラシー」内で講義形式による啓発を行っている（但し、2020（令和2）年度は、COVID-19の影響に伴い中止としたが、別途川崎市及び東京都健康福祉局発行の薬物防止パンフレットを配付）。

本学では、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることを目的として100円朝食を実施している（但し、2020（令和2）年度はCOVID-19の影響に伴い中止）。（資料 7-46、7-47【ウェブ】）

<学生の進路に関する適切な支援>

①進路支援

本学の進路支援は、学生のキャリア形成、就職支援、資格・採用試験対策を「トリプル・サポートシステム」で支援している。キャリア形成支援では、「自己理解」「社会理解」「能力開発」を基本とした様々なプログラムと個別相談（キャリアカウンセリング）により、学生一人ひとりが自分の働き方や生き方を考え、なりたい自分の姿を自分らしく作り上げることをサポートしている。就職支援では、「学生一人ひとりの顔が見えるきめ細やかな支援を通し、学生の個性と実力を活かす道を共に考え、学生の就職への主体的な決断を支える」ことを就職支援方針とし、この方針に基づき「就活基礎講座」「学内企業説明会」「面接・攻略セミナー」などの各種支援プログラムや就職相談を通して、学生を強力にバックアップしている。また、資格・採用試験支援では、実力派講師陣による本学独自の指導システムで効率的、経済的な学習が可能となっている。（資料 7-48～7-51【ウェブ】）

本学では、2020（令和2）年度より、キャリアデザインセンター事務課と就職課をキャリアセンター事務部キャリア形成支援課に統合した。これにより、キャリア形成から就職活動まで一貫した、段階的な学生支援が可能となった。学生のキャリアに関する適切な支援に関しては、「正課のキャリア科目」「課外のインターンシップ」「PBLプログラム」を、

教職協働で企画運営している。PBL プログラムに関しては、「専修リーダーシップ開発プログラム」「専大ベンチャービジネスプログラム」「課題解決型インターンシップ」を用意している（2020（令和2）年度は、オンライン実施のスキームを構築している）。専修リーダーシッププログラムは、理論学習（毎週の講座）とチームでの実践活動（学内外のプログラム）、そしてそれを内省することを通じてリーダーシップの基礎を身につけることを目的としている。また、専大ベンチャービジネスプログラムは、起業家精神（アントレプレナーシップ）を養成することを目的としている。（資料 7-52～7-55【ウェブ】）

進路に関する相談体制に関しても、前述の事務組織統合に伴い、学年を問わず学生生活から進路選択までキャリア形成について、下表のとおり幅広く相談できる体制が構築された。相談対応は、専任職員に加えて、専門的な知識を持ったキャリアコンサルタント有資格者が行っている。なお、2020（令和2）年度は、COVID-19の影響に伴い、相談については全て予約制とし、対面とオンラインを併用している。

分類	予約不要		予約制	
名称	インターンシップ・就職相談	学生就職アドバイザー	キャリアカウンセリング	グループ相談
利点	好きな時間に気軽に相談できる。	直前の就職活動やインターンシップについて、生の声を聴くことができる。	職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家に相談できる。	複数の学生から意見を聞くことで、多面的な視点が得られる。
時間	30分程度	－	30～45分	45～90分
場所	相談ブース他	センター内	個室	教室等
担当	全員	－	キャリアコンサルタント有資格者	全員
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ES添削 ・面接アドバイス ・インターンシップ、就職活動についての簡単な相談 ・模擬面接（45～60分） ※混雑状況によりグループ面接になることがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動・インターンシップ全般についてのアドバイス ・書類の簡単な添削 	<ul style="list-style-type: none"> ・学業・学生生活について ・進路・職業選択について ・VRT職業レディネステストの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマに基づいた相談
申込	窓口	窓口	Webキャリアノート	窓口
期間	月～土	別途	原則として授業期間中の月～金	月～金

②博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

博士後期課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供については、以下のような取組みが挙げられる。

学会に所属して研究会で積極的に報告をさせるなど、インプットだけでなくアウトプットによる能力を向上させる試みを各教員が積極的に実践している。

学内関係部署とも連携し、学部授業を対象としたティーチング・アシスタント（TA）採用枠を確保している。TAの採用を希望する授業担当教員と学生、及び指導教員との合議により、学習に支障のない枠内（授業期間中で1週あたり10時間以内、1ヶ月40時間以内）で業務を依頼し、教育職に従事した際に求められる教授スキルの涵養を促している。TAの募集については採用希望教員による公募制のほか、事前調整を経たうえでの事前推薦制も

導入しており、大学院における学習と TA の業務担当を両立させられる仕組みも確立している。この他、学会発表の支援（旅費補助）や TA 採用機会の提供を行っている。また、本学大学院には任期制助手採用制度もあり、間接的な教授能力の有効な涵養機会となっている。

研究科共通の修士課程「外国人留学生サポート制度」のうち、チューター制度は学識教授の機会であるので、研究科委員会の場で研究科長が口頭で担当指導教授に学生への周知を依頼している。

研究所の協力を得て、博士後期課程の学生を準所員として研究所へ参加させる機会を設け、指導教授を通じて学生に積極的に申し込むように促している研究所もある。研究所の活動を通じて、自らと異なる専門領域の研究内容に触れる機会を増加させ、学識を教授するために必要な能力を培うための場としての機能を果たしている。（資料 1-7【ウェブ】）

<学生の正課外活動を充実させるための支援>

学生団体、公認団体に対する活動支援に関しては、学生部において学生自治会傘下の公認団体を中心に随時、活動場所（教室等貸出）、発表の場（公開演奏等）、特別な活動に対する援助金を提供している。また、ボランティア活動に対する支援に関しては、学生部のもとにボランティア推進委員会を設置し、学生ボランティア団体（SKV、SIV）に対し助言を行っている。主な活動として、①千代田区、神田警察及び消防と協力して神田キャンパスで実施する「防災フェア」（2019（令和元）年 6 月 28 日実施）②東日本大震災の被災地視察と石巻専修大学で現地のこどもを対象にレクリエーションと防災意識の向上を目的とした「専大まつり」等を行う「SKV、SIV 夏期交流合宿」（2019（令和元）年 8 月 7 日～9 日）③生田キャンパスで紙食器作り、防災食試食等を行った「防災食フェア」（2019（令和元）年 11 月 21 日実施）などが挙げられる。また、2019（令和元）年度台風 15 号、19 号の被災地へのボランティア活動の際には、専門家による事前研修会を行ったうえで、現地の活動に参加するなどの支援を行った。2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響に伴い十分な活動できていないが、今後、ボランティア団体の育成プログラムや防災フェアなど可能な範囲での実施を検討している。なお、東日本大震災から 10 年を迎える 2021（令和 3）年 3 月 11 日には、例年より規模を縮小した形で「第 8 回 BOSAI フェア」を開催した。この他、学生部が行う支援活動として、「海外セミナー」「新入生歓迎セミナー」「災害ボランティア講座」「点字・手話講習会」「懸賞論文・文芸作品コンクール」等を実施している。また、厚生施設としてセミナーハウスを 7 か所運用しており、ゼミナール合宿、サークル活動、観光等様々な用途で利用が可能となっている。（資料 7-56）

点検・評価項目 3：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み

学生支援の適切性については、各機関（学生生活関係、就職指導関係、キャリアデザイン関係等）の自己点検・評価実施委員会が定期的に自己点検・評価を行っている。第 13 期

(2019 (令和元)・2020 (令和2) 年度)において、学生生活関係実施委員会では、「各種の奨学金制度など経済的な支援策の充実と運用が行われ、学生が安心して安定した学生生活を送ることができる環境整備」「学生の健康維持及び事故防止」「正課外活動の支援体制」の達成目標を掲げ、点検・評価を行っている。就職指導関係実施委員会では、「学生個々の特性や志向を踏まえた就職相談の実施」「企業及び地方自治体との連携強化」「学生にとって効率的な情報発信」の達成目標を、キャリアデザイン関係実施委員会では、「各プログラムの拡充及び教育効果の再検証とキャリア教育に関する履修モデルの提示」「インターシッププログラムの充実」「社会連携の推進」の達成目標を掲げ、点検・評価を行っている。
(資料 2-18【ウェブ】、2-19【ウェブ】)

また、キャリアデザインセンターでは、キャリア形成支援講座が抱える問題点をテーマに、学生 8 名による座談会 (インタビュー) を実施し、その結果を踏まえ 2020 (令和2) 年度における同講座の改善に生かすといった取組みを行っている。

【長所・特色】

- 障がい学生支援室では、「専修大学障がい学生支援室規程」の所掌事項に基づき、個々のニーズに合わせた支援形成を行っている。障がい学生の状況に応じては、関係者及び関係諸機関と協議し、修学支援体制を構築している。
- COVID-19 の影響により、主たる家計支持者が経済的に困窮し、修学の継続が著しく困難になった在学生に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急支援奨学金」を 2020 (令和2) 年 6 月 1 日に新設した。採用者は上限 20 万円が授業料から減免される。2020 (令和2) 年 11 月末時点で 128 名が採用されている。また、災害見舞奨学生の奨学金は 20 万円を上限としているが、激甚災害指定された場合は特別措置として上限を 30 万円に引き上げるなど、状況に応じて弾力的な運用を行っている。
- 飲酒事故防止に関する取り組みは、正課科目である「専修大学入門ゼミナール」「スポーツリテラシー」において注意喚起を行っている。また、「飲酒事故防止セミナー」及び「適正飲酒啓発セミナー」は学生自治会の協力を得て、7 月実施のセミナーは鳳祭 (学園祭) 参加団体を、3 月実施のセミナーは新入生勧誘活動参加団体の出席を必須としており、教職員・学生の三者で協力する体制を確立している。(資料 7-57)
- 学生相談室では次の 3 点が長所・特色として挙げられる。①神田・生田キャンパスともに学内の事情に精通しているインテーカーを配置し、校内連携が効果的に遂行され、柔軟かつ迅速な対応が可能となっている。また、緊急事態には、カウンセラーとインテーカーの協力で適切に対応している。②カウンセリングを行い心身の状態が安定した学生 8 名前後がグループ活動 (月 2 回 2 時間) を行っている。このグループ活動は、参加学生にとってキャンパスの大切な居場所となっている。現在は学生の自主的な言動が見られ、彼らのコミュニケーション能力を育てる場となっている。2020 (令和2) 年度は秋よりオンラインでグループ活動を実施している。③オリエンテーション期間中と前期の

成績が発表された直後の秋に、学生相談室員が待機し、大学生活のよろず相談にのる「相談コーナー」を実施している。このコーナーは、学生の学習上の不安を取りぞくことにとどまらず、学生相談室の機能の周知に効果をあげている。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響から、オンラインで実施することとしている。（資料 7-38【ウェブ】、7-39、7-40）

- ハラスメント防止に特化した部局（事務局）を設置し、防止規程やガイドラインを整備するとともに、それらを大学 HP やリーフレットへ掲載し調査裁定の手順、公平性を学内外に明らかにしている。また、本学の防止規程では、被害者が速やかに快適な学修・就労環境を取り戻し、被害拡大を阻止するために、対策室長が加害者とされる者の所属部局の長と協議しうることが規定されており、問題の迅速な解決を図ってきた。さらに、調査・裁定が行われる場合には、調査委員会が設置されるが、委員として学外から弁護士などの有識者を加えるなど、調査・裁定の手続きにおいて、中立性・公平性が担保される運営がなされ、公正な手続きが確保されている。（資料 7-42【ウェブ】、7-43～7-45）
- 本学では、現在、34 府県 1 市の地方自治体と就職支援協定等を締結し、学生の地方での就職支援を拡充している。具体的には、UI ターン関連イベントを学内にて開催するほか（2020（令和 2）年度は、多くのイベントがオンラインによる実施）、地方自治体が開催する UI ターン関連イベントの学生及び保護者への周知を積極的に行っている。また、オンライン就職相談の導入により、場所を問わず相談できるようになったため、U ターン就職のために帰省した際にも相談可能になるなど、学生の利便性が向上した。（資料 7-58【ウェブ】）
- 本学では、学内における SDGs に対する関心を高める取り組みの一環として、2020（令和 2）年度に、「専修大学 SDGs チャレンジプログラム 2020」を開催した。本コンテストでは、参加学生が SDGs の理念やその達成に貢献することの重要性を理解し、さらには他者に影響を及ぼす存在に成長することを期待するもので、応募時点において実践段階にないアイデア（提案）を募集する部門と、具体的なアクション（実践内容）を募集する部門のそれぞれを募集した。その結果、参加チーム数 23 チーム、参加学生数 129 名が応募した。なお、本コンテストは、COVID-19 の影響によって学内外の様々なプログラムの開催が見合わせとなっている中、いわゆる「ウィズコロナ期」における新しい形の活動を模索するという側面を持っている。そのため、学生からのエントリー受付から審査に至るまでの一連の流れをオンラインで展開することを前提として企画した。また、本コンテストの審査に携わる審査員について、6 名の内、4 名を学外者に委嘱している。4 名の学外審査員には海外大学の教員や一般企業在勤の方、自治体職員が名を連ねており、SDGs の「誰一人とりこぼさない」理念と 17 の目標が広範に設定されていることに照らし、多様な観点をもって学生を評価する体制を整えている。（資料 7-59）

【問題点】

- 障がい学生支援に関して、支援が必要とみられる学生の中には、障がいがあることを知らされていない学生や障がいを受け止められていない学生、どのような障がいがあるか明確になっていない学生（発達障がいの症状は見られるものの、発達障がいの診断基準を満たさないグレーゾーンの学生など）が見受けられる。そのような学生も利用しやすくすることが、今後の課題である。
- キャンパス・ハラスメントに関するアンケート調査の結果では、教員と学生のみならず、教員間や職員間、あるいは学生間でのハラスメントの可能性が指摘されている。こうした背景には、本学構成メンバーの中に、いまだにキャンパス・ハラスメントの問題性に対する認識が醸成されていないことがあると思われる。本学では、ハラスメント防止に対する啓発活動の活性化が必要とされている。教職員に対するハラスメント防止に向けての研修を充実させることが重要である。とくに教員に対する研修は、これまでほとんど実施されてこなかったため、実施に向け、組織的・体系的な計画が具体的に立てられるべきである。学生に対する啓発活動については、学生団体やその顧問・監督等に対する防止研修会を継続するとともに、これらに属さない学生に対しては自発的な参加を待つのではなく、授業や学生が参加する大学行事等を利用するなどして、啓発活動を拡大する必要がある。また、アンケート調査の回答率が 50 パーセントを満たさないことから、アンケートの時期や方法など、効果的な方策を考える必要がある。(資料 7-42～7-45)
- 2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響に伴う様々な課題も発生した。①通常行うはずの奨学金募集ガイダンス等が実施できず、すべて郵送による対応とした。これに伴い、返還手続きの徹底や将来的な返還率の低下を招くことがないように注意が必要である。②2020（令和 2）年 3 月から 9 月 20 日まで対面による課外活動は学内外を問わず禁止となった。また、学生主催行事である鳳祭、黒門祭、青衿祭、体育祭いずれも中止となったことから、新入生勧誘活動を行うこともできず、本学の全ての公認団体が活動存続の危機にあるといっても過言ではない。COVID-19 の影響における大学の課外活動支援の在り方を早急に検討する必要がある。③学生相談室の利用数が低下している。特に、新入生（1 年次）に対して、学生相談室の役割の周知を行う必要がある。また、企画参加者も減少傾向にあることから、学生相談室ならではのオンラインでの居場所支援と企画のあり方と方法を検討する必要がある。④課外インターンシップにおいては実習中止の受入れ先が多く、例年よりも参加者が減少した。また、課題解決型インターンシップはオンラインによる活動となったため、当初予定した派遣先 23 社のうち、9 社のみで実施することとし、参加学生枠も 156 名から 40 名に縮小せざるを得なくなった。

【全体のまとめ】

本学では、21 世紀ビジョン「社会知性の開発」の具現化に向けて、「社会知性」を備えた人材を育成するため、学生支援に関する方針を定め、ホームページ等で公表している。

この方針のもと、修学支援、生活支援、進路支援、正課外活動支援のための担当部署や

委員会を設置するなど、適切な学生支援体制を構築している。

修学支援については、成績不振学生、留年者及び休学者、退学希望者の状況把握や指導、修学を継続するための経済的支援を目的とした奨学金、留学生や障がい学生等の多様な学生に対するきめ細かい支援、資格取得や留学を目指す学生への正課外教育等、学生に対して手厚い対応をしている。

生活支援については、学生生活にうまく適応できなかつたり、心理的成長に関する課題を抱える学生への支援として、学生相談室を設置し、カウンセラーやインターカーを配置している。また、心身の健康、保健衛生及び安全に向けて、保健室を設置している。各種ハラスメントの防止啓発と相談対応としては、キャンパス・ハラスメント対策室を設置している。

進路支援については、キャリアデザインセンター運営委員会及び就職指導委員会（事務局：キャリアセンター事務局）が中心となり、キャリア形成から就職活動まで一貫した、かつ段階的な学生支援を行っている。

正課外活動支援については、学生部において公認団体（サークル）を中心に援助金を提供しているほか、ボランティア推進委員会を設置し、学生ボランティア団体に助言を行っている。また、セミナーハウスを7か所運営し、ゼミナール合宿、サークル合宿等の学生の諸活動を支援している。

こうした学生支援の適切性については、各機関（学生生活関係、就職指導関係、キャリアデザイン関係等）の自己点検・評価実施委員会が定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている。

第8章 教育研究等環境

【現状説明】

点検・評価項目1：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

教育研究環境の整備は、専修大学 21 世紀ビジョン「社会知性の開発」を推進するための基盤づくりという基本的な考え方のもと、大学運営の基本理念「学生を基本に据えた大学づくり」を基本方針としている。また、本学創立 140 周年を迎える向こう 5 年間（2016（平成 28）年度～2020（令和 2）年度）における事業推進の指針として「確たる大学基盤の整備」を掲げ、これらに基づき、各年度の事業計画により着実に進めている。

校舎建設等を含む中長期的なキャンパス整備の構想検討に際しては、法人と教学のメンバーからなる会議を設けて、現状の課題や今後の教育研究に求められる施設のあり方及び財政的見通し等を含めた全学的観点から検討しており、検討経過や結論は適宜、学内諸会議等を通じて教職員へも報告している。

本学では、これまで「専修大学キャンパス構想の基本方針検討会」「専修大学神田新校舎建設推進委員会」「専修大学神田キャンパス検討会議」「神田黒門前校地新校舎建設検討委員会」からの各種答申（報告）を受けて着実に事業が進展している。具体的には、神田キャンパス 9 号館及び 10 号館の建設、これに伴う神田キャンパス 1 号館の研究室増設を行った。とりわけ、神田キャンパス 10 号館の建設は、「確たる大学基盤の整備」における要の事業であり、今後の本学の知の発信拠点としての役割を担っている。（資料 1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】）

点検・評価項目2：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

＜施設、設備等の整備及び管理＞

①校地・校舎及び施設・設備の整備

本学の校地面積及び校舎面積は、大学基礎データ（表 1）のとおりであり、大学設置基準の定める基準を満たしている。また、その他施設としてアクセスが便利な生田キャンパス最寄駅の向ヶ丘遊園駅前にサテライトキャンパスを置く他、長野、山梨、神奈川、千葉の各県に 6 つのセミナーハウス及び 1 つの研修館を有している。（資料 8-1～8-3【ウェブ】、大学基礎データ（表 1））

②ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備

教育研究のためのネットワーク環境や ICT 機器は環境等の整備に関しては、「情報科学

センター」を中心に行っている。

「情報科学センター」の前身である電子計算室が、1962（昭和 37）年 1 月に経営学部開設のために設置されて以来、今日までコンピュータテクノロジーの発展にあわせて先端システムを導入し、「教育・研究」に活用してきた。2019（令和元）年 9 月に学内 LAN システムの再構築を行い、各ネットワークのエリアの拡充とともに導入業者及びネットワーク機器メーカー・機種を統一し、運用負荷コストの低減、ネットワーク全体の安定化を実現した。

キャンパス間を接続する回線は、国立情報学研究所が管理・運営する SINET 仮想大学 LAN を活用することや、小規模拠点間接続回線を統一することで、費用削減を図った。

情報科学センターが 2018（平成 30）年に導入したシステムでは、学生のこれまでの利用方法を継承しつつ更なる安定稼働と運用管理負荷の軽減を実現させるとともに、最新の ICT 技術を取り込み、省電力・低発熱・静音型機器の導入によるグリーン IT 化、仮想化技術によるサーバー統合を実現する大規模なシステムとなっている。利用者用パソコンは Windows10 を中心に約 2,300 台の規模となっており、学生が様々な場所で ICT 環境を活用できるようにノートパソコンの貸出（生田校舎 100 台、神田校舎 100 台）や個人の持ち込みパソコン・スマートフォンからプリント出力を行えるシステムの運用を開始している。

（資料 3-18【ウェブ】、3-19）

2019（令和元）年度は、以下の 4 点について教育研究用 ICT 環境の整備を行ってきた。

- ① 2020（令和 2）年度利用開始の神田 10 号館及び 2020（令和 2）年度から神田キャンパスで展開される商学部、国際コミュニケーション学部のための ICT 環境の準備
- ② 2019（令和元）年 10 月にリニューアルした教職員用メールシステム及び基盤となる Office 365 のグループウェアツールとしての Teams の導入
- ③ 2019（令和元）年 8 月に更新した学内 LAN の最適化
- ④ 2021（令和 3）年度からの次期学習支援システムのためのワーキンググループによる検討

上記①及び②に関しては、情報科学センター協議会、運営委員会を通じて、各学部教授会等で説明をし、教員からの要望を吸い上げながら進めた。また、④に関しては、教育開発支援委員会と共同でワーキンググループを設置し、議論の過程で、各教育組織からのアンケート、教員に対するアンケートを実施し、学長への報告としてまとめ、ポータルシステムの更新と一体として行うことで利用者の利便性を図ることとし、導入業者の選定まで至った。なお、環境整備の検討の過程においては、他大学の状況、システム・機器の技術動向をリサーチしながら行った。（資料 8-4）

2020（令和 2）年の COVID-19 の影響に伴うオンライン授業の実施にあたっては、導入業者、関連学内所管等と協力して、保有している ICT 機器を適切にやりくりしながら以下のとおり対応した。

- ① 学生用メールシステムとして使用してきた G Suites for Education を、1 万人規模で使用できるオンライン授業プラットフォームとして推奨し、後期からは Enterprise Edition を有償契約し、より安定して運用できるようにした。
- ② 後期より、学内でオンライン授業を受講する学生のため、学内無線 LAN システムを適正規模で利用できるよう、学内関係機関と相談しながら進めた。

③後期より、3密を回避しながら学内で端末室の対面授業を実施できるようにパーティションを用意したり、貸出ノートパソコンを教室に配置した臨時端末室を設置した。

④2021（令和3）年度導入予定の学習支援＋ポータルシステムについては、G Suite for Educationと並行利用するために機能の見直しを行った。

2020（令和2）年度のCOVID-19の影響に伴うオンライン授業実施にあたっては、情報科学センター、ネットワーク情報学部及び情報科学研究所が協力し、G Suite for Educationによるオンライン授業の実施と受講に関するマニュアルを整備した。また、オンライン授業開始後は、コールセンターを約1ヶ月間設置し、学生や教員からの問い合わせに対応した。（資料8-5、8-6【ウェブ】、8-7）

③施設・設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

前回の大学評価申請（2014（平成26）年度）時点において未了であった旧耐震施設の建替工事は、神田5号館、生田2・3号館、国際交流会館、生田第2体育館の新築工事をもって完了している。

アスベスト対策については、従来からアスベスト使用箇所の除去または封じ込めの管理がされており、定期的な空気環境測定についても実施し管理している。

施設の安全については、神田キャンパスにおいては分散したビル型校舎であること、生田キャンパスにおいては敷地内の多数の建物で構成されており、いずれのキャンパスも通常授業のほか、二部（夜間）授業、課外講座、サークル活動、近隣住民・近隣勤務者への開放など多様な利用状況にある。施設管理は大学職員のほか守衛員、設備管理員による巡回、各所に設置された防犯カメラなどにより安全対策を行っている。

衛生管理については、清掃業務委託により、1時限が始まるまでに教室の清掃を完了させ、共用部、トイレなど適宜実施している。なお、2020（令和2）年度のCOVID-19の対応にあたっては、学内の「新型コロナウイルス感染症対策本部」の定めるガイドライン等に基づき、学生・教職員の自己管理徹底のうえ、検温システムや消毒液の設置、施設の消毒、ソーシャルディスタンスの確保、教室定員の削減（コロナ定員の設定）をするなど十分な対策を行い授業再開している。（資料8-8、8-9）

学生の通学環境の整備に関して、生田キャンパスは、授業期間中の平日8時から19時の間、向ヶ丘遊園駅南口から正門に至る通学路に18名の交通誘導員を配置し、学生の安全確保を図るとともに、近隣住民への通行確保に効果を上げている。併せて通学路には10台の防犯カメラを設置している。

防犯対策に関して、神田・生田両キャンパスともに、通常の授業時間のほか、二部（夜間）授業、課外講座やサークル活動があるため夜間まで学生の利用がある。また日中においても開放型のキャンパスであるため、多くの近隣住民、近隣勤務者の利用もみられる。大学教職員のほか、設備を管理する中央監視室および守衛員による施設管理、巡回による安全管理に努めている。特に、学生の安全確保の観点から、校舎の出入口付近を中心に、キャンパス全域及び周辺施設に防犯カメラを、神田キャンパスにおいては115台、生田キャンパスにおいては173台設置している。これにより、学内における犯罪の防止や犯罪が生じた場合の対応に効果を上げている。

生田キャンパスにおいては、多摩区、宮前区、麻生区にある主な9事業所と3警察署、

3 消防署の間で 2 ヶ月に 1 回開催される「警備連絡会」において、情報の共有を行い、防犯意識を高めている。また、前述のとおり学生の安全対策として、最寄駅から生田キャンパスへの通学路に 10 台の防犯カメラを設置している。両キャンパスともに警察、消防等からは各種委員を委嘱され、地域の安心安全作りに協力している。

防災に関しては、毎年、前期 5 日間、後期 5 日間、計 10 日間の防災訓練を、学生、教職員を対象に両キャンパスにおいて実施している。訓練内容は、①シェイクアウト訓練、②安否確認システム訓練、③各種体験訓練（消火器訓練、AED 訓練、煙体験訓練、119 番通報訓練）を基本とし、実施時間（時限）を曜日ごとに変えて、より多くの学生、教職員が参加できるようにしている。また、災害発生時に学生、教職員の安否を確認できるシステムを導入している。（資料 8-10）

2019 年（平成 30）年 7 月に施行された改正健康増進法により、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所以外は敷地内禁煙となったことに伴い、両キャンパスの喫煙場所を再点検し、一部の喫煙場所の移設や擬木を植栽したプランターによる喫煙場所の区画の明確化などの対策をとった。

④バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

神田・生田キャンパスの新築及び改修にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、東京都（千代田区）及び川崎市の条例等に準拠した整備計画を進めている。学内にあっては「障がい学生支援推進委員会」と連携しながら障がいを持つ学生の声を聴く機会を持ち、整備、見直しを行っている。これまでに整備してきた車いす用スロープ、階段昇降リフトに加え、高低差のあるキャンパスを安全に移動できるように外構改修にて新たなスロープの新設、建物内のエレベータ新設によりキャンパス内の安全な移動手段を整備している。

キャンパスの快適性について、都市型キャンパスである神田キャンパスでは新しい神田 5 号館、10 号館の共用部（ホール、廊下等）には学生が自由に活用できるスペースを配置している。神田 10 号館建物周辺には都市部でありながら可能な限り緑地を配置し憩いの場を提供している。

生田キャンパスについては、従来から緑豊かな郊外型キャンパスを構成しているが、生田 2・3 号館建替えに合わせ、正門周辺から緑の広場を設け、多くの学生が利用している。（資料 8-11【ウェブ】）

⑤学生の自主的な学習を促進するための環境整備

新しい校舎建設にあたっては「どこでもアクティブラーニング」をテーマとし整備を進めている。教室や端末室以外でも学生たちが自由に自習やディスカッションができる空間を整備すると共に、大学のネットワークに繋がった PC を随所に配置し、いずれも学生の活発な利用が見られる。

ゼミ室等の整備についても、自由に配置を変更することができる机椅子の採用、ホワイトボードやプロジェクターの投影可能箇所を多く設置することで様々なスタイルの学修に対応ができるようにしている。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

情報倫理の確立に関する取り組みとして、学校法人専修大学では、「情報セキュリティポリシー策定ワーキンググループ」を設置し、2021（令和3）年4月の策定に向けて検討を進めている。これに伴い、本法人における情報セキュリティ対策について審議する「情報セキュリティ委員会」を設置する予定である。

2020（令和2）年10月には、情報セキュリティポリシー全体の指針を示す規程が完成に近づいたことから、情報セキュリティに関する理解を深めることを目的に、教職員を対象としたSD研修を実施した。職員に対しては、事務計算センターより発行される「情報セキュリティ通信」「情報セキュリティ読本」を通して、また、学生に対しては、「専修大学入門ゼミナール」等の科目を通して情報セキュリティの意識向上を図っている。なお、学生に対しては、2021（令和3）年度に「情報セキュリティハンドブック（学生向け）」を作成、配付することを予定している。（資料 8-12～8-15）

点検・評価項目3：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書資料の整備と図書利用環境の整備>

①図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書冊数、学術雑誌種類数等については、大学基礎データ（表1）のとおりである。なお、2020（令和2）年度は、COVID-19の影響により、図書館の臨時休館や図書・雑誌の納品の遅延などが発生したが、これらの状態を少しでも改善するためのサービス充実策として、和洋電子ブックの試読・リクエストキャンペーン（非来館型）や、電子ブックの購入を積極的に実施し、紙媒体の従来型図書雑誌を補完する体制を強化した。電子ブックは和洋合わせて計89冊購入し、2020（令和2）年11月末時点で415アクセスされている。キャンペーン実施後、キャンペーンを実施した出版社以外の電子ブックの購入希望も寄せられており、電子ブックに関する認知が進んだと考えられる。リクエスト機能については、今後恒常的に設置する方向で検討を始めた。また、学生に向けたサービスとして、教職課程のための教科書コーナーの新設、資格関連コーナー資料の貸出など利便性向上のための環境を整備した。

図書館では、不正確な情報を含む過去の目録情報について更新・整備作業を行い、『図書原簿』と目録データが不一致なデータ約7,500件の修正を完了した。また、除籍済みであるにもかかわらず国立情報学研究所（以下、「NII」という。）の総合目録データベース（以下、「NACSIS-CAT」という。）上において図書館で「所蔵」扱いのままとなっていた図書約680件について、データ修正を終えた。なお、本学が目録データ作成の際に準拠しているNACSIS-CATが、軽量化・合理化を目的に再構築され、2020（令和2）年8月3日に運用が開始された。NACSIS-CATの再構築については、段階的に情報公開が進められてきたため、本学では、図書館関連イベントである「NII学術基盤オープンフォーラム」や「図書館総

合展」等の機会を利用して最新情報の収集に努め、新たな NACSIS-CAT に合わせた目録データ作成基準に関する本学図書館の対応方針を策定した。(資料 8-16【ウェブ】、8-17、8-18【ウェブ】、8-19【ウェブ】、大学基礎データ(表 1))

②国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

「データベースリンク集」の充実により学術コンテンツ利用環境の整備を進めた。加えて、専修大学学術機関リポジトリ「SI-Box」では、NII の機関リポジトリサービスの利用を開始した。学術機関リポジトリに関するサーバ管理は NII が行うため、本学はコンテンツの管理に集中できる。また、CiNii Articles (NII 学術情報ナビゲータ[サイニィ・アールティクルズ]:学協会刊行物・大学研究紀要・国立国会図書館の雑誌記事索引データベース)での検索など、利用者ならびに研究者の利便性向上が期待される。

他図書館とのネットワーク整備は、本館・生田分館では川崎市立図書館及び多摩区内の他大学との協定に基づき、多摩区民の利用を受け入れている。また、神田分館では千代田区立図書館との協定に基づき、千代田区民の利用を受け入れている。本館と 2 つの分館の全体で 2019 年度のリピーターは約 7 割に達し、地域住民の生涯学習支援に寄与している。また、COVID-19 拡大防止のための措置として、2020 (令和 2) 年 12 月に、向ヶ丘遊園駅前のサテライトキャンパスに新しく返却ポストを設置した。これにより、学外者への利用提供再開後には、生田校舎近隣の住民の活用にも資することが期待される。なお、COVID-19 の感染拡大防止に伴う在宅勤務の際に、NII のセルフラーニング教材 (NACSIS-CAT/ILL システムをウェブ上で学習できる) を活用して図書課員の研修を行い、新しいシステムへの対応能力の向上を図った。(資料 8-16【ウェブ】、8-18【ウェブ】)

③学術情報へのアクセスに関する対応

生田・神田両キャンパスにおける学術情報アクセス支援として、本学の電子資料(一部)の一括検索を可能とするディスカバリーサービスの提供を、2020 (令和 2) 年 4 月に正式に開始した。本学で契約している主要なデータベース、電子ブック、学術図書と雑誌、電子ジャーナルが、タイトルや主題だけでなく全文からの検索も可能となり、より網羅的・機能的な情報検索が実現する。また、これまで個別に利用していたデータベースをまとめて検索できるので、その検索結果から個々のデータベースを確認するという逆の流れにより、個々のデータベースの利用率向上も期待される。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う図書館の臨時休館期間以降、利用者支援の一環として、データベースなどの電子資料への学外からのアクセス方法をまとめた特設ページを開設した。特設ページを介した電子資料の利用方法に関する質問や ID の発行依頼なども増加し、学術情報アクセス支援としての非来館サービスの需要も高まっている。

例年、転換・導入科目の「専修大学入門ゼミナール」にて実施する「図書館利用案内(基礎コース)」では本学所蔵資料の利用方法について、また、ゼミナール等の授業にて実施する「図書館利用案内(応用コース)」や教員の要請により個別に実施する「情報検索講習会」では、データベースなどのアクセス方法や利用方法の周知を行い、利用促進を図っている。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、1 年生全員対象の入門ツアーが実施できないため、図書館入門ツアーの内容を YouTube にて公開した。図書館の概要、

OPAC(MyLibrary)の使い方、各館のフロア案内、電子リソースなど計7本を公開し、12月3日現在、延べ13,121回視聴された。

今後、ディスカバリーサービスについては図書館広報誌への掲載を行い、「図書館利用案内(応用コース)」や「情報検索講習会」に対応した主要なデータベースの利用方法などの動画についても公開の検討を進めている。(資料8-16【ウェブ】、8-19【ウェブ】、8-20【ウェブ】)

④学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

図書館座席数については、大学基礎データ(表1)のとおりである。2020(令和2)年4月、神田10号館に新図書館「Knowledge Base(靖国通り分館)」を新設したことに伴い、神田キャンパスでは学生収容定員6,718人に対し座席数621席、生田キャンパスでは9,777人に対し学生収容定員座席数1,087席となり、ともに学生収容定員比率の約10%を確保している。

開館時間については、春期休暇期間に行われるガイダンス期間中に本館・神田分館・Knowledge Baseの開館時間を延長するほか、利用が集中する試験期前には年間15日、法科大学院分館で年間25日の休日開館を実施する予定であったが、COVID-19の影響に伴い、前期はいずれも実施できなかった。そのため、来館利用に代えて、オンラインでの相談受付や図書郵送貸出、学内文献複写郵送等、非来館型のサービスを提供した。後期授業開始日からは「令和2年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動レベル(令和2年9月21日現在)」に準拠し、開館時間ならびに館内利用時間を延長した。また、2020(令和2)年11月2日からは、対面授業出席者の利便性を考慮し、生田分館を除いた4館(本館・神田分館・Knowledge Base・法科大学院分館)で開館時間をさらに延長している。(資料8-16【ウェブ】、大学基礎データ(表1))

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

図書館担当職員の人員配置状況は、2020(令和2)年5月1日現在、管理職も含め以下のとおりである。

【生田キャンパス】25名(うち、司書17名)を配置

【神田キャンパス】神田分館に8名(うち、司書7名)を配属しているほか、臨時雇員を5号館ラーニング・コモンズに4名配置している。また、2020(令和2)年度新設されたKnowledge Baseは、神田分館職員8名のうち2名をローテーションにより配置している。事務組織内では、電子媒体による資料の充実と活用を図るため、2020(令和2)年5月から新規に電子資料係を生田校舎本館に設置し、4名を配置した。また、レファレンス業務は生田・神田校舎共に利用サービス係以外の係も動員して、課員各5名によるローテーションで利用者への対応を行い、よりきめ細やかなサービス向上に努めている。

図書館担当職員は担当業務や経験年数に応じて、私立大学図書館協会、神奈川県図書館協会、NIIなどが主催する各種研修会や研究会に参加している。私立大学図書館協会は、研究及びその成果の公表、研究会・講演会等の開催などの活動を行っている。その中核となる活動に、研究分科会と研修分科会とがあり、本学から2019(令和元)年度の研修分科会に1名が参加した。神奈川県図書館協会は、調査研究や図書館員の研修活動等を行って

いるが、本学図書館からも複数名の図書館員が研修会に参加した。大学図書館関連を中心に積極的に参加した。NII は、学術情報基盤を支える人材の育成を目的とした教育研修を実施している。本学からは 2017（平成 29）年度以降「学術情報基盤オープンフォーラム」、「大学図書館職員短期研修」、「目録システム書誌作成研修」等に図書館員が参加している。この他にも文化庁主催の「図書館等職員著作権実務講習会」にも毎年図書館員が参加している。

これらの研究会・研修会には、2019（令和元）年度は延べ 35 名、2020（令和 2）年度は 11 月までに延べ 29 名の図書館員が参加した。2020（令和 2）年度は COVID-19 の影響で主催側による中止が多かったため、オンラインで開催された研究会・研修会に、積極的に参加した。今後も研究会・研修会に参加し、持ち帰った情報を図書館内で共有し、サービスの向上を目指す。

点検・評価項目 4：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

<研究活動を促進させるための条件の整備>

①大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学では、本学の教員や学生及び卒業生の研究活動に伴う知的財産情報を社会や地域に発信、社会還元することを「知の発信」とし、大学の使命の一つに位置付け、さまざまな研究開発に取り組んでおり「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」を研究基本方針として定め、大学 HP をとおして明示している。（資料 8-21【ウェブ】）

②研究費の適切な支給

研究費の適切な支給に関しては、「専修大学教員個人研究費取扱要領」に基づき、適切に支給している。また、個人研究費以外にも学内研究助成、図書刊行助成等の制度をとおして研究費を適切に支給している。個人研究費については、本学専任教員の研究活動を助成することによって学術研究の充実を図ることを目的として、全専任教員へ一律に支給している。一方、学内研究助成や図書刊行助成については、専任教員の研究のさらなる推進や研究成果の刊行に資することを目的として設けられた制度で、研究計画の申請に基づき、審査を経て助成を決定する競争的な研究費となっている。（資料 8-22～8-27、大学基礎データ（表 8））

③外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援に関しては、科研費応募説明会の開催、学内研究助成制度との関連、社会知性開発研究センターの取組み等を実施している。学内研究助成制度では、科学研究費助成事業に研究代表者として応募し、不採択となった場合に研究助成の対象となる申請区分（科研費連動型研究助成申請）を設けている。この申請区分で採択された研究課題は、次年度の科研費に研究代表者として応募することが義務付けられているため、外部資金獲得に向けての先行研究として展開されることが期待される。（資料 8-23、8-26、

④研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究室の整備については、全専任教員に対して個室を整備している（助教・特任教授は共同研究室）。また、研究員制度については、「専修大学研究員規程」等に基づき、適切に行っている。研究員制度については、各学部の授業運営等に支障が生じないように「長期在外研究員」、「長期国内研究員」及び「中期研究員」の3種類の研究員を設置しており、国内外の学術研究機関等でそれぞれのテーマに合った研究活動が遂行できる制度となっている。（資料 8-28～8-31、大学基礎データ（表 1））

⑤ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制の整備

2015（平成 27）年度に行われたティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）制度の改正は、教育開発支援委員会による改善提案に基づくものであり、委員会では、制度改正後の利用状況の確認および適切性の検証を継続して行っている。

ティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）の採用が許可された授業数については以下のとおりであり、制度改正前の 2014（平成 26）年度と比較して、2019（令和元）年度までは件数の増加が確認できることから、改正内容が利用状況に反映されているものと判断している。

年度	授業数	年度	授業数	年度	授業数
2014 年度	950	2017 年度	1,175	2020 年度	920
2015 年度	1,175	2018 年度	1,164		
2016 年度	1,172	2019 年度	1,060		

また、制度を利用した教員から提出される「業務報告書」については、毎年度 7 月頃の教育開発支援委員会で前年度の内容を確認し、制度の運用状況および適切性を検証している。

件数が減少した 2020（令和 2）年度については、COVID-19 の影響によりティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）の勤務がオンラインとなったことが、主な要因であると考えている。

なお、ティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）に採用された学部学生および大学院学生に対しては、例年、「TA・SA 業務研修会」を年度当初に開催しているが、2020（令和 2）年度については、COVID-19 の影響により実施することができなかった。そのため、2020（令和 2）年 10 月に、専修大学ポータルアンケート機能を利用した「TA・SA オンライン業務研修会」を実施した。

また、社会知性開発研究センターでは、リサーチ・アシスタント（RA）及びポスト・ドクター（PD）を社会知性開発研究センター員とし、国内外で開催される学会、研究会や年報（論集）誌上での研究成果発表を推奨し、その旅費や参加費等を支出することで研究活動支援を行っている。また、機関長であるセンター長への研究成果報告書の提出を規程により義務付けている。（資料 8-32～8-39）

点検・評価項目5：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

＜研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み＞

①規程の整備

研究倫理を遵守するための規程の整備に関して、本学では「専修大学学術研究倫理憲章」、「専修大学研究倫理に関するガイドライン」、「専修大学研究倫理委員会規程」、「専修大学人を対象とする研究倫理審査部会規程」、「専修大学人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」の制定に向けて準備を進めている。

本学における研究活動に関わる全ての者が遵守すべき倫理的な規範や行動指針等を定め、かつ、研究計画の倫理的妥当性を検証する体制を構築することによって、研究倫理の適切性を確保する。

また、研究活動の不正防止に関する規程の整備に関しては、「専修大学研究活動上の不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程」を制定し、定期的に研究倫理教育を実施するなど、不正行為への防止に取り組んでいる。なお、研究倫理を遵守するための規程等については、現在整備中である。(資料 8-40～8-45)

②教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供

本学では、「専修大学公的研究費の運営及び管理規程」及び「専修大学研究活動上の不正行為の防止及び不正行為への対応に関する規程」に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を定期的に実施している。なお、コンプライアンス教育教材研究倫理教育教材については、以下のとおりである。(資料 8-46)

【コンプライアンス教育教材】

- ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（研究者向け）文部科学省
- ・公的研究費に係る不正事例（研究機関におけるコンプライアンス教育用）文部科学省

【研究倫理教育教材】

- ・科学の健全な発展のために（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編）
- ・研究倫理 eラーニングコース（e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]）

③研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理に関する学内審査機関の整備については、今後制定予定の「専修大学研究倫理委員会規程」及び同規程に基づく「専修大学人を対象とする研究倫理審査部会規程」並びに「専修大学人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」に基づき行われる予定である。

研究活動を行ううえでの、人権の保護や関連法令等の遵守に対する具体的な対応については、研究内容の特性や専門分野あるいは所属学会の指針によって異なることから、学内審査機関は全学的な委員会の下に複数の審査機関を置くことができるとし、より適切な審査実施体制の整備を進めている。(資料 8-40～8-45)

点検・評価項目 6 : 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : 点検・評価結果に基づく改善・向上

施設・設備に関する定期的な点検・評価に関しては、事業推進の指針（5 か年計画）に基づき、中期的な視点で到達目標を設定し、目標達成に向けた年次の事業計画を策定している。

図書館及び学術情報サービスに関する定期的な点検・評価に関しては、図書館自己点検・評価実施委員会、情報科学センター関係自己点検・評価実施委員会といった実施委員会が定期的に点検・評価を行っている。図書館実施委員会では、第 13 期（2019（令和元）・2020（令和 2）年度）において「図書資料と電子媒体を有効・適切な方法によって収集し、利用者に効率的に提供する」「学生の学修、教員の教育研究等に資するよう学術情報コンテンツの有効活用」「学術情報へのアクセス環境の向上」「学生の学習に配慮した適切な規模の図書館構築」「研究、学修環境の変化に対応した図書館、学術情報サービスの提供体制強化」の 5 点を達成目標として掲げ、点検・評価を行っている。また、情報科学センター関係実施委員会では、「利用者の要望に配慮した教育研究用 ICT 環境の適切な整備・運用」「教育研究のための ICT 環境の利用促進」「情報処理に関する学習機会の適切な提供」の 3 点を達成目標として掲げ、適切性の点検・評価を行っている。取り組みの具体例として、情報科学センターが取組んだ「利用者の要望に配慮した教育研究用 ICT 環境の適切な整備・運用」にあたっては、教育開発支援委員会と共同でワーキンググループを設置し、議論の過程で、各研究組織及び教員に対するアンケートを実施することで、利用者の利便性を図ることとした。

【長所・特色】

○ COVID-19 の影響におけるオンラインでの教育研究の実施において、2019（令和元）年度までに整備した教育研究用 ICT 環境を適切に活用することで教育研究等を継続できたことは、他大学の参考になる取り組みとなっている。また、情報科学研究所では、オンライン授業実施にあたり、大学の教員としてオンライン授業を実施する上で知っておくべき知識や考えられる授業の方法を整理した「オンライン授業を展開するための簡易ガイド」を作成した。本ガイドは、学内にて活用するだけでなく、同研究所 HP を通して公開することで、他大学においても参考とする事例がみられた。（資料 8-47【ウェブ】）

○ 安否確認システムは、災害発生時における学生、教職員の安否を迅速に確認し、災害発生後の対応を機動的・効果的に行うことを目的に、2015（平成 27）年から導入した。その仕組みは、大学が災害発生時に安否確認メールを一斉発信し、学生・教職員がそのメールに回答することで、安否を確認できるシステムである。防災訓練では、安否確認メールへの返信の訓練を行っている。また、このシステムは、緊急時の連絡方法としても利用可能であり、これまで、台風による休校情報等を、大学ホームページやポータルサ

イトのほかに、同システムによって学生、教職員に発信し、迅速な情報発信に一定の効果を上げている。

○図書館では、以下の各点が長所・特色として挙げられる。①今後も COVID-19 の影響が続くと予想される中、サテライトキャンパスに新しく返却ポストを設置することで、校舎内に立ち入ることなく図書の返却が可能となる。②ディスカバリーサービスでは、タイトルや主題のほか全文が検索対象となるので、これにより、参考資料を探すためのデータベース利用から、研究課題を探すためのデータベース利用へと利用用途が広がり、データベースの利用価値がより一層高まる。また、新型コロナウイルス感染症対応特設ページでは、データベースによって異なる電子資料へのアクセス方法（学外からの学認やVPN、個別ID発行など）をまとめ、またオンラインレファレンスでの相談を受け付けることで、コロナ禍に対応する非来館型サービスの充実を図った。③図書館利用方法に関する動画をYouTubeで公開したことは、図書館としては新しい試みとなった。今後の利用者教育での利活用についても転用可能と考えられ、試金石となった。④Knowledge Base の開館は、COVID-19 の影響に伴い延期となっていたが、後期授業開始日にあわせ2020（令和2）年9月21日より開館し、11月2日からは、さらに開館時間を延長してサービスを提供している。都心部に位置するIT技術を活用した近未来型の学習用図書館として、高い利便性を追求している。（資料 8-16～20）

○これまでリサーチ・アシスタント（RA）及びポスト・ドクター（PD）として研究活動に携わった多くの大学院学生が研究期間において学位を取得しており、退職後には、本学に限っても専任教員に1名、助教に3名が採用されている（令和2年度現在）。

○医学系研究に関する研究倫理に関しては、文部科学省及び厚生労働省が定める「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠した「専修大学人を対象とする医学系研究に関する倫理規程」の制定を進めており、当該規程を含め、学術研究倫理憲章の下に体系的かつ全学的な研究倫理に関する体制整備の構築を進めている。（資料 8-40～8-44）

【問題点】

○無線LANの需要が急増し、利用者が多く集まるエリアで接続しにくい事象が発生しやすくなっている。利用者の用途やアプリケーションも多様化し、個別の対応は難しい部分もあるが、迅速な対応が求められる。

○安否確認システムはメールをツールとしているが、学生の情報ツールが、メールから他の媒体（SNSなど）に移行してきている状況を鑑みて、次期の安否確認ツールを検討していく必要がある。

○海外学術雑誌の高騰は媒体（冊子・電子）に関わらず続いており、継続的に購入する資

料について、一時的に新規申込の受付を停止せざるを得ない状況にある。今後も継続的に費用の支出を伴う図書資料見直しが必要となるが、教育・研究環境整備のための新規受け入れについては、契約変更や購入中止と一体的かつ複合的に検討を行う必要がある。

- 教員と TA・SA とのミスマッチが生じている現状を今後の課題と認識しており、改善に向けた取り組みとして、TA・SA に配布している「ティーチング・アシスタントと授業補助員のこころえ」や、教員向けの「ティーチング・アシスタント (TA)、授業補助員 (SA) 制度利用に際しての留意事項」などについて、内容の見直しを計画している。

【全体のまとめ】

本学では、21 世紀ビジョン「社会知性の開発」のもと、「本学創立 140 周年を迎える向こう 5 年間 (2016 (平成 28) 年度～2020 (令和 2) 年度) における事業推進の指針 (5 か年計画)」として、「教育・研究環境の整備」「研究活動の推進及び基盤の整備・充実」を掲げ、環境・条件の整備に努めている。

この指針のもとで、大学設置基準の定める校地面積及び校舎面積を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備している。また、情報倫理を確立するため、学校法人のもとに設置されたワーキンググループを中心に検討を重ね、情報セキュリティに関する SD 研修を教職員に実施するとともに、「学校法人専修大学情報セキュリティ対策に関する規程」(令和 3 年 4 月 1 日施行) を制定した。

また、図書館では、図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備などにつとめるとともに、図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置し、必要な研究会・研修会を受講している。

教育研究活動を推進させるための方策としては、研究費の適切な支給、外部資金獲得のための支援、研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障、ティーチング・アシスタント (TA)・リサーチ・アシスタント (RA) 制度等の整備を行っている。

教員が研究活動を進めるうえで研究倫理を遵守するための方策としては、学術研究倫理憲章、研究倫理に関するガイドライン、研究倫理委員会規程、人を対象とする研究倫理審査部会規程、人を対象とする医学系研究倫理規程の整備を進めている。

教育研究等環境に関する本学の特筆すべき点は、コロナ禍におけるオンライン授業への対応、災害発生時に学生・教職員の安否確認が携帯電話等で可能となる安否確認システムの導入などが挙げられる。

こうした教育研究等環境の適切性の点検・評価については、施設・設備に関しては、事業推進の指針 (5 か年計画) に基づいて、中期的な視点で到達目標を設定し、目標達成に向けた年次の事業計画を策定している。また、図書館自己点検・評価実施委員会、情報科学センター関係自己点検・評価実施委員会において、各々の所掌に係る点検・評価を行っている。

第9章 社会連携・社会貢献

【現状説明】

点検・評価項目1：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、専修大学学則第1条の2（知の発信）に、「本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、公開講座その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供し、知の発信を行うものとする」と規定している。また、専修大学の社会連携・社会貢献に関する方針は、「21世紀ビジョン『社会知性の開発』の具現化をめざし、本学の研究力による『知』や、学生が生み出す『知』をはじめ、様々な大学の知的資産を積極的に社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会に貢献し、社会の進むべき方向を示していくことを目的としている」としている。なお、本学が行う社会連携・社会貢献活動は、「産官学連携」「地域社会連携」「国際社会連携」「社会貢献」の4つの柱を中心に行っている。これらについては、大学HPにおいて適切に公表することで、学内での共有を図っている。（資料9-1～9-2【ウェブ】）

上記に加えて本学では、2016（平成28）年度から2020（令和2）年度までの5年間で「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に据え、学校法人専修大学創立150年に向けて7つの事業領域（「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」）を中心に強化を進め、大学基盤の整備を推進している。その中でも「社会連携」においては、到達目標を「専修大学は、研究領域で創出された『知』を広く社会へ発信するとともに、ボランティア活動等の諸活動を通して地域社会の発展に寄与する」と設定し、主な施策群として、「協定自治体等との連携強化」「公開講座等の充実」「広報活動等の強化」の3点を掲げ、取り組んでいる。（資料1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】）

点検・評価項目2：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

<学外組織との適切な連携体制>

本学とキャンパス所在地（東京都千代田区及び神奈川県川崎市多摩区）の自治体との連携協定は、「専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定」「多摩区・3大学連携協定」及び「千代田区内大学と千代田区の連携協力に関する基本協定」がある。（資料9-3～9-5【ウェブ】）

川崎市との連携・協力に関しては、双方が協力して実施する事業を「KSパートナーシップ・プログラム」と位置付け、基本協定書に定めた7分野（「①相互の人材育成に資するプ

プログラムの提供・人的交流の推進」「②地域社会と連携した学術研究や教育の実践」「③産業や地域社会と大学との連携による新しい産業の創出・振興」「④市民の生涯学習の推進」「⑤教育研究施設の市民利用」「⑥新たな社会経済や地域社会づくりに向けた政策研究」「⑦その他、基本協定の目的達成に向けた相互の連携・協力を資する事業」に基づき、知的資産を地域社会に向けて発信し、かつ、市民、市内の企業及び公共的団体との連携活動を進めている。また、KS パートナースHIP・プログラムを推進することを目的として、「KS パートナースHIP・プログラム連絡協議会」を設置し、意見交換の場を毎年度設けている。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響に伴い、オンラインによる開催となったが、ウィズコロナ、アフターコロナ期における社会連携・社会貢献のあり方について意見交換を行った他、双方の SDGs に関する取組事例についても共有を図った。（資料 9-6、9-7）

多摩区・3 大学連携協定に関しては、川崎市多摩区における大学・学生・地域社会をめぐる様々な課題を掘り起こし、自由闊達な意見交換により情報の共有化を通じて、多角的な視点から大学と地域社会との連携の可能性を模索することを目的としており、これに基づき「たまなびプログラム」「多摩区 3 大学コンサート」「大学・地域連携事業」等を展開している。（資料 9-4【ウェブ】）

千代田区との連携に関しては、千代田の魅力創出と発展のため大学と千代田区が手を携え協働の取組を行うことを目的に締結されている。これに基づき行われる「千代田学」では、2019（令和元）年度において「地域福祉交通『風ぐるま』の利用実態からみた利用促進方策の検討～地区内の新たな移動手段との連携の観点から～」が採択され、また、2020（令和 2）年度において「コミュニティサイクルの効率的な活用方法の検討（コミュニティサイクルを含む自転車利用者の安全性向上の検討）」が採択されている。また、千代田区とは、「大規模災害時における協力体制に関する基本協定」を締結し、地域住民及び千代田区在勤者等の安全確保のための大学施設の一部の一時避難場所としての提供、大学施設に収容した被災者への応急医療資材及び備蓄物資の提供等に関して協力する内容となっている。（資料 9-8【ウェブ】）

本学とキャンパス所在地の産業界との連携協定では、「小田急電鉄との連携・協力に関する基本協定」「川崎商工会議所との連携・協力」等がある。特に小田急電鉄との連携に関しては、寄付講座の受入れを毎年度行っている他、経営学部専門科目「ビジネス研究 D」においても連携・協力を図っている（但し、小田急電鉄寄付講座は、COVID-19 の影響に伴い未開講）。（資料 9-9、9-10）

本学とキャンパス所在地の自治体との連携に関しては、東京都との連携も挙げることができる。本学では、2019（令和元）年度より、東京都と大学との定例懇談会のメンバーとして参画している。定例懇談会では、東京都及び都内の大学が今後の政策連携を視野に、恒常的なコミュニケーションの場を形成するとともに、東京の課題解決や東京の未来、国際競争力の向上等について自由に意見交換を行うため、定期的に懇談会が開催されている。なお、定例懇談会に参加している大学との新たな連携として 2020（令和 2）年度から始まった「SDGs の推進と持続可能な都市・東京の実現」を目的とした共同事業（東京都と大学との共同事業）に、本学が提案した「大学と地域が連携した『食』を通じたコミュニティ活性化事業」が選定された。なお、共同研究の成果は、今後広く都民等に還元されることとなる。（資料 9-11【ウェブ】、9-12）

地方自治体との連携に関しては、本学では、現在、34 府県 1 市の自治体と就職支援協定を締結している。地方への U ターン、出身地以外の地方に就職する I ターンを促進し、次代を担う人材の育成と地域活性化を図っている。また、厚生労働省委託事業「地方人材還流促進事業」にも協力している。(資料 7-58【ウェブ】)

高大連携に関しては、現在 16 校と協定を締結し、教育交流活動を推進している。本学の高大連携の目的は、高大連携を通じて高等学校との相互理解を深め、教員同士の交流、進学者の実情等を把握し、今後の教育改革に結びつけるとともに、本学の 21 世紀ビジョンである「社会知性の開発」拠点としての地域貢献を果たし、地域における存在感を高めることとしており、相互の友好関係に基づいた教育交流を行うことを基本姿勢としている。主な教育交流活動として、協定校の高校生に対して高等教育の学びの機会を提供する「授業科目の聴講」、教職課程版のインターンシップである「教科研修生の派遣」、協定校生徒のキャリア教育プログラムとしての「一日体験入学」等がある。なお、2020（令和 2）年度は、COVID-19 の影響に伴い、複数の事業において中止を余儀なくされたが、一部はオンラインにより実施した。(資料 9-13)

2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標である SDGs に対し、本学では、「専修大学における SDGs 行動理念」を掲げるとともに、全学を挙げて SDGs の達成を目指したプロジェクトを推進するため、学長の下に「持続可能な開発目標（SDGs）推進委員会（以下「SDGs 推進委員会」という。）」を設置し、各種活動に取り組んでいる。また、本学では、SDGs に関する各種のプラットフォームへ積極的に参画しており、2020（令和 2）年 10 月現在「JAPAN SDGs Action Platform（外務省）」「地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム（内閣府）」「SDGs に関する情報発信プラットフォーム（東京都）」「かながわ SDGs パートナー（神奈川県）」の各プラットフォームに参画し、今後も川崎市が 2021（令和 3）年 3 月より募集を開始した「かわさき SDGs パートナー」にも参画する予定である。また、本学では、カーボン・ニュートラルに向けた積極的な取り組みを行っている、または取り組みの強化を検討する大学等による情報共有や発信等の場として、文部科学省と環境省が共同で立ち上げる予定である「カーボン・ニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」に参画する方向で検討を進めている。(資料 9-14、9-15【ウェブ】)

<社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進／地域交流、国際交流事業への参加>

本学では、21 世紀ビジョンである「社会知性の開発」の具現化に向けて、社会連携及び社会貢献活動について企画し、及び推進することを目的として「社会連携推進委員会」を置いている。社会連携推進委員会の主な所掌事項は、「本学の社会連携の企画・推進に係る情報の収集及び発信並びに学内外の調整に関すること」に加えて、「専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定」に基づく事業活動の推進に関する事項を所掌している。また、社会連携推進委員会では、委員会の所掌事務を円滑に遂行するため、社会連携推進委員会規程第 8 条第 1 項に基づき、「推進協力員」を置くこととしており、同規程第 8 条第 3 項では、「推進協力員は、それぞれが保有する社会連携の企画・推進に関する情報を提供する」としている。推進協力員は、現在、23 の機関に置かれている。社会連携推進委員会

は、各機関で把握している社会連携・社会貢献に関する活動の状況を毎年度収集し、項目ごとにとりまとめ、本学における社会連携・社会貢献の全体像の可視化を図っている。(資料 9-16～9-18)

なお、「産学官連携」「地域社会連携」「国際社会連携」「社会貢献」の4つの柱における主な社会連携・社会貢献活動は、次のとおりである。

①産学官連携

本学の産学官連携の目的は、大学の知的資産を社会へ還元することにより、社会と大学の相互作用の中で価値創造を産み出していくこととしている。主な取組みとして、「寄付講座の開講」「受託研究の受入れ」「奨学寄付金の受入れ」等がある。寄付講座の開講数は、2020（令和2）年度11講座（COVID-19の影響に伴い一部講座は未開講）、2021（令和3）年度は13講座開講予定である。また、受託研究は7件、寄付金による研究は6件（いずれも2019（令和元）年度）である。上記以外の取組みとして、情報科学研究所による「川崎国際環境技術展」への出展が挙げられる。情報科学研究所では、第1回の2009（平成21）年度から毎年出展しており、2018（平成30）年度には、10年連続で出展している16機関のひとつとして川崎市から感謝状が贈呈された。2019（令和元）年度の出展内容は「ワンタイム画像生成を用いた個人認証」で、2020（令和2）年度はオンラインでの開催となったが、引き続き研究成果を出展した（出展内容：Wi-Fiの接続情報に基づく混雑状況の可視化、電力消費構造の分析と削減の試算、画像提示による食堂混雑緩和の取組み）。(資料 9-19【ウェブ】)

②地域社会連携

本学の地域社会連携の目的は、自治体等に対し、本学の知的資産を還元することで、地域社会の発展に貢献していくこととしている。具体的な取組み事例は以下のとおりである。

本学のキャリアデザインセンターが実施している「課題解決型インターンシップ」は、地域の企業や団体、商店街が抱える課題にチームで主体的に取り組む、チームメンバーや企業・団体の方と協力しながら、解決策を提案する本学独自の長期インターンシッププログラムである。本プログラムでは、地域の活性化を目指すイベントの企画・運営、福祉や環境などの社会的課題に関する実態調査と解決策の提案・発信、企業ブランドや商品のプロモーションなど、様々な活動テーマがある。2019（令和元）年度は、公共機関、企業、商店会、NPO法人など18団体から示されたテーマに対し97名の学生が参加した。(資料 7-52【ウェブ】、7-55【ウェブ】)

ネットワーク情報学部では、専門科目である「応用演習」において、地域社会と連携した活動を行っている。メディアプロデュースプログラム応用演習では、川崎市内の市民活動団体とネットワーク情報学部学生が連携し、団体の広報物（PR映像・パンフレット・WEB）を制作した。また、コンテンツデザインプログラム応用演習では、ネットワーク情報学部の学生が、小学生の協力を得て、「親子で楽しく学べるカガクおもちゃ」をデザイン。成果発表を「FIELD MUSEUM：親子で楽しく学べるカガクおもちゃのデザイン展」として、生田緑地（宙と緑の科学館）で公开发表を行った。(資料 9-20【ウェブ】)

③国際社会連携

本学の国際社会連携の目的は、大学の知的資産を国際社会へ還元することにより、日本と世界の懸け橋となることとしている。現在、本学では世界 19 か国・地域 36 大学・機関と国際交流協定を締結し、活発な学生・教員の相互交流・研究を行っている。特に社会知性開発研究センターには複数のプロジェクトを設置しており、「ソーシャル・ウェルビーイング研究センター」「アジア産業研究拠点」「四川・ローカル リスクコミュニケーション研究拠点」「複式簿記普及事業推進研究拠点」等、国際社会と連携した拠点も多数ある。社会知性開発研究センターの取組みについては、「第 3 章：教育研究組織」において詳述しているので、そちらを参照されたい。

本学ではラオス国内の簿記教育の発展及び普及並びに会計人材育成に向けた支援を行うため、ラオス国立大学経済経営学部から海外客員教授を 2019（令和元）年度より 3 年間招聘している。招聘した海外客員教授には、会計学研究所との共同研究として複式簿記のテキストをラオス語で作成するとともに、将来ラオス国内での会計実務者を含む会計のエキスパートの育成者となるべく支援を行っている。

研究所単位での国際社会連携も活発に行っている。社会科学研究所及び経営研究所は、国際交流協定校の韓国・檀国大学と合同研究会を 2019（令和元）年 11 月に行った。合同研究会は、研究者間の積極的な交流を目指し、2009（平成 21）年度から始まっており、隔年で両大学が交互にホストを務めている。（資料 9-21、9-22～9-24【ウェブ】）

④社会貢献

本学の社会貢献の目的は、主に地域社会に対して大学の知的資産を還元していくことで、市民社会を支えるとともに、地域から愛される大学を目指すこととしており、「スポーツ交流」「国際交流」「生涯学習」「施設開放・貸出」等が挙げられる。取組み事例は以下のとおりである。（資料 9-25）

スポーツ交流に関して本学体育会では、地域貢献活動の一環として、毎年度スポーツ教室（専修大学体育会地域貢献活動 ONE DAY TEMAMATE）を開催している（但し、2020（令和 2）年度は COVID-19 の影響に伴い中止）。参加者の多くは、近隣の小中学生が中心であり、楽しみながら大学生のパワー・スピード・テクニックを体感できる人気のスポーツ教室である。2019（令和元）年度は、21 の体育会がスポーツ教室を開講し、延べ 429 名の参加者があった。なお、本スポーツ教室は、小中学生をはじめ保護者の同伴も多く、家族参加型のイベントとして好評を博している。また、各教室を運営する部員も参加者の満足度を上げるために様々な工夫を凝らしながら取り組んでおり教育効果が期待できる。また、体育会による清掃活動「クリーンタウン」も例年実施している（2019（令和元）年度は、356 名が参加予定であったが雨天により中止となった）。スポーツ研究所では、子どもの体力向上及び競技力向上を目的に小・中学生を対象にレスリング教室（専修大学少年少女レスリング教室）を開催している。本教室では、年 2 回の体力測定を行い、スポーツ科学の知見からレスリングプログラムの効果検証を実施している。（資料 9-25、9-26【ウェブ】）

国際交流に関して本学国際交流センターでは、本学留学生が地域の小・中学校を訪問し母国紹介（各国の社会・文化や伝統的な遊びについての紹介）を行う交流会を開催している。なお、公益財団法人川崎市国際交流協会の理事に本学学長が就任している。（資料 9-

25)

生涯学習に関しては、本学の学部・研究科・研究所・各センターの特徴を生かした公開講座を多数実施している。主な取組みとして、エクステンションセンターでは、川崎市教育委員会と連携した公開講座「歴史を紐とく」を実施しており（2020（令和2）年度はCOVID-19の影響に伴い中止）、第18回目となった2019（令和元）年度は、「古代史における信仰・宗教の変遷」をテーマとして、2日間全4回の参加者で延べ1,011名が受講した。なお、本講座は、これまでに約3万人が受講する人気講座となっている。文学部では、高校教員を対象とした研修プログラムを例年実施しており、2019（令和元）年度は延べ214名の参加があった。経済学部では、学部が展開する約200科目を対象とした「経済学部社会人聴講生制度」を設けている（展開する科目にはゼミナールも含まれる）。なお、2020（令和2）年度は14名を受け入れる予定であったが、COVID-19の影響に伴い受入れを中止した。（資料9-25、4-24）

施設貸出に関して本学図書館では、生田キャンパスの図書館本館について川崎市多摩区在住・在勤の満18歳以上の方で川崎市立図書館貸出カード所持者、満18歳以上の方で神奈川県立図書館の図書館カード所持者の方を対象に所蔵資料の閲覧と貸出及び複写の利用を可能としている。また、神田キャンパスの図書館神田分館では、千代田区在住で千代田区立図書館貸出券を所持する満18歳以上の方を対象に、所蔵資料の閲覧と貸出及び複写の利用を可能としている。また、夏期休暇中において、中学生・高校生及び大学受験生を対象として図書館本館・生田分館・神田分館を勉学の場として開放（オープン・ライブラリー）しており、2019（令和元）年度は8月6日から9月19日の期間中に51名の利用者があった。生田キャンパス最寄駅の向ヶ丘遊園駅前のサテライトキャンパスでは、地域貢献・社会貢献の場として機能しており、地域の方々との連携に関わる行事や会議等において利用されている。この他、教室や体育施設の学外貸出も行っている。（資料9-25）

点検・評価項目3：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性について、全学的には社会連携関係自己点検・評価実施委員会が定期的に自己点検・評価を行っている。また、各機関が行う社会連携・社会貢献の適切性については、各機関（学部・研究科、研究所、センター等）の自己点検・評価実施委員会が定期的に自己点検・評価を行っている。社会連携推進委員会では、推進協力員より提供された社会連携の企画・推進に関する情報を取りまとめ、これに基づき自己点検・評価を行うとともに、本学の社会連携の企画・推進に係る情報の収集及び発信を行っている。また、SDGs推進委員会においても、SDGsに関する全学的な取組みの情報収集及び発信を行っており、社会連携推進委員会とSDGs推進委員会が連携して自己点検・評価を行うこととしている。なお、社会連携関係自己点検・評価実施委員会の設置は2019（平成31）年4月であることから、自己点検・評価報告書への評価結果の掲載は、2021（令和3）年3月

未発行の『自己点検・評価報告書（2019・2020年度）』からとなる。（資料 2-18【ウェブ】）

なお、本学では5か年計画の事業領域のひとつとして「社会連携」を掲げており、到達目標を掲げた上で事業計画を毎年度設定している。各所管は、事業計画に基づき社会連携・社会貢献活動を展開し、その達成度に関しては、各所管において点検・評価を行い、その結果を「事業報告書」として取りまとめている。（資料 1-15【ウェブ】、1-16【ウェブ】）

【長所・特色】

- 本学では、21世紀ビジョン「社会知性の開発」の具現化を目指し、教育研究活動と社会貢献活動を密接に関連させたプログラムを多々展開している。教育面においては、演習科目等における地域社会の課題解決への取り組みや、課題解決型インターンシップ実施、自治体との連携によるゼミナール活動、体育会による社会貢献活動（ワンディ・チームメイト）、学生への教育と社会貢献活動の両立を図っている。特に、ワンディ・チームメイトについては、活動を通して、学生自身の成長にも繋がることで、教育的効果が挙げられることも特色である。また、研究面においては、21世紀ビジョンを研究面で具現化していく「社会知性開発研究センター」において、国際社会と連携して本学の研究活動を促進させ、社会連携・社会貢献活動に繋げている。
- 本学におけるSDGsの取り組みは、大学HPにおいて「SDGs17の目標ごと」「SDGsの目標に対応する優先課題ごと」「専任教員の所属・活動域ごと」「取り組みカテゴリーごと」にそれぞれ選択して検索できる仕様となっており、活動の可視化を図っている。また、各機関が運営するプラットフォームに積極的に参画することで、全学を挙げてSDGsの達成を目指したプロジェクトを推進している。学生に対しては、学内におけるSDGsに対する関心を高める取り組みの一環として、本学独自に開催するコンテスト型の企画「専修大学SDGsチャレンジプログラム」を開催することで、学生自身がSDGsの理念やその達成に貢献することの重要性を理解し、さらには他者に影響を及ぼす存在に成長することを目指している。SDGsに取り組むこれらの活動は、本学が21世紀ビジョンとして掲げる「社会知性の開発」の達成にも繋がるものであり、本学の特徴であると言える。

【問題点】

- 社会連携、社会貢献については、全学的には社会連携関係自己点検・評価実施委員会が、各機関については、機関別の自己点検・評価実施委員会が行っているが、各機関の自己点検・評価に関しては、社会連携・社会貢献の適切性を自己点検・評価項目として掲げることが必須としていないため、全ての社会連携・社会貢献活動を網羅できていない。この点に関して、自己点検・評価活動の仕組みを改善する必要がある。
- 社会連携推進委員会の役割について、現状では各機関が行う社会連携・社会貢献事業を集約することが主な業務となっているが、この社会連携推進委員会の所掌範囲について今後検討していく必要がある。そのためには、社会連携推進委員会が、教員が個別に取

組んでいる社会連携・社会貢献活動の交通整理を行うことや、学内の様々な組織に分散した形で存在している社会連携の運営方法に関する情報やノウハウについて収集・整理したうえで、それらを統合する、もしくは横断するような形で管理及び運営していく必要がある。

【全体のまとめ】

社会連携推進委員会では、本学の 21 世紀ビジョンである「社会知性の開発」の具現化に向けて、社会連携及び社会貢献活動について企画し、及び推進することを目的として設置し、社会連携推進委員会規程には、本学の社会連携の企画・推進に係る情報の収集及び発信並びに学内外の調整に関することが、所掌事項として位置付けられている。これに則り、社会連携推進委員会では「学内における社会連携の企画・推進に係る情報の収集」に重点を置き、これまで取り組んできた「KS パートナーシップ・プログラム」に関わる活動のみならず、川崎市以外の団体との社会連携・社会貢献活動に関しても広く情報を収集し、その結果、本学では多方面にわたる社会連携・社会貢献活動を展開していることが改めて明らかになったとともに、地域社会における本学の役割の重要性を再認識するに至った。

他方、産学連携や地域連携が活発化している現状を鑑みて、これらの活動に対応する代表的な窓口としての組織（部署）の必要性や、知的財産権や守秘義務等に関する対応の整備などが社会連携推進委員会においても指摘されている。社会連携推進委員会では、個々の教員レベルや各部署レベルで取り組んでいる社会連携・社会貢献活動をできるだけ集約しながら組織的な体制を築いていくことで、これらの活動が一層促進されることで、最終的には本学の社会的役割を更に高めることに繋がると考えられる。但し、社会連携・社会貢献活動は学内の全ての部署が関連することから、議論は慎重に進めていく必要がある。

機関別自己点検・評価

〔 1 〕 経 済 学 部

〔1〕経済学部 点検・評価

<教育課程の再構築について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

経済学科・国際経済学科の2学科体制から、2020（令和2）年度に現代経済学科・生活環境経済学科・国際経済学科の3学科体制への移行を万全の態勢で実現する。

②評価の視点

- (1) 学部と3学科の教育研究上の目的と学位授与方針、教育課程編成・実施方針、入学者受け入れ方針を社会に広く伝える広報・宣伝活動を行う。
- (2) 現代経済学科と生活環境経済学科の立ち上げを実現する。
- (3) 学科運営の基本的なシステムであり、各学科の専任教員全員で構成する学科会議（仮称）を確立する。
- (4) 学部レベルには、各学科の専任教員から選出される委員で構成する「経済学部教務委員会」（仮称）を設置する。

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度は、学部と3学科の3つのポリシーは、そのポイントについての広報・宣伝を大学ホームページや経済学部PR誌、鉄道車内広告等によって行い、学科再編を社会に広く伝える活動を行った。

3学科の学科会議については、2019（令和元）年の経済学部運営委員会において、各学科会議は各学科専任教員全員で構成することを決め、その方針に基づき、2020（令和2）年度に確立した。また、学科長（任期2年）を各学科会議において選出した。

また学部レベルでは、上記の運営委員会において、経済学部教務委員会を設置することとした。委員長を教授会選出とし、学部長が共同座長を務め、委員として現代経済学科、生活環境経済学科、国際経済学科の3学科長、社会科学基礎科目担当者より選出の委員、教養・資格課程科目担当者より選出の委員及び若干名の教授会選出委員で構成することを確認し、その方針に基づいて、2020（令和2）年度に確立した。

長所・特色

経済学部の新しい3学科体制を運営する上での主要組織が構成されることになった。

問題点

教務委員会の規程の作成や各学科会議を開催する曜日・時限等について検討する課題が残されている。

④根拠資料

- ・2020年度経済学部各種委員等
- ・2020年度以降経済学部主要組織構成

<学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

2017（平成 29）年度に制定し、2018（平成 30）年度に改訂した「経済学部教育指針」（能動的・主体的な学び、「専門性と社会に貢献する意欲を身につけた人材」への成長、責任ある履修行動、学修プロセスの自己点検、学修プロセスの共有）による活動の到達点を点検・評価し、その改訂を行う。

②評価の視点

- (1) 2019（令和元）年度より「経済学部教育指針検討委員会」を設置する。
- (2) 2017（平成 29）年度から 2019（令和元）年度までを試行期間としている「経済学部教育指針」の到達点を点検・評価する。
- (3) 2020（令和 2）年度以降に向けて、「経済学部教育指針」の改訂を行う。
- (4) 「経済学部教育指針」の具体的な実質化をはかるために運用内規の検討を進める。

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度より、経済学部教育指針検討委員会を設置した。委員は、学部長、委員長、現代経済学科、生活環境経済学科、国際経済学科の 3 学科長、社会科学基礎科目担当者より選出の委員、教養・資格課程科目担当者より選出の委員及び若干名の教授会選出委員で構成するものである。

2019（令和元）年度及び 2020 年度（令和 2）年度においては、2020（令和 2）年度の経済学部教育指針、学習プロセス自己点検シートの運用システムを策定し、①1 年次 4 月の「専修大学入門ゼミナール」で配布すること、②2～4 年次では、コースパワー上に PDF ファイルを保存しておき、必要に応じて再配布すること、③ゼミナール履修者の場合はゼミナール担当教員が指導すること、④一般入試以外の入学試験制度で入学した 1 年次に対して経済学部進学準備シートの提出を促すため、専修大学入門ゼミナール担当教員に依頼することなどの方針を決定し、実施した。

長所・特色

大学における教育の質保証の観点から行っている経済学部の独自の取り組みであり、教育指針検討委員会の確立と、運用システムの策定は重要な到達点であり、今後、実績を積み上げていくことで社会的な評価を高める可能性がある。

問題点

2017（平成 29）年度から 2019（令和元）年度までを試行期間としていた「経済学部教育指針」（2017（平成 29）年 4 月 1 日施行）は、2018（平成 30）年 6 月 26 日に改定し、また運用システムを策定したが、その到達点を点検・評価し、さらに改訂を行うことまでは進めていない。また、教育指針検討委員会の規程を作成することが検討課題になっている。

④根拠資料

- ・ 2020 年度経済学部各種委員等
- ・ 専修大学経済学部の教育指針
(2017（平成 29）年 4 月 1 日施行、2018（平成 30）年 6 月 26 日改定)
- ・ 2020 年度「経済学部教育指針」「学習プロセス自己点検シート」の運用システム
- ・ 「経済学部教育指針」に関する取り組みについて（2020（令和 2）年 4 月）

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行うために> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

単位制度の趣旨を踏まえ、その実質化に向けて、学習時間等の実態の把握に努める。

②評価の視点

- (1) 学生の就学状況と学習時間等の実態の把握に努める。
- (2) シラバス等に具体的な準備学習の内容と学習時間を明示するように努める。

③点検・評価の状況

現状説明

学生の就学状況と学習時間等の実態の把握については、3年次を対象とした文部科学省の「令和元年度全国学生調査（試行実施）」結果および全学年を対象としたGPS-Academic（ベネッセi-キャリアによるCBT方式の外部アセスメントテストで2019（令和元）年度から全学年対象）の結果を用いて行った。サンプル数などで十分といえないデータではあるが、学生の授業外の学習時間の実態はおおよそ把握でき、また、単位制度の趣旨からみて適切ではない状況にあることは明らかである。その実状を踏まえて、学生の授業外の学習時間を増やす指導が求められている。

シラバス等に具体的な準備学習の内容と学習時間を明示することについては、シラバス執筆要領等で教員への周知を図っている。準備学習の内容については記載が進んでいるものの、学生自身が予習・復習にあてる学習時間を明示する点では取り組みに遅れがある。

シラバスだけではなく、学部として統一して、単位制度の趣旨を学生に周知する方策を検討する必要性が生まれている。

長所・特色

学生の予習・復習などの学習時間の実情を把握する試みは、単位制度の実質化という大学教育の今日的な課題への積極的な取り組みという意義があり、今期の努力の上に今後、実績を積み上げることで社会的な評価を高める可能性がある。

問題点

学生の就学状況と学習時間等の実態の把握をいっそう詳細に進めていくためには、アンケート調査の実施とその分析が必要であるが、当面、授業評価アンケートの内容の一部を見直す（文学部・人間科学部で行われているように、各科目での1週間当たりの授業外学習時間に関する項目を追加する）などの課題が残されている。データの分析にあたっては、教務課IR担当との連携について検討する必要がある。

④根拠資料

- ・学生の学修時間および学修行動について（2020（令和2）年10月8日）教務課IR担当
- ・文部科学省令和元年度「全国学生調査（試行実施）」結果 資料編
（2020（令和）年6月）専修大学集計分
- ・GPS-Academic（2019（令和元）年度、2020（令和2）年度）経済学部集計分

<学位授与方針に明示した学生の学習成果の適切な把握および評価について> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

学生の学習成果を適切に把握・評価するために、2017（平成 29）年度に作成し、取り組みを始めた「進学準備シート」と「学修プロセス自己点検シート」の活用を進める。

②評価の視点

- (1) 「進学準備シート」と「学修プロセス自己点検シート」の学生による活用状況を把握し、その活用を奨励・促進する。
- (2) 「進学準備シート」と「学修プロセス自己点検シート」の教員による活用の経験を集約し、その普及をはかる。
- (3) 修得単位数の少ない学生と GPA が 2.0 に達していない学生の状況をよく把握し、個別指導を確実に行う。

③点検・評価の状況

現状説明

経済学部教育指針検討委員会において、2020（令和 2）年度の進学準備シート及び学修プロセス自己点検シートの運用システムを策定した。

策定した運用システムは、①進学準備シートは一般入試以外の入学試験制度で入学した学生には事前配布し、一般入試の学生はコースパワーのワードファイルを使って 1 年次で活用すること、②学修プロセス自己点検シートは 2～4 年次ではコースパワー上に保存しておき、学生自身がダウンロードして活用すること、③ゼミナール履修者はゼミナール担当教員に提出して、教員が確認の上、返却すること、④ゼミナールを履修していない学生は学部長文書（ポータルの伝言）によって記入を促進し、コースパワーを通じて提出すること、などである。

一方、進学準備シートと学修プロセス自己点検シートの教員による活用の経験を集約し、その普及を図る点では取り組みが進まなかった。

修得単位数の少ない学生については、2019（令和元）年度は 2 年次の前期に 1 年次のクラス担任あるいは 2 年次のゼミナール担当教員等が個別の面談を行った。さらに、2020（令和 2）年度においては、2 年次の前期に加えて、1 年次の後期においても同様の個別面談（オンラインが中心）を実施した。

また、GPA が 2.0 に達していない学生に対しては、教育指針検討委員会において、2～4 年次では、①ゼミナール履修者について毎年 4 月にゼミナール担当教員が指導すること、②ゼミナールを履修していない学生については学部長文書（ポータルの伝言）による指導を行うこととした。

長所・特色

経済学部学修プロセス自己点検シート、進学準備シートは、経済学部教育指針に基づいて、大学における教育の質保証の観点から行ってきた独自の取り組みであり、今後、実績を積み上げてくことで社会的な評価を高める可能性を持つと思われる。

問題点

経済学部教育指針検討委員会において方針を策定し、これまでに、修得単位数の少ない学生との個別面談、ゼミナール担当教員への履修学生の GPA の情報提供、学修プロセス自己点検シートの学生による活用の奨励・促進などが実施できているものの、教員による活用の促進や活用経験の集約までは行えていない。この点での具体的な方針の策定が課題となっている。

④根拠資料

- ・専修大学経済学部の教育指針（2017（平成）29年4月1日施行、2018（平成30）年6月26日改定）
- ・専修大学経済学部学修プロセス自己点検シート（2020年度用）
- ・専修大学経済学部進学準備シート（心構え）
- ・2020年度「経済学部教育指針」「学習プロセス自己点検シート」の運用システム

[2] 法 学 部

〔2〕法学部 点検・評価

＜教育課程の編成・実施方針に基づき、学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

教育課程（カリキュラム）の編成・実施方針に基づき、法学部・学士課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程（カリキュラム）を体系的に編成する。

②評価の視点

- (1) 教育課程（カリキュラム）の編成・実施方針と教育課程（カリキュラム）の整合性
- (2) 教育課程（カリキュラム）の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- (3) 個々の授業科目の内容及び方法の適切性
- (4) 授業科目の位置付け（必修、選択等）の適切性
- (5) 初年次教育、高大接続への配慮
- (6) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年9月に、法律学科では、これまでの「コース制」に代え、「履修モデル制」を採用する「法学部新カリキュラム案」が、法学部教授会の審議・議決を経て、2020（令和2）年度より導入されることになった。

この「履修モデル制」に基づく新カリキュラムは、法学部の教育課程（カリキュラム）が、本学法学部を目指す受験生及び本学法学部学生にとって、より理解しやすいものとなることを目指して構想されたものである。

履修モデルは、法律専門職、公務員、企業法務及び研究・教育という4方向を基礎に据え、法曹モデル、行政書士モデル、租税法務モデル、国家公務員・地方公務員モデル、警察官・消防官モデル、裁判所事務官モデル、一般ビジネス法務モデル、金融ビジネス法務モデル、不動産・建設ビジネス法務モデル、外国の法と法の歴史モデル、国際関係法モデルおよび教職モデルの12の履修モデルに分けられ、学生が自己の関心や希望する進路に応じて自由に履修モデルを選択できることに主眼が置かれつつ、かつ、2020（令和2）年度から神田キャンパスに移転・設置される商学部及び国際コミュニケーション学部の授業科目との相互乗り入れによるシナジー効果を生み出すことをも狙ったカリキュラムとなっている。

履修科目編成にあたっては、「履修することを勧める」推奨科目と「各自の関心に応じて」履修を促す準推奨科目を示すなど、各履修モデルの特性を生かして、学生が系統的にかつ計画的に勉学を進め、学修効果を高める配慮が施されている。

また政治学科のカリキュラムについても、現行カリキュラムの骨子を変更しないものの、現行カリキュラムの一部変更、法律学科のカリキュラム改正に伴う必要な変更、商学部及び国際コミュニケーション学部が開講する専門科目との相互乗り入れなど、一定のカリキュラム変更を行った。

さらに、2019（令和元）年、法学部教授会では、大学院法学研究科及び法科大学院進学への進学を目指す学部学生のために、在学3年間で卒業できる制度（「3年次早期卒業制度」）の導入を決定し、2020（令和2）年度入学者から適用されている。特に、この早期卒業制度により、法科大学院進学を希望する者には、「法科大学院進学プログラム」が準備さ

れ、「法曹コース」に基づいて履修することが推奨されている。このプログラムの定員は各学年 25 名とされ、希望者の数が定員を超えた場合には、1 年次の学業成績で選抜を行うことになっている。さらに、このプログラムでは、法律専門基礎科目を本学法科大学院専任教員が担当している。

この「3 年次早期卒業制度」の導入により、とりわけ法律学科の学生の勉学に対するモチベーションを高めることが大いに期待できる。

長所・特色

2020（令和 2）年度から法律学科に導入された「履修モデル制」に基づく新カリキュラムは、法律学科の教育課程（カリキュラム）が、受験生や学部生にとって理解しやすいものとなることが目指されている点、学生が自己の関心や希望する進路に応じて自由に履修モデルを選択できることに主眼が置かれつつ、商学部及び国際コミュニケーション学部の授業科目との相互乗り入れによるシナジー効果を生み出すことを狙った点に、大きな特色がある。

また、「3 年次早期卒業制度」の導入は、大学院法学研究科および法科大学院進学希望者に対し、勉学の意欲を喚起し、専門科目の勉学に対するモチベーションを高めることが期待できる点に特色がある。

問題点

「履修モデル制」に基づく新カリキュラムおよび「3 年次早期卒業制度」は、主として専門科目の学修効果の向上を狙ったカリキュラム改革といえる。問題点としては、新カリキュラムの運用にあたり、専門科目の学修に偏重することなく、転換・導入科目や教養科目との接続性を図っていくことが求められることである。

④根拠資料

- ・『法学部学修ガイドブック 2020（令和 2 年度）』
- ・『法学部フォーラム・Vol. 22(2020 年度)』
- ・専修大学法学部ホームページ、<https://www.senshu-u.ac.jp/education/faculty/law/>
- ・「法学部新カリキュラム案に関する最終答申」（法学部新カリキュラム実施委員会、平成 30 年 9 月 25 日・法学部教授会配付資料）
- ・「法学部 3 年次早期卒業制度（案）」（法学部新カリキュラム実施委員会、平成 31 年 1 月 15 日・法学部教授会配付資料）

<学生の学修を活発化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか>（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生の学修を活発化して、効果的に教育を行うために必要な措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 学生の学修を活発化して効果的な教育を行うため実施されている措置の状況
- (2) 教育課程（カリキュラム）の編成及び実施方針と教育方法の間の整合性
- (3) 教育研究上の目的および卒業時に要求される学修成果を達成できる授業の実施状況
- (4) シラバスの作成と活用の状況
- (5) 学生に対する履修指導の状況

(6) 学生の学修を活発化して効果的な教育を実現するための専修大学内部質保証推進委員会との連携の状況。

③点検・評価の状況

現状説明

法学部では、現在、学生の学修を活発化し、効果的に教育を行うための措置として、以下のことを行っている。

第1に、1年次に配されている専修大学入門ゼミナールの担当者が「クラス担任」となり、授業時間外においても学生の学修指導等を行う態勢をとるとともに、全専任教員がオフィスアワーを設けて、学生の指導に当る態勢を整えている。

第2に、アカデミック・コンシェルジュを配置して、より学生に近い立場から学修や学生生活に関するアドバイスをしている。

第3に、教務委員会と教務課との連携の下に、成績不良者への面談を実施している。

第4に、「法学部学修ガイドブック 2020年版」および法学部ホームページにおいて、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針を詳細に示すとともに、教務委員会が教務課と連携して、各科目のシラバスの内容を確認している。

第5に、年間の履修上限単位を設定し、科目の履修者数の適正化を図っている。

第6に、2020（令和2）年度から導入された「新カリキュラム」において、法律学科は「履修モデル」を提示して学生の履修の参考に供している。政治学科においてはコースごとに科目を配当しており、学科の特性に応じて学生が履修できる制度設計を行っている。

ただし、専修大学内部質保証推進委員会が発足してまだ日が浅いため、その具体的な連携は今後委ねられている。

長所・特色

以上の現状における長所と特色は如何お通りである。

第1に、専任教員全員がオフィスアワーの時間に研究室に待機し、授業時間以外にも学生からの質問等を受ける態勢を整えている。

第2に、専修大学入門ゼミナールは初年次生に対して少人数で行なわれる科目なので、受講生との距離も近く、懇親会等の実施を通してコミュニケーションを図りやすい環境にある。その中で、学修に関する個別指導もきめ細かに行うことが出来る。

第3に、現役大学院生が学業のみならず学生生活全般について学生の相談にのるアカデミック・コンシェルジュを配置している。アカデミック・コンシェルジュは、大学における勉学に慣れていない学生、ゼミナール論文の執筆についてアドバイスをほしい学生などにとって有益であるので、更なる充実が期待される。

問題点

以上の、法学部が行っている学生の学修を活発化し、効果的に教育を行うための様々な措置については、次のような問題点がある。

第1に、オフィスアワーを活用する学生は必ずしも多いとはいえないことである。

第2に、アカデミック・コンシェルジュにおいて相談者に適切なアドバイスをを行うには、専門知識や熱意だけではなく、相談者への対応のスキルを高める必要がある。また、法学研究科に在学している大学院生の数が必ずしも多くない中で、人員を確保することに困難が生ずることも考えられる。

第3に、学生一人当たり教員数（いわゆる ST 比率）が高い状態が続いている。かつて教員一人当たりの学生数が 70 人にも達していた時期に比べれば若干改善されはしたものの

の、教員一人当たりの学生数が 18～22 人の学部がある一方で、(学部による特性があるとはいえ)それが 50 人以上に上っている現状はそもそも「効果的な教育を行う」上で適切とは言えない。早急に、40 人以下、30 人程度にまで減らす方策を講じるべきである。

第 4 に、面談の実施は、それに当たる教職員に多くの負担をかけることになるが、成績不振者のその後の学修の改善に繋がっているかどうか、検証が必要であろう。

④根拠資料

- ・『法学部フォーラム 2020 年度 (令和 2 年度)』
- ・『法学部フォーラム・Vol. 22 (2020 年度)』
- ・専修大学法学部ホームページ <https://www.senshu-u.ac.jp/education/faculty/law/>

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか> (評定: S・**A**・B・C)

①達成目標

成績評価、単位認定および学位(学士)授与が適切に行われていると評価できるように制度的措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 成績評価の客観性及び厳格性を担保するための措置の状況。
- (2) 卒業・修了要件の明示と、学位(学士)授与における実施手続および責任体制の整備の状況。
- (3) 成績評価、単位認定および学位(学士)授与に関する、専修大学内部質保証推進委員会の運営・支援による適切性担保の状況
- (4) 学位(学士)審査の客観性および厳格性を確保するための措置の状況。

③点検・評価の状況

現状説明

以下で、法学部での成績評価、単位認定及び学位(学士)授与に関わる制度的措置の現状と適切性・有効性について、4つの面から説明する。

第 1 に、法学部は、各授業科目担当者による成績評価の客観性及び厳格性を担保するため、2つの制度的措置を講じている。1つ目は、成績通知書に記載されている成績評価に関して、学生からの疑義を受け付ける制度である。同制度で教員は、教務課が受け付けた学生からの疑義について確認し、必要に応じ学生に採点基準等を示し、成績評価の客観性を説明している。2つ目は、各授業科目の成績分布表の作成である。この表を教員が互いに閲覧することで、成績評価の分布の著しい偏りをチェックできる仕組みが作られており、成績評価の厳格性を担保する上で、一定の有効性がある。

この成績評価の客観性や厳格性に関連し、「他大学・他学部などからの編入生」、「法学部への再入学・復籍者」、「留学プログラムで留学した学生」のいわゆる「既修得単位」の認定に関しては、「他大学・他学部で修得した単位の一部」「過去の本学法学部カリキュラムで修得した単位の一部」「留学先の大学などで修得した単位の一部」を、それぞれ法学部での卒業単位として読み換えて単位認定している(通常の成績評価ではなく、N マークでの単位認定)。この「既修得単位」に関する客観的な認定基準は、法学部にはない。その代わりに法学部教務課や法学部教務委員が、当該学生の「既修得単位」授業科目シラバスを確認し、現在の法学部カリキュラムにおける授業科目へ読み替えできる、「既修得単位」授業科目および単位数の原案を作成し、原案を「教務委員長あるいは教務委員会」、「学部長ある

いは教授会」が二重にチェックする、厳格な「既修得単位」認定体制が採用されている。

第2に法学部は、学位（学士）授与に関わる制度的措置として、『法学部学修ガイドブック』や各年度『法学部時間割』で、卒業要件として、卒業要件単位124単位の詳細（内訳）に関し、表なども用いながら明示している。また学位（学士）授与の方針は、教務委員会が作成・検証し、教授会が決定している。同方針に即した各授業科目の成績評価に関しても、教務委員会が統括している。この成績評価に基づき、学位授与は行われているため、法学部の責任体制は、教務委員会を中心に構築されていると言える。

この学位授与の主な実施手続きとして、以下のものがある。1つ目として、教務委員会は、成績評価の基準が示されるシラバスの作成方法を各教員に指示し、全学共通のマニュアルに基づいたシラバスが、有効かつ適切に作成されている。2つ目として先述の通り、教務委員会は、全科目の成績分布表を作成して、教授会に報告し、有効かつ適切な成績評価を側面的に支援している。3つ目として教務委員会は、卒業判定不合格者が文書によって質問書を提出し、それが正当な質問と判断された場合、関係教員が直接面談して評価理由を適切に説明する体制を整備している。具体的には卒業判定当日、教務委員と関係教員が待機して質問者にきめ細やかに対応する。この対応は教務委員会が教授会に報告している。

第3に法学部は、教務委員会及び新カリキュラム実施委員会を通じ、2020（令和2）年度からの法学部新カリキュラムに対応した「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」の改正案を作成し、教授会を通じて原案通り承認した。改正された2つの方針は、今後、専修大学内部質保証推進委員会で検証される。同委員会による検証は、法学部の成績評価、単位認定及び学位（学士）授与の適切性や有効性を担保するためのものである。

第4に法学部は、学位（学士）審査の客観性及び厳格性を確保するため、先の教務委員会中心の責任体制に関する説明の通り、シラバス作成を通じた成績基準の明示、成績評価の疑義への対応や成績分布表の作成、卒業判定不合格者への対応などの面で、制度的措置を適切かつ有効に講じている。

長所・特色

各授業科目の成績分布表の作成と教員間での公表は、2005（平成17）年度より法学部教務委員会がいち早く始めた。この点は法学部の特色である。

また「既修得単位」に関して、教務課による単位認定原案の作成手続きや、教務委員による留学先の「既修得単位」の認定原案の作成手続きは、非常にきめ細かな単位認定を可能にし、教務委員長と学部長等による二重チェックは、厳格な「既修得単位」認定を可能にしている。

問題点

「現状説明」の第1に示した、「各授業科目の成績分布表」の作成は、教員同士が相互に成績分布チェックできる環境を整備しているに過ぎない、という問題点を指摘できる。その意味で、この表の活用方法の検討や、別種の有効な制度的措置が必要かもしれない。ただし、各授業科目の成績評価の主な責任者は各担当者であり、どのような制度的措置にせよ、各科目担当者による成績評価の自律性を担保する形で、講じる必要がある。

同じく「現状説明」の第1で付言した、「既修得単位」の認定では、単位認定を保証するための客観的な基準が作られておらず、「認定単位数」の上限も決まっていない。手続きの客観性を確保するためには、現状の手続きを踏まえた、基準や認定単位数の上限の設定が必要であろう。ただし「既修得単位」の認定では、当該学生のケース毎の事情を踏まえた

個別の対応が必須であり、基準や上限の設定は極めて困難な課題と言える。

「現状説明」の第3に示した、「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」の改正版に関する、専修大学内部質保証推進委員会による検証は、昨年（2019（令和元）年）度から始まった制度的措置である。したがって、成績評価、単位認定および学位授与の適切性を担保する上で、この委員会にどのような効果があるかは未知数である。

④根拠資料

- ・『法学部学修ガイドブック 2020（令和2年度）』
- ・「2020年度 法学部時間割」
- ・「令和2年度 講義要項（シラバス）の原稿作成について（依頼） 令和元年12月10日 法学部教務委員会」（法学部教授会配布資料）
- ・「成績評価の問い合わせにともなう所在確認についてのお願い 令和2年1月・法学部教務委員会」（各教員への配布資料）
- ・「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）令和元年11月12日・法学部教授会配布資料」
- ・「教育過程（ママ）編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）2020（令和2）年度の新カリキュラムに対応する改正案 令和元（2019）年11月12日・法学部教授会配布資料」
- ・「法学部成績評価調査票の提出について（依頼）平成17年12月12日 法学部教務委員長 深澤民司」（各教員への配布資料）
- ・「平成30年度 長期交換留学生単位認定科目（案） 令和元（2019）年5月28日・法学部教授会資料」（「既修得単位」の認定に関する個別の事例を示す一資料）

<学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学位（学士）授与方針に示した学生の学修効果を適切に把握する。

②評価の視点

- (1) 学修成果を測定する方法の検討と実施の状況
- (2) 学修成果を測定するにあたっての、専修大学内部質保証推進委員会との連携の状況

③点検・評価の状況

現状説明

法学部では、「法学部『学生による授業評価』実施委員会」を設置している。これは1999（平成11）年9月に文部科学省が定めた「大学設置基準」の中にFDの義務化条項が置かれたことから始まるが、法学部ではそれ以前からも長年にわたり取り組んできた。法学部では、上記委員会の学生委員が中心となって、法学部独自の匿名アンケート形式の「学生による授業評価」を実施している。FDを担当する教職員も補助的に関わるが、学生委員が主体的・中心的な役割を果たしていることが最大の特徴である。委員たちが考える専門科目・語学科目において、「何を学修できたか」「学修にあたって求められるものは何か」をアンケートに盛り込むことにより、学生が主体的に自らの学修効果を把握し、またアンケート結果の分析（これも学生が行う）により、問題意識の発見や解決に導くためのプロセスなども考えさせることに寄与している。なお、専門教科と語学教科では、授業内での求

める部分に違いがあるため、アンケートの文言をそれぞれに合致するように変えている。教員側はアンケート結果を受け、自らの授業が学生の学修に効果的な役割を果たしているか、確認をすることができる体制となっている。

上記のような手順と時間をかけて築きあげてきた授業評価であるが、2020（令和 2）年においては COVID-19 の影響により、アンケートを行えないという事態に直面した。これは、前期授業がオンラインとなり、学生のキャンパス登校が叶わなかった結果である。そのため、通常は前期に行ってきたアンケート内容の精査・アンケートの実施・アンケート結果の分析を行う機会を失っている（代替措置として、FD 委員会の教員が中心となり検討した、ウェブ上でのアンケートを後期に実施している）。

長所・特色

意欲的な学生委員の話し合いの中で、彼らが求め、法学部が求める学修成果を測定するアンケートが作られ、また結果の分析やフィードバックを行うまで一貫して行われる体制が整っていることは、非常に良いと考える。また、『法学部フォーラム』において、その内容の一端を学内・学外に示してきたことによって、アンケートに参加した多くの学生に対してもフィードバックをし、大学に対して主体的に関わる姿勢を促すことになっていた。

（ただ、この方法は昨年度までであり、今年度刊行された『法学部フォーラム』においては、本件項目を掲載していない。学部のホームページに該当箇所はある。）

問題点

学生委員は意欲的な学生が立候補の形で委員となっている。そのため、学修に意欲的でない学生の考えを反映する機会がほとんど無い。アンケートの中でも、「授業が理解できない」「興味が湧かない」などの回答をする学生が、どこまで学修成果があったのか、測定しにくい。また、アンケートを不満のはけ口にしか捉えていない学生が見られることも事実である。

一方において、教員の側においても、アンケートの結果を真摯に受け止めないケースも存在している。この点に関しては、更なる改善点を考案していかねばならない。

④根拠資料

- ・『法学部フォーラム・Vol. 21（2019 年度）まで（2020 年刊行分には掲載なし）
- ・法学部ホームページ <https://www.senshu-u.ac.jp/education/faculty/law/>

[3] 經 營 学 部

〔3〕経営学部 点検・評価

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞（評
定：S・A・**B**・C）

①達成目標

学生たちが意欲的に学習に取り組み、理論と実践との融合を図る。

②評価の視点

- (1) シラバス内容及び実施の適切さを担保するための措置
- (2) 学生の主体的参加を促す授業形態と、授業内容及び授業方法の適切さを担保するための措置
- (3) 授業形態に配慮した適切な学生数を担保するための措置
- (4) 授業及び授業時間外に、学生の学習を活性化するための措置
- (5) 適切な履修指導を行うための措置
- (6) 理論と実践の融合を図るための措置

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) シラバス内容及び実施の適切さを担保するための措置

シラバスには、「到達目標」「講義概要」「講義計画（予習・復習の内容及びそれに必要な時間を含む）」「課題に対するフィードバックの方法」「教科書・参考書」「成績評価方法・基準」「履修上の留意点」を必須の記載項目としており、シラバスの内容は適切である。また、2020（令和2）年度のシラバスからは、それらに加えて「卒業認定・学位授与の方針との関連」の項目を加え、各授業科目と学位授与方針との関連を明示することとした。

シラバスの作成に際しては、教育開発支援委員会が作成した「講義要項（シラバス）執筆要領」が、全学カリキュラム協議会に提示される。その執筆要領を、経営学部カリキュラム委員会で必要に応じて加筆・修正したうえで、各授業科目担当者に配布し、シラバスの作成を依頼することとしている。なお、専門科目のシラバスの内容については、カリキュラム委員会の委員が、第三者の視点で同じ専門分野の担当者による確認を行っている。

- (2) 学生の主体的参加を促す授業形態と、授業内容及び授業方法の適切さを担保するための措置

授業では、全学的に導入しているリアルタイムアンケートシステムの respon を活用し、受講者数にかかわらず双方向型の授業が可能な環境となっている。授業時間以外では、シラバスに予習・復習の内容及びそれに必要な時間を明記するとともに、LMS (CoursePower) を活用し、事前の資料配布や課題の提出なども行い、学生の学習を活性化している。正課教育に密接に結び付く課外活動としては、「専修大学経営学部ゼミナール連合会」による合同研究発表報告会（3年次）、合同卒業論文報告会（4年次）があり、それらを通じてゼミナール同士で切磋琢磨している。また、「インターゼミナール」への参加や、「神奈川産学チャレンジプログラム」などの外部団体が主催するビジネスコンペに積極的に参加するよう働きかけている。

しかし、COVID-19の影響でこれらの諸措置がうまくいっていないことも認めざるを得ない。例えば、「専修大学経営学部ゼミナール連合会」による合同卒業論文報告会（4年次）は開催できたものの合同研究発表会（3年次）などは、今年度（2020（令和2）年度）は開

催できなくなっている。その最大の原因は、本学部がこれまで講じてきた様々な措置がオンライン環境を想定しなかったところにある。COVID-19 がもたらした危機的な状況に直面し、今年度（2020（令和 2）年度）は主に教員同士の自主的な勉強会や本学 IT 部門との連携で臨機応変に対応してきた。その意味で、今後はオンライン環境においても学生たちの主体的な参加を促す方法を模索しなければならないだろう。

（3）授業形態に配慮した適切な学生数を担保するための措置

講義形式は最大 400 名程度、演習形式は学生数に一定の制限を設け、原則として最大 50 名程度、実験・実習形式は原則として 10 名程度としており、授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数を適切に保っている。

但し、今年度（2020（令和 2）年度）に限っては COVID-19 の影響で、実験・実習形式の授業の実施がそもそも難しかったことを認めざるを得ない。また、オンライン環境においては、小人数の授業といっても、さらに規模を小さくしなければならないという課題が浮かび上がった。

（4）授業及び授業時間外に、学生の学習を活性化するための措置

授業では、全学的に導入しているリアルタイムアンケートシステムの respon を活用し、受講者数にかかわらず双方向型の授業が可能な環境となっている。授業時間以外では、シラバスに予習・復習の内容及びそれに必要な時間を明記するとともに、LMS（CoursePower）を活用し、事前の資料配布や課題の提出なども行い、学生の学習を活性化している。正課教育に密接に結び付く課外活動としては、「専修大学経営学部ゼミナール連合会」による合同研究発表会（3 年次）、合同卒業論文報告会（4 年次）があり、それらを通じてゼミナール同士で切磋琢磨している。また、「インターゼミナール」への参加や、「神奈川産学チャレンジプログラム」などの外部団体が主催するビジネスコンペに積極的に参加するよう働きかけている。

但し、今年度（2020（令和 2）年度）の場合、COVID-19 の影響で学内及び学外の諸活動にかなりの制限があり、例年通りの成果は達成できていないと思われる。そこで、Google Classroom や Google Meet、Zoom といったオンライン環境において様々な課題を提示することによって、学生たちが授業時間外でも学習できるように促した。

（5）適切な履修指導を行うための措置

履修指導は、授業を受ける学生に対して、教員が相談に応じるオフィスアワーを設けることにより、きめ細やかな教育指導を行う体制を整えるとともに、年度初めに学年別の履修ガイダンスを実施したうえで、学生の履修科目の選択に関する助言を行う専門的な職員を配置し、個別の履修相談に応じるなど、学生の履修指導体制を整備している。また、専門科目では、専門分野の学問体系と学習段階に即した授業科目を配置しており、学部教育段階では、基礎的な専門知識や技能を確実に修得させることに重点を置くことが重要であることを踏まえたうえで、単位制度の実質化を図る観点から、特定の学期における偏りのある履修登録を避け、学生が学習目標に沿った適切な授業科目の履修が可能となるように、ビジネスデザイン学科においては養成する具体的な人材像に対応した履修モデルを提示しており、経営学科においてはテーマ制度をとっている。

但し、今年度（2020（令和 2）年度）は COVID-19 の影響で学部が用意している様々な措置が必ずしもうまく機能していないのは事実である。そこで、教務課と一体となって電話やメール、オンラインでの相談に切り替えて履修指導を行ってきた。

(6) 理論と実践の融合を図るための措置

理論を教授する講義の中でも、ビジネス現場で活躍しているビジネスパーソンなど、外部講師を招へいし、理論を応用・実践と結びつけるように働きかけている。一方、理論と実践との融合を図るために、多様な演習科目を配置している。ビジネス研究 A, B, C, D、ビジネス研究 MA、ビジネス研究 BD などに代表されるこれらの様々な演習科目では、教員だけではなく、実務家とのコラボレーション、事例研究(case study)、学生同士のグループワークやディスカッションなどを通じて、理論と実践の融合を図っている。学生たちは、これらの演習科目を通じて、経営に潜んでいる諸問題を自ら発見し、その原因を突き止め、それを解決できる応用力を養っている。さらに、学内のベンチャービジネスコンテストや、「神奈川産学チャレンジプログラム」などの外部のコンペにも積極的に参加し、学生のうちに応用力を高められるように促している。

但し、今年度(2020(令和2)年度)の場合、COVID-19の影響で多くの外部コンペやインターンシップなどが開催できなくなり、学生たちが理論と実践の融合を体験できる機会にかなりの制約があったことは認めざるを得ない。

長所・特色

経営学科のテーマ科目群及びビジネスデザイン学科の履修モデルは、学生に対して4年間の学びの道筋を適切に示す一方で、在学期間中の多様な興味関心に応える自由も許容している(経営学科のテーマ制度においては科目群の組み合わせは98パターン、ビジネスデザイン学科の履修モデルは卒業要件とせずにモデルとして提供)。これらにより、能動的な学びが促進され、学内外の各種コンテストやコンペにおいても毎年度入賞者を輩出している。

問題点

オンライン環境において学生たちの主体的な参加を促す方法や学習意欲を高める方法、特にオンライン環境において小人数の授業のあり方に関する工夫が必要である。

④根拠資料

(1) シラバスの内容及び実施の適切さを担保するための措置

- ・講義要項(シラバス)の執筆要領
令和2年度 講義要項(シラバス)の原稿作成について(依頼)
令和2年度 講義要項(シラバス)執筆要領[令和元年12月10日]
- ・講義要項(シラバス)の第3者チェック
令和元年度第14回経営学部カリキュラム委員会[令和元年12月10日開催]
- 4. 講義要項(シラバス)の第3者チェックについて

(2) 学生の主体的参加を促す授業形態と、授業内容及び授業方法の適切さを担保するための措置

- ・respon(レスポソ)
- respon(レスポソ)アプリのインストールのお願い
レスポソマニュアル
専修大学ポータル/ライブラリー一覧TOP/【教務課】FD 関連情報/respon 関連資料
- ・Course Power
Course Power チュートリアル-教員編

専修大学ポータル/一覧 TOP/【情報科学センター】Course Power 利用マニュアル/
教員用/

- ・経営学部ゼミナール連合会

https://www.senshu-u.ac.jp/education/faculty/business/index_2.html

(3) 授業形態に配慮した適切な学生数を担保するための措置

- ・講義形式の履修者数の上限について

平成 18 年度第 7 回経営学部カリキュラム委員会 [平成 18 年 7 月 11 日実施]

議題 (4) その他の授業で複数展開するケースについて

- ・演習形式の履修者数の上限について

平成 19 年度第 9 回経営学部カリキュラム委員会 [平成 19 年 10 月 9 日実施]

議題 (8) ビジネス研究 A B C D と基礎演習科目の定員と選抜方法について

(4) 授業及び授業時間外に、学生の学習を活性化するための措置

- ・respon (レスポソ)

respon (レスポソ) アプリのインストールのお願い

レスポソマニュアル

専修大学ポータル/ライブラリー一覧 TOP/【教務課】FD 関連情報/respon 関連資料

- ・Course Power

Course Power チュートリアル-教員編

専修大学ポータル/一覧 TOP/【情報科学センター】Course Power 利用マニュアル/
教員用/

- ・オンライン授業受講の準備

https://www.senshu-u.ac.jp/isc/guidance_2.html

- ・Google Classroom の使い方[学生向け]

<https://sites.google.com/senshu-u.jp/gclass-students/>パソコンで受講する

- ・Google Meet (スマホ版) の使い方[学生向け]

<https://sites.google.com/senshu-u.jp/mobilemeet>

- ・経営学部ゼミナール連合会

https://www.senshu-u.ac.jp/education/faculty/business/index_2.html

(5) 適切な履修指導を行うための措置

- ・1 年次オリエンテーションガイダンス

専修大学ホームページ/【重要】新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ/1 年
次オリエンテーションガイダンスの実施について

<https://www.senshu-u.ac.jp/news/nid00011448.html>

- ・経営学部専任教員オフィスアワー一覧

専修大学ポータル/一覧 TOP/【教務課】経営学部関連資料/令和 2 年度ガイダンス資
料/00.【経営学部共通】/2020 オフィスアワー一覧.pdf

- ・成績不振者への対応について

令和 2 年度第 6 回経営学部カリキュラム委員会 [令和 2 年 7 月 14 日実施]

3.1 年次および 2 年次の成績不振者への対応について

- ・専門科目一覧

『経営学部学修ガイドブック 2020』 24、26 ページ

(6) 理論と実践の融合を図るための措置

- ・ 専門科目一覧
『経営学部学修ガイドブック 2020』 24、26 ページ
- ・ 演習科目の科目内容
『経営学部学修ガイドブック 2020』 69～76 ページ

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか> (評定: S・**A**・B・C)

①達成目標

成績評価の基準を公表することで評価における納得性を高めるとともに、公平な成績評価と単位認定を行う。

②評価の視点

- (1) 成績評価の納得性を高めることを目的とした、成績評価基準を公開するための措置
- (2) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- (3) 学位授与を適切に行うための措置

③点検・評価の状況

現状説明

(1) 成績評価の納得性を高めることを目的とした、成績評価基準を公開するための措置
シラバスに「成績評価方法・基準」欄を設け、成績評価の基準のみならず、各評価方法の反映比率も明記している。また、カリキュラム委員会が中心となり、各教員に第1回目の授業で成績評価において曖昧さがないように、配布資料などを用いて学生たちに詳しく説明するように働きかけている。さらに、成績評価が終わってからは、カリキュラム委員会が中心となり、各教員にシラバスにおいて公開した基準通りに成績評価を行ったかどうかのアンケート調査を実施している。

但し、今年度(2020(令和2)年度)はオンライン授業へと切り替えざるを得なかったことから、成績評価をオンライン環境に適応するように変えざるを得なかった。そこで後期になってからは成績評価の基準を新たに設け、シラバスに反映したりする工夫をした。幸いに、本学部の教員が主に使っている Google Classroom には、客観的に成績が評価できるような工夫がされており、しかも直ちに自分の成績を直ちにフィードバックできるようになっており、成績評価における納得性は高くなったと思われる。

(2) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価の客観性を担保するために、客観的な評価基準を適用することから、GPA 制度を導入している。また、成績評価の厳格性を担保するための措置として、各授業科目のシラバスには、到達目標、授業計画、成績評価の方法及び基準を明示し、これに基づいて厳格な成績評価を行っている。なお、カリキュラム委員会においては、各授業科目担当者に対して、シラバス通りの成績評価を行っているかについてアンケート調査も実施している。学生からの成績に関する疑義の申し立てに対し、カリキュラム委員会が中心となって対応することでも厳格性を担保している。

さらに、今年度(2020(令和2)年度)はオンライン授業へと切り替えざるを得なかったことから、本学部の教員が主に使っている Google Classroom が提供する様々な評価ツールを利用し、より客観的で厳格な成績評価ができるように努力した。

(3) 学位授与を適切に行うための措置

学位授与は、専修大学学則第 18 条に基づいて、経営学部教授会規程第 4 条第 1 項第 5 号の規定に従って、教授会において審議し、適切に行っている。具体的には、①学部が定めた卒業必要条件を満たしている学生、②転換・導入科目と教養・語学・体育などの科目を履修し、幅広い教養とコミュニケーション能力・態度を身につけているとみなされる学生、③必修科目を全て履修し、経営学全般に対する基礎的な知識・スキル・能力を身につけているとみなされる学生、④幅広い経営学の中で個々人の専門性を高めるために導入したテーマ科目を履修し、幅広さと専門性の両方を身につけているとみなされる学生、⑤理論と実践の融合を図るために導入している演習科目を履修し、理論を実際の経営現場で応用できる力を身につけているとみなされる学生に学位を授与している。

長所・特色

該当なし

問題点

オンライン環境において成績評価の納得性を高めるための方法の工夫、及び成績評価の客観性と厳格性を担保するための工夫が必要である。

④根拠資料

(1) 成績評価の納得性を高めることを目的とした、成績評価基準を公開するための措置

- ・ 講義要項（シラバス）の執筆要領
令和 2 年度 講義要項（シラバス）の原稿作成について（依頼）
令和 2 年度 講義要項（シラバス）執筆要領 [令和元年 12 月 10 日]
- ・ 成績評価と周知の方法について
令和元年度第 8 回経営学部カリキュラム委員会 [令和元年 7 月 9 日開催]
2. 成績評価と周知の方法について
令和元年度第 14 回経営学部カリキュラム委員会 [令和元年 12 月 10 日]
2. 成績評価と周知の方法について
- ・ オンライン授業受講の準備
https://www.senshu-u.ac.jp/isc/guidance_2.html
- ・ Google Classroom の使い方[学生向け]
<https://sites.google.com/senshu-u.jp/gclass-students/>パソコンで受講する

(2) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

- ・ CAP 制
『経営学部学修ガイドブック 2020』 21 ページ
3) 各年次における履修上限単位数
- ・ 講義要項（シラバス）の執筆要領
令和 2 年度 講義要項（シラバス）の原稿作成について（依頼）
令和 2 年度 講義要項（シラバス）執筆要領 [令和元年 12 月 10 日]
- ・ 成績評価と周知の方法について
令和元年度第 8 回経営学部カリキュラム委員会 [令和元年 7 月 9 日開催]
2. 成績評価と周知の方法について
令和元年度第 14 回経営学部カリキュラム委員会 [令和元年 12 月 10 日]
2. 成績評価と周知の方法について

- ・オンライン授業受講の準備
https://www.senshu-u.ac.jp/isc/guidance_2.html
- ・Google Classroom の使い方[学生向け]
<https://sites.google.com/senshu-u.jp/gclass-students/>パソコンで受講する

(3) 学位授与を適切に行うための措置

- ・学位の授与
 専修大学学則第 18 条
 専修大学ホームページ/学生生活/諸規程/学則
<https://www.senshu-u.ac.jp/campuslife/regulations/>
- ・学士の学位
 専修大学学位規程第 3 条、別表第 1
- ・教授会における学生の卒業に関する審議規定
 専修大学経営学部教授会規程第 4 条第 1 項第 2 号

<学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握および評価しているか> (評
 定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学位授与方針を基に、学生の学習効果を多様な方法で評価・把握し、学習効果の向上を図る。

②評価の視点

- (1) 学士課程における経営学分野の特性に応じた学習効果を測定するための指標の適切な設定
- (2) 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 学士課程における経営学分野の特性に応じた学習効果を測定するための指標の適切な設定

全学的な取り組みとしては、アセスメントテスト「GPS-Academic」を全ての学部学生対象に実施し、教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当が協働で分析を行い、その分析結果は、内部質保証推進委員会学部部会において報告されている。分析の内容には、アセスメントテストのスコアと GPA との相関の検証や、学位授与方針の検証などが含まれている。これに加え経営学部においては、学科ごとに、転換・導入科目、教養科目、外国語科目、専門導入科目、演習科目、基幹科目などの分野毎に、修得すべき単位数を学生の学習成果を表す指標として定めている。

- (2) 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

学習成果を把握及び評価するための方法として、大学で開発したものではないが、上記のアセスメントテスト「GPS-Academic」を実施している。「GPS-Academic」では、学生の「思考力」「姿勢・態度」「経験」の測定に加え、アンケートして「力を入れたいこと」「学修状況・授業満足度」「進路意識」についても確認しており、教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当が学習成果について分析を行い、分析結果は、内部質保証推進委員会学部部会におい

て報告されている。分析の内容には、アセスメントテストのスコアと GPA との相関の検証や、学位授与方針の検証などが含まれている。ただし、経営学部として組織的に専門分野の性質等に応じた指標の設定は行っていない。経営学部独自の取り組みとしては、年度末に卒業決定者に対するアンケート調査を実施し、その結果を分析、共有することで、教育の充実を図っている。

長所・特色

該当なし

問題点

アセスメントテストに基づく指標の改善のためには、更なる IR の情報も必要になるため、全学の内部質保証推進委員会による支援が必要であると考えられる。経営学部で定めた指標については、学位授与方針との関係が必ずしも明確ではないため、より密接な関係がある新たな指標の開発が必要とされている。

④根拠資料

- (1) 学士課程における経営学分野の特性に応じた学習効果を測定するための指標の適切な設定
 - ・ 学士の学位
専修大学学位規程第 3 条、別表第 1
 - ・ 成績評価と周知の方法について
令和 2 年度第 3 回内部質保証推進委員会 学部部会 [令和 2 年 10 月 8 日開催]
テーマ①学生の学修時間および学修行動について
- (2) 学習成果を把握及び評価するための方法の開発
 - ・ 成績評価と周知の方法について
令和 2 年度第 3 回内部質保証推進委員会 学部部会 [令和 2 年 10 月 8 日開催]
テーマ①学生の学修時間および学修行動について
 - ・ 経営学部卒業生アンケート
令和 2 年度第 12 回経営学部カリキュラム委員会 [令和 2 年 12 月 8 日開催]
6. 卒業生アンケートについて

[4] 商 学 部

〔4〕商学部 点検・評価

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞（評
定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生の学習を活性化するために適切なシラバスを作成し、履修指導及び単位の実質化を図るために効果的に活用する。

②評価の視点

- (1) シラバスの内容及び実施を適切に行っているか。
- (2) 適切な履修指導を行っているか。
- (3) 各学科・コースの特性に応じた単位の実質化を図るための措置は適切であるか。

③点検・評価の状況

現状説明

シラバスには講義内容の項目として、科目名・テーマ・到達目標・講義概要・講義計画・事前の準備・事後の復習を設定し、教科書・参考書及び成績評価の方法・基準が明記されている。講義計画（15回もしくは30回）の項目は、毎回の講義の進行と異なることのないようシラバス作成時に教員に注意がなされている。

転換・導入科目と教養科目及び専門教育課程の一部の科目については、履修年次指定制をとっている。1年間に履修できる上限単位数は、1年次44単位、2年次以降48単位に設定されている。単位は、15週分の授業の受講時間に事前の準備（予習等）や事後の展開（復習等）に要する時間を加味して適切に設定されている。事前の準備（予習等）や事後の展開（復習等）の内容は、各授業科目のシラバスに適切に記されている。

転換・導入科目、教養科目、外国語科目などについては、履修に関するガイダンスで指導し、クラス担任が相談に応じている。専門科目については、各学科及びコースごとに、『商学部学修ガイドブック』に履修モデルを複数提示し、それに基づいて計画的に履修するよう学生を指導している。また、ゼミナールの担当教員が適宜適切に相談に応じる態勢になっている。

講義科目の一部、アクティブラーニング科目では、学生の発表や討論による学修の活性化が図られている。また、諸事情により現状は制約されているものの、ゼミナールでは、企業あるいは公的機関が募集する様々なビジネス企画などへの応募を支援しているほか、合宿などでのディスカッション、企業訪問や工場見学などを行い、教育効果を高める工夫がなされている。

専門ゼミナールを2年次後期より開講し、比較的早い時期から自らの問題意識に基づき主体的に学修するように指導している。知識や技能を実践に応用する能力の修得を目的とする教育内容は、2・3・4年次に配当されるアクティブラーニング形式による科目により主体的な学修への参加が図られている。

年次ごとに配当されている必修科目などの一部については、学籍番号（クラス）区分による履修制を実施している。履修希望者の多い専門科目の一部については、初回授業時に履修登録手続きを行う、あるいはWeb履修システムで抽選を行うことにより履修制限をして履修学生数の適切さを確保している。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・2020 商学部学修ガイドブック
- ・2020 商学部時間割
- ・専修大学 Web 講義要項（シラバス）[学部用]（大学ホームページ）
- ・2020 ゼミナール募集ガイド（商学部）
- ・専修大学ホームページ（商学部）

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

単位制度の趣旨に基づく厳正かつ適正な成績評価及び単位認定を実施し、適切な学位授与を行うための手続・体制を明確にする。

②評価の視点

- (1) 単位制度の趣旨に基づく単位認定を行っているか。
- (2) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置を講じているか。
- (3) 適切な学位授与を行っているか。

③点検・評価の状況

現状説明

単位制度については、『商学部学修ガイドブック』において、その趣旨を明示している。また、教授会を通して単位認定にあたり単位制度の趣旨に従った単位認定を行うように教員に周知している。単位は、15 週分の授業の受講時間に事前の準備（予習等）や事後の展開（復習等）に要する時間を加味して適切に設定されており、シラバスに明示されている成績評価の方法・基準に従って評価・認定されている。2020（令和 2）年度の前期授業がオンライン講義に変更されたことを受け、全授業においてシラバス（成績評価方法・基準）の変更を行うとともに、その内容を学生に周知徹底している。

成績評価については、全ての科目において、シラバスで成績評価の方法・基準を明記し、客観性・厳格性を担保するよう努めている。成績は、100 点満点による素点で評価した上で、60 点以上の履修者に対して S 評価から C 評価までの 7 段階に分けた厳格な評価を行っている。複数教員が同一科目を担当する科目においては、評価基準が担当者間で揃うように協議を行い、成績評価にあたり公平性が確保されるよう努めている。また、この評価に加え、科目ごとの成績に対してグレードポイントを付与し、その単位あたりの平均からグレードポイントアベレージ（GPA）を算出して成績通知書に明示している。これにより、学生に対して学修成果の全体的傾向を確認するように指導している。

学位授与については、専修大学学則及び商学部ディプロマポリシーを満たし、マーケティング学科及び会計学科ごとの要件を満たしたものに学位を授与することを『商学部学修ガイドブック』に記し、卒業の要件を明確にしている。学位授与にあたっては、商学部教務委員会と教務課が単位数を確認し、かつ、商学部教授会が責任を持つ体制となっている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・ 2020 商学部学修ガイドブック
- ・ 2020 商学部時間割
- ・ 専修大学 Web 講義要項（シラバス）[学部用]（大学ホームページ）
- ・ 専修大学ホームページ（商学部）

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学習成果測定の指標を適切に設定し、学習成果の把握及び評価を質的に向上させる。

②評価の視点

- (1) 各学科、コースの特性に応じた学習成果を測定するための指標は適切に設定されているか。
- (2) 学習成果を把握及び評価するための方法の開発を行っているか。

③点検・評価の状況

現状説明

マーケティング学科の4コースと会計学科の教育課程における学修成果の測定は単位制度と適切にリンク付けられている（以下カッコ内は会計学科）。転換・導入、教養、外国語の各教育課程の科目から22単位を修得したことをもって、現代のビジネス社会で必要とされる知識と教養を身につけ、自ら学ぶ必要性を認識することができるものと評価する。また専門教育課程の基礎科目から34（44）単位を修得したことをもって、商学に関する広範な知識などを身につけているものと評価する。さらに専門教育課程のコース科目（展開科目）から34（28）単位を修得したことをもって、多様な制度、慣習、文化の中で展開される現代のビジネス社会で必要とされる知識と教養を身につけているものと評価する。

また、学習成果の把握及び評価の方法としてすでにGPAを導入し、この基準に基づいた測定を行っている。しかしながら評価指標の設定に関しては、絶対評価か相対評価かは、科目によりばらつきが存在する。分布に基づく評価が望まれるとされているが、絶対的レベルの客観的評価も必要であることは言うまでもない。そして、学習成果を把握・評価するとともに学生に適切な誘因を示し実績を評価する方法を開発する努力が必要である。商学部ではGPA評価に基づき、優れた成果をあげた学生を学期ごとに「ディーンズ・リスト」の形で表彰し、学術奨学生を選定にもこれを活用している。2020（令和2）年前期の「ディーンズ・リスト」の表彰については、2・3年次は例年に比べ表彰対象者数がかなり多くなっている。このことから実際にオンライン授業により学習効果が有意に上がったと結論付けるのは早計であろうし、学習成果の把握と評価の観点から「改善」の原因を精査する必要がある。そしてより公平・公正・客観性を担保するものとして、標準化されたテストによる効果の測定や各科目の特性に見合った評価基準を開発することが望まれる。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・2020 商学部学修ガイドブック
- ・2020（令和2）年度第11回商学部教授会資料

<教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

各学科、コースの学問体系を考慮したカリキュラムを編成し、授業科目の関係性を明確にする。

②評価の視点

- (1) 教育課程の編成にあたって、順次性及び体系性に配慮しているか。
- (2) 授業科目の位置づけ（必修、選択等）は適切であるか。
- (3) 教養科目と専門科目の適切な配置を行っているか。

③点検・評価の状況

現状説明

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）は、ビジネスインテリジェンスを身につけるための体系的な教育課程編成を謳っており、実際の教育課程においても、転換・導入科目、教養科目、外国語科目、専門科目の4つの科目群に分けた上で、学士（商学）の取得にふさわしい教育内容を、順次性に適切に配慮して配置している。

専門科目については、マーケティング学科の4コースおよび会計学科のそれぞれの専門性に合わせて、学部・学科基礎科目、コース科目（会計学科は展開科目）、選択科目に指定することにより、専門分野の体系性に適切に配慮している。また、学生が将来自分の就きたい職業をイメージしながら学修計画を立てられるよう、各学科、コースごとに目指す職業と履修科目をリンクさせた複数の履修モデルを『商学部学修ガイドブック』の中で提示することにより、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に行っている。

転換・導入科目を必修、教養及び外国語科目の一部を必修として1年次から配当し、専門科目については、学部もしくは学科に共通する基礎科目を1年次から配当し、専門分野の土台となる科目（マーケティング学科はコース科目Ⅰ、会計学科は展開科目のおよそ半数）を2年次から配当し、より専門的な内容の科目（マーケティング学科はコース科目Ⅱ、会計学科は展開科目のおよそ半数）を3年次から配当することにより、適切に順次性が図られている。また、マーケティング学科は、コース科目Ⅰ及びⅡが商学の広い範囲に及ぶことから、各コースにとって重要度の高い科目を選択必修に指定している。

個々の授業科目は、それぞれビジネスインテリジェンスの育成に必要な学修内容を構成しており、それぞれの特性に応じて、講義科目、演習科目、アクティブラーニング科

目として適切な方法で開講している。

文化・歴史・社会、自然などの幅広い教養を身に付け、学部・学科の専門教育を相対化する目的をもつ教養科目と、専門的な知識・技能を身に付けることを目的とする専門科目をバランスよく適切に配置している。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・ 2020 商学部学修ガイドブック
- ・ 商学部カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）（大学ホームページ）
- ・ 専修大学 Web 講義要項（シラバス）[学部用]（大学ホームページ）

[5] 文 学 部

〔5〕文学部 点検・評価

《日本語学科》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞（評定：S・A・B・C）

①達成目標

ゼミナールでの学習活動の発信をより活発化させるとともに、キャリアデザインに生かすように支援する。

②評価の視点

- (1) ゼミナールの学習活動に基づく成果の発信状況
- (2) 学科ホームページでの情報の発信状況
- (3) 専門知識を生かせるキャリアデザインに関する支援（正課外教育）の実施状況
- (4) 学科会議における問題事例の情報共有の状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) ゼミナールの学習活動に基づく成果の発信について

ゼミナールの学習活動に基づく成果の発信については、①ゼミナールでの研究の集大成である卒業論文を中心とした論集の発行、②卒業論文発表会、③外部の識者を招いた上でのゼミ成果発表会など、それぞれのゼミで取り扱う分野の特性に応じた発信方法を行ってきた。

2020（令和2）年度は、コロナ禍であっても、卒業論文は当初の予定通り提出される見込みであるので、①については実施が可能である。また、②についてもオンラインでの開催によって実施が可能である。

③については、フィールドワークや社会人と接するタイプの調査活動であった。前期が全面的にオンラインでのゼミとなり、後期も学会での十分な調査活動が行えない中で、活動方法の見直しを図らなければならず、発表会の開催も実現が難しくなっている。しかしながら、代替措置として、公共図書館の協力によって、図書館のエントランスや道路に面したウインドウを利用したポスター発表によって、成果を広く公表する方法を準備している。

- (2) 学科ホームページでの情報の発信

学科ホームページでの情報の発信については、学科教員によって、「専修大学 文学部日本語学科オフィシャルページ」（通称：専大日語HP）を運営し、①カリキュラムの特色、②ゼミの選択に関わる情報、③履修モデルに関わる情報、④取得可能な資格についての情報、⑤卒業後の進路（就職・進学）に関わる情報、⑥学問的視点を涵養するためのコンテンツ（日本語学に関連するコラム）、⑦随時必要な情報（在学生のみなさんへの「お知らせ」等）を掲載している。また、速報性

が求められる情報については、「日本語学科のオフィシャル Twitter アカウント」を設けて、情報発信している。

(3) 専門知識を生かせるキャリアデザインに関する支援（正課外教育）の実施

専門知識を生かせるキャリアデザインに関する支援（正課外教育）の実施については、2020（令和2）年11月18日から12月23日までの6回にわたって、オンラインで「キャリアガイダンス2020 来るべき「公認日本語教師」時代に備えて一どの学部にも開かれている日本語教師への道一」をオンライン講演会形式で開催することとなった。

講師は、本学科の専任教員、兼任教員だけでなく、外部からも実務家講師を招いた。

なお、本学では、日本語教師への道は、教養ゼミナールを入り口として他学部他学科へも開かれているため、2020（令和2）年度は全学に向けての情報発信とした。このことは、日本語教育を中心テーマとする日本語学科のゼミ生達にとって、他学科から日本語教師を目指す人達とは異なる「言語学の専門性」を高めることの必要性に気付かせる契機でもある。

(4) 学科会議における問題事例の情報共有

学科会議における問題事例の情報共有については、定期的な学科会議を開催する中で、欠席の多い学生や学修意欲の低下した学生についての情報の共有してきている。これにより、ゼミナール担当教員以外も、問題を抱えそうな学生に目配りが可能な教育体制を保ってきている。

現段階において、特記すべき大きな問題事例は発生していないが、今後に備えた検討として、「学生の学修意欲をより向上させるゼミナールへの振り分け」について意見・アイディアの交換を行っている。

長所・特色

日本語学科におけるゼミナールの学習活動の長所・特徴は、「人文学である言語研究の基礎を学ぶだけでなく、社会生活とことば関係や、ことばに関わる職業にも目を向けさせながら、学生のキャリアデザインに結びつけていくことである。具体的には、次の取り組みを行っている。

- ・それぞれのゼミで、取り扱う分野の特性に応じた研究成果の発信方法を工夫していること
- ・情報の性質（固定的か即時性か）に応じて、ホームページと Twitter を使い分けながら情報発信を行っていること
- ・日本語教師養成に関するキャリア指導について一定のノウハウを確立、学生が父母とともに参加できるガイダンスを実施していること
- ・問題を抱えそうな学生に対して、ゼミナール担当教員だけでなく、学科教員全員で目配りが可能な教育体制を整えていること

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・「専修大学 文学部日本語学科オフィシャルページ」
<https://www.senshu-u.ac.jp/School/nichigo/>
- ・「日本語学科のオフィシャル Twitter アカウント」
<https://twitter.com/NichigoSendai>
- ・日本語学科会議録

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

教員組織において、ゼミナール及び卒業論文の評価基準を明確化するとともに、共通理解を形成する。

②評価の視点

- (1) ゼミナールの成績評価方法及び単位認定基準の明確化の状況
- (2) 卒業論文の成績評価方法及び単位認定基準の明確化の状況
- (3) 学科会議における情報共有の状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) ゼミナールの成績評価方法及び単位認定基準の明確化

ゼミナールの成績評価方法及び単位認定基準の明確化とは、日本語学の中での分野の違いや教員の個性の違いによって、学生の成績評価や単位認定に大きな差が生じることを未然に防ぐことを目的とした検討課題である。

同じ日本語学といえども、分野が異なると、研究方法、成果の内容、成果の発表方法に大きな違いが生じる。したがって、全てのゼミナールに共通の成績評価方法及び単位認定基準を客観的かつ明確に示すことは不可能であるという検討結果となった。

しかし、その一方で、教員間において、ゼミでの学習活動の状況について情報交換したり、臨時的に複数のゼミが合同で学習活動を展開することによって、他のゼミと自分が指導するゼミと相対化することが均質的な指導のために効果的であることに気付くに至った。他のゼミと自分が指導するゼミと相対化することで、学生に過剰な課題を課したり、学生とのコミュニケーション不足に陥ったりすることが防止できる。また、判断に迷う事例であっても、学科の全教員で意見交換することによって、客観性の高い判断をすることができる。

- (2) 卒業論文の成績評価方法及び単位認定基準の明確化

卒業論文の成績評価方法及び単位認定基準の明確化も、日本語学の中での分野の違いや教員の個性の違いによって、学生の成績評価や単位認定に大きな差が生じることを未然に防ぐことを目

的とした検討課題である。

論文の形式・体裁面を除いては、上記(1)のゼミナールと同様で、共通の成績評価方法及び単位認定基準を客観的かつ明確に示すことは不可能であるという検討結果となった。

そして、卒業論文指導で教員が直面した課題について情報交換することによって、他の教員の指導方法と自分の指導方法とを相対化することが均質的な指導のために効果的であることに気付くに至った。他の教員の取り組みと自分の取り組みを相対化することで、学生に過剰な課題を課したり、学生とのコミュニケーション不足に陥ったりすることが防止できる。また、判断に迷う事例であっても、学科の全教員で意見交換することによって、客観性の高い判断をすることができる。

(3) 学科会議における情報共有

学科会議における情報共有については、コロナ禍の中であっても、オンライン会議システムを活用した定期的な学科会議を開催したため、十分に実施できていると考えられる。

以上の(1)、(2)においては、評価基準を明確化することが極めて難しいことが分かった。目標を達成できていないかに見えるが、共通理解を形成するに至ったため、「日本語学の中での分野の違いや教員の個性の違いによって、学生の成績評価や単位認定に大きな差が生じることを未然に防ぐ」という目的は適切に達成できていると評価した。

長所・特色

本学科の長所・特色は、学科会議における情報共有によって、ゼミナール、卒業論文の成績評価及び単位認定において、大きな差が生じることを未然に防ぐ体制を築けていることである。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・日本語学科会議録

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

ゼミナールでの学習内容を中心に、学生の学習成果を適切に把握・評価する取り組みを行う。

②評価の視点

- (1) 普段とは異なる観点から学生の学習の到達状況を把握するための取り組み（ゼミ合宿等）の

実施状況

- (2) 学生個人の学習に関する個別相談（卒論指導を除く）及び総合的な学習状況の把握への対応状況
- (3) 学科会議における情報共有の状況。

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 普段とは異なる観点から学生の学習の到達状況を把握するための取り組み（ゼミ合宿等）

日本語学科の多くのゼミが、夏休み又は春休みを活用して、キャンパス外での合宿を実施してきている。合宿の中では、①個人またはグループで行ってきた研究活動の成果を発表したり討議したりすることで発表能力を磨くこと、②授業期間内では実施が困難であるフィールドワークに取り組み調査分析技術を磨くこと、などの行う取り組みが行われている。

2020（令和2）年度は、コロナ禍のために、学外へ出かけての取り組みができなくなってしまった。

その中であって、①については、オンライン会議システム（Zoom や Google Meet）を活用した、オンライン合宿、オンライン発表会などを実施したゼミもあり、結果として情報機器を活用した発表能力の獲得に結び付いた。②については、学外の社会人と対面のコミュニケーションをとる経験を積むことが減ってしまうことを避けるため、学内の SDG s チャレンジプログラムに応募する取り組みも行った（審査が進む中で、学外者も含む審査員からのコメントを得ながらコンペを進んでいくというコミュニケーション形態が期待できたため）。

- (2) 学生個人の学習に関する個別相談（卒論指導を除く）及び総合的な学習状況の把握

対面を避けた形での個別相談は、コロナ禍の中にあっても、オンライン会議システム（Zoom や Google Meet）を活用し、対応できるようにしている。

ただし、2020（令和2）年度は、学生のキャンパスへの入構機会が減ったため、個別相談の件数は減少した。

- (3) 学科会議における情報共有

学科会議における情報共有については、コロナ禍の中であっても、オンライン会議システムを活用した定期的な学科会議を開催したため、十分に実施できていると考えられる。

長所・特色

ゼミごとに、特性に応じてオンラインを活用した活動（オンラインゼミ合宿・発表会の実施）や、学外の社会人との接点（SDG s チャレンジプログラムへの応募）を持つことなどに取り組んでいる点。

問題点

該当なし

④根拠資料

・日本語学科会議録

《日本文学文化学科》

＜学生の学習を活性化し、効率的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞（評定：S・

A・B・C)

①達成目標

大学での学びについて指導する初年次教育を充実させるとともに、学生が興味・関心に沿った科目履修を行えるよう措置を講ずる。

②評価の視点

- (1) 大学での学習に向けた転換・導入科目の充実
- (2) 学生の関心分野を最大限考慮したゼミナール選択
- (3) 学生の興味・関心を考慮した科目設定と、科目内容の明示

③点検・評価の状況

現状説明

1年次に転換・導入科目として「専修大学入門ゼミナール」を設置し、大学での学修について、理念とともに実践的な方法を身につける授業を展開している。また専修大学入門ゼミナール内で専修大学の歴史を描いたビデオを視聴する機会を設け、本学で学ぶことの意義を新入生が理解できるように努めている。さらに、専修大学入門ゼミナールと連動させて、全専任教員参加の「ゼミナール説明会」を開催し、各ゼミナールでの学修内容・形式等を詳細に記したゼミナール説明会資料を配付して、学生が興味・関心に合致したゼミナールを選択できる環境を作っている。ゼミナール選択においては、学生の興味・関心を尊重しつつ少人数による指導が可能なゼミナール定員を、入学人数に応じて毎年設定し、学生の希望に基づいた二段階選抜を行っている。科目設定については、本学科の専門科目はゼミナール・卒業論文の他は全て選択科目となっており、学生が自らの興味・関心に沿った履修を行える科目設定となっている。各科目の授業内容については、シラバスにおいて学生に対して開示しており、ウェブサイトでも社会に対して公開している。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・学修ガイドブック
- ・シラバス
- ・ゼミナール説明会資料
- ・学科会議議事録
- ・専修大学ウェブサイト

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

成績評価、単位認定及び学位授与を適切・正当に行う。

②評価の視点

- (1) 各科目における成績評価方法等の明確化
- (2) 学位授与方針の明確化とその開示
- (3) 適切・正当な成績評価に対する各教員の意識の向上

③点検・評価の状況

現状説明

各科目のシラバスには、到達目標と成績評価の方法を明記しており、成績評価の時期が近づいた折には、各教員の適切・正当な成績評価に対する意識向上のために、学科会議等において適切・正当な成績評価を行うよう、意識喚起を行っている。さらに、成績評価に対して学生が疑問を抱いた場合に教員に対して質問を行える制度が公式に設けられており、成績評価を学生の目でも検証できる形となっている。学位授与に関しては、学部・学科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を作成し、学修ガイドブック、ウェブページ等で学生及び社会に公開している。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・シラバス
- ・学修ガイドブック
- ・学科会議議事録

- ・専修大学ウェブサイト

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> (評定：S・

A・B・C)

①達成目標

学位授与方針を明確化し、それに沿った科目設定を行うとともに、学生の学習成果の把握と指導を行う。

②評価の視点

- (1) 学位授与方針の明確化とその開示
- (2) 学位授与方針に則った科目及び授業内容の設定
- (3) 学生の学習成果の把握及び指導

③点検・評価の状況

現状説明

学部・学科において学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を作成し、学修ガイドブック、ウェブページ等で公開している。各科目は、学位授与方針と、それに基づいて作成されたカリキュラム・ポリシーに則って設定されており、授業内容についても、それらの方針に沿って各教員が定め、その内容はシラバスの形で開示されている。各科目における学生の学習成果は、授業を担当する教員が把握しているが、学生の総合的学習成果を把握する制度として、卒業時に卒業論文の作成を課している。学生ごとの学修状況については、学期終了ごとに、学生または保護者に通知され、次学期開始時のカリキュラム委員による履修相談の機会、また育友会支部懇談会を利用した保護者への説明の機会を設けている。また、学修状況や成績が芳しくない学生については、教務課からの報告に基づき、指導教員が履修指導を行える体制を整えている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・学修ガイドブック
- ・専修大学ウェブサイト
- ・シラバス
- ・学科会議議事録

- ・学修状況の通知資料
- ・カリキュラム委員会関係資料
- ・校友会支部懇談会関係資料

《英語英米文学科》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞（評定：S・A・B・C）

①達成目標

授業及び授業時間外に、必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫を行うと共に、シラバスの作成及び実施を適切に行う。

②評価の視点

- (1) 本学科の教育研究上の目的に応じた授業形態、授業方法が採用され、実施されているか
- (2) 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、シラバスの適切な作成・活用がなされているか

③点検・評価の状況

現状説明

本学科の教育研究上の目的に応じ、講義科目、少人数での語学科目、及び学生主体のゼミナール等の多彩な授業形態及び授業方法が採用され、実施されている。シラバスには成績評価方法・基準が明記されており、適切に作成・活用されている。学科会議において、カリキュラム委員が学科教員に対し注意喚起を行い、授業内容とシラバスとの整合性の確保に努めている。

長所・特色

2020（令和2）年度には、授業開始に先立ち、4月に「オンライン授業の勉強会」を専任・兼任教員それぞれに開催し、Google Classroom等のツールを活用し、学生の授業への主体的参加を促す方法について解説及び実習を行い、オンライン授業における学生の学習の活性化及び効果的な教育に大いに寄与した。更に、授業形態・授業方法の改善を目的として、学科の全学生を対象としたオンライン授業に関するアンケート調査を12月に実施した。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・専修大学 Web 講義要項（シラバス）〔学部用〕
(<https://syllabus.acc.senshu-u.ac.jp/syllsenshu/top.do>)

- ・英語英米文学科学科会議資料
- ・令和2年度専修大学文学部英語英米文学科FD活動の報告書（令和2年5月7日作成）

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

成績評価を適切に行う。

②評価の視点

客観的な成績評価の実施を行う為の措置の方法が導入され、運用がなされているか。

③点検・評価の状況

現状説明

GPA制度を採用すると共に、各科目のシラバスに「成績評価の方法及び基準」等を明記し、履修ガイダンス及び学修ガイドブックを通して、口頭及び資料・冊子の両方により学生に提示している。学生から成績評価に関する照会がなされた場合、カリキュラム委員が学生と科目担当教員の間に立って対応している。以上の通り、客観的な成績評価の実施を行う為の措置の方法が導入され、適切に運用がなされている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・専修大学学則第17条第2項
- ・『文学部学修ガイドブック 2020年度版』
- ・専修大学Web講義要項（シラバス）〔学部用〕
(<https://syllabus.acc.senshu-u.ac.jp/syllsenshu/top.do>)

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

本学科の専門分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定し、学習成果を測定する。

②評価の視点

本学科の専門分野の性質に応じた把握・評価の方法や指標が導入され、運用がなされているか

③点検・評価の状況

現状説明

本学の全学部学生対象に実施されるアセスメント・テストである GPS-Academic に加え、本学科においては 1～3 年次に TOEIC®を課し、英語運用能力の学習成果を測定することにより、学習成果の把握・評価の方法や指標の導入・運用が適切になされている。本学科における各専門分野の知識の修得の把握に関しては、シラバスに成績評価方法・基準が明記されており、適切に行われている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・『文学部学修ガイドブック 2020 年度版』
- ・専修大学 Web 講義要項（シラバス）〔学部用〕
(<https://syllabus.acc.senshu-u.ac.jp/syllsenshu/top.do>)
- ・英語英米文学科学科会議資料

《哲学科》

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか> （評定：S・
A・B・C）

①達成目標

学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための措置を講じている。

②評価の視点

- (1) シラバスの作成と活用
- (2) 教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施
- (3) 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保）を図る措置
- (4) 履修指導

③点検・評価の状況

現状説明

(1) 文学部カリキュラム委員会作成のガイドラインに基づいて、的確なシラバスを作成し、学生に周知することによって、履修計画を作成する際に活用させている。

(2) 「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)に基づいた授業形態、授業方法を採用して実施している。特に、専門科目「ゼミナール1～3」において、ものごとを分析的に捉え、筋道立てて思考するための実践的訓練を行い、また、卒業論文指導において、文献の正確な読解と自らの見解を的確に表現する方法を身に付けさせている。

(3) 授業中に参考文献等を紹介・指示することによって、また、専門科目「ゼミナール1～3」のための予習や発表準備を行わせることによって、学習時間、学習内容の確保を図っている。

(4) 年度当初のガイダンスに加えて、1年次においては、「専修大学入門ゼミナール」及び「専門入門ゼミナール」において、2年次以降は専門科目「ゼミナール1～3」において個別的な履修指導を行っている。また、学科会議等において、履修指導の内容と方法について、教員間で相互的な検討を行っている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・「文学部時間割」
- ・「文学部学修ガイドブック」
- ・「オンライン シラバス」

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

成績評価や単位認定を適切に行い、それに基づき学位を授与している。

②評価の視点

- (1) 厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施
- (2) 学位授与における実施手続及び体制の明確性

③点検・評価の状況

現状説明

(1) 文学部履修規定に基づき、各シラバスの記載内容に則して、厳正かつ適正な成績評価と単位認定を実施し、それに基づき学位を授与している。

(2) 卒業論文の審査にあたっては、主査・副査によって厳正に実施し単位を認定している。なお、学科会議において、卒業論文の指導方法や成績評価の基準について全体的な確認と検討を行っている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・「文学部時間割」
- ・「文学部学修ガイドブック」
- ・「オンライン シラバス」

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生の学習成果を適切に把握し、評価している。

②評価の視点

専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用

③点検・評価の状況

現状説明

「専門入門ゼミナール」は複数の教員が担当しており、また「哲学のてほどき」は哲学科の全員の教員が担当しており、いずれの場合も、学科会議等における相互的な検討によって学習成果の把握を行い、評価の方法と指標について統一化を図っている。各専門科目においても、学科会議等において学習成果の把握・評価の方法について検討を行っている。卒業論文については、主査と副査による合議によって客観的な評価を行うとともに、学科会議において各教員が講評することによって、学生の学習成果の内容を把握・評価し、また『生田哲学』に掲載する優秀論文を選考している。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

・『生田哲学』

〈歴史学科〉

〈学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか〉（評定：S・

A・B・C)

①達成目標

各年次に応じた適切な履修指導を行う。

②評価の視点

- (1) 新入生の入学時に行う歴史学科全体の履修指導の実施状況
- (2) ゼミナール選択のために行う履修指導の実施状況
- (3) 卒業論文執筆のために行う履修指導の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

例年、各学年次に則した適切な履修指導を行っているが、本年度（2020（令和2）年度）はコロナ問題が発生したため実施方法を工夫して履修指導を行った。

新入生に対する歴史学科全体の履修指導については、実施時期を後期にずらし、密を避けるために一度に実施する学生数を制限して、分散した形で対面形式の履修指導を行った。またゼミナール選択のために行う履修指導及び卒業論文執筆のために行う履修指導については、オンライン形式による履修指導を実施した。オンライン形式による履修指導に関しては、Google Classroomのチャット機能やGoogle Meetを使用して学生の質問に教員が適宜答えるなど、双方向の対応に留意している。

長所・特色

新入生の入学時に行う歴史学科全体の履修指導、ゼミナール選択のために行う履修指導、卒業論文執筆のために行う履修指導を各年次に応じて適切に行っている。

問題点

該当なし

④根拠資料

・歴史学科会議資料

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学位論文審査の客観性及び厳格性を確保するための措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 複数の教員による卒業論文の審査の実施状況
- (2) 複数の教員による客観的な卒業論文の成績判定の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

学科会議において、学位論文審査の客観性及び厳格性を担保するための措置を検討し、次のように実施している。

- ①卒業論文の審査においては、成績評価の客観性、厳格性を担保するため、複数の教員による卒業論文の審査・成績評価を行う。
- ②卒業論文の規格・様式等を定め、ゼミナールにおける指導と卒業論文執筆のために行う履修指導において、卒業論文の規格・様式及び審査の手続きを学生に明示する。
- ③『文学部時間割』の「卒業論文の手引き」に、卒業論文の規格・様式を明示する。
- ④卒業論文の審査においては、ゼミナールの指導教員が主査となり、学生の提出した卒業論文の内容に応じて副査の教員を決定する。主査と副査は事前に卒業論文を読み、適切に研究課題が設定されているか、設定された研究課題を解明するための史資料が適切に選択されているか、史資料の分析が適切に行われて妥当な結論に達しているか、論文が適切に叙述されているかについて点検し、各卒業論文の成果と問題点を確認する。その上で、主査と副査が共同で各学生について口述試験を実施し、成績評価を行っている。

長所・特色

学科会議において、学位論文審査の客観性及び厳格性を担保するための措置を検討し、適切に実施している。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・ 文学部学修ガイドブック
- ・ 『文学部時間割』の「卒業論文の手引き」
- ・ 歴史学科会議資料

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> (評定：S・A・B・C)

①達成目標

学生の学習成果を適切に把握し、評価している。

②評価の視点

歴史学科の学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用

③点検・評価の状況

現状説明

教育課程編成・実施の方針の、(5)学修成果の評価方法の項目において、専門科目においては次の3点の評価の指標を提示している。

- ①専門科目で選択必修とされている12単位及び選択科目42単位を修得したことをもって、歴史上の諸事象を理解し、その課題を解決しうる分析手法を身に付けたと評価する。
- ②専門科目におけるゼミナール(演習科目)の単位を修得したことをもって、歴史上の様々な事象のうち、特定の分野について、自ら問題を設定し、研究を深めた上で、その成果を説得力をもって表現できると評価する。
- ③卒業論文8単位の修得をもって、自らの研究について、その有効性ととも問題点をも理解し、相互批判を積極的に行うことができると評価するとともに、卒業認定・学位授与の方針に掲げる全ての資質や能力が身に付いたことを総合的に評価する。

以上の専門科目(必修選択科目、ゼミナール及び卒業論文)のなかでも、卒業論文は個々の学生の歴史学科における段階的、系統的な学修の成果が集大成されている研究成果である。そのため、卒業論文の評価にあたっては、課題設定、史資料の選択、史資料の分析と結論及び文章叙述の各項目の妥当性、並びに口述試験の結果を評価の指標として、複数教員による客観的かつ厳格な成績評価を実施している。

また、歴史学科では従来から初年次教育の重要性を認識しており、歴史学科の学生に対して入学直後の1年次に概説科目(日本史概説、アジア史概説、欧米史概説)と並んで「総合世界史1」(前期)・「総合世界史2」(後期)を履修するよう強く指導している。「総合世界史1」・「総合世界史2」は、歴史学科所属の全教員がそれぞれ1回ずつ講義を担当し、学生に歴史学という研究分野に興味を持たせ、歴史学を学ぶ一員であるという意識を持たせることを目的とする。この授業においては、毎回の講義毎に学生に提出を求める小レポートで学生の理解度を把握するとともに、

期末レポートでは特定の分野で課題を設定して参考文献を用いて研究を深め論述する能力を把握し、小レポートと期末レポートを総合的に判断して評価を行うよう工夫している。

さらに今年度（2020（令和2）年度）はコロナ禍で、対面授業ではなくオンライン授業が中心になったため、大学で導入したLMSのグーグルクラスルームを活用し、新たな試みに取り組んだ。具体的には、新入生を対象として基礎的能力を育成する前期の「専修大学入門ゼミナール」及び後期の「専門入門ゼミナール」において、専修大学入門ゼミナールの参考書である『新 知のツールボックス』などを参考にしながら毎回のゼミナールの共通講義案を作成し、これを各教員が自分なりにアレンジして使用した。これによって、学生の理解度を一定水準以上に保つと共に、担当教員が各学生の学習成果を把握し、適正な評価を行えるよう努めた。

長所・特色

歴史学科の特性に応じた学習成果を測定するための指標を設定し、適切な運用に努めている。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・ 専修大学ホームページ 文学部 教育課程編成・実施の方針
- ・ 歴史学科会議資料

《環境地理学科》

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか> （評定：S・
A・B・C）

①達成目標

学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じている。

②評価の視点

教育上の目的や卒業時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施

③点検・評価の状況

現状説明

地理学特有の視点や技法に関する効果的な教育を行うため、講義、実習（野外実習を含む）及び演習をバランスよく配置している。各授業は学年進行とともに初歩的内容から専門性の高い内容に展開するよう、体系的・順次性が十分に考慮されている。特に、複数の教員が担当する専門科目は授業内容を全専任教員で毎年検討し、必要に応じてシラバスの修正等を行っている。具体的には、以下のような現状にある。

「専門入門ゼミナール」、「野外調査法1」や「ゼミナール1・2」における口頭発表、「人文環境学調査法1～4」、「自然環境学調査法1～3」や「測量学実習」等におけるグループ及び個人での実習等を適切に採り入れることで、学生の主体的な参加が可能となる授業を複数提供し、効果を上げている。これらの授業は履修年次が指定されており、毎年いずれかの授業を履修できる状況にある。

また、必修科目である「専門入門ゼミナール」、「環境地理学概論および調査法」、「野外調査法1」は複数の専任教員による担任制または全教員による輪番制を採り入れている。「ゼミナール1・2」は、全専任教員が担当しており、学科会議等において受け入れ学生数の希望調整を行っている。これらの措置により、環境地理学科の1授業あたりの学生数は適切に保たれ、効果的な学習環境が整備されている。

長所・特色

泊まりがけ調査を含む野外実習や、地理空間情報関連の実習は地理学の素養や技能の涵養に不可欠であり、環境地理学科に特有かつ特色ある授業形態である。このような授業を履修することで、(公社)日本地理学会が認定する「地域調査士」や「GIS 学術士」の資格が取得でき、就職活動や就業後の実務遂行に有意な成果をもたらしている。

環境地理学の研究者及び教員、並びに環境地理学の修得内容を広く社会に還元できる有為な人材を養成するという、環境地理学科の教育研究上の目的の一部を達成するために、主体性や自発性を備えた人材の育成を図ることが重要である。その点において、口頭発表やグループ実習等を併用した基礎科目や応用科目の展開は有意な成果をもたらすことが今後も期待される。

また環境地理学科が提供するほぼ全ての授業において、教員のきめ細やかな目配りが可能な適正な学生数での運営がなされている。この結果、質の高い授業を持続的に提供できる環境が整備されている。

問題点

2020(令和2)年度はCOVID-19 拡大予防のため、泊まりがけ調査を伴う実習科目や演習科目の多くが実施不可となる制限を受けた。また口頭発表を採り入れた授業も、オンライン化もしくは規模縮小などの変更を余儀なくされた。

④根拠資料

- ・ 専修大学 Web 講義要項 (シラバス) [学部用]
(<https://syllabus.acc.senshu-u.ac.jp/syllsenshu/top.do>)
- ・ 環境地理学科会議議事録 (2019 年度第 21 回)

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

②評価の視点

厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施

③点検・評価の状況

現状説明

授業内テストや定期試験を実施し、適正かつ厳正な成績評価と単位認定を行っている。学位授与にあたっては卒業論文の提出を必須とし、その内容は全専任教員による口頭試問と、全専任教員が出席する判定会議によって厳格に評価している。

また毎年度、シラバス作成時に成績評価基準を見直し、修正の有無にかかわらず評価基準を学生に開示・周知している。シラバス作成については原則として各教員の裁量に委ねられているが、シラバスは学内外に対して平易なアクセス方法で公開しており、環境地理学科においても教員相互に点検できる体制が整っている。GPA 制度を含む全学的な成績評価の方法についても、ウェブサイト等を介して公表している。さらに、複数教員が協同で担当する授業科目については、一貫した評価基準によって成績評価が行われるよう学科会議等で担当教員間の協議を行っている。

学位授与のための重要な審査項目の一つである卒業論文については、主査・副査を専任教員全員の合議（カリキュラム委員及び学科長が責任者となる学科会議）で決定し、学生に明示している。さらに、主査・副査による慎重かつ厳格な閲読に加え、全専任教員による口頭試問に基づく総合成績に基づき適切かつ公正に評価している。最終的な合否判定（学位授与の可否）についても専任教員全員の合議で決定しており、適切に処理されている。このように、環境地理学科では学位授与に係る責任体制及び手続きは明示的かつ適切である。

長所・特色

成績評価基準を明示することで、学生は自己の成績を客観的に振り返ることができ、なおかつ翌年度以降の学習への取り組み方や履修計画の策定に有効となっている。

卒業論文については、カリキュラム委員の主導のもと複数の教員が学位授与の最終審査を合議して行うことで、責任体制や手続きが客観的かつ厳格に保たれており、環境地理学科の教育研究上の目的の達成や、環境地理学科の卒業認定・学位授与の方針に則った適切な手続きがなされている。

これに加え、環境地理学科では卒業認定・学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき、平成 30（2018）年度に「卒業論文の評価の観点について」を策定し、学生に明示して教育的効果を上げている。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・環境地理学科教室会議議事録（2019年度臨時教室会議、2020年1月27日）
- ・文学部学修ガイドブック
- ・専修大学ウェブサイト〔卒業認定・学位授与の方針〕
(<https://www.senshu-u.ac.jp/education/faculty/letters/diplomapolicy.html>)

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生の学習成果を適切に把握及び評価している。

②評価の視点

専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用

③点検・評価の状況

現状説明

専門分野の性質や学習成果の内容に応じた把握・評価の方法は学修ガイドブックやシラバス等に明示しており、学生に周知している。卒業論文については「卒業論文の評価の観点について」を策定し、卒業論文の作成とその内容に関する詳細な指針及び注意事項を明示して学生に周知するとともに、適切に運用している。これにより、地理学の専門性に根ざした卒業論文の提出を必修化している。これらの指標は、卒業論文を提出予定の学生にとって学習や論文作成の過程における重要なメルクマールの役割を果たし、有効に機能している。

学位授与にあたっては、卒業論文を評価指標として、学習成果を把握及び評価している。そのために、卒業論文予定者全員を対象として合計3回の口頭試問（卒業論文中間発表会及び最終発表会）の機会を設定し、学位授与方針に示した「知識・理解」、「関心・意欲・態度」、「技能・表現」、「思考・判断」の能力を全専任教員が多面的かつ総合的に評価している。また学生の就職活動の一助として卒業生を招聘したセミナーを不定期に開催し、その際に卒業生の視点で環境地理学科における学習成果の評価方法に関する意見を教員と交わす企画を導入し、十分な効果を上げている。

長所・特色

環境地理学科の教育研究上の目的や、教育課程編成・実施の方針及び卒業認定・学位授与の方針等に即して、適切な学習成果の測定を行うための準備が整っている。

また卒業論文に関係する中間・最終発表会における学生の発表内容や質疑応答に対しては、ほぼ一律の基準で全専任教員が公正かつ客観的な評価と把握を行っている。さらに、卒業生招聘セミナーは、卒業後数年程度経過し、一定の責任を負う立場の若手社会人から比較的近い時期に自

身が体得した学習の成果や本学の評価方法について率直な意見が聴取できる貴重な場であり、環境地理学科の専任教員にもフィードバックの多い有用な企画である。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・文学部学修ガイドブック
- ・文学部公式ウェブサイト〔学科別 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
(<https://www.senshu-u.ac.jp/education/faculty/letters/diplomapolicy.html>)
- ・令和元年度環境地理学科対象就職応援セミナー資料

《ジャーナリズム学科》

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか> （評定：S・
A・B・C）

①達成目標

新カリキュラムについて、シラバス内容及び実施を適切に行う。

②評価の視点

- (1) シラバスの内容と専門科目の運営・実施の整合性
- (2) 授業運営を適正人数で実施するための、ゼミナール案内・情報等の充実

③点検・評価の状況

現状説明

専門科目の運営・実施について、シラバスの内容との整合性を含めて、定期的に Teams による学科会議、もしくはメーリングリストを使用したネット会議をとおして、教員間の情報交換を密に行っている。「ゼミナール」の準備として、学科で必履修科目に位置付けている「プロジェクト A・B」の履修者についても、それぞれ上限人数を設け、適正人数での授業運営を図った。また来年度から始まる「ゼミナール」に向けて、Google Classroom を使用して教員、学生の双方が参加するゼミナールガイダンスを実施し、1次選考、2次選考を行い、授業人数の適正化を図っている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・ゼミナール説明会資料
- ・学科会議議事録

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

卒業・修了要件を明示し、学位授与に係る責任体制及び手続について、円滑に進めていくための仕組みを構築する。

②評価の視点

- (1) 新カリキュラム運営に関しての学科会議での情報交換状況
- (2) 学位授与に係る責任体制及び手続について、学科会議での確認状況

③点検・評価の状況

現状説明

新カリキュラム運営に関して、定期的に学科会議を行い、履修状況や運営にあたっての改善点について情報交換を行っている。学科の卒業・修了要件は文学部学修ガイドブック及び大学ホームページで明示している。また卒業論文・制作の内容などを学科会議で話し合い、学位授与に係る責任体制及び手続について検討している。卒業論文・制作の内容、体裁については、次年度から始まるゼミナールの開始と共に準備する予定である。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・文学部学修ガイドブック
- ・大学ホームページ
- ・学科会議議事録

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

新カリキュラムについて、学習成果を把握、評価するための方法の開発を推進する。

②評価の視点

学習成果の把握、評価について、学科会議での情報交換状況

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度は専門科目である「インターンシップ」の成果発表会を学科で一体となって実施した。しかし、2020（令和2）年度はコロナ禍の中で科目の開講も困難であった。次年度以降、事態の収束後はオンラインも含めて実施方法を検討し、継続する予定である。また次年度以降、4年次開講科目を除いてほとんどの科目が開講となるため、次期のカリキュラム改正も視野に入れて、定期的な学科会議を通して、学習成果を把握、評価するための方法を具体的に検討している。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・2019（令和元）年度インターンシップ成果発表会資料
- ・学科会議議事録

〔 6 〕 ネットワーク情報学部

〔6〕 ネットワーク情報学部 点検・評価

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞ （評
定：S・**A**・B・C）

①達成目標

授業実施方法や成績評価方法の工夫を行い、学生が意欲と目的意識を持って学修を継続できるようにする。

②評価の視点

- (1) 授業実施方法の工夫で学生に多様な学修経験を与えているか
- (2) 授業の実施を補助するための仕組みを適切に整備・運用しているか
- (3) 学生に対して授業外に教員がアドバイスを与える機会を提供しているか

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)について：主に専門科目を対象に、どのような授業実施方法の工夫をしているのかを調査しているところである。2019（令和元）年度の教室の割り当てにあたり、アクティブラーニング形式で授業を行っているとは回答した専門科目数は48科目あった[1]。2020（令和2）年度に関しても同様の調査を行う。

評価の視点(2)について：本学部が取り組んでいる授業の実施を補助するための仕組みとしては、学部の予算で運営するTA制度とビジネスチャットの利用が挙げられる。2019（令和元）年度は15科目で28人のTAを採用している[2]。2020（令和2）年度は15科目で32人のTAを採用している[3]。ビジネスチャット direct は、学部内のあらゆる活動に活用している[4]。アクティブユーザ数は900人程度（全学部生の約9割）、学期中にはおおよそ3万メッセージが発信されている（2020（令和2）年12月現在）。これは月一人当たり平均33メッセージになる。

2020（令和2）年度前期は全ての科目、後期はほとんどの科目がオンライン授業となった。オンライン授業はGoogle Classroomを標準ツールとして使用しつつ、各科目において教育の質を落とさないために様々なツールの活用が進んだ。ツールの活用に関しては学部FDにおいて報告がなされ他の教員に知識の共有がなされた[5]。

評価の視点(3)について：専任教員は全員オフィスアワーを設定[6]し、学生に周知している。オフィスアワー以外には、ネ学サロンという学生と教員が気軽に集まって議論をすることができる時間を設けている。2019（令和元）年度は水曜日の昼休みと3限、金曜日の3限と4限、5限に設定している。2019（令和元）年度のネ学サロン開催回数は、12月13日現在、54回であった。なお、2020（令和2）年度は、対面でのネ学サロンは開催することができず、数回オンラインでの開催となった。

2020（令和2）年度は、ほぼ全ての科目がオンライン授業となり学生が登校することが困難であった。これによりオフィスアワーを学生が十分に活用する機会が失われる恐れがあった。そのため1年次全員をグループに分け、グループごとにオンラインでオフィスアワーに教員に対して質問できる時間を設けた[7]。これは1年次必修科目である「情報と社会」における授業の一環として実施された。

長所・特色

該当なし

問題点

評価の視点(1)について：どのような授業実施方法の工夫をしているのかを調査しているところであるが、まだ状況の把握が十分にできていない。今後、教育に対するアンケート等を行って補っていく予定である。

④根拠資料

- [1]報告 5_2 号館申請及びその結果
- [2]2019_TA 採用願（教務委員長→学部長）及び TA 一覧
- [3]2020_TA 採用願（教務委員長→学部長）及び TA 一覧
- [4]20190319 教授会資料_N 平成 31 年度オリエンテーションガイダンス分担表、議題 1_N 令和 2 年度オリエンテーションガイダンス分担表_0317 現在
- [5]2020 年度学部 FD 資料 1 基礎演習 D、2020 年度学部 FD 資料 2 情報と社会、2020 年度学部 FD 資料 3 スポーツリテラシー、2020 年度学部 FD 資料 4 中規模講義科目
- [6]H31(2019)オフィスアワーについて、R2(2020)オフィスアワーについて
- [7]2020 年度 1 年生の「情報と社会」におけるオンラインオフィスアワーへのご協力のお願いメール文章

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行なっているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

成績評価、単位認定の客観性・厳格性を高めることにより、学位授与の方針（DP）及び教育課程編成・実施の方針（CP）の基礎となる教育の質を担保する。

②評価の視点

- (1) 各科目のシラバスは教育課程編成・実施の方針（CP）と整合しているか
- (2) 各科目の成績評価の客観性及び厳格性を確保する方法の研究を教員間で進めたか。
- (3) 学位授与の方針（DP）に基づき、学生がこれまでの学修成果を振り返る機会を設けているか

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)について：本学部では、第 12 期自己点検・評価活動において、学部の DP と CP の対応関係を確認した[1]。また、DP に基づきカリキュラムマップを作成した[2]。2019（令和元）年度及び 2020（令和 2）年度のシラバス作成にあたっては、カリキュラムマップに基づき各科目と DP の関係を明確化した[3]。シラバスと CP の整合性は教務委員会でチェックした[4]。

評価の視点(2)について：成績評価の客観性及び厳格性を確保する方法としては、GPA の積極的な活用を進めている。GPA の利用は現状以下のようになっている。

- GPA の低い学生に対して警告文書を送付[5]。
- コース・プログラム選択の選抜方法として利用[6]。
- スカラシップ入試、新入生特別、新入生付属推薦奨学生資格喪失基準として利用[7]。ルーブリックの活用に関して FD を行った[8]。

評価の視点(3)について：学生がこれまでの学修成果を振り返るための仕組みとして、学

修ポートフォリオの活用に取り組み始めている。新カリキュラムに移行している1年次の専門必修科目について、科目担当者に①レポートを課した場合には Course Power (LMS) にその内容を保存すること、②テスト及びレポートに対するフィードバックを Course Power 上に保存すること、③テスト及びレポートを出題する際には、出題意図及び DP との関連を学生に説明すること、の3点を依頼した[9]。

長所・特色

該当なし

問題点

評価の視点(2)について：GPAについては、まだ活用が始まったばかりで手がつけられていないことが多い。成績評価の客観性に関してはルーブリックの活用等が考えられる。個別の科目における活用事例はあるが、学部全体としての方針は決まっていない。

評価の視点(3)について：学修ポートフォリオ作成・分析・評価するための情報システムが完備されていない。ただし、これは2021（令和3）年度から全学での導入が予定されている。

④根拠資料

- [1]学部 DP、CP、AP (URL: <https://www.senshu-u.ac.jp/education/faculty/network/>)
- [2]NE_01 カリキュラム・マップ_20191203 全カリ_1205 学部長会_20191210 教授会資料
- [3]2020_シラバス原稿依頼文(鑑)および執筆要領、議題6_2021_シラバス原稿依頼文(鑑)および執筆要領
- [4]20190221_シラバスチェック実施記録、20200227_シラバスチェック実施記録、20200227_シラバスチェック担当、20200227_シラバスチェック要領
- [5]20190923 教務委員会_報告2_成績不審者への警告文章送付実績と今後の対応について、留年確定、GPA、不足単位数お知らせ、報告1_警告文書送付実績及び面談状況
- [6]2019（令和元）年度第2回コース・プログラム説明会全体資料、2020（令和2）年度第2回コース・プログラム説明会全体説明資料
- [7]スカシップ入試、新入生特別、新入生付属奨学生資格喪失基準(H28.2.3 教授会承認)
- [8]N 教授会通知⑧2020.10.13
- [9]2019 年度1年次必修科目ポートフォリオについてのお願いメール文章

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生及び教員の双方が学生の学修段階ごとの成果を把握・評価できる仕組みを作ることによって、学位授与の方針（DP）に従った教育・学修が行われていることを担保する。

②評価の視点

(1) 各学年において、それぞれの学修段階における学修成果を把握する方法を導入しているか

(2) 把握した学修成果を適切に学生にフィードバックし、次の学修に生かしているか。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)について：本学部では1年次から2年次に進級する際に進級条件を課している。また、1年次の成績によって、警告文書を保護者及び本人に送付する仕組みもある[1]。4年次には修了能力認定という科目を置いている。

評価の視点(2)について：1年次の12月に全員を対象にTOEICを受験させている[2]。1年次必修科目である専修大学入門ゼミナールの成果は、他の教員や3年次の学生に対して発表させている。2年次の必修演習（基礎演習、応用演習）では一部で成果の公表が行われている。3年次のプロジェクト科目は、学内学外に成果を広く公表し[3]、フィードバックを得ることができている。

長所・特色

該当なし

問題点

評価の視点(2)について：1年次の成績による警告文書は、GPAに基づき、より効果的なものにする必要がある。

④根拠資料

[1]20190923 教務委員会_報告 2_成績不審者への警告文章送付実績と今後の対応について、留年確定、GPA、不足単位数お知らせ、報告 1_警告文書送付実績及び面談状況

[2]20201110_ポータル伝言、20191118_ポータル伝言

[3]プロジェクト公式 Web ページ 2019(URL:<https://www.ne.senshu-u.ac.jp/project2019/>)

<教員組織編成方針について> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

学部の教員組織の編成に関する方針もしくは目標を定め文書化する。

②評価の視点

- (1) 各教員の役割、連携の在り方、教育研究に係る責任の所在、授業科目における専任教員の配置、授業負担の配慮など、既に慣行として実施している方針を、文書として明示したか
- (2) 本学部の教育課程の目的に即した教員構成についての目標を定めたか

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)について：学部内委員会については教授会において委員名簿が承認されている[1]。また、本学部はデータサイエンスプログラム、ネットワークシステムプログラム、コンテンツデザインプログラム、メディアコミュニケーションプログラム、フィジカルコンピューティングプログラム、IT ビジネスプログラムの6プログラムを擁するが、各プログラムにチーフ教員を置き、原則教務委員会のメンバーとしている。

複数の教員で担当する科目においては、責任を持って授業運営を管理するチーフ教員を

定め教務委員会で承認している[2]。

評価の視点(2)について：改善が進まなかった。

長所・特色

該当なし

問題点

評価の視点(2)について：本学部の教育課程の目的に即した教員構成についての目標がまだ設定できていない。

④根拠資料

[1] 役職教員・各種委員(H31.1.29 教授会提案)

[2] 報告 5_資料 11 複数展開科目責任者および複数教員で担当する科目におけるシラバス作成責任者_教務委員会後、報告 6_令和3年度複数展開科目責任者および複数教員で担当する科目におけるシラバス作成責任者(案)_更新

〔 7 〕 人間科学部

〔7〕人間科学部 点検・評価

《心理学科》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞（評定：S・A・B・C）

①達成目標

必修科目の実習・演習形式の授業について、学生の積極的な学習を促進する措置を講じて効果的な教育を行う。

②評価の視点

- (1) 授業内容に対する授業形態及び授業方法の適切性
- (2) 授業時間外に必要な学習についての指示内容
- (3) 1授業当たりの学生数

③点検・評価の状況

現状説明

1年次配当必修科目「心理学基礎実験1（心理学実験）」及び2年次配当必修科目「心理学基礎実験2」においては、(1)授業時間内に学生自身が心理学的実験を実施しながら研究手法を学んでいくことができるようになっている。(2)予見が体験の心理学的意義を損なうこととなるような特段の事情がない限りは、単元を予め通知し、関係する知見についての予習を求める。また、単元が終了する毎にレポートを課し、学んだ内容について各自で発展的応用を考察することを求めている。レポートは添削と講評を付して返却し、必要であれば不備を修正した上で再提出を求める。(3)いずれの授業の履修学生数も原則として当該年次の全学生数となるが、複数名の担当教員に加えて複数名のTAが学生の指導に当たるように授業設計を行い、単元毎に学生が適切な人数のグループに分かれて学ぶことができるようになっている。1年次必修科目「心理学データ解析基礎1（心理学統計法）」及び「心理学データ解析基礎2」においては、(1)心理学研究に用いられる統計的知識とデータを解析する手法について、講義的説明とコンピュータソフトウェアを用いたデータ分析の実習を併用して教育を行っている。(2)授業に用いる資料はコンピュータネットワークを用いて学生が自由にアクセスできるようにし、予習復習を行うことを求めている。また、実習の後には授業時間外に行う課題を課して、実習内容の理解を深めるようにしている。(3)いずれの授業の学生数も原則として1年次全員であるが、実習に際してはTAを加えた2名によって学生の指導に当たるようにしている。旧カリキュラムにおける3年次必修科目「心理学研究法1」及び4年次必修科目「心理学研究法2」、新カリキュラムにおける3年次必修科目「心理学実験実習1」においては、(1)学生各自が興味関心を拡げて自身の研究を行うことを促進するために、2つの学年全員を合同にした演習実習形式での授業を行っている。(2)授業時間時には主に研究紹介や進捗状況の報告等が行われ、学生個々人の研究遂行や発表の準備は授業時間外に行われる。(3)それぞれの科目について15名の教員が別個に授業を展開しており、2つの学年を合わせた1つの授業当たりの平均学生数は10名程度となる。

2020（令和2）年度にあっては、前期は原則としてオンラインでの遠隔授業であったが、前期後半からの分散登校と後期からの登校実施により、これらの授業の大半は教室での対面授業を行っている。オンライン授業においては、心理学実験の一部は授業内で実施することは不可能であったが、データ解析の実習や、研究発表を踏まえたディスカッションな

どについては、教室での授業と同等の授業を行うことができたと考えている。また、教室での対面授業が基本となっても登校が叶わない学生に対しては、オンラインでの受講が可能であるように体制を維持し、実験については他者の様子を観察学習できるように配慮している。

長所・特色

該当なし

問題点

2020（令和2）年度の前期は、オンラインによる遠隔授業によって授業を実施した。基礎的な技能修得を目的の一つとする1、2年次配当の実験系科目についても、心理学研究の遂行を求める3、4年次配当の科目についても、その学修には限界があった。今後このような事態に備えるための方策を検討していく必要がある。

④根拠資料

- ・シラバス
- ・学生向け授業内配付資料

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

卒業論文についての成績評価、単位認定及び学位授与の適切性を担保する方策を講じる。

②評価の視点

- (1) 成績評価の客観性、厳正性。
- (2) 学位授与に係る責任体制及び手続きの明確性。
- (3) 学位授与の適切性の担保。

③点検・評価の状況

現状説明

心理学科では、学生全員に心理学的研究に基づく卒業論文を課している。(1)その最終的な成績評価は当該学生の指導に当たった個々の担当教員が責任を負うが、評価に際しては担当教員以外の教員が副査として卒業論文の査読を行うことによって客観性の担保を図っている。また、様態は各担当教員に任されているが、成績評価に前もって口述試験が課されている。(1)(2)(3)学位授与に係る手続きとして、全ての卒業論文についてその成績を心理学科の教員全員によって確認する機会を設けており、これによって成績評価の厳正性を保持し、学位授与に対する心理学科全体の責任とその適切性を担保している。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> (評定：
S・**A**・B・C)

①達成目標

学位授与方針に明示した学生の心理学に関する学習成果について、適切に把握し、評価する。

②評価の視点

- (1) 心理学教育の学習成果を測定するための指標の設定
- (2) 学習成果を把握及び評価するための方法の開発

③点検・評価の状況

現状説明

心理学における知見の修得及び心理学研究の遂行能力については、(1)自ら研究を行って執筆する卒業論文において、発想や着眼点、用いた研究手法、収集したデータの分析、論理的な考察等の観点から、総合的に評価している。また、(2)心理学科で学んだことに関するアンケート調査を卒業時に実施し、大学における学修成果に関する学生本人の自己評価についてのデータを収集している。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・シラバス
- ・心理学科会議議事録

《社会学科》

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生が4年間を通じたカリキュラムの体系性を十分に理解した上で、各科目の履修・単位修得に取り組めるような措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 各学年の履修ガイダンスの充実が図られているか
- (2) 資格取得科目とカリキュラムの連携が十分に図られているか
- (3) 2～4年次における各種ゼミ形式科目の主体的な履修に向けて、別途行われるガイダンスの充実が図られているか

③点検・評価の状況

現状説明

学生が4年間を通したカリキュラムの体系性を十分に理解した上で、各科目の履修・単位修得、学修に取り組めるような詳細なガイダンスを実施している。

まず、入学年度初めに、学科長及びカリキュラム委員により、4年間を通したカリキュラム体系や学修、単位履修、カリキュラムポリシーなどについての理解を図るための詳細なガイダンスを実施している。その上で、毎年度初めに学年ごとのガイダンスを行っている。さらに、専門必修科目である各学年のゼミ形式科目の配属に伴い、当該学年向けのガイダンスを個別に開催している。ガイダンスでは、各ゼミ形式科目のカリキュラム上の位置付けや重要性を説明する一方、各科目担当者による授業内容についての詳細な資料を提供し、学生の知的関心を引き出して、主体的かつ自律的な学習へ向かうよう促している。

社会調査士資格関連科目、社会福祉主事資格などについては、基礎科目をはじめ一部を必修科目とし、カリキュラム全体の中での位置付けを明確にして、カリキュラムの連携を十分に図っている。特に社会調査やデータ分析法実習などの実習科目については、社会学の研究方法としてその後の専門ゼミナールや卒業論文における調査・研究に結びつく科目としてカリキュラムの体系性、連携が十分に図られている。

2～4年次における各種ゼミ形式科目の主体的な履修に向けて、(2)にあるようにその配属に伴う、当該学年向けのガイダンスを個別に実施している。専門ゼミナールについては、希望ゼミの研究室訪問などにより選択を可能にして、学生が自ら主体的・自律的に学習できるよう促している。

長所・特色

社会調査士資格関連科目のうち、実習科目においては少人数クラスを多展開することによってその後の学習や卒業論文における調査・研究に大いに役立てられている。

問題点

2020（令和2）年度の前期は、急な措置として原則オンラインによる遠隔授業により各授業を実施し、後期からは対面授業を行ったが、実習科目やパソコン使用が必須の科目については、その学修に限界があった。

また、社会調査士資格関連科目のうち、講義科目については、その学習内容の体系性が、その後の専門ゼミナール及び卒業論文における調査・研究に必ずしも十分に活かされていない傾向もある。

④根拠資料

- ・シラバス
- ・その他ガイダンス資料

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

成績評価の基準を明示して、それにもとづいた単位認定及び学位授与を行う。

②評価の視点

- (1) シラバスに成績評価基準がわかりやすく明記されているか
- (2) 卒業論文に対する審査基準を明示しているか。また、教員による組織的な審査体制が

効果的に機能しているか

③点検・評価の状況

現状説明

シラバスに成績評価の基準を明示して、それに基づいて単位認定及び学位授与を行っている。シラバス執筆要項に従って、成績評価基準を具体的に明記し、それに基づいて単位認定及び学位授与を行っている。各科目の成績評価の基準については、学科の専門科目に関しては、シラバスへの評価方法や配分等の明記が徹底されている。卒業論文の審査基準については、体裁その他論文としての学科共通のチェック項目を中心に明示している。内容的には指導教員である主査と副査の複数の教員による査読体制をとっており、発想や着眼点、研究手法、収集したデータの分析や考察などの観点から総合的に評価している。主査・副査により多角的かつ客観的な観点から各学生の論文を評価・審査し、口述試験における教育効果の向上や、卒業論文の水準の底上げを図っている。副査については、専門が近い教員がつくことになっている。

長所・特色

該当なし

問題点

卒業論文の副査については、その年度の学生数（卒業論文の数）により、必ずしも専門が近い教員だけが副査に就くことが叶わない場合もある。

④根拠資料

- ・シラバス
- ・卒業論文チェック項目など

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学位授与方針に基づいて求められる学習成果を把握・評価する。

②評価の視点

- (1) 卒業論文に示された学生の学習成果を、学位授与方針に基づいて講評する場を効果的に設けているか
- (2) 特に優秀な学習成果を示した卒業論文を、学位授与方針に基づいて選定し、公開で講評する場を効果的に設けているか

③点検・評価の状況

現状説明

社会科学では、学生全員に社会学的研究に基づき実証的研究方法による卒業論文を課している。評価の視点(1)に関して、その最終的な成績評価については、学位授与方針に基づいて、当該学生の指導に当たった担当教員（主査）が責任を負うが、評価に際しては口述

試験を実施し、担当教員以外の学科教員が副査として卒業論文の査読を行い、客観性の担保を図っている。評価の視点(2)に関して、全ての教員が参加して、学位授与方針に基づく優秀論文の選定を行い、学内学会の大会という公開の場で本人による発表とそれに対する公表を行っている。2020(令和2)年度は、まず全14の各ゼミナールの代表論文を選び、その中から各系より優秀論文を選定して代表論文報告会で発表することになった。ただし、今年度は一堂に会しての代表論文報告会は開催不可能なため、学内学会大会とは別に、オンラインにて代表論文報告会を開催し、代表論文執筆者本人による発表とそれに対する講評を行う予定である。この代表論文報告会は、社会学科在學生と全教員が参加して行われるものであり、在學生にとっても今後の学習におけるロールモデルを得る効果的な機会としている。

また、一部のゼミナールでは、一般への公開を含む場を設定して、発表や講評が行われている。

長所・特色

これまでは学内学会の大会という公開の場(時には学生以外の学会員やその他関係者も参加)で代表論文報告会が行われており、代表論文発表者及びその発表や講評の場に参加した在學生にとっては、積極的な質疑応答が行われるなど、今後の学習及び卒業論文執筆に向けて非常に良い学習の機会となっている。

問題点

その参加者について、在學生については1年次が中心であるが、卒業論文執筆間近な2年次、3年次の参加が限られているため、今後、より多くの在學生が参加できるよう上級生にも参加を促す必要がある。

④根拠資料

- ・2019年度及び2020年度代表論文報告会配布資料

〔 8 〕 国際コミュニケーション学部

〔8〕国際コミュニケーション学部 点検・評価

《日本語学科》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生の積極的な学修を促進するために、学生の希望を最大限に活かしたゼミナールへの「配属方法」と、「履修指導」について工夫する

②評価の視点

- (1) ゼミナールごとのテーマに応じた特色ある活動状況
- (2) 「ゼミナールガイダンス」でのゼミ紹介への工夫

③点検・評価の状況

現状説明

日本語学科では、転換・導入科目として、「専修大学入門ゼミナール」、「専門入門ゼミナール」を1年次で履修するようになっている。2年次から4年次までは、毎年、専門科目としての「ゼミナール」を必修として、調査、研究、発表を主体的に行うことを促している。

また、「履修指導」については、年度の最初に（履修登録に先立って）、各学年向けに、学科のカリキュラム担当教員による「履修ガイダンス」を開催し説明の機会を設けている。入学時には、配付物として、履修方法の解説を含む『国際コミュニケーション学部 学修ガイドブック』を全員に配布している。

「ゼミナールの履修」に当たっては、1年次の10月に「ゼミナールガイダンス」を行い、各ゼミ担当教員が紹介資料を用意するなど、ゼミ選びのための情報提供の機会を提供している。

学生からの「個別の相談」に対しては、常時、カリキュラム委員が教務課と連携しながら相談に応じている。このほか、1年次ではクラス担任が、2～4年次ではゼミ担当の教員が、相談に応じたり、学生とカリキュラム委員・教務課と間の橋渡しをしたりしている。

長所・特色

日本語学科の2年次からは、全学生がゼミナールに所属することになっている。学生は、原則として3年間同じ教員のゼミナールに所属し、卒業論文も同じ教員に指導を受けることで、長期的な視野に立った主体的参加への指導を行いやすい形態となっている。

また、カリキュラム委員の教員、クラス担任の教員、教務課職員が連携して履修指導体制を築くことで、学生が相談できる機会を増やしている。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・「専修大学 web 講義要項（シラバス）〔学部用〕」
(<https://syllabus.acc.senshu-u.ac.jp/syllsenshu/top.do>)
- ・『国際コミュニケーション学部 学修ガイドブック』

・日本語学科ホームページ「おしらせ」(2019年)

https://www.senshu-u.ac.jp/School/nichigo/student/news_2019.html

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生が明確な目標をもって学習に取り組めるようにするために、「カリキュラム・ポリシー」及び「学修成果の評価方法」について、分かりやすい形での公表を行う

②評価の視点

(1) 大学ホームページ等における「カリキュラム・ポリシー」の分かりやすい書式での公表状況

(2) 『学修ガイドブック』における「学修成果の評価方法」の分かりやすい書式での記載状況

③点検・評価の状況

現状説明

単位制度の趣旨に基づく単位認定を行っている。「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」の中で明記しており、大学ホームページ及び『国際コミュニケーション学部 学修ガイドブック』で公表している。

長所・特色

「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」の「(5) 学修成果の評価方法」では、科目のカテゴリーごとの単位数と、評価の観点を明記している。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・大学ホームページ「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」
(<https://www.senshu-u.ac.jp/education/faculty/global/#anchor01>)
- ・『国際コミュニケーション学部 学修ガイドブック』7～8ページ

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生の学修成果を客観的かつ相対的に把握するために、「GPS-Academic」の結果の有効的な活用への取組みを行う

②評価の視点

- (1) 「GPS-Academic」実施状況
- (2) FD研修の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

国際コミュニケーション学部では、他学部同様に、前述のとおりアセスメント・テスト「GPS-Academic」を全ての学部学生対象に実施している。

「GPS-Academic」では、学生の「思考力」「姿勢・態度」「経験」の測定に加え、アンケートとして「力を入れたいこと」「学修状況・授業満足度」「進路意識」についても確認しており、教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当が学修成果について分析を行っている。

2020（令和 2）年度には、教育開発支援委員会が、ルーブリック活用の具体例を作成している。本学部ではこれに基づいて、学部FD委員会主催の「FD研修」を実施することで、ルーブリックを導入した学修成果の適切な評価方法について周知を行ったところである。

長所・特色

「GPS-Academic」の分析結果は、学部における授業運営改善の重要な資料と位置付けている。教育開発支援委員会と連携をとりながら、FD研修等を行うことで適切な改善をはかっていくこととしている。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・教育開発支援委員会「レポート課題等で利用可能なルーブリックについて」（令和 2 年 9 月 発出）
- ・国際コミュニケーション学部FD委員会「令和 2 年度 国際コミュニケーション学部 授業評価アンケート 集計結果（前期実施科目）」（FD研修資料、令和 2 年 10 月 13 日）

《異文化コミュニケーション学科》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

当学科の特色ある語学教育を効果的に行うために、「オフィスアワー」「クラス担任」「アカデミック・アドバイザー」の効果的な運用を行う

②評価の視点

- (1) 当学科の特徴である「アカデミック・アドバイザー」の活動状況
- (2) 「オフィスアワー」「クラス会」の運用状況

③点検・評価の状況

現状説明

授業及び授業時間外に、必要な学生の学習を活性化し効果的な教育を行うための工夫を行っている。

異文化コミュニケーション学科では、「オフィスアワー」、「クラス担任」の制度を設けて、学生への対応に当たっているほか、学科独自の制度として「アカデミック・アドバイザー」を設け、きめ細かく指導する工夫を行っている。

長所・特色

「オフィスアワー」制度は、国際コミュニケーション学部の特任教員が実施しているものである。週1回特定の時間に、授業に関する質問、レポート指導、進学についての質問、学生生活全般にわたる相談に対応することとしている。

1年次では「クラス担任」制度を設け、転換・導入科目「専修大学入門ゼミナール」の担当教員が、クラス担任として授業時間内及び授業時間外に、大学での学修の活性化を計る指導を行っている。

また、異文化コミュニケーション学科では、独自の制度として「アカデミック・アドバイザー」を置いている。「アカデミック・アドバイザー」制度は、5名の学生に対して専任教員1人を割り当て、学修上のアドバイスをすることを目的としている。本学科は新設学科であるため、1年次生は上級生の様子や体験談を知ることができない。そこで、「アカデミック・アドバイザー」が、学修の方法や方向性、科目履修上の悩みなどに応えることとしたものである。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・「アカデミック・アドバイザー制度について」（2020年4月）異文化コミュニケーション学科長並びにカリキュラム委員長発出

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生が明確な目標をもって学習に取り組めるようにするために、「カリキュラム・ポリシー」及び「学修成果の評価方法」について、分かりやすい形での公表を行う

②評価の視点

- (1) 大学ホームページ等における「カリキュラム・ポリシー」の分かりやすい書式での公表状況
- (2) 『学修ガイドブック』における「学修成果の評価方法」の分かりやすい書式での記載状況

③点検・評価の状況

現状説明

「学修成果の評価方法」は、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」の中において、科目のカテゴリーごとの単位数と評価の視点を明記している。なお、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」は、大学ホームページ及び『国際コミュニケーション学部 学修ガイドブック』で公表している。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

根拠資料

- ・大学ホームページ「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」
(<https://www.senshu-u.ac.jp/education/faculty/global/#anchor01>)
- ・『国際コミュニケーション学部 学修ガイドブック』7～8 ページ

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> （評定：
S・**A**・B・C）

①達成目標

学生の学修成果を客観的かつ相対的に把握するために、「GPS-Academic」の結果の有効的な活用への取組みを行う

②評価の視点

- (1) 「GPS-Academic」実施状況
- (2) FD 研修の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

国際コミュニケーション学部では、他学部同様に、前述のとおりアセスメント・テスト「GPS-Academic」を全ての学部学生対象に実施している。

「GPS-Academic」では、学生の「思考力」「姿勢・態度」「経験」の測定に加え、アンケートとして「力を入れたいこと」「学修状況・授業満足度」「進路意識」についても確認しており、教育開発支援委員会及び教務課 IR 担当が学修成果について分析を行っている。2020（令和 2）年度には、教育開発支援委員会が、ルーブリック活用の具体例を作成している。本学部ではこれに基づいて、学部FD委員会主催の「FD研修」を実施することで、ルーブリックを導入した学修成果の適切な評価方法について周知を行ったところである。

長所・特色

「GPS-Academic」の分析結果は、学部における授業運営改善の重要な資料と位置付けている。教育開発支援委員会と連携をとりながら、FD研修等を行うことで適切な改善をはかっていくこととしている。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・教育開発支援委員会「レポート課題等で利用可能なルーブリックについて」（令和 2 年 9 月発出）
- ・国際コミュニケーション学部FD委員会「令和 2 年度 国際コミュニケーション学部 授業評価アンケート 集計結果（前期実施科目）」（FD研修資料、令和 2 年 10 月 13 日）

[9] 経済学研究科

〔9〕 経済学研究科 点検・評価

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

順次性及び体系性を配慮した教育課程の編成になっているかについては、これまで各コースで検討した結果にあたるカリキュラム表を経済学研究科委員会で決議してきたが、各コース内の議論を見える化したうえで、経済学研究科委員会で決議する制度にすべく検討する。

②評価の視点

- (1) 各コース内での議論の文章化実施に向けた検討
- (2) 経済学研究科委員会で議論実施に向けた検討

③点検・評価の状況

現状説明

例年 4～5 月に、経済学研究科委員会において次年度開講予定科目の編成作業を行っている。この過程の中で、各コース内において、順次性及び体系性に配慮した教育課程の編成になっているかどうかを議論し、その中身を見える化した上で、研究科委員会の議論に引き継ぐ、という形を作り上げるというのが本項目の取り組みの意図である。

当初、2020（令和 2）年 1 月の運営委員会にて、各コースの代表者に対してこうした意図を伝達したうえで、同年 4～5 月に各コース内で行う 2021（令和 3）年度開講予定科目の編成作業について、その議論内容を研究科委員会にて報告するよう要請する予定であった。しかし、COVID-19 の影響により、運営委員会及び研究科委員会を開催できず、編成作業そのものもメール承認の形で行わざるを得なかったため、教育課程の編成に関する議論を深めることはできず、従って議論内容の見える化への取り組みにも着手できなかった。

当初は、文章化までは難しくとも、各コース内での合意形成・確認から、経済学研究科委員会での議論実施へという過程をできるだけ明確にしようという方向であったが、今回はそもそも議論自体を実質的に行えなかった。次回、すなわち 2022（令和 4）年度開講予定科目の編成作業の際に改めて取り組みを行ったうえで、点検・評価を実施していくことが望まれる。

以上より (1) (2) のいずれについても検討は不十分であるといえる。ただし検討の未着手は、COVID-19 対策という外的な制約によるものであり、次の機会に改めて取り組みを行えば問題点となるものではない。

長所・特色

該当なし

問題点

COVID-19 の影響もあり、各コース内で実質的な議論を行うことができず、議論の見える化のための検討に入ることができなかった。次の機会に改めて制度化を意図した取り組みを各コースの代表者に要請し、毎年の科目編成作業の見える化に向けた検討を始めることが望まれる。

④根拠資料

実質的な取り組みに着手できなかったため、根拠資料はなし。

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

学位請求論文審査基準は大学院要綱などで明示し、学位請求論文審査時に同基準に従った審査が行われるように書面で基準を配布し徹底を図っているが、この運営をより明確にする。

②評価の視点

- (1) 学位請求論文審査時に、学位請求論文審査基準に基づいた審査の徹底
- (2) (1)に沿った審査報告の徹底

③点検・評価の状況

現状説明

学校教育法施行規則の一部改正（2019（令和元）年8月30日公布、2020（令和2）年4月1日施行）により、学位請求論文に係る評価に当たっての基準を公表することが義務付けられたことに伴い、既定の修士論文審査基準及び博士論文審査基準（以下「学位請求論文審査基準」）を再点検するとともに、新たな学位請求論文審査基準を2020（令和2）年度大学院要項に掲載し、学位請求論文審査を行う体制を整えている。審査基準の第3項「③審査項目」には、7項目からなる審査項目が定められており、この審査項目に沿った審査を確実に行うよう学位請求論文審査の運営を確立するというのが、上掲達成目標の意図するところである。

従来は審査項目7項目のみをもって審査基準としていたが、その運用としては、学位請求論文最終試験の当日に主査・副査の教員に対して、審査項目を書面で配布するにとどまっていた。2020（令和2）年度には、審査基準の整備を踏まえて、審査項目に沿った審査運営を明確化する取り組みが開始された。まずは、第4回経済学研究科委員会（9月29日）において、修士課程の論文発表会の実施方法及び日程を議決する際に、研究科長から指導教員に対して、大学院要項掲載の審査基準を再度確認した上で論文発表会の指導を行うよう要請がなされた。日常の論文指導、論文発表会、最終審査という過程全体を通して、審査基準を重視する方針が示されたことは、達成目標実現のための重要なステップである。

今後は、審査報告の際に、審査項目との対応関係を明確化する報告が行われるような措置をとることが求められる。なお博士論文については、詳細な審査報告が作成・提出されるので、研究科委員会の場において、審査項目を基準にしたチェックを行うことが容易であり、今後はより意識的なチェックを求めていけばよい。これに対して修士論文については、主査・副査作成の簡略な所見が提出されるが、研究科委員会には口頭での報告となるため、審査項目との対応を確保する何らかの措置が必要となる。

(1)学位請求論文審査基準（特に審査項目）に則った審査が既定の方針であることは既に教員の間で確認されており、今回、論文発表会の指導に際しての審査基準の重視が確認されたので、今後2021（令和3）年1月の最終試験時に改めて審査基準に基づく審査を促していけば、学位請求論文審査基準に基づく審査の徹底を図れる見込みである。

(2)修士論文審査に際して重要となる「(1)に沿った審査報告の徹底」については、未達成である。

長所・特色

学位請求論文審査基準が整備されたこと、及び、日常の論文指導、論文発表会、最終審査という過程の全体を通して学位請求論文審査基準を重視するという方針が示されたことは、達成目標実現に向けた取り組みとして評価できる。

問題点

修士論文の審査報告について、審査項目との対応を明確にすることが求められているが、どのような措置をとるかが未定であることは問題点といえる。修士論文最終試験における業務負担の分量から考えて文章化は困難であるとしても、まずは簡単な方法から始めることができるのではないか。例えば、主査・副査に審査項目7項目に対応する段階評価表(1～5、○×△等)への記入を求め、研究科委員会で審査報告する際に併せて口頭で報告する、という方法もある。

④根拠資料

- ・大学院要項 88、94-95 ページ。
- ・令和2年度第4回経済学研究科委員会記録（議題6）

<学位授与方針に明示した学習成果を適切に把握及び評価しているか> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

現行は指導教員の指導に委ねつつ、合同で実施している中間論文発表会で修士（博士）論文作成に向けた途中経過報告を求めることで、指導教員以外の教員も指導に参加する形をとっているが、これらの過程を明確化するように努める。

②評価の視点

- (1) 論文指導時の指導基準の公表を検討する
- (2) 論文指導基準などに基づく指導の実践

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関して、経済学研究科においては、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を学位課程ごとに定め、それに沿って学位請求論文の審査を進めるための基準として、修士論文審査基準及び博士論文審査基準（以下「学位請求論文審査基準」）を定め運用している。学位課程ごとの学位授与の方針及び論文審査基準は既に大学院要項に明示し、学生への周知が図られている。日常の演習や研究論文指導における担当教員による指導と、中間論文発表会における集団的な指導とのいずれにあっても、学位授与の方針及び論文審査基準を指導基準として利用することになっている。以上より、論文指導時の指導基準は公表されていると言える。

評価の視点(2)に関して、2020（令和2）年度第4回経済学研究科委員会（9月29日）において、COVID-19の影響で延期されていた修士課程の中間論文発表会の実施方法及び日程を議決する際に、研究科長から指導教員に対して、2020年度大学院要項に学位請求論文審査基準が掲載されたことに注意を促し、各自それを確認した上で論文発表会の指導に臨むよう要請がなされた。これにより、指導教員及びそれ以外の教員が、学位請求論文審査基準に示されている修士論文に求める要件（審査項目7項目）を満たすことを意識した指導

を行うことができた。但し、文書化による評価の共有には至っておらず、2021（令和3）年度の指導に向けて、学位授与の方針及び学位請求論文審査基準に照らして学修成果の確認をどのように行うかについて今後検討していくことが必要である。以上より、論文指導基準などに基づく指導の実践については、過程を明確化するための検討が未着手な状態である。

長所・特色

論文指導時の指導基準が公表されていること、及び、中間論文発表会において各教員が学位請求論文審査基準にある審査項目7項目を意識した指導を行っていることは評価できる。

問題点

日常の研究指導、中間論文発表会、論文審査という流れの中で、学位授与の方針及び学位請求論文審査基準を学習成果の評価・確認の基準としてどう運用するかに関して、運営委員会または研究科委員会の場で検討が始まっていない点は問題である。まずは、日常の指導を経て中間論文発表会へと進む過程において、学位請求論文審査基準を利用した学習成果の評価・確認をどういう形で行うか（口頭伝達か文書化か）という問題から検討を始めていけばよいのではないか。

④根拠資料

- ・令和2年度大学院要項 47、88、94-95 ページ。
- ・令和2年度第4回経済学研究科委員会議事録（議題6）。

<大学院進学志望者の学修ニーズに対応した教育課程の編成について> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

議論を深め、教育課程編成に向けた案作成を目指す。

②評価の視点

(1) 経済学研究科内の意見収集

特に神田キャンパスで学ぶ社会人学生の学修ニーズの把握・分析に努める。
アカデミックな研究をする学生を確保する方策を検討する。

(2) 神田大学院開講・他研究科との議論

おそらく(1)の神田大学院に係る部分は多様なニーズがあると想定される。経済学研究科のリソースだけで検討を深めることには限界があるとも考えられるため、神田大学院で開講している法学研究科・商学研究科のリソースを確認しつつ議論を深める。

(3) 開講科目の充実

修士論文作成に向けた学生の研究ニーズ把握・分析などに基づき、開講科目の充実を図る。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関して、入学願書の記入内容や指導教員による聴き取り情報に基づき社会人学生の学修ニーズを把握する予定であったが、2019（令和元）・2020（令和2）年度

入学者のうち、神田キャンパスで学ぶ社会人学生にはいわゆるアカデミックな研究を志望する学生がおらず、この面で進展は見られない。アカデミックな研究を志す学生の学修ニーズについて教員間で意見交換を行うにとどまっているのが現状である。

評価の視点(2)に関して、プロフェッショナル・コース(神田開講)志望学生については、願書への記入から、商学研究科開講のソーシャルビジネス分野科目への関心が見いだされ、また従来から、資格試験(例えば中小企業診断士二次試験)対応のための他研究科科目の学修ニーズも潜在的に存在すると推測される。これについては、研究科長が大学院委員会開催の機会などに日常的・不定期に他研究科との間で意見交換を行っている段階である。ただし、2020(令和2)年度はCOVID-19の影響を受け、経済学研究科内(運営委員会等)で対面による本質的な議論が行えない状況にあり、まだ研究科としてのまとまった意見を形成できていないため、研究科長による他研究科との意見交換も一般的なものとどまっている。教育課程の編成に向けての議論の深化は、2021(令和3)年度以降の課題である。

評価の視点(3)に関して、修士論文作成に向けた学生の研究ニーズに対しては、個々の科目における内容上の工夫や、個々の科目の研究科間の相互乗り入れ制度によって対応しているのが現状である。前者については、プロフェッショナル・コース(神田開講)の財政・税制研究分野の学生(特に社会人、専門学校出身学生)において経済理論の基礎的学修へのニーズが見いだされたため、2018(平成30)年度より財政学関係の科目の一部をそうした学修に充て、ニーズの高い学生の履修を誘導していること、及び、いわゆるコロナ禍の中で海外研究者との交流不足を補うニーズが発生したため、全コース共通科目である「特殊問題特論」(全研究科・専攻修士課程共通授業科目ではあるが経済学研究科教員が担当者)の授業内で2021(令和3)年度に海外研究者によるオンライン講義を行うことにしたことが挙げられる。後者については、プロフェッショナル・コースの学生におけるソーシャルビジネス分野の研究ニーズに応じて、2020(令和2)年度に商学研究科開講の「ソーシャルビジネス特論」を経済学研究科関連科目に指定したことが挙げられる。2020(令和2)年度はCOVID-19対策のために、経済学研究科内で対面による会議(運営委員会等)を開催できず、こうした個々のニーズを体系化して把握・分析し、教育課程の編成につなげるための検討には着手できていない。

長所・特色

学生の学修及び研究ニーズとの対応の追求を明示的に意図しながら教育課程を検討していくという方向性は、学生の研究関心の展開を支援するという教育的配慮に裏打ちされており、評価できる。

問題点

全体に日常的・散発的な情報収集・意見交換の域を超えた検討が行われていないことが問題点として挙げられる。COVID-19の影響が後退するであろう2021(令和3)年度以降、改めて、教育課程編成案の作成に向けて、運営委員会及び研究科委員会における議論を深めていくことが望まれる。

④根拠資料

- ・令和元年度第8回経済学研究科委員会資料(議題5)。
- ・令和2年度第5回経済学研究科委員会資料(議題5)。

<学生の学修環境の整備> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

生田大学院のハード面整備はほぼ完了したのを受け、神田大学院のハード面の整備が図れるようにすると共に、講義内で学生が修士論文作成につながるような講義環境の充実を図る。

②評価の視点

(1) ハード面の整備

2020（令和 2）年度から商学研究科が神田キャンパスに完全移転するタイミングにあり、教室、教員研究室、大学院生研究室などの配置を決めるタイミングにある。経済学研究科の学生の研究環境が充実するような配置となるよう努める。

(2) 講義環境の充実

アカデミックな研究をする学生が神田キャンパスでも学んでいる状況に鑑み、学生が修士論文作成につながるような講義環境の充実を図るべく働きかける。

③点検・評価の状況

現状説明

2020（令和 2）年 2 月に、大学院事務部から「令和 2 年度商学研究科の神田キャンパスへの移転に伴う教室・施設の利用について」（以下「利用について」）が提示され、経済学研究科の授業に使用する教室、経済学研究科学生が利用できる研究室（自習室）、教員の控室とロッカー使用、院生が利用できるパソコン・プリンター、について概要が示された。当初、2020（令和 2）年 4 月の新学期開講時に研究科委員会の場で、神田授業担当教員に対して、教室・施設の利用に関する意見の提出、学生の意見の聴取を要請する予定であったが、2020（令和 2）年度前期の入構制限により要請には至らなかった。後期に対面授業が始まってからようやく、第 4 回研究科委員会（9 月 29 日）の場で、研究科長から、経済学研究科の学修環境における変化をまとめた上で改めて神田授業担当教員から意見を募る方針が提起された。2020（令和 2）年度末に、後期授業期間中における教室・施設の使用を踏まえて、意見の取りまとめを行い、学生の研究環境及び教員の講義環境の充実という観点から改善が必要な点があれば、要望としてまとめていく予定である。

評価の視点(1)に関して、神田キャンパスの教室・施設の利用について、構想の段階で検討を行う機会はなかったため、「利用について」に提示された環境変化を前提として検討を進めることになっている。経済学研究科の学生にとって研究環境上の不利益があれば、経済学研究科から改善の意見を表明していくことになる。現在のところ、意見集約に必要な手続きは着実に進められている。

評価の視点(2)に関して、教員が修士論文指導を進める上で良好な講義環境を確保するという観点からも、「利用について」に提示された環境変化について検討を進めることになっている。(1)と同様に、検討に向けて必要な手続きは着実に進められている。

長所・特色

2020（令和 2）年度 4 月からの神田キャンパスの環境変化について、2020（令和 2）年度秋の対面授業開始後に意見集約の手続きが速やかに取られたことは評価できる。

問題点

検討作業が遅れていることは問題点であるが、あくまでも COVID-19 対策に伴う外的制約によるものであり、今後、意見の取りまとめ、検討、要望の提出という手続きを着実に

進めていくなれば、問題とするには当たらない。

④根拠資料

- ・令和元年度第 12 回大学院委員会資料「令和 2 年度商学研究科の神田キャンパスへの移転に伴う教室・施設の利用等について」。
- ・令和 2 年度第 4 回経済学研究科委員会記録（報告事項 3）。

[1 0] 法学研究科

〔10〕 法学研究科 点検・評価

＜学生の学習を活発化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞ （評
定： **S**・A・B・C）

①達成目標

学生の学習を活発させ効果的に教育を行うために必要な措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 学生の学習を活発化して効果的な教育を行うために行われている措置の状況
- (2) 教育課程の編成および実施方針と教育方法の間の整合の度合い
- (3) 教育研究上の目的および課程終了時に要求される学習成果を達成できる授業の実施状況
- (4) シラバスの作成と活用の状況
- (5) 学生に対する履修指導の状況
- (6) 学生の学習を活性化して効果的な教育を実現するための専修大学内部質保証推進委員会との連携の状況

③点検・評価の状況

現状説明

修士課程、博士後期課程ともに、教育課程の編成・実施方針の実現を可能にする多様な授業が置かれている。学生は、自己の研究内容に応じて、コースワーク（特殊講義の科目群）とリサーチワーク（演習を中心とした論文指導）を適切に組み合わせることができるようになっている。また、2020（令和2）年度に新たな履修モデルの策定を行い、学生各自の目的に広く対応できるよう、研究者志望者用および職業別に設定した。修士課程と博士後期課程では、年次ごとに必修科目を設けて体系的な学修を促すとともに、各学生の研究に必要な科目を選択できるようになっており、履修モデルと合わせて効果的な学修が可能となっている。

各科目のシラバスには、それぞれ、到達目標、講義概要、講義計画、使用する教科書や参考文献、成績評価方法が明確に書かれており、授業の各回について、行うべき予習と復習の内容が明記されている。シラバスは、学生が活用するのみならず、教員が相互に授業内容を知り、授業内容の適切さを確保することにも資するものとなっている。

履修科目の選択においては、履修モデル等を参照しながら、指導教員が学生と個別に面談して、各学生に最適な科目の履修が可能となるような体制を採っている。

専修大学内部質保証推進委員会による改善策等運営・支援に関しては、今後、その協力体制について検討を行いたい。

長所・特色

本モデルは、同年度中にホームページで公開して、法学部早期卒業制度利用による大学院法学研究科への受験希望者及び法学研究科の在学生在が、学習成果を効果的に達成できるようにする。指導教員が履修指導をする際、学生の学習を活性化させることにも大いに有効である。

問題点

該当なし

④根拠資料

・「資料 1 (法学研究科履修モデル)」参照。

<成績評価、単位認定および学位授与を適切に行っているか> (評定: S・**A**・B・C)

①達成目標

成績評価、単位認定および学位授与が適切に行われていると評価できるように制度的措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置の状況
- (2) 卒業・修了要件の明示と、学位授与における実施手続及び責任体制の整備の状況
- (3) 学位請求論文審査基準の明示の状況
- (4) 成績評価、単位認定および学位授与に関する、専修大学内部質保証委員会の運営・支援による適切性担保の状況
- (5) 学位審査および修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置の状況

③点検・評価の状況

現状説明

シラバスにおいて成績評価の基準を示して、それに基づいて評価を行っており、研究科長による相談体制も確保されていることから、成績評価について一定の客観性・厳格性が担保されている。

卒業・修了要件を大学院要項等で明示している。また、学位請求論文の審査について、修士課程と博士後期課程について、それぞれ7項目からなる審査基準を大学院要項等において明示している。

学位審査は、複数人(主査等)による学位請求論文の審査と学位請求論文を中心とした試問による最終試験からなる。論文審査と最終試験の結果は、法学研究科委員会で審議される。このように、複数人による審査と法学研究科委員会の審議を組み合わせることで、学位の審査と修了認定の客観性と厳格性が確保されると考えられる。

専修大学内部質保証推進委員会による改善策等運営・支援に関しては、今後、その協力体制について検討を行いたい。

長所・特色

学位審査と修了認定の客観性・厳格性については、複数人で審査し研究科委員会で審議する手続き制度を設定しており、確保されている。成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置については、シラバスに成績評価の基準を大まかに示しており、研究科長による相談体制がとられていることから、一定程度講じられていると考える。

問題点

該当なし

④根拠資料

・「資料 2 (「2020 大学院要項」抜粋)」参照。

<学位授与方針に明示した学生の学習効果を適切に把握及び評価しているか> (評定:

S・**A**・B・C)

①達成目標

学位授与方針に示した学生の学習効果を適切に把握する。

②評価の視点

- (1) 学習成果を測定する方法の検討と実施の状況
- (2) 学習成果を測定するにあたっての、専修大学内部質保証推進委員会との連携の状況

③点検・評価の状況

現状説明

指導教授による講義や論文指導を通じて、随時学生の進捗状況を把握し、学習成果を測定することを可能としている。

専修大学内部質保証推進委員会による改善策等運営・支援に関しては、今後、その協力体制について検討を行いたい。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

該当なし

〔 1 1 〕 文学研究科

〔11〕文学研究科 点検・評価

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生の学習を活性化し、効果的な教育を行うための様々な措置を講じている。

②評価の視点

履修指導

③点検・評価の状況

現状説明

シラバスには各科目の授業計画の詳細の他、授業内容を踏まえた事前及び事後の学習ポイントや必要事項を明示し、原則としてシラバスに即した適切な授業運営を行っている。また授業時間内はもちろん、時間外においても各専攻及び各教員は学生との間に電子メール等を用いた連絡体制を敷き、学習や研究を活性化させるための質問を受け、助言や指示を適宜与えている。教員の連絡先やコンタクト方法については、年度当初のガイダンス等で説明するほか、シラバスにも適宜掲載している。こうした措置を適期に講じることを通じて、学修の活性化を促し、効果的な教育を行うための適切な履修指導が達成できている。

長所・特色

上記の現状のもと、次のような長所・特色のある取り組みを展開し、学習の活性化や効果的な教育をめざした履修指導を図っている専攻もある。英語英米文学専攻では、専攻の性質上、講読などのコースワーク及び研究指導でのリサーチワークはともに十分な学習時間を求めている。歴史学専攻では、学外での発掘調査及び資料調査等に積極的に参加させ、学内外の学会や研究会等への参加を指導して、学習の活性化に取り組んでいる。地理学専攻では、地理学空間情報処理室、地理学地図・資料室及び地理学実験室等を活用して、学生の学修を活性化し、効果的な教育や履修指導を行っている。社会学専攻では、社会調査実習室、社会学統合資料室、社会学パソコン室等を活用して、必要な学生の学修を活性化、効果的な教育を行っている。

また、学生はシラバスを閲覧することにより、早い段階で学修及び研究に関する計画を立案でき、必要に応じて臨機に修正することもできる。本学独自の人材育成の視点である21世紀ビジョン「社会知性の開発」に照らした場合、自律的な社会活動を推進できる有為な人物の育成を効果的に進めることができる。これに関連して、次のような長所・特色を持つ専攻もある。英語英米文学専攻では、修士課程・博士後期課程ともに、学位取得に向けたスケジュールによる指導体制を提供できている。地理学専攻では、各教員が開講する「地域研究」(修士課程)、「地域特別研究法」(博士後期課程)では、年間30回の全授業について各回の指導内容をシラバスで詳細に示している。

問題点

該当なし

④根拠資料

・専修大学 Web 講義要項 (シラバス) [大学院用]

<https://syllabus.acc.senshu-u.ac.jp/syllsenshug/top.do>

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。

②評価の視点

学位授与における実施手続及び体制の明確性

③点検・評価の状況

現状説明

学位授与のための重要な審査項目の一つである修士論文及び博士論文については、主査・副査による論文閲読や、発表会もしくは報告会(口述試験)での口頭発表や質疑応答等を通じて評価している。評価をもっぱら担当する主査・副査は、専任教員の合議(各専攻の専攻会議等)で決定され、学生にも明示している。いずれの専攻においても、最終的な合否判定(学位授与の可否)は専任教員全員の合議で決定し、適切に処理されている。また研究科委員会でも全員合議による最終審査を適切に実施している。このように、学位授与に係る実施手続きや責任体制は明確かつ適切である。

長所・特色

上記の現状のもと、次のような長所・特色のある取り組みを展開し、適切な学位授与に向けた実施手続きや体制を整備している専攻がある。地理学専攻では、主査・副査による個別審査とは別に、全教員が出席する最終口頭試問を修士課程・博士後期課程のいずれにおいても実施し、書面及び口頭の両面で学位請求論文の内容について客観的かつ厳格な評価を行っている。心理学専攻では、学位授与は指導教員個人のみによるのではなく、副査制度と心理学専攻の口述試験により行われ、さらに研究科委員会における最終審査を経て授与されるものであることを学生に教示している。社会学専攻では、修士課程・博士後期課程とも、2年次以降に修士論文及び博士論文中間報告を行うことを義務付けている。修士学位審査においては主査の他に副査を2名、博士学位審査においては主査の他に副査3名を選出することで、学位審査及び修了審査の客観性及び厳格性を確保するための措置を講じている。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・大学院要項 2020
- ・専修大学 Web 講義要項 (シラバス) [大学院用]
<https://syllabus.acc.senshu-u.ac.jp/syllsenshug/top.do>
- ・文学研究科委員会資料 (2019 (令和元) 年度 第13・14回)

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生の学習成果を適切に把握及び評価している。

②評価の視点

専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用

③点検・評価の状況

現状説明

学位請求論文を評価指標として学習成果を把握及び評価している。学習成果に関する満足度等のアンケート調査を学生本人に対して実施している専攻もある。また学生が専門分野の性質を適切に理解したうえで就職活動が行えるよう、卒業生を招いたセミナーを開催し、その際に卒業生の視点で大学院における学習成果の評価方法に関する意見を教員と交わす企画を導入している専攻もある。

指標の導入と運用については、各専攻の専門研究に基づく学位請求論文を課し、適切に行っている。指導教員は学位請求論文の執筆開始前及び執筆中において、研究内容に関して具体的かつ効果的な助言を随時与えるように努め、演習授業等での発表（配付資料やスライド等）を通じて学習成果の蓄積状況を定性的・定量的に測定している。

長所・特色

社会学専攻では、学位請求論文提出後、主査・副査以外の教員も参加して、それぞれの口述試験を実施している。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・専修大学 Web 講義要項（シラバス）〔大学院用〕
<https://syllabus.acc.senshu-u.ac.jp/syllsenshug/top.do>
- ・地理学専攻 0B/0G 就職セミナー案内チラシ（2019年12月）

[1 2] 経営学研究科

〔12〕 経営学研究科 点検・評価

<学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

指導教授及び副指導教授による複数指導体制による適切かつ組織的な研究指導を行う。

②評価の視点

- (1) 指導教授および副指導教授の「講義」・「演習」を積極的に履修し、有効な研究指導がなされているか
- (2) 留学生に対する研究サポート体制が十分機能しているか

③点検・評価の状況

現状説明

修士課程では、1年次に指導教授と相談のうえテーマ及び履修する講義科目を決定し、研究に関する知識の修得を目指している。また1年次後期において、自ら設定したテーマで中間研究報告会を実施している。この中間研究報告会では、学生が選択したテーマに関連した指導教授以外の教員から質疑が行われ、1年次末までに副指導教授を選任している。2年次には指導教授、副指導教授が開講している講義科目や演習科目の履修を推奨し、多くの学生が指導教授及び副指導教授の演習を履修している。加えて修士2年次における中間研究報告会では、指導教授及び副指導教授、他分野の教員からの質疑がなされる。

2020（令和2）年度はCOVID-19の影響もあり、副指導教授の選任が遅れたものの、修士学位請求論文提出予定者全員に副指導教授を選任し、修士課程における副指導教授制は有効に機能している。

博士後期課程では、副指導教授制はまだ制度化されていないが、指導教授以外の授業の履修を推奨している。

また留学生に関しては副指導教授に加え、2年次に日本人のチューターを採用し、論文執筆のサポートをしている。

長所・特色

修士課程において、副指導教授を導入し、複数指導体制を確立し、その仕組みが有効に動いている。

問題点

博士課程においてははまだシステム化されていないため、研究科全体として複数指導体制が確立しているとまではいえない。

④根拠資料

- ・大学院要項、経営学研究科議事録

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学位請求論文の審査手続および審査基準を明文化する。

②評価の視点

- (1) 博士学位請求論文における予備審査が有効に行われているか
- (2) 学位請求論文の評価基準が明確になっているか
- (3) 学位請求論文の審査手続きが明確になっているか

③点検・評価の状況

現状説明

博士学位請求論文の審査にかかわるフローチャートを作成し、該当学生がいつまでに予備審査論文を提出し、その結果本論文をいつまでに提出すべきか、わかりやすく提示している。予備審査においても、予備論文審査委員からの指摘を提出者にフィードバックできる体制も整備し、博士学位請求論文の質の向上に有効に機能している。本論文提出後の審査に関しても、概ねの流れをフローチャート上に示している。2020（令和2）年度において、博士学位請求論文の提出が2件あり、明示されたフローチャートに従い、手続きが進んでいる。また2名のうち、1名は博士学位請求論文の最終提出を半年間延期する制度の申請を行っており、博士学位請求論文の審査制度は有効に機能している。

修士学位請求論文については、指導教授および副指導教授の演習科目の履修、中間報告会での報告、修士学位請求論文の提出、口述試験という流れで行っている。

長所・特色

該当なし

問題点

学位請求論文の評価基準に関しては、現在提示しているものがあるものの、より明確な基準とするために、ループリクを活用した測定などに関して検討する必要があると考えている。本来であれば2020（令和2）年度において詳細を再検討する予定としていたが、COVID-19の影響から議論が進まず、現時点において評価基準の策定まで至っていない。

④根拠資料

- ・大学院要項
- ・経営学研究科議事録

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学位請求論文の質を担保するために、段階的な指導を実施する。

②評価の視点

- (1) 学生たちが自ら研究テーマの設定することができているか
- (2) 学生たちがデータや資料に基づく分析を積み重ね、研究成果をまとめられているか
- (3) 学生たちが自らの研究成果を外部の学会等を含めた様々な研究発表会等で発表しているか

③点検・評価の状況

現状説明

修士課程では、1年次に指導教授のもとで研究テーマの設定を前期中に行い、後期にそのテーマに関する中間研究報告会を行っている。1年次の前に副指導教授の選任を行い、2年次には指導教授及び副指導教授が連携し、修士学位請求論文の完成を目指している。中間研究発表会は他の学生も出席しており、学生間の意見交換の場としての機能も果たしている。

博士課程においても、各年次において中間研究報告会を実施し、研究の進捗状況の確認および指導教授以外の教員からの有益なアドバイスをもらい、博士学位請求論文の完成を目指している。加えて、博士課程の学生に対しては、外部の学会での報告に関する支援制度を実施しており、これらも有効に活用されている。

2020（令和2）年度において、博士学位請求論文の予備論文を提出した者が2名いた。2名ともにフローチャートが明示されていることから、自らどのような手続きで博士学位取得まで必要なか理解できたため、このような成果となったと考える。また指導する教員にとっても、博士課程の学生に対しフローチャートを示しながら、段階的に指導できるようになった点も、このような成果につながったといえる。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・大学院要項
- ・経営学研究科議事録

<入学者の質を維持しつつ、定員の充足を目指す様々な措置を講じているか> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

入学者の質の向上を目指しつつ、定員を充足させる。

②評価の視点

- (1) 学内から進学する学生を増加させるための工夫がなされているか
- (2) 他大学から進学する学生を増加させるための工夫がなされているか
- (3) 入学を希望する留学生を増加させるための工夫がなされているか

③点検・評価の状況

現状説明

学内に対する大学院進学説明会の開催を年1回、学内及び学外に対する大学院進学説明会を年2回開催している。大学院進学相談会に来た学生が受験している例もあり、有効に機能しているといえる。加えて今年度（2020（令和2）年度）より、年1回だった学内進学試験を後期にも開催することとし、学内からの進学者増のための施策を実施している。

また2019（令和元）年度より、留学生の志望数を増加させるために、日本語学校に出向いての大学院進学相談会の実施、日本語学校での出張講義などを実施し、志願者増を目指

している。また COVID-19 の影響もあり、今回は WEB を用いた学内説明会も実施し、志願者増を目指した。また 2020（令和 2）年度において、日本語学校からの推薦入学制度の導入の検討を始めたが、COVID-19 の影響もあり、まだ導入決定までは至っていない。

また大学院の受験資格の判定に関し、修士課程に加え、博士課程においても、内規を制定し、受験資格判定の明確化を図り、質の高い受験生の確保を目指した。

長所・特色

該当なし

問題点

志願者に関してはある程度の人数を確保できているものの、入学者の質の向上を目指す観点から厳正なる入学試験を実施しているため、最終的な入学者数は定員を大きく下回っている状況である。優秀な志願者を増やすためのさらなる施策を検討する必要がある。

④根拠資料

- ・経営学研究科議事録
- ・各種説明会案内資料

[1 3] 商学研究科

〔13〕 商学研究科 点検・評価

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか＞（評
定：S・A・**B**・C）

①達成目標

学生の研究活動を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じる。

②評価の視点

- (1) 研究活動を活性化し、効果的に教育を行うためのカリキュラム（科目展開）の状況
- (2) 研究活動を活性化し、効果的に教育を行うための支援体制（チューター制など）の状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)について、商学研究科では、「アカデミックコース（生田キャンパス開講）」と「ビジネスコース（神田キャンパス開講）」を設け、前者は理論研究を中心とした科目展開、後者は応用研究、もしくは実務適用を中心とした科目展開を図っている。また、商学研究科修士課程では、近年の社会・経済的变化や学生のニーズに対応して、「商学実務特論Ⅰ・Ⅱ」「ロジスティクス特論Ⅰ・Ⅱ」「ロジスティクス特論演習Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルビジネス特論Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルビジネス特論演習Ⅰ・Ⅱ」を設けた（2018（平成30）年度新入生より適用）。

「大学院ガイドブック」及び「大学院要項」において学生が履修計画を立案する際の指針となる履修モデルを提示している。商学専攻（アカデミックコース、ビジネスコース）では、4つの科目群（マーケティング科目群、ファイナンス科目群、グローバルビジネス科目群、ビジネスインテリジェンス科目群）の専修科目と履修することが望まれる関連科目を示している。会計学専攻（アカデミックコース、プロフェッショナルコース）では、2つの分野（財務会計分野、管理会計分野）の専修科目と履修することが望まれる関連科目を示している。この履修モデルにより系統的な学修への取り組みを促している。

評価の視点(2)について、修士課程に在学する外国人留学生のためのチューター制度を設け、同一の学生と一対一の指導（日本語や研究などのアドバイス）を行っている。また、日本語論文対策講座（90分×12回、前期に2クラス展開）を設け、学术论文の執筆に必要な日本語の読み書き能力の向上を図っている。修士論文・博士論文の作成においては、集団的指導体制を敷いており、学生は副指導者によるアドバイスを求めることができるようになっている。

長所・特色

該当なし

問題点

評価の視点(2)について、チューターによる指導を希望する外国人留学生と、チューターとなる学生との数的バランスがうまく合わないことがある。2019（令和元）年度は、応募した外国人留学生が10名であったのに対して、日本人のチューターは4名しかおらず、一部のチューターに負担がかかってしまった。日本語論文対策講座では出席状況があまり芳しくない（2018（平成30）年度の出席率は70.5%、令和元年度は50.1%）。また、集団的

指導体制を十分に活用していない学生も一部にみられる。

④根拠資料

- ・専修大学 Web 講義要項「商学実務特論Ⅰ・Ⅱ」「ロジスティクス特論Ⅰ・Ⅱ」「ロジスティクス特論演習Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルビジネス特論Ⅰ・Ⅱ」「ソーシャルビジネス特論演習Ⅰ・Ⅱ」(大学ホームページ)
- ・大学院ガイドブック、および大学院要項

<成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行う。

②評価の視点

- (1) 成績評価、単位認定及び学位授与に関する諸規程の状況
- (2) 成績評価、単位認定及び学位授与(評価・審査体制)の状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)については、専修大学大学院学則の第3章教育課程、第4章課程修了の認定、第5章学位授与、及び専修大学学位規程の第2章修士の学位、第3章博士の学位において規定されている。学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、「専修大学大学院ガイドブック」「大学院要項」「大学院学生募集要項」に記載するとともに、大学ホームページにて公開している。

評価の視点(2)については、上記大学院学則と学位規程に基づいて、修士論文審査基準、リサーチ・ペーパー審査基準、博士論文審査基準を設けている。学位請求論文の審査基準では、修士論文および博士論文が備える全般的な必要条件を示すだけでなく、学位請求論文が満たすべき形式的基準及び実質的基準を示している。また、「商学研究科課程博士論文に関わる申し合わせ事項」として、学位請求論文の提出と受理、審査に関する手続きと評価・審査体制が明文化されている。

長所・特色

該当なし

問題点

諸規定の詳細な見直しを図る必要がある。

④根拠資料

- ・専修大学大学院学則および専修大学学位規程
- ・専修大学大学院ガイドブック、大学院要項、大学院学生募集要項

<学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価する。

②評価の視点

- (1) 学習成果を適切に把握及び評価するための教育体制（指導報告書等）の状況
- (2) 学習成果を適切に把握及び評価するための活動（研究の中間報告等）状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)については、論文作成における集団的指導体制を敷いており、副指導者による指導報告書の提出によって指導体制の強化を図っている。集団的指導体制のもと、複数の教員による学生指導と段階的に実施される論文発表会への参加により、学生の多面的・段階的な指導及び評価を可能にしている。

評価の視点(2)については、修士1年次には分野別発表会（11月）、2年次には中間発表会（9月）を実施し、博士2年次には分野別論文中間発表会を年2回（前期・後期各1回）、3年次には研究論文発表会を実施している。

長所・特色

該当なし

問題点

評価の視点(2)については、修士2年次の中間発表会への修士1年次の参加状況が芳しくないことから、具体的な対策が求められる。

④根拠資料

- ・ 専修大学大学院学則及び専修大学学位規程
- ・ 専修大学大学院ガイドブック

[1 4] 二 部 教 育

〔14〕 二部教育自己点検・評価実施委員会

＜低単位修得学生に対する学修指導について＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

低単位修得学生の修学状況を把握、改善する為に個人面談を実施し、その結果を踏まえ、今後の学修指導の在り方について検討する。

②評価の視点

- (1) 成績通知に併せて、低単位修得学生に対し、面談を実施する文章を送付する。
- (2) 面談に際し、修学調査シートの提出を義務付ける。
- (3) 低単位修得学生のデータを抽出し分析をする。

③点検・評価の状況

現状説明

卒業要件単位数 124 単位と履修制限単位数(1 年次 40 単位、2・3 年次 44 単位、4 年次 40 単位)を考慮し、2019 (令和元) 年度前期の面談においては、2 年次については 2018 (平成 30) 年度修得単位 6 単位以下の学生 (34 人) については警告文を送付し、3 年次については、2018 (平成 30) 年度までの修得単位と 2019 (令和元) 年度後期履修登録単位の合計が 40 単位未満の学生 (24 人) には卒業不可通知を、50 単位未満の学生 (19 人) には警告文を、5 月 31 日に送付した。後期の面談においては、1 年次については 2019 (令和元) 年度前期修得単位 6 単位以下の学生 (7 人) については警告文を送付し、2 年次については、2019 (令和元) 年度前期までの修得単位と後期履修登録単位の合計が 40 単位未満の学生 (13 人) には卒業不可通知を、50 単位未満の学生 (10 人) には警告文を、9 月 11 日に送付した。2020 (令和 2) 年度前期は COVID-19 のため対面での実施を見送り、オンラインでの実施を検討したが、学生の通信環境によってはオンラインでも面談が難しい可能性があったため、オンラインでの実施も見送ったが、後期は、2・3・4 年次を対象とし、さらに卒業に向けて多くの学生との面談を行えるように基準を改めた上、2 年次については 2020 (令和 2) 年度前期までの修得単位と後期履修登録単位の合計が 40 単位未満の学生 (4 人) には卒業不可通知を、50 単位未満の学生 (4 人) については警告文を送付し、3 年次については、2019 (令和元) 年度までの修得単位と 2020 (令和 2) 年度後期履修登録単位の合計が 84 単位未満の学生 (21 人) には卒業不可通知を、88 単位未満の学生 (5 人) には警告文を、4 年次については、2019 (令和元) 年度までの修得単位と 2020 (令和 2) 年度後期履修登録単位の合計が 124 単位未満の学生 (47 人) には卒業不可通知を、124 単位の学生 (18 人) には警告文を、9 月 7 日に送付した。

2019 (令和元) 年 6 月 24 日から 7 月 6 日、10 月 7 日から 19 日の平日 5 時限目及び土曜日 3・4 時限目に対面で、2020 (令和 2) 年 10 月 7 日から 31 日にオンラインで、対象者で希望する者と、その者に事前に記入させた修学調査シートに基づき個人面談を実施した (2019 (令和元) 年度前期は、2 年次 [警告] 7 人、3 年次 [卒業不可] 1 人、3 年次 [警告] 3 人、後期は、1 年次 [警告] 2 人、2 年次 [卒業不可] 1 人、2 年次 [警告] 1 人、2020 (令和 2) 年度後期は、2 年次 [卒業不可] 1 人、2 年次 [警告] 2 人、3 年次 [卒業不可] 5 人、3 年次 [警告] 3 人、4 年次 [卒業不可] 11 人、4 年次 [警告] 1 人)。そして、低単位に至った事情、卒業後の進路等について聴取するとともに、適宜助言を与えた。

また、教員による面談とは別に、2019（平成 31）年 3 月 28 日から 4 月 17 日の履修登録期間に二部事務課窓口において二部事務課員による履修登録相談を行った（2 年次〔警告〕2 人、3 年次〔卒業不可〕1 人）。

2019（令和元）年 7 月 23 日の第 3 回二部教務委員会及び 11 月 13 日の第 4 回二部教務委員会、2020（令和 2）年 12 月 9 日の第 3 回二部教務委員会において面談対応結果について報告し、面談担当者と意見交換をするとともに、2019（令和元）年度と 2020（令和 2）年度で面談した学生の単位修得不振の要因に違いがあるか、前年度に引き続き面談対象となった学生の修学状況に変化があるか等、修学調査シートの分析を行った。経済的要因が不振につながっているとの予測に反し、面談にきた学生の場合には、授業がわからない等の勉強面に大きな要因があるようだという事、2020（令和 2）年度においてはオンライン授業に対応できずに学習意欲が低下した結果、低単位修得にとどまった学生がいたことが判った。また、2019（令和元）年度と 2020（令和 2）年度共に履修登録の段階で躓いている学生がいたことから、2021（令和 3）年度は、4 月の履修登録機関に二部事務課員に学生の履修相談に応じてもらうこととした。

長所・特色

該当なし

問題点

低単位修得学生に文書で面談通知を送付し、二部事務課員からも個別に面談の呼びかけをしているが、面談実施率は低い水準にある（2019（令和元）年度前期 14.3%、後期 13.3%、2020（令和 2）年度後期 23.2%）。低単位修得学生全てが面談などに応じているわけではないため、低単位修得学生の修学状況の全体像を把握するにはデータが不足している。面談・相談にきた学生は、助言により改善がみられていることから、面談実施率の改善に向け、2019（令和元）年 11 月 13 日の第 4 回二部教務委員会及び 2020（令和 2）年 6 月 30 日の第 1 回二部教務委員会、12 月 9 日の第 3 回二部教務委員会において委員から出された意見を基に、学生への連絡方法等を再検討している。

2020（令和 2）年度ではオンラインで実施したことで面談率が向上したことから、次年度以降引き続きオンライン上でも実施することを検討したい。

④根拠資料

- ・ 2019 年第 4 回二部教務委員会会議資料、同議事録
- ・ 2020 年第 1 回二部教務委員会会議資料、同議事録
- ・ 2020 年第 3 回二部教務委員会会議資料、同議事録
- ・ 学生への面談通知（警告通知文）
- ・ 学生への面談通知（卒業不可通知文）
- ・ 学生への履修相談通知（警告通知文）
- ・ 学生への履修相談通知（卒業不可通知文）
- ・ 修学調査シート

<学生の授業履修上の不都合の解消について> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

時間割の適正配置に努める。

②評価の視点

- (1) 二部教務委員会及び二部設置学部教務委員会・カリキュラム委員会、全学カリキュラム協議会など、教務を担当する組織と情報交換を密にし、連携を強化する。
- (2) 平日6・7時限目、土曜日1～4時限目における授業展開の平準化を図る。

③点検・評価の状況

現状説明

これまで二部教務委員会では、二部設置学部の教務委員会・カリキュラム委員会、全学カリキュラム協議会、さらに学部長懇談会等を通じて授業の集中を分散する依頼をしてきたところである。しかし、二部開講科目は兼任講師の依存率が高く、本務校の授業等の関係があり、すぐに移動を依頼することは難しい状況にある。また、担当する専任教員の多くも、生田キャンパスから神田キャンパスへの移動等があり、授業曜日時限を平準化することが難しい状況にある。

2019（令和元）年5月21日の第1回二部教務委員会及び2020（令和2）年6月30日の第1回二部教務委員会において二部授業科目の展開数及び履修状況を確認し、二部教務委員でもある二部設置学部の教務委員・カリキュラム委員を通じて各学部具体的な曜日時限を挙げて科目展開の平準化を依頼するとともに、科目担当者を決定する時期に、改めて各担当者にも比較的授業配当に余裕のある曜日時間への配置を依頼することにした。

その結果、2019（令和元）年度は木曜日6時限目の授業では、62展開から56展開になったことで集中が若干改善された。2020（令和2）年度は月曜日6時限目の授業において、65展開から54展開になったことで集中が若干改善された。また、7時限については、34展開から41展開と増加した。

長所・特色

該当なし

問題点

いまだ特定の曜日・時限に授業が集中しており、状況の改善は十分ではない。二部の学生募集が停止されたことを踏まえ、在学生の卒業要件単位の修得に支障の出ないようにするとともに、卒業率向上のため、引き続き、適正な時間割配置について、関係所管と情報交換を密にし、連携を強化するとともに、依頼を行っていく必要があると考える。

5時限目教養科目の二部学生の履修者が近年増加傾向にあることから、5時限目のさらなる活用を教養系科目運営委員会、人文社会科学系科目運営委員会と調整していきたい。

④根拠資料

- ・2019年第1回二部教務委員会会議資料、同議事録
- ・2020年第1回二部教務委員会会議資料、同議事録
- ・2019年度二部時間割
- ・2020年度二部時間割

〔 1 5 〕 全学カリキュラム関係

〔15〕全学カリキュラム関係 点検・評価

<授与する学位ごとに、卒業認定・学位授与の方針を定め、公表しているか> (評定：
S・**A**・B・C)

①達成目標

課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した卒業認定・学位授与の方針の適切な設定及び公表を行う。

②評価の視点

- (1) カリキュラム・マップの作成
- (2) 卒業認定・学位授与の方針とカリキュラム・マップの整合性

③点検・評価の状況

現状説明

2017(平成29)年4月に公表した学科ごとの卒業認定・学位授与の方針は、三つの階層で構成される「本学学士課程教育における学修成果を示す共通観点」(以下、「共通観点」という)の第2階層である「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」の4つの観点を網羅したものとなっている。2019(令和元)・2020(令和2)年度には、新学部・学科設置および全学的なカリキュラム改正に伴って三つの方針の見直しが行われたが、基本的な構造は踏襲されている。

全学カリキュラム協議会では、こうした点を踏まえ、2019(令和元)年10月1日開催の協議会において、議長から「カリキュラム・マップの作成について(願)(案)」を提案し、10月10日の学部長懇談会での意見に基づく修正を加えた後、協議会委員に対して正式にカリキュラム・マップの作成を依頼した。作成したカリキュラム・マップは、2019(令和元)年12月3日の全学カリキュラム協議会、12月5日の学部長会、12月10日の教授会で確認した。

両者の関係については、卒業認定・学位授与の方針の箇条書きとした各記述の文末に共通観点第2階層の各観点をカッコ書きで記載し、カリキュラム・マップは、その第2階層に対する各授業科目の対応状況を示すものであることから、構造上、卒業認定・学位授与の方針とカリキュラム・マップの整合性は取れていることとなる。これを学科ごとに検証した結果、すべての学科の卒業認定・学位授与の方針において第2階層の各観点が網羅され、カリキュラム・マップではすべての観点到が付されていることから、両者の整合性を確認することができた。

しかしながら、各観点到に付された○の数については、学科間の差異が大きい印象であるため、今後、内容の修正等を行う場合には、ガイドライン等の作成を検討することが必要であると考えられる。また、本学のカリキュラム・マップが卒業認定・学位授与の方針の記述への対応を示すものではなく、観点到への対応を示すものであることや、空欄のままとしている項目があることなどから、抜本的な構造の変更についても、検討の余地がある。

なお、これらに関連することとして、教育開発支援委員会との連携により、2020(令和2)年度の講義要項(シラバス)においては、各授業科目と卒業認定・学位授与の方針との関連を明示している。

長所・特色

本学のカリキュラム・マップは、各学科が定める卒業認定・学位授与の方針の記述と各

授業科目との対応を示す形とはせず、学修成果を示す共通観点「知識・理解」「関心・意欲・態度」「技能・表現」「思考・判断」との対応で示すことから、全学的な共通性を有し、学科間の比較なども容易なものとなっている。

問題点

本学のカリキュラム・マップが卒業認定・学位授与の方針の記述への対応を示すものではなく、観点への対応を示すものであるため、様式の共通性と作成作業が難解ではないことのメリットはあるものの、卒業認定・学位授与の方針の記述で求めている内容に対応しているか否かについて判断がつかない面もある。

また、現在空欄のままとしている授業科目ごとの「到達目標」および「アクティブ・ラーニング」といった項目の扱いなども含め、抜本的な構造の変更についても、検討の余地がある。

④根拠資料

- ・ 三つの方針
- ・ カリキュラム・マップ
- ・ 全学カリキュラム関係自己点検・評価実施委員会における検討状況について（報告）

<授与する学位ごとに、教育課程編成・実施の方針を定め、公表しているか> （評定：

S・**A**・B・C)

①達成目標

教育課程編成・実施の方針と学位授与の方針を適切に連関させる。

②評価の視点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の連関
- (2) 教育課程編成・実施の方針とカリキュラム・マップの整合性

③点検・評価の状況

現状説明

2017（平成 29）年 4 月に公表した学科ごとの教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針との適切な連関を重視し、「教育課程」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」の 3 項目で構成しており、そのうちの「学修成果の評価方法」の内容が、卒業認定・学位授与の方針に掲げる各記述と連関している。

そして、2018（平成 30）年 11 月 6 日開催の全学カリキュラム協議会では、従来の項目に加えて「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」と「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」を設けることを提案し、2020（令和 2）年度当初に公表した内容には、ネットワーク情報学部を除いて、それらが含まれている（一部構成が異なるネットワーク情報学部においても、内容の面では同様）。これにより、卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針の連関が、一層明確なものとなっている。

教育課程編成・実施の方針とカリキュラム・マップの整合性については、教育課程編成・実施の方針を構成する各項目の記述が卒業認定・学位授与の方針の内容に基づいた内容となっていること、そして、卒業認定・学位授与の方針の各記述に付している観点が共通観点の第 2 階層であり、カリキュラム・マップはそれに基づいて構成されていることから、構造上、両者の整合性は取れていることとなる。

ただし、教育課程編成・実施の方針とカリキュラム・マップとを並べて見た場合に、方針の記述からカリキュラム・マップの内容を読み取ることが容易ではなく、内容的な検証が困難であるといった課題が残っている。

長所・特色

教育課程編成・実施の方針に「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」と「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」を設けることで、従来よりも卒業認定・学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針の連関が明確になっている。

問題点

教育課程編成・実施の方針とカリキュラム・マップとを並べて見た場合に、方針の記述からカリキュラム・マップの内容を読み取ることが容易ではなく、内容的な検証が困難である。具体的には、専門科目における科目区分を設定（たとえば「基礎科目」「基幹科目」「発展科目」「応用科目」「関連科目」など）している学科において、カリキュラム・マップからはそれらを読み取ることができない。また、必修科目、選択科目の別や、単位数、配当年次などについても、記載がないため確認することができない。これは、カリキュラム・マップの様式にカリキュラム上の構造や要件が記載されていないことが原因であり、今後の検討課題となっている。

④根拠資料

- ・三つの方針
- ・カリキュラム・マップ
- ・全学カリキュラム関係自己点検・評価実施委員会における検討状況について（報告）

<教育課程編成・実施の方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性をはかる。また、教育課程の編成にあたって、順次性及び体系性について一層の充実をはかる。

②評価の視点

- (1) 教育課程編成・実施の方針と教育課程の整合性
- (2) 科目ナンバリングと教育課程の整合性

③点検・評価の状況

現状説明

本学の教育課程編成・実施の方針は、ほとんどの学部・学科で「教育課程」「学位授与の方針を踏まえた教育課程編成の方針」「学位授与の方針を踏まえた教育課程実施の方針」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」で構成され（ネットワーク情報学部は「教育課程」「教育内容・方法」「学修成果の評価方法」）、概念的な方針の記述とはせずに、卒業認定・学位授与の方針との関連を明記しつつ、教育課程の構造や内容等についても詳細に説明している。

そして、「学修成果の評価方法」には、卒業認定・学位授与の方針で掲げる要件について、修得すべき単位数等を教育課程上の具体的な内容で示している。このことから、教育課程

編成・実施の方針と教育課程の整合性は取れているといえる。

科目ナンバリングと教育課程の整合性については、科目ナンバリングの水準コードごとに科目数と分野コードの配置状況を示した学科別の表を作成し、検証を行った。その結果、共通する傾向として、以下の4点が確認された。

- ・水準コード「0」には、全学カリキュラム協議会関係科目のみが配置されている。
- ・水準コード「1」には、多くの全学カリキュラム協議会関係科目が配置されているが、専門科目については、低年次に配当されている必修科目等、学問分野の入門的位置づけの授業科目に絞って配置されている。
- ・水準コード「2」「3」は、全学カリキュラム協議会関係科目では中級から上級レベルの外国語科目が主となり科目数も絞られているが、専門科目では各学科の方針に基づいた、多様な授業科目が配置されている。
- ・水準コード「4」は、ゼミナール、卒業論文等、学士課程で学修する最高水準の授業科目が配置されている。

これらから、各学科の教育課程は、教育課程編成・実施の方針と科目ナンバリングの趣旨を適切に踏まえて設定されているものと考えられ、科目ナンバリングと教育課程の整合性が取れていると判断できる。今後は、学科単位で分野コードに基づく学修成果の検証などを行うことで、教育課程の順次性および体系性について、一層の充実が期待できる。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・三つの方針
- ・全学カリキュラム関係自己点検・評価実施委員会における検討状況について（報告）

[1 6] 教育開発支援関係

〔16〕 教育開発支援関係 点検・評価

＜ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に行う。

②評価の視点

- (1) 新任教員教育支援説明会の実施状況
- (2) 教育開発支援 NEWSLETTER および授業のツールボックスの発行状況
- (3) FD 関連講演会等の開催状況

③点検・評価の状況

現状説明

教育内容・方法の改善を図ることを目的とした組織的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動として、新任教員教育支援説明会の実施、教育開発支援 NEWSLETTER の発行およびFD研修会を実施した。授業のツールボックスについては、2019（平成31）年3月31日に第7版を発行し、2020（令和2）年度末にもあらためて改訂版を発行する方向で、現在、教育開発支援委員会で検討している。

新任教員教育支援説明会は、2019（平成31）年度は4月1日に開催して参加教員が65名（専任33名、兼任32名）であり、2020（令和2）年度も4月1日に開催し、参加教員は67名（専任25名、兼任42名）であった。両年度とも、教育開発支援委員会から授業のツールボックス、専修大学ポータル、respon および視聴覚機器の利用について、情報科学センターから CoursePower の利用について説明した。

教育開発支援 NEWSLETTER は、第38号（2019（平成31）年3月31日）、第39号（2019（令和元）年11月30日）、第40号（2020（令和2）年3月31日）、第41号（2020（令和2）年11月30日）を発行した。各号の概要は次のとおりであり、本学における教育内容・方法等の改善に資する内容を掲載したことは、評価できる。

第38号	2019・2020年度の各種取組に伴う変更点 専修大学におけるIR (Institutional Research) 活動について
第39号	GPS-Academic および卒業生アンケートの分析結果について
第40号	学修成果の検証について PBL型授業について
第41号	GPS-Academic および卒業生アンケートの分析結果について

FD研修の開催状況は以下のとおりであり、2019（令和元）年12月以降に実施した研修については、教員参加者が大幅に増加している。これは、研修を学部ごとの実施に変更したことが奏功したものと考えられ、望ましい状況となってきた。

実施日	内容	参加者数
2019年 7月24日	respon 利用研修会	14名（専任教員6名、職員8名）
2019年12月10日 2020年 1月10日	講義要項（シラバス）作成についてのFD研修	専任教員336名
2020年10月13日	ループリック活用についてのFD研修	専任教員378名

長所・特色

教育開発支援 NEWSLETTER には、教育開発支援委員会と教務課 IR 担当者との協働による GPS-Academic の分析結果なども掲載している。その中において、卒業認定・学位授与の方針の検証などを行っていることは、理念・目的の実現に資する取り組みとなっている。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・ 新任教員教育支援説明会配布資料一式（平成 31・令和 2 年度）
- ・ 教育開発支援 NEWSLETTER 第 38 号・第 39 号・第 40 号・第 41 号
- ・ 授業のツールボックス 第 7 版
- ・ FD 研修関連資料（respon 利用研修会、講義要項（シラバス）作成についての FD 研修、ルーブリック活用についての FD 研修）

<教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

ティーチング・アシスタント（TA）、授業補助員（SA）等の教育研究活動を支援する体制を整備する。

②評価の視点

- (1) ティーチング・アシスタント（TA）・授業補助員（SA）制度の利用状況
- (2) ティーチング・アシスタント（TA）・授業補助員（SA）制度の適切性

③点検・評価の状況

現状説明

2015（平成 27）年度に行われたティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）制度の改正は、教育開発支援委員会による改善提案に基づくものであり、委員会では、制度改正後の利用状況の確認および適切性の検証を継続して行っている。

ティーチング・アシスタント（TA）および授業補助員（SA）の採用が許可された授業数については以下のとおりであり、制度改正前の 2014（平成 26）年度と比較して、2019（令和元）年度までは件数の増加が確認できることから、改正内容が利用状況に反映されているものと判断している。

年度	授業数	年度	授業数	年度	授業数
2014 年度	950	2017 年度	1,175	2020 年度	920
2015 年度	1,175	2018 年度	1,164		
2016 年度	1,172	2019 年度	1,060		

また、制度を利用した教員から提出される「業務報告書」については、毎年度 7 月頃の教育開発支援委員会で前年度の内容を確認し、制度の運用状況および適切性を検証している。

件数が減少した 2020（令和 2）年度については、今般のコロナ禍によりティーチング・

アシスタント (TA) および授業補助員 (SA) の勤務がオンラインとなったことが、主な要因であると考えている。

なお、ティーチング・アシスタント (TA) および授業補助員 (SA) に採用された学部学生および大学院学生に対しては、例年、「TA・SA 業務研修会」を年度当初に開催しているが、2020 (令和 2) 年度については、コロナ禍の影響により実施することができなかった。そのため、2020 (令和 2) 年 10 月に、専修大学ポータルアンケート機能を利用した「TA・SA オンライン業務研修会」を実施した。

長所・特色

該当なし

問題点

教員と TA・SA とのミスマッチが生じている現状を今後の課題と認識しており、改善に向けた取り組みとして、TA・SA に配布している「ティーチング・アシスタントと授業補助員のこころえ」や、教員向けの「ティーチング・アシスタント (TA)、授業補助員 (SA) 制度利用に際しての留意事項」などについて、内容の見直しを計画している。

④根拠資料

- ・ティーチング・アシスタントと授業補助員のこころえ
- ・ティーチング・アシスタント (TA)、授業補助員 (SA) 制度利用に際しての留意事項
- ・令和 2 年度 TA・SA オンライン業務研修会 TA・SA の心得
- ・令和 2 年度 TA・SA オンライン業務研修会 説明資料
- ・TA・SA オンライン業務研修会后アンケート

<教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか>
(評定: **S**・A・B・C)

①達成目標

教育課程及びその内容、方法に関して、適切な根拠 (資料、情報) に基づき点検・評価を行う。

②評価の視点

- (1) GPS-Academic の分析
- (2) 卒業生アンケートの分析

③点検・評価の状況

現状説明

GPS-Academic の結果と、本学が保有する学生の情報 (GPA 等) などの各種 IR 情報を用いて、三つの方針を踏まえ、本学学士課程教育の適切性等について検証を行っている。

2019 (令和元) 年度は、「GPS-Academic の概要」「思考力スコアと諸要因」「卒業認定・学位授与の方針の検証」について、教務課 IR 担当者との協働により分析を行い、報告書を作成した。報告書の内容については、内部質保証推進委員会の学部部会で説明した。

卒業生アンケートの分析結果については、教育開発支援 NEWSLETTER 第 39 号に「卒業生アンケートの経年変化」「自由記述のテキスト分析」を掲載するとともに、集計結果の詳細を専修大学ポータルの「ライブラリ」に掲載した。

2020（令和2）年度には、GPS-Academicに自由記述設問を大学が設定できる仕様となったため、これも教務課 IR 担当者との協働により、自然言語処理の技術であるトピックモデルを用いて文書を分類し、自由記述設問から得られた膨大なデータを分析した。この分析結果については、報告書をまとめて内部質保証推進委員会の学部部会で報告した。そして、教育開発支援 NEWSLETTER 第 41 号には、分析結果の概略を掲載するとともに、前年度から継続して卒業認定・学位授与の方針の検証や卒業生アンケートの分析結果についても掲載した。

これらは、他大学と比較しても先駆性および独自性のある取り組みであり、高く評価できるものと考えている。

長所・特色

教育開発支援委員会と教務課 IR 担当者との協働で行った、GPS-Academic 等で得られた各種データの分析は、定性的な分析にとどまりがちな卒業認定・学位授与の方針の検証や自由記述のデータなどについても、専門的な統計手法を用いて定量的な分析結果を導き出すなど、他大学と比較しても先駆性および独自性のある取り組みであり、本学の内部質保証システムにも重要な役割を果たしている。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・教育開発支援 NEWSLETTER 第 39 号・第 41 号
- ・令和元年度 GPS-Academic の分析結果について（報告）
- ・トピックモデルを用いた GPS-Academic の自由記述の分析（報告）

[1 7] 資 格 課 程

〔17〕 資格課程 点検・評価

《教職課程》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）を適切に行っているか。

②評価の視点

- （1）同一科目のシラバス内容の統一
- （2）教職に関する科目内容について教職コアカリキュラムとの内容の整合性

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度から教育職員免許法及び同施行規則が改正され教職課程コアカリキュラムが導入された。教職課程コアカリキュラムは、教育職員免許法及び同施行規則に基づき全国全ての大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示すものであるため、教職課程では教職コアカリキュラムに基づき、2019（令和元）年度から年次進行で同一科目のシラバス内容の統一を進め、2020（令和2）年度には「教育の基礎的理解に関する科目」等と「各教科の指導法」に関する科目のうち1・2年次対象科目についてシラバスの内容を統一化した。

また、上記の科目について、専任教員の共通項目作成者を中心に教職コアカリキュラムとの整合性をはかり他の教職担当者との間で内容の点検、確認を行った。

長所・特色

教職課程全体で、教職コアカリキュラムに適合した授業展開を実施することができるようになり、同一科目を受講する各学生に向けて、共通の授業内容の展開を可能にすることで教育効果が上がる。

また、「教育の基礎的理解に関する科目」等と「各教科の指導法」の多くの科目でシラバス内容を統一することで、全ての学年を対象として教員免許取得に向けた体系的な教職課程カリキュラムを整えられる。

問題点

統一シラバスの目的やその内容、作成方法について、専任教員の共通項目作成者と他の専任教員との間での理解を深く共有する必要があることと、統一シラバスの目的やその内容、授業実施方法について、兼任講師に対してより適切に周知する必要がある。

④根拠資料

- ・講義要項（シラバス）
- ・教職課程認定申請の手引き（文部科学省総合教育局教育人材政策課）
- ・講義要項（シラバス）の共通化に関するお願い【平成31年度】
- ・講義要項（シラバス）の共通化に関するお願い【令和2年度】

＜ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。＞ （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的に行っているか。

②評価の視点

専任教員と兼任講師との資格課程懇談会の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

FD活動の一環として毎年7月に資格課程懇談会を実施してきている。2019（令和元）年度は兼任講師による教職課程の課題や問題点の意見収集を行うだけでなく、兼任講師にむけてのキャンパス・ハラスメント防止研修の講習会を行った（出席者：28名中、専任9名、兼任13名）。しかし、2020（令和2）年度は、COVID-19防止対策のために資格課程懇談会を実施することができなかった。

2020（令和2）年度は、ほとんど全ての科目でオンライン授業を準備、実施しなければならなかった。資格課程懇談会を実施できなかったが、この機能を補うために専任教員が分担して各兼任講師の相談窓口となり、オンライン授業に関する情報伝達、情報交換や意見収集を行っている。

長所・特色

2019（令和元）年度は資格課程懇談会を実施することで、学外の視点による教員組織の改善・向上の取り組みが可能となっており、同時に、本学の各種取り組みや、文科行政への対応などを伝達し意見交換することで、専任・兼任にかかわらず教員の資質向上に効果を上げた。2020（令和2）年度は資格課程懇談会を実施することができなかったが、主にオンライン授業の準備や実施に関する相談窓口を通して、各兼任講師からの学外の視点による授業改善等に関する情報を収集している。

問題点

対面での資格課程懇談会の実施が困難な場合には、それを補うためにオンライン等による実施の方法も検討しなければならない。また、いずれの方法を取るにせよ、資格課程懇談会への教職課程担当教員の参加を最大限に引き出すための工夫を引き続き検討する必要がある。

④根拠資料

- ・令和元年度資格課程懇談会結果（報告資料）
- ・オンライン授業等に関する兼任講師等の先生方からの問い合わせ対応のお願い【専任】
- ・オンライン授業等に関する問い合わせの対応について（資格課程科目）【兼任】
- ・専修大学資格課程 問い合わせ先メールアドレス一覧

＜学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生の進路（就職）に関する適切な支援（進路選択に関わる支援やガイダンスの実施）を行っているか。

②評価の視点

- (1) 教員採用試験対策講義の実施状況
- (2) 教職相談員による教職相談の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

○2019（令和元）年度

2019（令和元）年は8月3日、6日、8日、16日に教員採用試験1次試験合格者（卒業生を含む）に対して、教員採用試験2次対策講義を開催し、面接、模擬授業、グループ討議などの指導を行った。受講生は延べ77名であった。

また、7月13日、11月30日には2020（令和2）年度教員採用試験受験予定者（1年次～4年次）に対して、教員採用試験対策特別講義を開催し、各教育委員会の採用試験の概要説明や2次試験合格者の体験談および質疑応答を行った。受講生は7月13日29名、11月30日15名であった。

教職相談員2名を配置し生田校舎で3展開、神田校舎で1展開教職相談を行った。前期、後期ともに、毎週一定の曜日時限に教職相談員が待機することで、教職に関する多岐に亘る相談内容に個別に対応した。相談者は延べ206名であった。また、教職を希望する学生のニーズにより教員採用試験に向けた準備の中でも取り組みにくい「教育論文」対策を目的に「教職相談ミニ自主講座」を2019（令和元）年9月30日～2020（令和2）年1月20日に実施した。参加者は延べで38名であった。

○2020（令和2）年度

2020（令和2）年は、8月3日、8月5日、8月6日、8月18日に教員採用試験1次試験合格者（卒業生を含む）に対する教員採用試験2次対策講義を開催し、面接、模擬授業、グループ討議などの指導を行った。受講生は延べ58名であった。2020（令和2）年は新たに7月14日、7月21日の2日間に東京都教育委員会受験者を中心に、面接票、指導案等の作成指導を行った。受講生は延べ16名であった。

また、7月11日、11月28日には2021（令和3）年度教員採用試験受験予定者（1年次～4年次）に対して、教員採用試験対策特別講義を開催し、各教育委員会の採用試験の概要説明や2次試験合格者の体験談および質疑応答を行った。受講生は7月11日12名、11月28日31名であった。

教職相談は、COVID-19の拡大により前期中の相談は中止になったが、後期から教職相談員2名を配置して、オンラインによる教職相談を行った。相談内容は、教職相談、教育実習指導、教員採用（就職）支援等、幅広く対応している。相談日に関しては、毎週一定の曜日時限（週3日）に教職相談員が待機することに合わせ、希望者と相談の上適宜実施する枠を1つ設けることで、教職に関する多岐に亘る相談内容に個別かつ柔軟に対応することができた。受講生は延べ21名であった。

長所・特色

教員採用試験対策講義は多くの受講生が集まり、受講した学生から実際に採用試験合格者を一定数輩出しており、支援効果を上げている。また、教職課程全体での実施体制が整備されてきており、多くの専任教員が特別講義の指導にあたっている。さらに、実施回数を増やし開催日を工夫することで、時間的な余裕をもって十分な教員採用試験二次試験対策を行えるようになってきている。

教職相談には経験豊かな専門の教職相談員が教職に関する様々な相談に対応することで、教職課程を受講する学生のニーズに十分に応えている。また、オンラインを活用することで、場所や時間の制約にとらわれない相談体制を整備し、学生にとってアクセスがしやすくなっている。

問題点

教員採用試験 2 次対策講義については、複数の自治体を受験する学生のニーズに対応すべく、多様な自治体の試験内容の在り方を踏まえた指導を工夫する必要がある。

教職相談の実施方法については、対面とオンラインを組み合わせるなどして、学生にとってアクセスしやすく、学生の多様なニーズにより適切に対応できる実施方法の工夫が必要である。

採用試験対策講義に対応した教員の負担や、ボランティアとして対応した教育相談員の待遇を検討する必要がある。

④根拠資料

- ・平成 31 年度 教職相談員について（案）
- ・令和元（2019）年度 教職相談実施状況【年間】
- ・令和元年度 教職相談 ミニ自主講座（後期）
- ・令和元年度 教員採用試験対策特別講義実施結果
- ・令和元年度 教員採用試験受験結果
- ・令和 2（2020）年度 教職相談員について【後期】
- ・令和 2（2020）年度 教職相談実施状況【年間】
- ・令和 2 年度 教員採用試験対策特別講義実施結果
- ・令和 2 年度 教員採用試験受験結果

《司書・司書教諭・学校司書課程》

<教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に行っているか。

②評価の視点

文部科学省による「学校司書のモデルカリキュラム」にもとづく、学校司書課程カリキュラムの検討及び改善状況

③点検・評価の状況

現状説明

2018（平成 30）年度に開設した「学校司書課程」は、「司書教諭や他の教職員と協働しながら、学校の教育課程の展開と児童生徒の利用の一層の促進に資することのできる専門的な知識・技能をもつ実践力ある学校司書の養成を行うこと」を理念とする。受講生は主に、学校図書館に関心をもつ司書課程の学生であるが、現職の学校司書や学校司書としての就職を希望する社会人などの科目等履修生もいる。本学において所定の単位（必修科目 26 単位）をすべて修得した者に対しては、本学より「学校司書課程修了証明書」が発行される。学校司書に対する学校教育現場の期待は高く、学校司書課程は、こうした現場の期待に応えられる人材を養成する有意義な役割を担っている。

長所・特色

該当なし

問題点

「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニング)の視点が設定された新学習指導要領の施行により、学校司書と教員との協働による教育の実践がこれまで以上に求められる状況にある。こうした実践においては、学校司書と教員との共通理解が不可欠であることから、学校司書も学校教育の理念や児童生徒の心身の発達等の知識を修得しておく必要がある。開設当初のカリキュラムは、必修科目である「学校教育概論」(2単位)において、これらの内容を修得するものであったが、教育現場の動向を踏まえて、さらに充実させる必要があると考えた。科目等履修生として学校司書課程を受講している現職の学校司書からも、学校教育に関する基本的な科目を履修したいという要望が寄せられていた。これらの状況をふまえ、教職課程科目の「教育原論」「心身の発達と学習の過程」「特別支援教育論」「教育課程論」を本課程の選択科目とするカリキュラム改正を行った。2020(令和2)年度のガイダンスや個別相談等において、新たなカリキュラムの趣旨等を学生に説明する予定であったが、感染予防により叶わなかった。2021(令和3)年度には、在学生に対する周知、情報提供、個別相談などを積極的に実施していく必要がある。

④根拠資料

- ・学校司書課程のカリキュラム

<https://www.senshu-u.ac.jp/education/shikaku/lib-school.html>

<ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的に行っているか。

②評価の視点

専任教員と兼任との資格課程懇談会の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

2019(令和元)年度の資格課程懇談会は、7月6日(土)に19名中、専任1名、兼任7名の出席者を得て開催した。2部構成とし、前半は教職課程と合同で、キャンパス・ハラスメント対策室長より、ハラスメントに該当する具体的な事例や、本学における防止態勢等の説明を受け、後半は専任・兼任間での懇談と情報共有を行った。後半の懇談では専任教員が、2020(令和2)年度の新学部の設置や商学部の神田キャンパスへの移転などを本学の情勢として説明した。兼任講師からは、双方向性のある授業の実践事例や、授業時の学生の状況などが報告された。また、前半のキャンパス・ハラスメントに関する説明に関して、特に本学の取組みを知ることができて有意義であった、本学に対する理解が深まったとの意見が聞かれた。2020(令和2)年度の開催は、感染予防のために見送られた。その一方で、オンライン授業等への対応について、専任教員と兼任教員間での情報交換を頻繁に行った。

長所・特色

資格課程懇談会は、専任教員と兼任講師が一堂に会する機会として長年にわたり開催しており、組織として一丸となった教育活動を遂行するうえで、極めて有効である。

問題点

専任・兼任間の意思疎通を図るうえで、一堂に会する機会を設定することの意義は大きい。授業運営に関わる意見交換とともに、2019（令和元）年度に実施したような、本学の（主に学生に関わる）態勢を担当者（役職者）が説明する取り組みは、今後も継続的に実施する必要がある。有意義なテーマの検討や、学内の様々な組織との連携が必要である。

④根拠資料

- ・令和元年度 資格課程懇談会（案）
- ・令和元年度資格課程懇談会結果（報告資料）

<学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生の進路（就職）に関する適切な支援（進路選択に関わる支援やガイダンスの実施）を行っているか。

②評価の視点

- (1) 図書館実習の実施状況
- (2) 図書館見学会や講演会の実施状況
- (3) 就職（進路）懇談会の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

(1) 図書館実習は、図書館の実務を実地で経験する機会を提供する授業科目外のプログラムである。担当教員は、学生の要望に応じた実習館の手配や手続き、及び、学生に対する事前指導を実施している。2019（令和元）年度は3名の学生が、公立図書館や専修大学図書館でそれぞれ実習を行った。（2020（令和2）年度は、感染予防のために実施しなかった。）実習期間中に学生が記録する実習ノートの記述内容や実習後の面談、及び、実習館が記載する評価票から、いずれの学生も意欲的に取り組んでおり、実習後の満足度が高いことを把握している。事後指導の機会として、実習報告会を開催している。

(2) 「学校司書」に関する理解を深めることを目的として、2020（令和2）年2月25日に、「学校司書に知っておいてほしい特別支援教育のこと」というテーマで、講演会を開催し、学内外の17名の参加者を得た。図書館見学会は、現場で働く職員の説明を受けながら、図書館の実情を学ぶ機会である。2019（令和元）年度は、学生が参加しやすい春期休暇中（2～3月）に実施する予定であったが、感染が危惧されたことから見送った。2020（令和2）年度も感染予防のために実施しないこととした。

(3) 就職（進路）懇談会は、図書館等で働いている現職者を招き、採用に至る過程や現在の仕事内容、司書として働くやりがい、学生時代に取り組んでいたことなどを学生と懇談する機会であり、毎年開催している。2019（令和元）年度は、私立学校の図書館に採用された卒業生を招いて1月7日に実施した。2020（令和2）年度は、感染予防のために開催を見送った。

長所・特色

該当なし

問題点

(1)～(3)はいずれも、学生が図書館で働く人々に実際に接する機会であり、図書館への就職に関する支援として、有効かつ適切である。参加者が少人数であることから、きめ細やかな対応が可能ではあるが、一方で、参加者数を増やすための取組み（日程調整や周知方法の検討など）も必要である。就職支援としては、専任教員が随時、学生からの個別相談に応じている。2019（令和元）年度は「二次試験の面接に備えてどのような準備をしたらよいか」という相談に対応した。特に4年生に対する就職情報の提供や、個別相談への対応を積極的に実施する必要がある。

④根拠資料

- ・令和元（平成31）年度 専修大学 「資格課程年報」 vol.22(令和2年3月31日発行)
https://www.senshuu.ac.jp/albums/abm.php?d=971&f=abm00012814.pdf&n=passo_vol22_web.pdf

《学芸員課程》

＜学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）を適切に行っているか。

②評価の視点

- (1) シラバスの内容と文部科学省モデルカリキュラムとの整合性
- (2) 学生の授業評価に基づくシラバスと授業内容の整合性

③点検・評価の状況

現状説明

学芸員課程科目の全てのシラバスを学芸員課程担当教員2名で文部科学省のモデルカリキュラムと整合するよう点検を行い、文部科学省モデルカリキュラムに従って、内容を整合性のあるものに変更した。シラバスの変更により、授業内容もより有効で適切性の高いものとなった。

また、授業評価の結果を踏まえ授業改善を行っており「シラバス（授業計画や時間数）に沿って行われていましたか」という質問項目について、「ややそう思う・そう思う」という答が2019（令和元）年度前期91.97パーセント、2020（令和2）年度前期75.56パーセントであることから一定程度シラバスと授業内容の整合性があることが確認できた。

長所・特色

シラバスの内容を、文部科学省モデルカリキュラムに従って変更することで、授業内容の標準化が図られる。

問題点

学生による授業評価アンケート結果から、学芸員課程履修学生の「宿題・課題、予習・復習にかけた勉強量はどれくらいでしたか」という質問項目に対して「1時間程度・2時間程度・3時間程度」という回答が2019（令和元）年度前期27.74パーセントにとどまった。文部科学省のシラバスに対する要点として、授業の予習・復習が位置付けられており、この点の改善の努力が必要である。また、今年度（2020（令和2）年度）は昨年度（2019（令

和元)年度)に比べ授業シラバス(授業計画や時間数)に沿って授業が行われていないことが明らかになった。これは、COVID-19に伴い対面授業からオンライン授業に変更になったことが原因として考えられることから、オンラインでの授業方法の改善が検討課題となっている。

④根拠資料

- ・図書館法施行規則の一部を改正する省令及び博物館法施行規則の一部を改正する省令等(平成21年4月)
- ・シラバス
- ・学芸員課程科目 令和元年度前期 学生による授業評価調査結果
- ・学芸員課程科目 令和2年度前期 学生による授業評価調査結果

<学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

学生の進路(就職)に関する適切な支援(進路選択に関わる支援やガイダンスの実施)を行っているか。

②評価の視点

(1)「学芸員課程セミナー」の開催状況

③点検・評価の状況

現状説明

「学芸員課程セミナー」は博物館、文化財関連の職業に就いた本学卒業生、および数々の著名な企画展運営に関わっているゲストスピーカーに、博物館、学芸員の仕事について講演いただき、学芸員課程を受講する学生の学修意欲を高めることと進路選択に関わる支援を目的に行っている。2018(平成30)年度は、2018(平成30)年12月15日に実施したが、2020(令和2)年度に開催を予定していた「第2回学芸員課程セミナー」については、専任教員2名により、内容と演者についての選定が進められていたがCOVID-19の発生により、開催を見送らざるを得ない事態となった。

長所・特色

2018(平成30)年12月15日に開催した第1回学芸員課程セミナーでは、実際に学芸員として活躍している卒業生2名及びゲスト・パネラー1名の講演会を行い、映像を交えて、就職の体験談と仕事内容についての詳細な講演が行われた。また、学生からの質疑応答に答えたことから、学芸員に対する関心が大いに高まり、有意な成果が得られた。参加者は学芸員課程の受講者を中心に学外の一般参加者を含め132名であった。

問題点

2021(令和3)年度に、あらためて「第2回学芸員課程セミナー」を開催する予定であるがCOVID-19の状況によってはオンラインで開催するなど、開催方法が検討課題になっている。

④根拠資料

- ・平成30年度 学芸員課程セミナー関係資料
- ・令和2年度 学芸員課程セミナー関係資料

[1 8] 圖 書 館

〔18〕図書館 点検・評価

<図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料を整備しているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

図書資料と電子媒体を有効・適切な方法によって収集し、利用者に効率的に提供する。

②評価の視点

- (1) 有効・適切な媒体での資料収集状況
- (2) 目録情報の更新・整備状況、新たな目録体系の検討状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関して、2020(令和2)年度前半は、COVID-19拡大の影響により図書館の臨時休館や図書・雑誌の納品の遅延など、これまでにない状況が発生していた。これらの状態を少しでも改善するためのサービス充実策として和洋電子ブックの試読・リクエストキャンペーン(非来館型)や、電子ブックの購入を積極的に実施し、紙媒体の従来型図書雑誌を補完する体制を強化した。電子ブックは和洋合わせて計89冊購入し、11月末時点で415アクセスされている。キャンペーン実施後、キャンペーンを実施した出版社以外の電子ブックの購入希望も寄せられており、電子ブックに関する認知が進んだと考えられる。リクエスト機能については、今後恒常的に設置する方向で検討を始めた。また、学生に向けたサービスとして、教職課程のための教科書コーナーの新設、資格関連コーナー資料の貸出など利便性向上のための環境を整備した。

評価の視点(2)に関して、不正確な情報を含む過去の目録情報について更新・整備作業を行った。『図書原簿』と目録データが不一致なデータ約7,500件の修正を完了した。また、除籍済みであるにもかかわらず国立情報学研究所(以下、NIIという)の総合目録データベース(以下、NACSIS-CATという)上において当館で「所蔵」扱いのままとなっていた図書約680件について、データ修正を終えた。

本学が目録データ作成の際に準拠しているNACSIS-CATが、軽量化・合理化を目的に再構築され、2020(令和2)年8月3日に運用が開始された。NACSIS-CATの再構築については、段階的に情報公開が進められてきたため、本学では、図書館関連イベントである「NII学術基盤オープンフォーラム」や「図書館総合展」等の機会を利用して最新情報の収集に努め、新たなNACSIS-CATに合わせた目録データ作成基準に関する本学図書館の対応方針を策定した。

長所・特色

電子ブック関連のキャンペーンは終了したが、終了後も電子ブックを希望する利用者が増えている。また授業利用に関する問い合わせも寄せられ、今後、電子ブックの認知度、利用率の向上が見込まれる。

学術機関リポジトリの論文にDOIを付与したことで、論文等への引用が行いやすくなった。

問題点

海外学術雑誌の高騰は媒体(冊子・電子)に関わらず続いており、継続的に購入する資

料について、一時的に新規申込の受付を停止せざるを得ない状況にある。今後も継続的に費用の支出を伴う図書資料の見直しが必要となるが、教育・研究環境整備のための新規受け入れについては、契約変更や購入中止と一体的かつ複合的に検討を行う必要がある。

④根拠資料

- ・令和元年度第7回図書館委員会諸報告（7）
「令和2年度導入サービスについて」
- ・第12回学部長会資料
「継続的に費用の支出を伴う図書資料（令和2年度申請受付分）について」
- ・専修大学学術機関リポジトリ（最終閲覧日：2020.12.3）
<https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/>
- ・図書課整理係「除籍日の日付が不正確な目録データ」
- ・図書課整理係「NACSIS-CATで所蔵扱いの除籍済み目録データ」
- ・図書課整理係「CAT2020運用開始に向けての方針について」

<国立情報学研究所が提供する学術情報コンテンツや他図書館とのネットワークを整備しているか。> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生の学修、教員の教育研究等に資するよう学術情報コンテンツの有効活用を図る。

②評価の視点

- (1) 学生・教員に必要な学術情報コンテンツ等の活用にかかわるサービスの整備状況
- (2) 他図書館との相互協力によるネットワークの整備状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関して、「データベースリンク集」の充実により学術コンテンツ利用環境の整備を進めた。加えて、専修大学学術機関リポジトリ「SI-Box」では、NIIの機関リポジトリサービスの利用を開始した。学術機関リポジトリに関するサーバ管理はNIIが行うため、本学はコンテンツの管理に集中できる。また、CiNii Articles（NII学術情報ナビゲータ[サイニィ・アーツィクルズ]：学協会刊行物・大学研究紀要・国立国会図書館の雑誌記事索引データベース）での検索など、利用者ならびに研究者の利便性向上が期待される。

評価の視点(2)に関して、他図書館とのネットワーク整備は、本館・生田分館では川崎市立図書館及び多摩区内の他大学との協定に基づき、多摩区民の利用を受け入れている。また、神田分館では千代田区立図書館との協定に基づき、千代田区民の利用を受け入れている。本館と2つの分館の全体で2019（令和元）年度のリピーターは約7割に達し、地域住民の生涯学習支援に寄与している。また、COVID-19拡大防止のための措置として、2020（令和2）年12月に、向ヶ丘遊園駅前のサテライトキャンパスに新しく返却ポストを設置する予定である。これにより、学外者への利用提供再開後には、生田校舎近隣の住民の活用にも資することが期待される。

COVID-19拡大防止に伴う在宅勤務の際に、NIIのセルフラーニング教材（NACSIS-CAT/ILLシステムをウェブ上で学習できる）を活用して図書課員の研修を行い、新しいシステムへの対応能力の向上を図った。

長所・特色

当面の間、コロナ禍が続くと予想される中、サテライトキャンパスに新しく返却ポストを設置することで、校舎内に立ち入ることなく図書の返却が可能となる。

問題点

他図書館とのネットワーク整備について、2020（令和2）年度はCOVID-19拡大防止に伴う本学図書館の対応として、地域住民の利用受け入れを休止している。（2020（令和2）年11月30日現在）

④根拠資料

- ・専修大学学術機関リポジトリ（最終閲覧日：2020.12.3）
<https://senshu-u.repo.nii.ac.jp/>
- ・令和元年度図書館利用統計-I-7) 図書館利用カード発行枚数（多摩区民・千代田区民）
- ・国立情報学研究所HP- NACSIS-CAT/ILL セルフラーニング教材
（最終閲覧日：2020.12.3）<https://hrd.nii.ac.jp/product/cat/slcat>
- ・物品の購入手配について（願）

<学術情報へのアクセスに関する対応を行っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学術情報へのアクセス環境を向上させる。

②評価の視点

- (1) 生田・神田両キャンパスにおける学術情報アクセス支援状況
- (2) 学生・教員への効果的な利用促進の取り組み状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関して、本学の電子資料（一部）の一括検索を可能とするディスカバリーサービスの提供を、2020（令和2）年4月に正式に開始した。本学で契約している主要なデータベース、電子ブック、学術図書と雑誌、電子ジャーナルが、タイトルや主題だけでなく全文からの検索も可能となり、より網羅的・機能的な情報検索が実現する。また、これまで個別に利用していたデータベースをまとめて検索できるので、その検索結果から個々のデータベースを確認するという逆の流れにより、個々のデータベースの利用率向上も期待される。

COVID-19拡大防止に伴う図書館の臨時休館期間以降、利用者支援の一環として、データベースなどの電子資料への学外からのアクセス方法をまとめた特設ページを開設した。特設ページを介した電子資料の利用方法に関する質問やIDの発行依頼なども増加し、学術情報アクセス支援としての非来館サービスの需要も高まっている。

評価の視点(2)に関して、例年、1年次全員対象の授業である「専修大学入門ゼミナール」にて実施する「図書館利用案内（基礎コース）」では本学所蔵資料の利用方法について、また、ゼミナール等の授業にて実施する「図書館利用案内（応用コース）」や教員の要請により個別に実施する「情報検索講習会」では、データベースなどのアクセス方法や利用方法の周知を行い、利用促進を図っている。しかし、今年度はCOVID-19拡大により、1年次全

員対象の入門ツアーが実施できないため、図書館入門ツアーの内容を YouTube にて公開した。図書館の概要、OPAC(MyLibrary)の使い方、各館のフロア案内、電子リソースなど計7本を公開し、12月3日現在、延べ13,121回視聴された。

今後、ディスカバリーサービスについては図書館広報誌への掲載を行い、「図書館利用案内(応用コース)」や「情報検索講習会」に対応した主要なデータベースの利用方法などの動画についても公開の検討を進めている。

長所・特色

ディスカバリーサービスでは、タイトルや主題のほか全文が検索対象となるので、これにより、参考資料を探すためのデータベース利用から、研究課題を探すためのデータベース利用へと利用用途が広がり、データベースの利用価値がより一層高まる。

特設ページでは、データベースによって異なる電子資料へのアクセス方法(学外からの学認やVPN、個別ID発行など)をまとめ、またオンラインレファレンスでの相談を受け付けることで、コロナ禍に対応する非来館型サービスの充実を図った。

図書館利用方法に関する動画を YouTube で公開したことは、図書館としては新しい試みとなった。今後の利用者教育での利活用についても転用可能と考えられ、試金石となった。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・専修大学図書館 HP-新型コロナウイルス感染症対応 特設ページ(学部学生・大学院学生・教職員向け)(最終閲覧日:2020.12.3)

https://www.senshu-u.ac.jp/library/SP_202004/

- ・専修大学図書館チャンネル(最終閲覧日:2020.12.3)

https://www.youtube.com/channel/UCFOI5BrqN6apM2CXAsyWV8w?view_as=subscriber

<学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)を整備しているか。>(評定:S・**A**・B・C)

①達成目標

学生の学習に配慮した適切な規模の図書館を構築する。

②評価の視点

- (1)生田・神田キャンパスの適切な座席数配置状況
- (2)学生の学習に適した開館状況

③点検・評価の状況

現状説明

(1)座席数については、2020(令和2)年4月神田新校舎に新図書館 Knowledge Base(靖国通り分館)が新設されたことにより、神田キャンパスでは学生収容定員6,478人に対し座席数621席、生田キャンパスでは10,017人に対し学生収容定員座席数1,087席となり、共に学生収容定員比率の約10%を確保している。

(2)開館時間については、春期休暇期間に行われるガイダンス期間中に本館・神田分館・Knowledge Baseの開館時間を延長するほか、利用が集中する試験期前には年間15日、法

科大学院分館で年間 25 日の休日開館を実施する予定であったが、COVID-19 拡大防止に伴い、前期はいずれも実施できなかった。そのため、来館利用に代えて、オンラインでの相談受付や図書郵送貸出、学内文献複写郵送等、非来館型のサービスを提供した。

後期授業開始日からは「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動レベル（2020（令和 2）年 9 月 21 日現在）」に準拠し、開館時間ならびに館内利用時間を延長した。また 11 月 2 日からは、対面授業出席者の利便性を考慮し、生田分館を除いた 4 館（本館・神田分館・Knowledge Base・法科大学院分館）で開館時間をさらに延長している。

長所・特色

2020（令和 2）年 4 月を予定していた Knowledge Base の開館は、COVID-19 拡大防止に伴い延期となっていたが、後期授業開始日にあわせ 9 月 21 日より開館し、11 月 2 日からは、さらに開館時間を延長してサービスを提供している。都心部に位置する IT 技術を活用した近未来型の学習用図書館として、高い利便性を追求している。

コロナ禍による影響は当面の間続くことが想定されることから、COVID-19 拡大防止のための措置として、向ヶ丘遊園駅前サテライトキャンパスに図書返却ポスト設置を予定している。危機管理及び利便性向上の両面において効果が期待される。

問題点

コロナ禍の状況を注視しながら、学生の学修に配慮した開館について注意深く検討する必要がある。

④根拠資料

- (1)・学校法人専修大学規程（専修大学学則、専修大学大学院学則、専修大学専門職大学院学則）
 - ・令和 2 年度学校法人基礎調査
- (2)・令和元年度第 6 回図書館委員会議題 4 「令和 2 年度図書館開館日程（本館・生田分館・神田分館・Knowledge Base・法科大学院分館）」
 - ・専修大学新型コロナウイルス感染症対策本部「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動レベル（令和 2 年 9 月 21 日現在）」
 - ・令和 2 年度第 4 回図書館委員会諸報告（1）「限定開館の開館時間変更について」

< 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者を配置しているか。
> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

研究、学修環境の変化に対応した図書館、学術情報サービスの提供体制を強化する。

②評価の視点

- (1) 図書館、学術情報サービスを適切に提供するための人員の配置状況
- (2) 図書館、学術情報サービスを提供するために必要な専門知識の習得状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1)2020（令和 2）年 5 月 1 日現在、図書館担当職員の人員配置状況は、管理職も含め、

以下の通りである。

【生田校舎】25名（うち、司書17名）を配置している。

【神田校舎】神田分館に8名（うち、司書7名）が配属されているほか、臨時雇員を5号館ラーニング・コモンズに4名配置している。また、今年度新設された Knowledge Base は、神田分館職員8名のうち2名をローテーションにより配置している。

事務組織内では、電子媒体による資料の充実と活用を図るため、2020（令和2）年5月から新規に電子資料係を生田校舎本館に設置し、課員4名を配置した。また、レファレンス業務は生田・神田校舎共に利用サービス係以外の係も動員して、課員各5名によるローテーションで利用者への対応を行い、よりきめ細やかなサービス向上に努めている。

(2) 図書館担当職員は担当業務や経験年数に応じて、私立大学図書館協会、神奈川県図書館協会、NIIなどが主催する各種研修会や研究会に参加している。

私立大学図書館協会は、研究およびその成果の公表、研究会・講演会等の開催などの活動を行っている。その中核となる活動に、研究分科会と研修分科会とがあり、本学から2019（令和元）年度の研修分科会に1名が参加した。

神奈川県図書館協会は、調査研究や図書館員の研修活動等を行っているが、本学図書館からも複数名の図書館員が研修会に参加した。大学図書館関連を中心に積極的に参加した。

NIIは、学術情報基盤を支える人材の育成を目的とした教育研修を実施している。本学からは2017（平成29）年度以降「学術情報基盤オープンフォーラム」、「大学図書館職員短期研修」、「目録システム書誌作成研修」等に図書館員が参加している。この他にも文化庁主催の「図書館等職員著作権実務講習会」にも毎年図書館員が参加している。

これらの研究会・研修会には、2019（令和元）年度は延べ35名、2020（令和2）年度は11月までに延べ29名の図書館員が参加した。今年度（2020（令和2）年度）はCOVID-19の影響で主催側による中止が多かったため、オンラインで開催された研究会・研修会に、積極的に参加した。今後も研究会・研修会に参加し、持ち帰った情報を図書館内で共有し、サービスの向上を目指す。

長所・特色

(1) 該当なし

(2) COVID-19の影響で主催側による中止が多いが、このような状況でもオンラインで開催されている研究会・研修会には積極的に参加している。

問題点

(1) 該当なし

(2) COVID-19の影響で主催側による中止が多いため、参加を希望する研究会・研修会の開催が限定された。

④根拠資料

- (1) ・ 図書部図書課事務組織業務担当表（2019（令和元）年5月1日現在）
 - ・ 図書部図書課事務組織業務担当表（2020（令和2）年5月1日現在）
 - ・ 日本図書館協会調査用 図書課取得資格一覧（2019（令和元）年5月1日現在）
 - ・ 日本図書館協会調査用 図書課取得資格一覧（2020（令和2）年5月1日現在）
- (2) ・ 生田・神田研修参加状況 2019年度
 - ・ 生田・神田研修参加状況 2020年度（2020（令和2）年11月30日現在）

- ・私立大学図書館協会ホームページ
- ・神奈川県図書館協会ホームページ
- ・国立情報学研究所教育研修事業ホームページ

[1 9] 研 究 所

〔19〕 研究所 点検・評価

《社会科学研究所》

＜研究活動の活性化について＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

- (1) 定例研究会を適切に開催していく。
- (2) 研究助成による研究成果の社会的還元を図る。

②評価の視点

- (1) 定例研究会が年間計画（月1回程度開催し、1回あたりの参加者数の増加を図る）に則り適切に開催されているか、また、研究会成果が適切に社会的に還元されているか（『社会科学研究所月報』へ研究会開催概要を掲載）チェックする。
- (2) 研究助成（特別研究助成、グループ研究助成A）の研究成果が、上記（1）定例研究会枠において適切に報告され、研究成果が社会的に還元されているかチェックする。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関して、2019（令和元）年度は、定例研究会は13回、特別研究会が1回開催され、うち公開研究会は3回行われ、45名の参加者を数えたものもあった。研究会成果は全て『社会科学研究所月報』で研究会開催概要として掲載している。2020（令和2）年度は、定例研究会はこれまで（2020（令和2）年12月5日現在）6回開催され、うち5回はオンライン（Zoom）で、1回は神田校舎732教室で実施された。COVID-19の影響下でも、例年並みの開催を実現している。これまで研究会成果は全て『社会科学研究所月報』で研究会開催概要として掲載してきた。2020（令和2）年度の研究会開催概要は、COVID-19の影響下でのコミュニケーションの困難さから現時点では全て掲載できていないが、年度末までには全て掲載していく予定である。

評価の視点(2)に関して、2019（令和元）年度は、定例研究会のうち2回は特別研究助成、グループ研究助成Aで実現され、また、5回はグループ研成果報告会として実現され、研究助成と定例研究会との結び付きが強まっている。2020（令和2）年度は、開催された定例研究会6回のうち5回がグループ研成果報告会として実現され、研究助成と定例研究会との結び付きが2019（令和元）年度より強まっている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

該当なし

＜海外の研究機関との研究交流について＞ （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

海外の研究機関との共同の研究会・シンポジウムの開催、フィールド調査等により、研究交流を行う。

②評価の視点

- (1) 国際交流組織間協定に基づき、両所長間協議で協議された研究交流内容が、滞りなく遂行されているかどうかチェックする。
- (2) 新たに海外の研究機関との研究交流の機会も積極的に作り出す努力が図られてきたかチェックする。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関して、2019(令和元)年度は、第11回専修大学・檀国大学合同研究会を2019(令和元)年11月9日(土)に、専修大学神田校舎国際会議室にて本学経営研究所との共催で実現した。本学以外からも聴講参加があった。2020(令和2)年度は、専修大学社会科学研究所特別研究助成「中国の新常態はどこに向かうか」(2016-2018年度)の研究成果であり、同時に南京審計大学との共同研究の成果でもある 徐一睿・孫文遠編『専修大学社会科学研究所 社会科学叢書 23 クールダウン・エコノミー—日本の歴史的経験と中国の現状—』が2021(令和3)年1月20日に、専修大学出版局より刊行される。

評価の視点(2)に関して、2019(令和元)年度は、海外の研究機関とまではいかなかったが、個人レベルの海外研究交流は、定例研究会の中で実現できた。2020(令和2)年度は、COVID-19の影響で、国際研究交流の機会を設けることが現時点でできていない。

長所・特色

評価の視点(1)に関して、2019(令和元)年度は、日韓政府間関係が悪化していた中に合同研究会が開催されたが、双方から経済デモクラシーに関する報告がなされ、真摯な討論によって学術交流の蓄積がさらに進められた。また、2020(令和2)年度は、中国の高速度経済成長から中低速経済成長局面への移行の現状を学ぶとともに、日本の高成長から安定成長への移行、並びに安定性から長期停滞の移行の経験・教訓を中国の局面移行研究に生かすべく、南京審計大学との共同研究を計画し、その成果が叙上のように日中同時出版という実を結び、今後の推移を分析する際にも生かされる研究成果を残すことができた。

問題点

評価の視点(1)に関して、国際研究交流が促進されることは当研究所にとって好ましいことではあるが、研究所専任の所員がおらず、普段の教育活動、学内業務を行う中で、この国際研究交流を続けていくことの負担はやはり大きい。隔年開催となったことを生かして、今後はもう少し長期的な視野で準備をすすめて行く必要がある。また、COVID-19の収束後もオンライン・リモートでの国際交流の機会は増えることが十分考えられることから、国際オンライン研究会の方法、仕組みを考え、国際研究交流開催の可能性を考えていく必要がある。

④根拠資料

- ・ 徐一睿・孫文遠編『専修大学社会科学研究所 社会科学叢書 23 クールダウン・エコノミー—日本の歴史的経験と中国の現状—』(令和3年1月15日、専修大学出版局)

<研究成果の社会還元について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

- (1) 月報・年報の電子情報（PDF）化と社研叢書の刊行
- (2) 川崎市民など一般を対象としたシンポジウム、定例研究会の開催

②評価の視点

- (1) 『月報・年報』については、過年度分に遡ってどこまで（年間予算範囲内で）、各巻論文一本単位で PDF 化した上で社会科学研究所ホームページ上に公開できたかチェックする。社会科学研究所『叢書』刊行については、年度内刊行のための出版契約書の作成、編集作業が日程どおりに進んだかどうかチェックする。
- (2) 特に川崎市民を対象として、市民にとって興味あるテーマを設定し、サテライトキャンパス等にて定例研究会が開催されたかどうかチェックする。また、上記のような一般市民に広く門戸を開放した公開研究会については社会科学研究所ホームページ及び大学ホームページにて適切に広報されたかどうかチェックする。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関して、これまで月報のPDF化とHP上でのその公開は2003（平成15）年度以降のものに限られていたが、現在は、1980（昭和55）年度以降のものも新たにHP上で公開できるようになった。叢書については『専修大学社会科学研究所70年史』が刊行され、12月21日の記念事業において配布されることになった。また、2020（令和2）年度においても、月報のPDF化とHP上でのその公開は2019（令和元）年度に引き続き、遡及作業を継続している。

評価の視点(2)に関して、2019（令和元）年度は、「専修大学社会科学研究所創立70周年記念公開シンポジウム：川崎の産業とくらしーはたらきがい、いきがいあふれる地域へー」を1月25日（土）に実施し、60名が参加した。また、2020（令和2）年度は、公開シンポジウム「日本学会会議任命拒否問題をめぐって」を11月28日（土）に専修大学神田キャンパス10号館10113教室及びオンラインZoomで実施し、573名が参加した。

長所・特色

評価の視点(1)に関して、過去40年間の月報のHP上での公開はこの間の研究所の研究蓄積の成果の公表であり、その意義は大きいと考えられる。

評価の視点(2)に関して、2019（令和元）年度のシンポジウムでは、30名近くの市民の参加が得られ、市民が川崎市の現状を知り、考える契機となったので、その社会的意義は大きいと考えられる。また、2020（令和2）年度のシンポジウムでは、「学問の自由」をあくまでも科学的に考える機会として位置づけ、専修大学の5つの研究機関も共催する市民のための公開シンポジウムとして意義深いものとなったと考えられる。Zoom登録者573名数がそのことを物語っていると思われる。

問題点

2019（令和元）年度に実施したシンポジウムは、研究成果を大学が位置する川崎市に還元するという観点から見ると、市民にとってアクセスの良い市の施設にすべきであった。しかしすでに市の施設は予約されていて、計画を立案した時点で予約するよう今後は心がけていきたい。また、本学が立地しているのは川崎市だけではないので、今後は千代田区

のこともテーマとしていけるよう心がけていきたい。

2020（令和2）年度では、「学問の自由」に関する公開シンポジウムを企画し、本学の5つの研究機関には共催して頂いたが、他の研究所への説明に問題があって、全ての研究所からの共催が得られなかったことが反省材料となる。

④根拠資料

該当なし

《会計学研究所》

<研究活動の活性化について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

定例研究会及び共同研究による研究活動の活性化を図る。

②評価の視点

- (1) 外部講師又は所員による定例研究会を年間で生田・神田キャンパスで合わせて4回以上開催する。
- (2) 共同研究の研究成果の最終報告又は中間報告を実施する。
- (3) 共同研究の研究成果を年報又は所報に研究成果を公表する。

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度は定例研究会を生田キャンパスで4件（うち共同研究2件）実施した。年報は3本（うち共同研究2件）、所報は2本（うち共同研究1件）の投稿があった。2020（令和2）年4月からCOVID-19の影響で対面での研究会が開催できない状況であったが、2020（令和2）年12月2日にオンラインで所員による定例研究会を2件（うち共同研究2件）実施した。さらに、2021（令和3）年1月と2月に定例研究会が予定している。また、2020（令和2）年12月10日現在、所報は1本すでに刊行（2020（令和2）年8月）されている。なお、2020（令和2）年度は、年報7名と所報4名の投稿希望がある。

長所・特色

研究所規程の改正によって、共同研究の成果報告を定例研究会や年報・所報で行うことが認められることになった。多様なアウトプットの方法を認めている点は特色である。改正を契機に共同研究の成果を定例研究会や年報・所報で報告する機会が増えつつある。

年報・所報は国内の大学や研究機関へ配布するとともに、学術機関リポジトリ等のオンラインによる公開を実施している。さらに、定例研究会や公開講演会については、報告内容をまとめて事後的に研究所のホームページで公開している。研究活動の外部への公開性を高める取り組みを進めている。

問題点

2020（令和2）年度はCOVID-19の影響が多分にあるが、共同研究の研究成果の報告が全体として後期に偏重している傾向がある。ただし、2020（令和2）年度は所報を前期中に刊行している。研究会の実施では生田・神田キャンパスの物理的な制約がある。今年度（2020（令和2）年度）はオンラインで対応しているが、対面での実施に向けた検討が必要である。

④根拠資料

- ・『会計学研究』第46号、『会計学研究所報』第35号、『会計学研究所報』第36号
- ・『会計学研究所報』第37号
- ・2020年度会計学研究所定期所員総会資料（2020年6月2日）
- ・専修大学HP（<https://www.senshu-u.ac.jp/research/center/kaikeigaku/>）

<研究所の規定や内規の整備について> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

2020（令和2）年からの生田・神田キャンパスにおける研究所の適正な運営を確保するために、研究所規程や内規の整備を進める。その他必要な内規の整備を進める。

②評価の視点

- (1) 研究所規程を見直し、所員総会に関する規程や研究を活性化させるための客員所員の規程を整備する。
- (2) 運営委員会に関する内規を新規で検討し、整備する。
- (3) 共同研究助成や論文掲載に関する内規を再検討し、整備する。

③点検・評価の状況

現状説明

研究所の従来規程における不備を改善するために、全面的な見直しを実施した。特に成立要件や委任状の取扱いなど所員総会に関する規程や国内外から研究員を受け入れるための客員所員の規程を整備した。ここでは(1)に大きくウエイトを置いている。商学部の神田キャンパスへの移転に伴い、会計学研究所は2020（令和2）年度から生田と神田の両方キャンパスで運営される。そこで、これに伴う適切な運営に必要な内規の検討の必要性、年報・所報へのレフリー制の導入に関する論点整理のためのアンケートを実施した。検討の結果、画一的なレフリー制の導入ではなく、選択制の導入を今後議論していくことが決定された。なお、共同研究助成については年報・所報または定例研究会での報告を要する内規を設けているが、これを含んだ全体の枠組みの整備を進めていく。また、運営委員会については両キャンパスでの運営の仕方が醸成してからこれを適切に実施できるための内規を整備していくことが決定された。

長所・特色

研究所が生田と神田の2つのキャンパスに設置されるので、うまく活用して定例研究会や公開講演会を実施していけば、研究成果の発信力を高めることに繋がると考える。公開講演会では両キャンパスの学生に対して学ぶ機会の提供が可能である。

単純なオンラインのみでの会議や研究会ではなく、対面を取り入れた新しい展開に積極的に取り組んでいける環境にある。

問題点

オンラインを前提とした運営委員会や所員総会のためには、これから出席要件のルールなどの規程という形での整備が必要である。なお、2020（令和2）年度第1回運営委員会でアンケート結果を踏まえた検討を受けて、2020（令和2）年度はオンラインでの出欠席・委任状の提出を認める申し合わせを行っている。

④根拠資料

- ・2019年度会計学研究所アンケート（実施期間：2020年1月28日～2月4日）
- ・2019年度会計学研究所所員総会議事録
- ・2020年度専修大学会計学研究所第1回運営委員会【資料】（2020年4月21日）
- ・2020年度会計学研究所定期所員総会資料（2020年6月2日）
- ・2020年度会計学研究所所員総会議事録

<資料の収納・収蔵体制の整備について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

研究所で所蔵する資料又はこれから購入する資料を所員が活用できる環境を整備する。

②評価の視点

- (1) 所蔵している資料をデータ化して、一覧表を作成する。
- (2) 神田キャンパスの新しい研究所における資料の収納・収蔵体制について、アンケートを実施する。
- (3) 資料の購入希望調査を適時実施して、これまでの利用状況を反映させながら、効果的な資料購入を図る。

③点検・評価の状況

現状説明

研究所所蔵の図書資料のうち、和書についてはデータ化を完了した。洋書のデータ化については生田キャンパスと神田キャンパスとの蔵書配置の検討を優先し、現在一時的に作業を中断している。2021（令和3）年1月以降に再開予定である。

神田キャンパスにおける研究所の場所（書架の状況）が確定したので、アンケート結果を考慮しながら資料の収納・収蔵体制の方針を決定した。基本的には生田キャンパスにおいて蔵書を保管する。

長所・特色

現在、国内外の電子ジャーナルやオンラインデータなど電子媒体での資料購入は行っていないが、生田と神田のキャンパスの物理的な制約をクリアする手段として、2021（令和3）年の臨時所員総会以降に、所員の要望と予算の状況を勘案しながら購入の検討を行う予定である。また、大学の図書館に現在はない海外資料などを継続して定期購読している実績があり、所員の研究に貢献している。

所員が研究所資料を十分に活用できる環境を整備する中で、神田キャンパスの新しい研究資料や所蔵スペースの不足問題に対応するために、2020（令和2）年度第2回運営委員会での検討を行った。これを受けて所員の了解を得て研究資料購入企画を実施した。この方式は、研究資料リストは研究所で管理し、研究に必要な資料の所蔵は当面所員の先生に依頼するものである。

問題点

神田キャンパスの研究所では、所蔵している資料を保管することは物理的に不可能である（キャパシティの問題）。5年後を見据えた生田と神田での資料所蔵の最適な配置について検討する必要がある。なお、神田キャンパスの図書館には、新しい研究資料が十分に

ないことが指摘されている。

④根拠資料

- ・2019年度会計学研究所アンケート（実施期間：2020年1月28日～2月4日）
- ・2020年度専修大学会計学研究所第1回運営委員会【資料】（2020年4月21日）
- ・2020年度会計学研究所定期所員総会資料（2020年6月2日）
- ・2020年度研究資料購入企画のご案内（2020年11月16日）

《今村法律研究室》

＜大学の理念・目的に照らして、学部・研究科・附属研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

本学の理念・目的に照らして、今村法律研究室の設置状況を適切に維持する。

②評価の視点

- (1) 本学の理念・目的に今村法律研究室の設置状況は適合しているか
- (2) 今村法律研究室の学問の動向及び社会的要請に対する配慮は、適切に行われているか

③点検・評価の状況

現状説明

学内においては「大学史資料室」と共に、戦後の新制大学の設立・発展に多大な功績を持つ今村力三郎先生の法律的な側面を中心に研究・活動をしている。2019（令和元）年より、「今村力三郎」関係の資料の再確認及び目録化に向けての活動を開始している。

長所・特色

研究室発足以来、今村先生の関わった事件に関する直接・間接の資史料の収集、訴訟記録の刊行を行い、社会的要請に叶うような活動をしている。

問題点

事務局を中心に様々な活動に従事しているが、人数的な制約もあり、迅速に作業が進んでいない点があげられる。特に2020（令和2）年においては、前期、COVID-19による影響で、多くの予定していた作業や社会的活動ができなかった。

＜大学の教育研究成果を適切に社会に還元するために社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか＞（評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

今村法律研究室の研究成果を適切に社会に還元するために社会連携・社会貢献に関する方針を明示する。

②評価の視点

今村法律研究室は、その設置目的を踏まえ、社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか

③点検・評価の状況

現状説明

法科大学院に付属する今村記念法律事務所が行う「無料法律相談」について、今村法律研究室は後援しており、これは大学 HP に掲載されている。「無料法律相談」は専修大学関係者及び千代田区・文京区民の方々を主な対象としている。

長所・特色

無料法律相談は、毎月のように設定されているため利用しやすいが、2020（令和 2）年においては、COVID-19 の流行により、無料法律相談を開催することができなかった。

問題点

研究所 HP の更新が滞っていることがままあり、インターネット環境を有効に使いきれていないことから、必要としている人々に情報が伝わっていない可能性がある。外部からの指摘を受けることもあり、この点については、事務局・事務が連携して対処していく必要がある。

<社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。> （評価：S・**A**・B・C）

①達成目標

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元する。

②評価の視点

- (1) 学外組織との適切な連携体制を取っているか
- (2) 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進を行っているか
- (3) 地域交流への参加を行っているか

③点検・評価の状況

現状説明

現在進めている訴訟記録（「神兵隊事件」別巻四以降～）の刊行は、茨城県立歴史館所蔵史料を元本としている。当該館とは刊行準備の為の撮影段階から御協力をいただき、現在でも意見交換を行っている。

また、訴訟記録の刊行や資史料調査を進めることにより、今村先生の果たされてきた社会連携や社会貢献について、『今村法律研究室報』を通じて報告・発表している。

長所・特色

学内にある今村先生の残された資料と、歴史館が所持する史料は、互いに補完しうるものである。歴史館の史料を刊行することによって、社会に知識を還元でき、大学の標榜する理念に叶っていると考えられる。

様々な研究機関に刊行物を送付する中で、興味・関心を持たれた研究者や一般の方々から要望や質問を受けることもあり、社会貢献に役立つ活動を行っていると考えられる。

問題点

刊行史料を元に、共同研究やシンポジウムの開催を予定しているが、現在はまだシンポジウムなどは開催していない。今後、積極的に様々な方法を模索したい。

今村先生に関する資史料の検討を鋭意進める中、これらの資史料を地域交流の一環として展示会などを行うことも将来的に希望しているが、資史料検討に時間がかかっており、実現には至っていない。

④根拠資料

- ・今村法律研究室編『神兵隊事件 別巻四』（2015年刊行）以降、毎年刊行。
2020年現在、別巻八まで刊行済。2021年、別巻九を刊行。
- ・今村法律研究室編『今村法律研究室報』72号、2020年。73・74合併号、2021年。

《経営研究所》

<研究活動の活性化について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

研究所としての調査研究を継続するとともに、所員の研究活動への支援を積極的に行い、研究を促進する。

②評価の視点

大型研究助成、個人研究助成、準所員研究助成の各制度の活用を積極的に推進する。

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度は、大型研究助成1件、個人研究助成1件、準所員研究助成4件、計6件に助成を行い、2020（令和2）年度は大型研究助成1件、個人研究助成2件、準所員研究助成1件、計4件に助成を行った。また2019（令和元）年11月9日（土）に社会科学研究所との共催で、韓国・檀国大学と第11回檀国大学・専修大学合同研究会を専修大学・神田キャンパスにて実施した。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・令和元年度事業報告書
- ・令和2年度事業計画書
- ・令和3年度事業計画書

<研究成果の発信について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

所員の研究活動を深化させるため、定期的に研究会・講演会を開催するとともに、専修マネジメントジャーナル(SMJ)による学内外への研究成果の発信を働きかける。

②評価の視点

- (1) 所員、準所員、ゲストスピーカーによる研究会・講演会を年間 10 回以上開催する。
- (2) SMJ 査読制度の充実を図り、掲載論文の質をさらに高める。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)について、2019（令和元）年度では定例研究会を 12 回開催した。うち 3 回は情報科学研究所との合同研究会であった。2020（令和 2）年度は、COVID-19 拡大の影響によって前期開催予定だった研究会が延期となったが、後期から Zoom を用いたリモート形式で再開した。2020（令和 2）年 12 月現在で 4 回開催している。

評価の視点(2)について、2019（令和元）年度と 2020（令和 2）年度の事業計画書どおり、専修マネジメントジャーナル(SMJ)は各年度ともに 2 回刊行できる見込みであり、かつ SMJ 査読制度の充実により、質的向上を図っている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・令和元年度事業報告書
- ・令和 2 年度事業計画書
- ・令和 3 年度事業計画書
- ・専修マネジメントジャーナル

<広報・情報発信の改善について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

研究所の活動を紹介し、学内外に情報を提供する。

②評価の視点

ホームページを更新し、研究所の諸活動に関する情報を積極的に発信する。

③点検・評価の状況

現状説明

経営研究所ホームページを通じて経営研究所のミッションと設立経緯を紹介するとともに、定例研究会での報告内容や専修マネジメントジャーナルの掲載論文等を適時公表することで、学内外への知の発信を積極的に行った。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・経営研究所ホームページ

《商学研究所》

<研究活動の活性化について> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

所員同士や外部講師（研究者や実務家）との研究交流を促進することで、研究レベルの向上を図る。

②評価の視点

- (1) 所員の研究成果報告のための定例研究会を年間3回以上開催する。
- (2) 外部講師（研究者や実務家）を招いた定例研究会を年間2回以上開催する。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)については、所員の研究成果報告のための定例研究会は、2019（令和元）年度に2回実施した。2020（令和2）年度は、実施できなかった。

評価の視点(2)については、外部講師（研究者や実務家）を招いた定例研究会は、2019（令和元）年度に3回実施した。2020（令和2）年度は、現時点で1回実施した。

長所・特色

外部講師を招いた定例研究会は、さまざまな分野の実務家等を招くことができ、研究交流が進んでいると言える。

問題点

2020（令和2）年度は、COVID-19の感染拡大に伴い、通常の実施方法での開催が困難となり、web会議システムを検討した。しかし、web会議システムの選定や設備導入等に時間を要したため、第一回の研究会開催が12月となり、現時点で、所員の研究成果報告のための定例研究会の開催ができていない。

今後は、本年度（2020（令和2）年度）から導入したweb会議システムを積極的に活用し、定例研究会の活性化を進めていく。

④根拠資料

- ・「令和元年度 事業報告書」
- ・「令和2年度 事業中間報告書」

<研究成果の対外発信について> (評定：**S**・A・B・C)

①達成目標

研究誌や書籍の発行、公開シンポジウム等をとおして、研究成果の対外発信（社会還元）を推進する。

②評価の視点

- (1) 所員の研究成果として、所報を年間4冊以上、専修ビジネスレビュー（SBR）を年間1冊発行する。
- (2) 研究プロジェクトの成果報告として、叢書を年間1冊発行する。
- (3) 研究成果を対外発信する場として、公開シンポジウムを年間1回開催する。
- (4) 所報とSBRを研究所のHPに公開するとともに、学術機関リポジトリに登録する。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)については、所報を2019(令和元)年度に7冊発行し、2020(令和2)年度は7冊発行の予定である。また、SBRを各年1冊刊行している。

評価の視点(2)については、研究プロジェクトの成果報告として、叢書を2019(令和元)年度に1冊刊行し、2020(令和2)年度も1冊刊行予定である。叢書の目次を商学研究所のホームページで公開している。

評価の視点(3)については、公開シンポジウムを2019(令和元)年度に1回開催し、2020(令和2)年度は、1回開催する予定である。公開シンポジウムの開催案内は、商学研究所のホームページで公開している。

評価の視点(4)については、所報、SBRともに商学研究所のホームページに公開するとともに、専修大学学術機関リポジトリに登録している。

長所・特色

各項目とも、この2年間、予定通りに実施できている。しかしながら、所報の発刊時期が年度末に集中する傾向がある。今後は、所報の募集を年度初めだけでなく、複数回実施していくことで、所員の投稿機会を多く設けるようにしていく。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・「令和元年度 事業報告書」
- ・「令和2年度 事業中間報告書」

<学外研究機関との連携・交流について> (評定：S・A・**B**・C)

①達成目標

国内外の研究機関や企業などとの連携をとって研究交流を深める。

②評価の視点

- (1) 学内外のメンバーが関与する研究プロジェクトを年間3件維持する。
- (2) 国内外の研究機関や企業などとの連携による調査・研究交流の機会を年間1回以上設ける。

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)については、2019(令和元)年度、2020(令和2)年度ともに、3つの

研究プロジェクトを維持している。

評価の視点(2)については、2019(令和元)年度は、一般社団法人ソーシャルプロダクト普及推進協会との共催で定例研究会、およびアリババ研究院新商業研究中心副主任を招いた定例研究会、James Cook University 特任教授を招いた公開シンポジウムを開催した。ただし、2020(令和2)年度は、現時点で実施できていない。

長所・特色

2019(令和元)年度は、学外研究機関等との連携・交流は、さまざまな分野の実務家等を招いての講演会やシンポジウムが実施できており、研究交流は進んでいる。

問題点

2020(令和2)年度は、COVID-19の感染拡大にともない、(2)学外研究機関等との連携・交流は、通常の実施方法での開催が困難となり、web会議システムを検討した。しかし、web会議システムの選定や設備等の導入に時間を要したため、現時点で、国内外の研究機関や企業などとの連携による調査・研究交流ができていない。

なお、研究プロジェクトについても、緊急事態宣言や移動制限の要請などさまざまな制約があった中での実施となり、従前とは異なる研究手法での研究が求められた。

今後は、本年度(2020(令和2)年度)から導入したweb会議システムを積極的な活用も含めた新しい生活様式へ対応も考慮した、国内外の研究機関や企業などとの連携による調査・研究交流や研究プロジェクト実施方法を検討していく。

④根拠資料

- ・「令和元年度 事業報告書」
- ・「令和2年度 事業中間報告書」

《人文科学研究所》

＜研究活動の活性化について＞ (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

調査研究活動を活発化するとともに、その成果を発表する。

②評価の視点

- (1) 所員の個人研究並びに共同研究の成果の報告状況
- (2) 学会、学会誌、紀要、所報、一般雑誌などへの研究成果の発表状況
- (3) 研究会や講演会への参加状況
- (4) 外部講師を招いた研究会及び外国研究機関との学術交流

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)と(2)のうち、共同研究については前期及び後期の所員総会で経過報告を行っている。その成果については個人研究も含めて『人文科学年報』と『専修大学人文科学研究所月報』に発表している。評価の視点(3)と(4)に関しては、定例研究会や公開講演会において所員の研究成果を報告する機会を作ると同時に、外部から講師を招いて報告してもらおう場としても活用している。今年度(2020(令和2)年度)についてはオンラインで定例研究会を開催したこともあり、例年より参加者数を増やすことができた。外国研究機

関との学術交流については、総合研究において機会を作っている。以上の研究活動についてはまた、人文科学研究所のホームページにも掲載している。

長所・特色

他の研究所では取り扱われない人文科学分野のテーマについて研究会などを行い、実績を上げている。年報や月報の刊行も継続して進行している。

問題点

予算上の制約が厳しいことから、評価の視点(1)から(4)までの研究活動については困難があるが、これは研究所活動の核とも言えるものであって、これを守り、さらに発展させていきたい。評価の視点(3)の「研究会や講演会への参加状況」が必ずしも多いとはいえないことも問題ではあるが、参加のメリットを認識してもらうよう、より参加がしやすい方法やアナウンスに注意を払っていきたい。今年度(2020(令和2)年度)についてはオンライン化に伴い、参加者が増加しつつあるが、オンライン研究会ならではの制約も伴うので、その点の改善も目指したい。

④根拠資料

各年度の事業報告書、事業計画書、収支予算書および『人文科学年報』、『専修大学人文科学研究所月報』、人文科学研究所ホームページ。

<研究機関としての取り組みについて> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

大学研究機関としての存在理由を高める。

②評価の視点

- (1) 大学・大学院との連携
- (2) 他大学や社会への発信

③点検・評価の状況

現状説明

大学教育機関として、特別研究員などが図書館を積極的に利用できるようにしていることや、公開講演会を通じて広く一般向けに情報を発信することを念頭に活動を行っている。2019(令和元)年度は日本山の科学大会公開ミニシンポジウムを共催で開催した。2020(令和2)年度については、社会科学研究所主催、専修大学今村法律研究室、専修大学人文科学研究所、専修大学法研究所、専修大学自然科学研究所と共催でシンポジウムを開催した。COVID-19の影響もあり、人文科学研究所単独の公開講演会については現在検討中である。

長所・特色

大学院との連携により、博士後期課程の単位修得後に学籍を離れた者を特別研究員として迎えることができる。また、他大学との論集などの交換を行っている。

問題点

人文科学研究所主催の公開講演会については、人文科学研究所の独自なアナウンスのみではなかなか周知が難しく、参加人数は決して多いとは言えない。人文科学研究所のホー

ムページでも周知し、大学の広報からも協力は得ているが、アナウンスの機会や情報を送る量が限られていることもあり、宣伝が困難な状況にある。

④根拠資料

- ・各年度の事業報告書、事業計画書、収支予算書及び人文科学研究所ホームページ、『人文科学年報』、『専修大学人文科学研究所月報』、人文科学研究所および日本山の科学会、社会科学研究所のホームページ

<これまでの知的財産の継承と刷新について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

数年先を見据えた中期ビジョンの設定とその実現に向けた態勢の整備

②評価の視点

- (1) これまでの人文科学研究所の研究活動履歴を整理して電子データ化への取り組みを強化する。
- (2) 調査旅行の充実と発展を模索する。

③点検・評価の状況

現状説明

人文科学研究所の研究活動履歴の電子データ化については、人文科学研究所ホームページを通じて着々と進行しつつある。調査旅行についても可能な限り複数回開催するなどして、充実化を図っている。

長所・特色

調査旅行においては、調査地での資料館等に依頼して職員、研究員、学芸員に、あるいは所員による案内・解説などを行うとともに、『専修大学人文科学研究所月報』などにおいて調査の結果を掲載している。

問題点

「電子データ化」は、各所員の許諾を得てどこまで公開できるかが課題である。これについては、運営委員会で議論を継続したい。「調査旅行」については、テロや感染症の流行などの外的要因で旅行先が先細りになる傾向がある。調査におけるテーマの設定をより明確にすることも検討課題である。

④根拠資料

- ・人文科学研究所ホームページ
- ・『専修大学人文科学研究所月報』

<法学研究所>

<研究活動の活性化について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

研究所としての研究活動をより一層活性化する。

②評価の視点

研究所主催の各種の研究会、ワークショップ、シンポジウム、座談会等の開催状況

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度には、ワークショップを3回、シンポジウムを1回、開催した。また、2019（令和元）年度末で定年退職する3名の所員を囲む会を今村法律研究室と共催した。しかし、COVID-19の影響を踏まえて、2020（令和2）年2月に予定していた合宿研究会は中止となり、2020（令和2）年度もワークショップを開催できないでいる。ただし、2021（令和3）年3月にはオンラインでシンポジウムを開催することを計画中である。

長所・特色

2019（令和元）年度には公法学、刑事法学、労働法学のワークショップ、東日本大震災に関するシンポジウムを開催しており、特定の分野に偏ることなく、様々な分野でワークショップ等が開催できている。

問題点

今後も COVID-19 の影響が続くようであれば、オンラインでの研究会などを推進することが求められるが、そのためのノウハウの蓄積が現時点では必ずしも十分とはいえない。

④根拠資料

- ・令和元年度事業報告書

<研究成果の発信について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

研究成果を様々な形で発信する。

②評価の視点

- (1) 紀要（年1回）、所報（年2回）の刊行及びそれぞれの雑誌の特色が明確に表れるような内容の充実
- (2) ホームページの更新状況
- (3) 学生・市民向けの企画の開催状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)に関して、2019（令和元）年度には紀要45号『政治学の諸問題X』と所報59号・60号を刊行した。2020（令和2）年度もすでに所報61号を刊行しており、年度内に、紀要46号『公法の諸問題X』と所報62号とを刊行予定である。

評価の視点(2)に関しては、2019（令和元）年度の運営委員の変更を反映させており、また、学生・市民向け公開講座の開催を、その都度、ホームページで告知している。

評価の視点(3)に関しては、2019（令和元）年度・2020（令和2）年度とも、「法と政治の現況」と題した学生・市民向けの各3回の公開講座を法学部と共催している。なお、2020（令和2）年度はオンラインで開催している。

長所・特色

年ごとに分野が決まっている紀要は、専門的な学術論文を掲載し、当該分野の学界に発信できている。所報も、法学研究所や所員の研究活動を広く知ってもらうことに役立っている。

問題点

学生・市民向けの公開講座について、特に学外での認知度が必ずしも高いとはいえない。

④根拠資料

- ・専修大学法学研究所所報 59～61号
- ・専修大学法学研究所紀要 45号『政治学の諸問題X』

<学内外の研究者・研究機関との交流・連携の強化について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

研究の高度化、学際化が進む中で、それに対応するため、積極的に学外や他分野との対話、交流を進める。

②評価の視点

- (1) 今村法律研究室との間でのそれぞれの特色を活かした協力・連携
- (2) 学内外の研究者・研究機関との交流及び法学・政治学の発展に寄与しうる企画の共催・後援。

③点検・評価の状況

現状説明

2019(令和元)年度末をもって定年で退職する所員を囲む会を今村法律研究室と共催した。また、2019(令和元)年度は、8月には海外の研究者を招いた国際ワークショップを開催し、11月には東日本大震災の大川小学校津波訴訟の原告遺族・代理人やジャーナリスト、学外の研究者を講師に招いたシンポジウムを共催した。2020(令和2)年3月に開催予定であった安全な社会作りに関するシンポジウムは、COVID-19の影響を受けて2021(令和3)年3月に延期となった。

長所・特色

今村法律研究室とは、定年退職教員を囲む会を共催したり、所員・室員が書いたものの掲載をそれぞれの刊行物に割り当てたりして、緊密に連絡を取れている。また、COVID-19が拡大するまでは、学外(海外を含む)の研究者等を招いたワークショップやシンポジウムを開催できている。

問題点

今後もCOVID-19拡大の影響が続くようであれば、オンラインでの交流を推進することが求められるが、そのためのノウハウの蓄積が現時点では必ずしも十分とはいえない。

④根拠資料

- ・令和元年度事業報告書

《スポーツ研究所》

<研究活動の活性化について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

スポーツ・健康に関する調査研究活動を活性化するとともに、その成果を発表する。

②評価の視点

- (1) 個人研究、共同研究、および外部資金等を活用した研究の推進状況
- (2) 学会等の学術集会や、学会誌、紀要、所報、スポーツ・健康関連の一般雑誌などへの発表状況
- (3) 他大学や他機関との合同研究会や外部講師を招いた研究会の開催状況及び参加状況
- (4) 研究環境の改善と整備状況

③点検・評価の状況

現状説明

外部資金の獲得と共に、学会発表や学会誌への投稿、研究会の開催、研修会や講習会への参加を行動目標に設定した。外部研究資金の獲得状況において、2019-2020年度の科学研究費助成金は代表者及び分担者含めて3名となった。また、2017-2020年度JSCハイパフォーマンスセンターTotal Conditioning Research Project委託研究事業（女性アスリートコンディショニングプログラムの開発と実践活用、代表：相澤勝治所員）、2019年度株式会社アルファチェンジ産学連携委託研究事業（低酸素トレーニング支援システムの開発、代表：時任真一郎所員）、2020年度株式会社資生堂グローバルイノベーションセンターとの共同研究（スポーツを通じたウェルビーイングの向上プログラム、代表：相澤勝治所員）が採択された。これらの研究成果は、上述以外にも国内外での学会や、各学会誌への投稿を通して発表するなど、研究活動は盛んに行われており、継続して進める予定である。

公開講座について、2019（令和元）年度では専修大学少年少女レスリング教室において、年2回の体力測定を実施し、発育発達を考慮したトレーニングプログラムの開発に向けた実践研究を行い、全国大会で複数の入賞者を輩出するなど成果を上げている。また、中高年の公開講座「中高年の健康を考える」では、毎年度定員に近い参加者を得ている。講座では所員の専門種目をそれぞれ複数回実施し、受講者の体力レベルに合わせたプログラムを提供している。また初回と最終回においては体力・メンタルのコンディションチェックを行い、その分析結果をスポーツ健康科学の最新知見とともにフィードバックしている。外部資金の獲得により、骨密度測定器、体組成計、推定ヘモグロビン濃度測定器や各種体力・運動能力測定器を揃え、補助金と合わせて更に充実した測定・フィードバックが行えるようになった。2020（令和2）年度においてはCOVID-19の影響により、両公開講座の実施は見送られたが、2021（令和3）年度の実施に向けての準備は行っている。

研究会は毎年3回を基本として実施している。2019（令和元）年度第1回では外部講師（ペンシルバニア大学：岩月猛泰氏）を招聘し、中・高齢者の公開講座受講者からも多くの参加者が聴講に訪れることとなった。また、所員による研究会の発表は中期国内外研究員活動の報告等がなされた。2020（令和2）年度はCOVID-19の影響により、オンラインでの研究会となり、外部講師（横浜FC、ゼネラルマネージャー）を招聘して実施した。この研究会内容についてはダイジェスト版を公開し、興味のある学生や学内外に対して情報を発信している。また、第2回研究会では同じくオンラインでの開催とし、大学スポー

ツと地域・産業との結びつける活動をしている大阪体育大学スポーツ局の浦久保和哉氏を招聘予定である。

今後もできる限り外部講師の招聘と外部聴講者に参集いただけるテーマを掲げた研究会を企画していくとともに、様々な活動を研究の活性化に繋げていくようにしていく予定である。

研究環境に関しては、補助金とあわせて外部資金の活用により骨密度測定器、体組成計、推定ヘモグロビン濃度測定器や各種体力・運動能力測定器を揃えられているが、各研究が円滑に遂行できるように更なる整備の充実も目指している。

長所・特色

本研究所公開講座の一つである専修大学少年少女レスリング教室において、年2回の体力測定を実施し、発育発達を考慮したトレーニングプログラムの開発に向けた実践研究を行い、全国大会優勝者の輩出や地域行政（川崎市）からその取り組みに関心が寄せられている。また、継続的な外部資金の獲得や研修会の開催等を通して、大学を基盤としたスポーツ交流や共同研究を行う研究環境・体制が整いつつある。

問題点

研究活動に関連した研究機器の整備は十分に整っていないため今後の検討課題である。持久力を評価する際に必要なトレッドミル器機が経年劣化しており、とくに長距離ランナーの持久力の評価やトレーニング時に有効利用できない状態であることから、呼吸循環器系の測定環境を整備する事は課題の一つである。また、研究所を基盤とした地域連携において、所員及び関係者の運用面（出張、補助等）のさらなる充実も必要である。

④根拠資料

- ・専修大学スポーツ研究所報 2019
- ・専修大学スポーツ研究所報 2020
- ・専修大学スポーツ研究所 イベント 公開講座
<http://suisport.jp/system/prog/content.php?&c=2&sc=3&article_idno=163>
<http://suisport.jp/system/prog/content.php?&c=2&sc=3&article_idno=161>
- ・スポーツを通じたビューティー&ウェルビーイングプログラム開催報告
- ・ハイパフォーマンスカンファレンス
<<https://www.jpnsport.go.jp/hpsc/home/tabid/670/Default.aspx>>

<スポーツ研究所と大学教育との連動について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

大学教育と研究所の連携体制の充実

②評価の視点

- (1) 研究所のサブグループである健康科学部門、スポーツ科学部門、スポーツ文化部門と、本学保健体育部会のスポーツリテラシー、スポーツウェルネス、アドバンストスポーツ、理論科目構成であるスポーツ論群との整合性を持たせるために、授業研究や教材研究、部門間による情報交換を実施できたか
- (2) 所員が開講する専門ゼミナール・教養ゼミナール科目を履修する学生及びSWP科目を履修学生に対し、研究会およびシンポジウムへの参加を支援できたか

- (3) スポーツ科学、保健体育科目に関する研修会や講習会の開催状況および参加状況
- (4) 学内の教育・研究関連諸活動や課外活動への貢献

③点検・評価の状況

現状説明

研究所のサブグループである健康科学部門、スポーツ科学部門、スポーツ文化部門の各部門において、本学保健体育部会の理論科目構成である健康科学論、スポーツ科学論、スポーツ文化論の整合性を果たせるために、常日頃より情報交換は頻繁に行っている。教材研究も積極的に進め、教材のスライドは毎年必ず見直して修正を施した上で用いるようにし、テキスト「大学生のためのスポーツリテラシー&スポーツウェルネス・テキストブック」は2020年版として全体的な見直しを図った。

多くの所員は教養ゼミナールを開講しており、文学部の5つの専門ゼミナールを含め9講座を所員で担当している。研究所における研究成果は、これらのゼミナールにおいてフィードバックされている。また所員は経営学部・商学部のスポーツ推薦学生に開講されているSWPプログラムの授業科目も広く担当しており、その場においても最新の研究知見がフィードバックされている。なお、公開研究会と年1回の公開シンポジウムには、教養ゼミナール科目履修者及びSWP科目履修者、体育会学生に対し、積極的に参加を促している。

研究所主催の研修会は、外部の教育・研究期間や企業等に赴き現地の担当者と情報交換会を通して研鑽を深めるように毎年1回実施している。2019（令和元）年度は「2020年東京オリンピック・パラリンピック」にむけて、日本代表やジュニアの強化合宿をはじめ、海外チームの直前合宿の誘致に積極的に取り組んでいる宮崎市を訪問した。

2020（令和2）年度の研修会は「地域ジュニアアスリート育成プログラムの構築」として、コロナ禍の中感染予防策を取りながらジュニアアスリートを支え活動を継続している団体に対して指導者へのヒアリング、活動状況の視察を行った。また、2021（令和3）年2月には釜石鶴住居復興スタジアム、ラグビーW杯と地域振興の取り組みについて岩手県釜石市に訪問する予定である。さらには、専門的な授業を進めるため、スキー等に関する外部の研修会に毎年継続的に所員が参加している。

さらに2020（令和2）年度は「ストレスと上手に付き合うためのセルフマネジメントプロジェクト」を立ち上げ、大学生における運動・生活行動に関するアンケート調査を実施し、その対策について各部門からの情報交換により、「オンライン授業のためのストレス低減方法資料集」を作成した。これは、2020（令和2）年度の後期の授業時の資料（学生の健康維持プロジェクト）としても活用されているだけでなく、地域の活動（狛江市）の際にも活用されている。

長所・特色

研究成果を学会や論文に発表するだけでなく、学生や地域社会に対して直接的なフィードバックをする機会を増やすことができた。さらに、学内諸組織・諸活動との連携を深めるのみにとどまらず、学生・卒業生を当事者として巻き込んだ企画を実施できたことは評価できると考えられる。

問題点

保健体育系科目を担当する所員間で、常日頃の情報交換や教材研究は進んでいるが、授業研究を行うことも一考の価値があるかもしれない。

④根拠資料

- ・学長伝書鳩 No7 学生の健康維持プロジェクト
<https://www.senshu-u.ac.jp/news/nid00011602.html>
- ・スポーツ研究所 (2020) オンライン授業のためのストレス低減方法資料集, ストレスと上手に付き合うためのセルフマネジメントプロジェクト.
- ・専修大学スポーツ研究所 2019
- ・専修大学スポーツ研究所 2020
- ・大学生のためのスポーツリテラシー&スポーツウェルネス・テキストブック 2020 年版, 専修大学スポーツ研究所編, 日本文化出版.

<研究成果の社会還元について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

公開研究会、公開講座及び公開シンポジウム等の開催、および学外関連諸機関との協同による研究成果の社会還元を行う。

②評価の視点

- (1) 「公開研究会」を複数回開催できたか
- (2) 「公開シンポジウム」を開催できたか
- (3) 「公開講座」が開講されているか
- (4) 文部科学省や日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会、国立スポーツ科学センター、中央競技団体、プロスポーツ団体などの学外諸団体における協同プロジェクトに参画及び講師等での専門能力の提供による連携ができたか

③点検・評価の状況

現状説明

2019 (令和元) 年度の研究会について、第 1 回目は「バドミントン選手の体格・運動能力：コンディショニングに関する研究」(渡辺英次所員)、第 2 回目は「アメリカにおける最新の運動学習研究・大学の部活動について」(外部講師：岩月猛泰氏)、第 3 回目は「S U I S としての N F サポートの実現可能性：パラトライアスロンのサポートを例として」(富川理充所員)であった。各研究会の発表は学内だけではなく、学外からも多くの参加者が来場し、研究交流が行われた。また、各所員が所属する分野の国際学会に発表するなど、国際学会での発表も増えてきている。

2020 (令和 2) 年度の研究会については、第 1 回目は「緊急事態宣言下における横浜 F C のリーグ再開へ向けた取り組み：チーム対応と経営問題(経済的側面)の狭間で」(横浜 F C ゼネラルマネージャー)であった。第 2 回は大阪体育大学スポーツ局に所属している浦久保氏による大学スポーツを地域・産業にどのように結びつけるかについての内容で実施する予定である。

年 1 回の開催が定着化してきた公開シンポジウムは、多彩なゲストを学外から招聘して開催している。2019 (令和元) 年度は第 12 回目を 2019 (令和元) 年 11 月 21 日 (木) に「日本基準から世界基準へ」と題し、国際卓球連盟副会長の前原正浩氏、2007・2011・2015 ラグビーワールドカップ日本代表の大野均氏、ビーチバレーボール強化指定選手の石島雄介氏、国立スポーツ科学センター長の久木留毅氏、司会に本学文学部ジャーナリズム学科特任教授の長野智子氏を迎えシンポジウムを開催した。ホームページやチラシ、ポスター、各スポーツ関連コミュニティを通じて告知を行い、本学はもちろんのこと、他大学、他の

研究・教育機関の学生や教職員、地域住人、一般企業、メディア関係者などから 2019（令和元）年度は 800 名余りの参加者を集め、盛会となった。第 13 回目は「東京 2020 の延期は何を遺すのか」と題し、ハイパフォーマンスセンター国立スポーツ科学センター長の久木留氏、国際卓球連盟副会長の前原正浩氏、日本トライアスロン連合パラリンピック対策チームリーダーの富川理充氏を迎え、COVID-19 の影響によりオンラインではあるが、シンポジウムの実施を予定している。これらのシンポジウムの内容は、毎年度発行の所報にまとめ学内外に広く配布する予定である。

「専修大学スポーツ実践公開講座『中高年の健康を考える』」は 2019（令和元）年度で 22 回目を迎え、毎年度定員に近い参加者を得ている。講座では所員の専門種目をそれぞれ複数回実施し、受講者の体力レベルに合わせたプログラムを提供している。また、初回と最終回においては体力・コンディションチェックを行い、その分析結果をスポーツ健康科学の最新知見とともにフィードバックしている。外部資金の獲得により骨密度測定器、体組成計、推定ヘモグロビン濃度測定器や各種体力・運動能力測定器を揃え、補助金とあわせて更に充実した測定、フィードバックが行えるようになった。

スポーツ講座「子どもにおける“からだ”と“うごき”と“こころ”づくり教室」では、レスリングを教材として週 3 回実施しており、継続して体力・運動能力測定を実施した。測定結果のフィードバックは過去の測定結果と結合し、子どもたちの形態面、体力・運動能力面の成長が一目でわかる用紙を用いている。子どもたちだけでなく保護者の理解も深まる内容を網羅している。いずれの公開講座も 2020（令和 2）年度は COVID-19 の影響により、実施されていないが、2021（令和 3）年度の実施に向けて準備をしている状況である。

スポーツ庁をはじめ、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会との専門能力による連携や情報交流など、積極的な活動を行っている。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会へ向けて各中央競技団体の役員・委員等として参画し、スポーツの振興・強化に尽力する所員も複数いる。公益社団法人日本トライアスロン連合のパラトライアスロン選手の体力測定・形態測定を実施するなど、スポーツ科学の知見を活かした競技団体への協力体制も整っている。また、2019（令和元）年 6 月に公益財団法人日本バレーボール協会・川崎市との連携協定を結び、スポーツ医科学研究の知見をビーチバレーの競技力向上及び、地域活性化に協力している。学会との連携では学会の理事、事務局として日々の学会運営に携わる所員も複数いる。

長所・特色

公開研究会は 3 回の開催、公開講座の開講、公開シンポジウムの開催されている。また各所員の研究成果を多くの参加者との交流を通じて社会還元が行われている。特に公開シンポジウムでは多くの学外の聴講者を集め関心の高さを示している。

問題点

公開研究会、公開講座、公開シンポジウムの開催は行っているが、研究会、シンポジウムにおいてより研究成果の社会還元の質を高めていくには、海外も含め外部からの専門性の高い講師を招聘していくことも必要である。

④根拠資料

- ・専修大学スポーツ研究所 2019
- ・専修大学スポーツ研究所 2020
- ・スポーツ研究所 イベント 研究会

<<http://suisport.jp/system/prog/content.php?c=2&sc=1>>

- ・スポーツ研究所 イベント 公開シンポジウム
<<http://suisport.jp/system/prog/content.php?c=2&sc=2>>

《情報科学研究所》

<研究活動の活性化について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

研究活動を活性化するとともに、研究成果の積極的な公表を図る。

②評価の視点

- (1) 研究所の機関紙（年報、所報、英文誌）や学会などへの研究成果の発表状況
- (2) 所員向けの研究会やセミナーの実施・参加状況
- (3) 内外へのホームページを活用した情報提供の状況

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度の研究所の機関紙（年報、所報、英文誌）などへの成果発表状況は次の通りである。年報は1回発行し、掲載した論文数は1本である。所報は年2回発行し、掲載した論文数は合計で7本である。英文誌は年1回発行し、掲載した論文数は2本である。従って、2019（令和元）年度は10本の論文を研究成果としてアウトプットした。2020（令和2）年度も、2019（令和元）年度と同等頻度で、年報、所報、英文誌の発行を行っている。2020（令和2）年12月末時点で、既に所報を1回（情報科学研究所設立40周年記念「オンライン授業セミナー」特集号、6本の論文を掲載）発行しており、年度末にもう1回発行する予定である。また、年報、英文紙についても準備は進んでおり、予定通り年度末までに発行する。さらに共同研究助成を2019（令和元）年度に7件、2020（令和2）年度に4件採択したので、これらの研究成果も近々公表される予定である。

2019（令和元）年度の研究所の定例研究会は7回（情報教育研究会、大学院生大会と含む）開催し、25件の研究発表を行うなど、研究活動は活発に行われた。その他、外部有識者を招いたランチセミナーを2回開催した。2020（令和2）年度は、定例研究会を4回（情報教育研究会、大学院生大会と含む）開催し、24件の研究発表を行った。またランチ・イブニングセミナーも12月に開催し、2月にもう1回開催予定である。上述した研究会、ランチ／イブニングセミナーには、専任教員の他に、外部の研究者・専門家も含まれており、広く交流して研究活動の活性化を図れていると考えられる。

さらに2020（令和2）年度はCOVID-19の影響により、国内の大学が急遽オンライン授業を実施する必要に迫られた状況下において、「大学のオンライン授業を展開するための簡易ガイド」をいち早く公開する（この成果は日本経済新聞にも取り上げられた）とともに、4月にはネットワーク情報学部との共同開催で学内全学部、常勤／非常勤教員対象とした学内のオンライン授業実施のための勉強会を実施した。また情報科学研究所設立40周年記念事業の一環として8月には、前期にオンライン授業を実施した結果得られた知見を特定の学部や授業担当グループのみでの共有にとどめず、より大きな範囲で情報を共有する機会を設けるため、オンライン授業セミナーも開催した。

そして情報科学研究所のホームページには、上述した「大学のオンライン授業を展開するための簡易ガイド」だけでなく、近々開催される研究会やセミナーなどの情報がタイムリーに発信され、過去の年報や所報、英文誌のバックナンバーも一覧表示されている。さらに、2010（平成22）年度以降の年報、所報、英文誌についてはpdfファイルとして、外

部からも論文内容を閲覧できるようになっており、外部の研究者にも活用されている。

長所・特色

研究会や論文には、専任教員の他に、国内外の研究者・実務家も含まれており、広く交流して研究活動の活性化を図っている。さらに今年度（2020（令和2）年度）はCOVID-19の影響により、前期はオンラインでの開催を余儀なくされたが、後期は対面形式と併用したハイブリッド型での開催を模索するなど、研究活動の活性化に向けて様々な取り組みを実施している。

問題点

研究会やセミナーについても開催日によっては出席者数が少ないケースもみられた。これは所員が学内の委員会等の業務で多忙であり、日程の調整が難しいことも原因として考えられる。2020（令和2）年度はCOVID-19の影響もあり、なかなか開催が難しかったが、他の委員会の情報を共有するなどして、早めに日程を調整し、所員・準所員への周知に努めるとともに、開催方式（オンライン形式やハイブリッド形式など）を工夫することで、多様な参加の形態を可能にし、多くの所員に参加してもらうことができた。

④根拠資料

- ・ 下記のホームページに、上記活動の状況は逐次掲載されている。
<http://senshu-iis.jp/>
- ・ また、年報、所報、英文誌のPDFについては、専修大学学術機関リポジトリ（下記URL）に掲載されており、上記のURLからもリンクされている。
<http://ir.acc.senshu-u.ac.jp/>
- ・ 大学のオンライン授業を展開するための簡易ガイド
<https://docs.google.com/document/d/18zL19wz1D2Zhgl1eRFEXexg13Vw8P3uS1bKx7f7wAYss/edit>
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ058543340X20C20A4CR8000>
- ・ 専修大学情報科学研究所 オンライン授業セミナー
<https://sites.google.com/a/senshu-u.jp/iis-online-lecture/home>

<当該研究所と他機関（大学院、他研究所）との連携について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

当該研究所と大学院（経営学研究科）や他研究所との連携を促進する。

②評価の視点

- (1) 大学院学生のための発表会の開催状況
- (2) 他研究所と合同の研究会などの開催状況

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度は、経営学研究科所属の大学院学生を対象とした研究発表大会を1回開催した。2020（令和2）年度も同様の研究発表大会を12月に開催する予定である。

他研究所との連携に関しては、2019（令和元）年度には経営研究所と商学研究所との合同研究会をそれぞれ1回ずつ開催し、2020（令和2）年度にはCOVID-19の影響で急遽実施しなければならなかったオンライン授業のための学内全学部、常勤／非常勤教員対象としたオンライン勉強会をネットワーク情報学部と共催で実施した。

以上に加えて、2019（令和元）年度には、情報科学センターとネットワーク情報学部と連携して、地域向けの公開講座をそれぞれ1回開催した。詳細は、次項の社会貢献で述べる。

長所・特色

情報科学研究所では、次代を担う質の高い研究者を育てることも主な活動の一つと考えており、2009（平成21）年より大学院学生を対象として研究発表大会を継続して行っている。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・下記のホームページに、上記活動の状況は逐次掲載されている。
<http://senshu-iis.jp/>

<当該研究所における社会貢献について> （評定：**S**・A・B・C）

①達成目標

地域における社会貢献を促進する。

②評価の視点

- (1) 研究成果の技術展示会（川崎国際環境技術展等）への出展状況
- (2) 公開講座や講演会などの実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

2009（平成21）年度から川崎市の要請に基づき毎年出展している川崎国際環境技術展に、2019（令和元）年度も出展した。出展内容は、「ワンタイム画像生成を用いた個人認証」である。なお、2018（平成30）年には10年連続出展している16機関の一つとして川崎市から感謝状を贈呈された。2020（令和2）年度は、COVID-19の影響によりオンラインでの開催になったが、引き続き研究成果を出展した（Wi-Fiの接続情報に基づく混雑状況の可視化、電力消費構造の分析と削減の試算、画像提示による食堂混雑緩和の取り組み）。本展示会は専修大学学長が委員でもあり、また本学の山田理事が副実行委員長を昨年まで務めていたことから、引き続き積極的に関わっていきたい。

また前述したように、COVID-19の影響により国内の大学が急遽オンライン授業を実施する必要に迫られた2020（令和2）年4月に社会貢献の一環として、「大学のオンライン授業を展開するための簡易ガイド」をいち早く公開した（この成果は日本経済新聞（4月28日の朝刊）にも取り上げられた）。他大学から組織内で共有したいとの連絡も受け、活用されていることが伺える。

また地域向けの公開講習会として、2015（平成27）年度より実施している「IT×ものづ

くり入門～コンピュータを使って工作を体験してみよう」をネットワーク情報学部と情報科学センターと共催で2019(令和元)年度も実施した。電子工作を小学生から中高年の方々まで体験してもらった。2020(令和2)年度も開催を模索したが、COVID-19の影響により、情報科学センターの共催許可が得られず(未成年を含む外部からの来校者に対する実習型の講座に関して、問題が起きたときに対応をとるノウハウがないというリスクを考えるべきとの判断)、中止することになった。しかし本取り組みは、毎年参加者の評価が高いので、来年度以降も引き続き継続したい。

長所・特色

川崎国際環境技術展は専修大学学長が委員であり、また、山田長満氏(川崎商工会議所会頭)が昨年まで3期9年にわたり副委員長(委員長は川崎市長)を務めていたことから分かるように、本学とゆかりのある展示会である。当研究所では第1回から毎年欠かさず出展しており、来年以降も引き続き出展していく予定である。

「大学のオンライン授業を展開するための簡易ガイド」を作成・公開し、学内に限らず、他大学、大学以外の学校でも広く活用された。また、日本経済新聞(4月28日の朝刊)の記事に取り上げられることにより、情報科学研究所だけでなく、専修大学の社会貢献を広くアピールできたと考えられる。

地域向けの公開講習会では、2020(令和2)年度からの開始される小学校プログラミング教育に対応する形で一昨年度から対象を小学校高学年まで拡大した。参加した小学生の評判も高いことから今後も継続して実施していく予定である。

問題点

川崎国際環境技術展について、今年度(2020(令和2)年度)は開催方法決定に時間を要したため、出展の調整にも苦慮した。来年以降についてはどうなるかわからないが、なるべく早く情報収集して対応できるようにしていきたい。

また公開講習会については、今年度(2020(令和2)年度)はCOVID-19の影響により実施できなかったため、来年度は開催方法を工夫するなどして開催を模索していきたい。

④根拠資料

- ・川崎国際環境技術展

令和元年度：

<https://www.kawasaki-eco-tech.jp/12th/>

令和2年度：

<https://www.kawasaki-eco-tech.jp/>

研究所ホームページ：http://senshu-iis.jp/?page_id=823

- ・大学のオンライン授業を展開するための簡易ガイド

<https://docs.google.com/document/d/18zL19wz1D2ZhgleRFEXexg13Vw8P3uS1bKx7f7wAYss/edit>

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ058543340X20C20A4CR8000>

- ・公開講座

令和元年度：

http://senshu-iis.jp/?page_id=825

[https://www.senshu-](https://www.senshu-u.ac.jp/news/albums/abm.php?d=1797&f=abm00015919.pdf&n=IT%3C3%97%E3%82%82%E3%81%AE%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8A.pdf)

[u.ac.jp/news/albums/abm.php?d=1797&f=abm00015919.pdf&n=IT%3C3%97%E3%82%82%E3%81%AE%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8A.pdf](https://www.senshu-u.ac.jp/news/albums/abm.php?d=1797&f=abm00015919.pdf&n=IT%3C3%97%E3%82%82%E3%81%AE%E3%81%A5%E3%81%8F%E3%82%8A.pdf)

《自然科学研究所》

<自然科学研究所主催公開講演会の開催について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

年1、2回程度の公開講演会を行い、学生や市民に最新の科学に触れられる場所を提供する。

②評価の視点

- (1) 最新の科学をやさしく説明する公開講演会を実施する。
- (2) 配付資料を準備する。
- (3) 今後の公開講演会の方向性を探るためのアンケートを実施する。
- (4) 公開講演会について総括を行い、報告を自然科学研究所所報に掲載する。

③点検・評価の状況

現状説明

2019(令和元)年度は「カマキリとカミキリ その知られざる生態」をテーマに開催し、それぞれ数十名程度の参加者があり、熱心な質疑討論が行われ、好評であった。2020(令和2)年度は、COVID-19感染拡大の状況を踏まえ、開催を断念した。次年度以降については、コロナ禍における公開講演会開催の方法を検討した。アンケートの実施と、公開講演会の総括を自然科学研究所所報に掲載した。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・自然科学研究所所報 101号(2020年3月)
- ・自然科学研究所所報 102号(2021年3月 印刷予定)

<研究活動の活性化について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

研究所員の研究活動を密にしていく。

②評価の視点

- (1) 一人ひとりで独自のテーマで研究を実施している現状に鑑み、各人の研究テーマに対する相互理解の場を設け、協力して研究を進める可能性について模索する。
- (2) 実験法や実験機材の使用法などに関する共通理解の場を設け、相補的に研究を進める可能性について模索する。
- (3) 研究会などを開催し、所員間相互の情報交換を活発にする様に心掛ける。

③点検・評価の状況

現状説明

自然科学研究所所報および専修自然科学紀要の投稿規定の改定を 2019（平成 31）年 3 月総会において行い、自然科学紀要に関する紀要規定を 2019（令和元）年 5 月 7 日に改定し、各人の研究活動の改善に努めた。

研究会は、2019（令和元）年度、2020（令和 2）年度それぞれ 2 回開催を予定し、所員間相互の情報交換を行った。2019（令和元）年度 3 月の研究会は COVID-19 感染拡大のため中止した。

新たに動物実験を行えるよう、既存の施設との連携を図り、共同研究をはじめることができた。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・自然科学研究所所報 101 号（2020 年 3 月）
- ・自然科学研究所所報 102 号（2021 年 3 月 印刷予定）

<自然科学研究所のホームページの改善について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

自然科学研究所の活動内容、印刷物などの情報を一般に公開し、社会貢献できるように積極的にホームページの更新・内容の充実を図ることを目標にする。

②評価の視点

- (1) 操作性を改善し、最新の情報を提供する。
- (2) 教育・研究に関する情報を充実する。
- (3) 所員のホームページとの連携を強化する。
- (4) 海外への情報発信のための英文の情報も掲載する。

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度の紀要 51 号より紀要掲載の論文は、専修大学学術機関リポジトリに登録され、情報を一般に公開した。

操作性を改善し、最新の情報を提供し、教育・研究に関する情報を充実するように努めた。

所員のホームページとの連携を強化に関しては、情報の重複を避けるため、専修大学ポータルにある新研究者情報システムとの連携を図る方向で検討を進める。

海外への情報発信のための英文の情報も掲載に関しては、大学全体での多言語表記の進捗状況を勘案しながら、検討を進める。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・自然科学研究所所報 101号（2020年3月）
- ・自然科学研究所ホームページ

〔 2 0 〕 情報科学センター関係

〔20〕 情報科学センター関係 点検・評価

<教育研究のための情報通信技術(ICT)環境の整備・運用について> (評定：S・A・B・C)

①達成目標

利用者の要望に配慮し、教育研究用 ICT 環境を適切に整備・運用する。

②評価の視点

- (1) 教育研究組織等の学内ユーザの意見・要望を吸い上げ、関係学内所管と調整した上で、ICT 環境等を整備できているか
- (2) より良い環境を整備するために、他大学の状況、システム・機器の技術動向などの新しい情報を収集し活用しているか
- (3) 導入業者、関連学内所管等と協力して、ICT 環境を適切に運用して、安定稼働を図っているか

③点検・評価の状況

現状説明

2018（平成 30）年度導入の教育研究用システム（端末室の PC 及びそれを動作させるためのサーバ、ネットワーク等）は、システム導入・管理業者と月例打ち合わせを実施して、発生した問題をリスト化して共有し、適切に対応できている。

2019（令和元）年度は、以下の 4 点について教育研究用 ICT 環境の整備を行ってきた。

- ①2020（令和 2）年度利用開始予定の神田新棟（10 号館）及び 2020（令和 2）年度から神田キャンパスで展開される商学部、国際系新学部のための ICT 環境の準備
- ②2019（令和元）年 10 月からリニューアルした教職員用メールシステム、および基盤となる Office 365 のグループウェアツールとしての Teams の導入
- ③2019（令和元）年 8 月に更新した学内 LAN の最適化
- ④2021（令和 3）年度からの次期学習支援システムのためのワーキンググループによる検討

①と②に関しては、情報科学センター協議会、運営委員会を通じて、各学部教授会等で説明をし、教員からの要望を吸い上げながら進めた。

④に関しては、教育開発支援委員会と共同でワーキンググループを設置し、議論の過程で、各教育組織からのアンケート、教員に対するアンケートを実施し、学長への報告としてまとめ、ポータルシステムの更新と一体として行うことで利用者の利便性を図ることとし、導入業者の選定まで至った。

上記の環境整備の検討の過程においては、他大学の状況、システム・機器の技術動向をリサーチしながら行った。

2020（令和 2）年度は、COVID-19 の対応として研究教育組織がオンライン授業を実施することとなったため、導入業者、関連学内所管等と協力して、保有している ICT 機器を適切にやりくりしながら対応した。

- ①学生用メールシステムとして使用してきた G Suites for Education を、1 万人規模で使用できるオンライン授業プラットフォームとして推奨し、後期からは Enterprise Edition を有償契約し、より安定して運用できるようにした。
- ②後期より、学内でオンライン授業を受講する学生のため、学内無線 LAN システムを適正規模で利用できるよう、教務課と相談しながら進めた。
- ③後期より、3 密を回避しながら学内で端末室の対面授業を実施できるようにパーティ

ションを用意したり、貸出ノート PC を教室に配置した臨時端末室を設置した。

- ④2021（令和 3）年度導入予定の学習支援＋ポータルシステムについては、G Suite for Education と並行利用するために機能の見直しを行った。

以上のことから、一部技術的に困難な案件を除き、取り組み状況は、有効かつ適切であると判断する。

長所・特色

COVID-19 における、オンラインでの教育研究の実施において、2019（令和元）年度までに整備した教育研究用 ICT 環境を適切に活用することで、教育研究等を継続できたことは、他大学の参考になる取り組みとなっている。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・第 1 回教育・研究用コンピュータシステム定例会（2018. 4. 17）～第 23 回教育・研究用コンピュータシステム定例会（2020. 11. 10）議事録、資料一式【現状説明の第 1 段落】
- ・令和元年度第 1 回情報科学センター運営委員会資料⑤、資料⑥、令和元年度第 3 回情報科学センター運営委員会資料⑥【現状説明の第 2 段落、第 3 段落】
- ・令和元年度第 1 回情報科学センター協議会資料⑤、資料⑥、令和元年度第 2 回情報科学センター協議会資料②、資料③【現状説明の第 2 段落、第 3 段落】
- ・次期教育支援基盤システム（LMS）検討にかかわるワーキンググループ・中間報告資料【現状説明の第 4 段落】
- ・次期教育支援基盤システム（LMS）検討にかかわるワーキンググループ・最終報告資料【現状説明の第 4 段落】
- ・令和 2 年度第 1 回情報科学センター運営委員会資料⑦、資料⑧、令和 2 年度第 2 回情報科学センター運営委員会資料④、資料⑤【現状説明の第 6 段落】
- ・教育支援基盤システム（LMS）・ポータルシステム導入第 1 回定例会資料（2020. 9. 11）【現状説明の第 6 段落 項番 4】
- ・教育支援基盤システム（LMS）・ポータルシステム導入第 2 回定例会資料（2020. 11. 2）【現状説明の第 6 段落 項番 4】

<教育研究のための情報通信技術（ICT）環境の利用促進について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

教育研究のための情報通信技術（ICT）環境の利用を促進する。

②評価の視点

- （1）コンピュータ室やネットワークを適切に利用できるように開放しているか
- （2）Web ページやマニュアルの整備、質問窓口の設置、説明会等、利用促進を図るためのサービスを展開しているか

③点検・評価の状況

現状説明

コンピュータ室の解放個所をリアルタイムに表示するシステムを常時運用しており、学生は効率的に利用できている。学生のコンピュータ室における PC の利用時間は伸びる傾向にあり、利用状況を確認しながら、必要に応じてコンピュータ室の柔軟に開放するように対応するようにしている。

無線 LAN の使用需要は伸びている一方、接続しにくいという声があがっていた。調査に時間がかかったが、原因が判明し、日に 7000 台程度の接続実績となっている。

2019（令和元）年 8 月には、学内 LAN の最適化のための更新があったため、夏期休暇期間中を含めて 9 日間にわたり、ネットワーク及びそれに接続するサーバでサービスするシステムを計画停止することになった。事前に教授会を通じてアナウンスすることで周知を図り、教員からの問い合わせにも対応した。2020（令和 2）年 3 月には、研究室を生田キャンパスから神田キャンパスに移す教員が多くいたが、対応を適切に行った。

Web ページの情報に対して、探しにくいという意見が寄せられたので、2019（平成 31）年 4 月にページ構造を整理した。

リニューアルした教職員用メールシステムに対しては、移行マニュアルを整備し教授会で配布し、さらに説明会も実施するなどして、円滑に移行できるように支援した。利用マニュアルは Web を用いて公開し、必要な時にすぐ参照できるようになっている。

2020（令和 2）年度の COVID-19 の影響におけるオンライン授業実施にあたっては、ネットワーク情報学部、情報科学研究所と協力し、G Suite for Education によるオンライン授業の実施と受講に関するマニュアルを整備した。オンライン授業開始後は、コールセンターを約 1 ヶ月間設置し、学生や教員からの問い合わせに対応した。

以上のことから、取り組み状況は、有効かつ適切であると判断する。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・利用状況表示【現状説明の第 1 段落】
<http://cv.isc.senshu-u.ac.jp/clv/cv.php>
- ・情報科学センター施設一部利用許可について【現状説明の第 1 段落】
<https://www.senshu-u.ac.jp/isc/iscFacilityUsePermission.html>
- ・令和 2 年度第 1 回情報科学センター運営委員会資料③【現状説明の第 2 段落】
- ・第 18 回教育・研究用コンピュータシステム定例会（2020.3.17）学内 LAN 利用状況_2020-1 月度分【現状説明の第 2 段落】
- ・令和元年度第 2 回情報科学センター協議会資料④、資料⑤【現状説明の第 3 段落】
- ・研究室での LAN 接続（教員用）【現状説明の第 3 段落】
<https://www.senshu-u.ac.jp/isc/services-list/usen-ken.html>
- ・教職員用メールシステム【現状説明の第 5 段落】
https://www.senshu-u.ac.jp/isc/services-list/webmail_0365.html
- ・ポータルシステム・ライブラリ内：【情報科学センター】教職員用コミュニケーションツール（Teams）マニュアル【現状説明の第 5 段落】
- ・オンライン授業受講の準備について【現状説明の第 6 段落】
<https://www.senshu-u.ac.jp/news/nid00005303.html>
- ・オンライン授業実施に関する情報サイト【現状説明の第 6 段落】

<情報処理教育の推進について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生が情報処理に関する学習機会を適切に得られるように改善していく。

②評価の視点

- (1) 情報リテラシー科目の展開、講習会の開催、オンライン教材の整備等により、情報処理に関する学習をする機会を適切に用意しているか
- (2) 情報リテラシー科目のテキストを、担当教員や受講対象学科の意見を取り入れつつ、適切な内容にしているか
- (3) 端末室利用の授業において、端末操作補助員を適切に配置しているか

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度の情報リテラシー科目の履修状況を確認すると、神田キャンパスにおいては、第1希望の曜日時限クラスに抽選で受講できなかった学生が第2希望を出す割合が低い、生田キャンパスにおいては第2希望受付で初めて履修申請をする学生が目立つ、という状況になっている。2020（令和2）年度は、より多くの学生が情報リテラシー科目を履修できるよう、情報リテラシー科目の受講者数が少ない曜日時限クラスの移動といった対応を行った。

講習会の受講者数は、外部業者に委託している講座は有料であるものの資格取得に結び付いているため受講者数は多く成功している。一方、専任教員に依頼している講座は初学者向けものが多く、最近では受講者数が非常に少ないという状況が続いている。2020（令和2）年度は神田キャンパスに商学部が移転するため、講習会の内容や実施形態の見直しに着手していたが、COVID-19の影響で講習会の実施が困難になり実現に至っていない。

情報リテラシー科目については、データサイエンスの基礎的な内容を、データリテラシー科目と分担しながら教えることになっているか確認を進めている。

授業操作補助員については、2018（平成30）年度、配置人数ルールを見直し、リテラシー系科目についてはクラスサイズに依存しない方法とすることにした。評判も良いことから2019（令和元）年度も継続した。

以上のことから、多くの取り組みは有効かつ適切であり、また改善の必要性を認識し、それに対して対応を進めていることも適切であると判断する。

長所・特色

独自に情報リテラシー科目を開講していない学部向けに教養科目として、ほぼ需要を満たす分の開講数があり、また、テキストは本学教員が執筆しており、継続的に内容がアップデートされ高品質のものとなっていることから、本学のDP(3)にある情報リテラシー能力の獲得に大きく寄与している。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・令和1年度第5回情報科学センター運営委員会資料④【現状説明の第1段落】

- ・「情報入門Ⅰ」「情報入門Ⅱ」テキスト【現状説明の第1段落】
<https://www.senshu-u.ac.jp/isc/about/publications.html>
- ・令和2年度第1回情報科学センター運営委員会資料①、資料③【現状説明の第1段落、第2段落、第4段落】
- ・令和2年度第1回情報科学センター運営委員会資料④、資料⑥【現状説明の第2段落】

[2 1] 入学試験関係

〔21〕 入学試験関係 点検・評価

< 高大接続改革への対応について > (評定 : S ・ A ・ B ・ C)

① 達成目標

入試制度の見直し

② 評価の視点

- (1) 大学入試センター試験利用入学試験及び一般入学試験の見直し
- (2) 推薦入学試験及び特別入学試験の見直し

③ 点検・評価の状況

現状説明

高大接続改革の対応に伴い、全ての入学試験において「ディプロマポリシー」「カリキュラムポリシー」を踏まえた「アドミッションポリシー」に基づきつつ、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜方法案を2019（令和元）年7月23日の入試委員会に提示し、学部長会及び教授会の議を経て、2019（令和元）年12月17日に「2021（令和3）年度専修大学における入学者選抜について」の告知をホームページに掲載した。

入試区分を各々の入学者選抜の特性に合わせて整理するとともに、「一般選抜」「学校推薦型選抜」「総合型選抜」における新たな評価方法を以下の通りとした。

① 一般選抜について

各学部のアドミッションポリシーに基づき、本学での学修に必要なと思われる基礎的学力を中心に、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を多面的、総合的な観点から評価できると判断し、現行の出題形式を継続することとする。

② 学校推薦型選抜について

実施学部のアドミッションポリシーに基づき、従来の入学試験同様に「学力の3要素」の多面的、総合的な評価を実現するため、「学校長による推薦書」「調査書」「志願者本人が記載する資料等」等による評価に加え、指定校制推薦入学試験および教育交流提携校推薦入学試験では、新たな評価方法として「小論文・面接試験等」を加えることとする（2021（令和3）年度入学試験は、COVID-19 拡大防止の観点から書類審査と小論文の事前提出とした）。

③ 総合型選抜について

実施学部のアドミッションポリシーに基づき、従来の入学試験同様に「学力の3要素」の多面的、総合的な評価を実現するため、「調査書」「志願者本人が記載する資料」「小論文」「面接」等による評価方法を行うこととする。

上記の新たな評価により、2021（令和3）年度入学試験については、「学校推薦型選抜」「総合型選抜」が実施され、今後、「一般選抜」が行われる予定である。

長所・特色

高大接続改革への対応に伴い、各入学試験における評価方法等を以下の通り定義付けできたことは、長所と言える。

【入学者選抜における本学の基本的な考え方】

入学者選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等があるかを判定するものであり、大学教育の一步として、基本的には各大学の自主性に基づいて行われるべきものである。

入学者選抜の改革を図るためには、入学後の教育との関連を十分に踏まえ、多様で自由な入試設計を考えることが重要である。選抜方法・選考方法を多様化し、個々の受験生の長所である能力・適性等を多面的に評価することで、求める学生を適切に見出し、様々な学生を入学させて大学教育を活性化させることとする。

【一般選抜】

既存の「大学入試センター試験利用入試」及び「一般入学試験」によって入学して来た学生の学力は、大学教育を学ぶに必要な学力を満たしていると評価し、従来通りの「知識・技能」を中心とした「学力」を測ることとし、一般選抜については、「学力の3要素」の「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力」を評価する。

【学校推薦型選抜・総合型選抜】

学校推薦型選抜・総合型選抜については、「学力の3要素」のうちの「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の能力判定に力点を置いた評価を行うこととし、従来よりも高等学校における平素の学習等の評価にウエイトを置くこととする。「調査書」をはじめ、「様々な学習活動、文化スポーツ活動、就業経験、活動経験の記録」や「成果物」等の多様な調査資料をより一層活用した評価を行う。

問題点

今後の課題としては、学校推薦型選抜・総合型選抜における「評価のウエイト」等を入学試験要項などに公表することを検討する必要がある。

④根拠資料

- ・高大接続改革に伴う対応について（令和元年度 第3回 入学試験委員会資料）
- ・2021（令和3）年度専修大学における入学者選抜について
（本学ホームページ・学部入試情報・常設 INFORMATION に掲載）

<入学試験の実施に関する負担軽減について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

一般入学試験の実施に関する教員負担の軽減

②評価の視点

- (1) 入学試験監督者の選出方法の見直し
- (2) 入学試験本部委員の選出方法の見直し

③点検・評価の状況

現状説明

2020（令和2）年度入学試験より、2月2日にスカラシップ・全国入学試験が新設されたが、このことに伴い、教職員における入学試験業務の負担増が課題となった。

そこで、教員による試験監督業務と入試委員による本部委員業務の負担軽減を図るため、以下の提案を2019（令和元）年10月1日の入試委員会に提示し、学部長会及び教授会の議を経て、機関決定された。

- ①スカラシップ・全国入学試験における「札幌」「郡山」の2会場において、試験的に試験監督業務を外部委託する。
- ②入試委員の本部委員業務を「生田会場」と「神田会場」の2会場に集約する。
- ③地方の試験会場については、入試委員を配置する体制を見直し、その業務を職員による説明等に置き換える。
- ④入試委員は、一般入学試験の試験監督業務を2回担当する。

上記施策を実施・検証した結果、大きな問題もなく入学試験が実施できたことを踏まえ、2021（令和3）年度一般選抜スカラシップ・全国入学試験では、地方会場の15会場の全てにおいて、試験監督業務の外部委託を導入することとした。

また、一般選抜前期・後期入学試験に関しては、2022（令和4）年度以降から順次外部委託会場を拡大していく予定であったが、COVID-19の拡大状況への対応（出張を減らす）と更なる入学試験業務の負担軽減を進めるため、2021（令和3）年度一般選抜前期・後期入学試験においても全ての地方会場で試験監督業務の外部委託を導入することとした。

長所・特色

近年、入学試験会場の増加により、入試委員は地方会場を含む本部委員業務を平均5日間担当することとなっていた（センター入試の本部担当や出題に係わる入試委員除く）。

また、入試委員の中には判定作業のために、生田キャンパス（判定会議）と地方試験会場を行き来する状態にもあったが、今回の提案により入試委員の負担は軽減され、試験監督者の不足を一部補えたことは有意な成果である。

問題点

今後の課題としては、「入学試験の実施」という観点における質と費用対効果を検証する必要がある。また教員の負担軽減から大学全体の負担軽減に広げることを検討する必要がある。

④根拠資料

- ・2020（令和2）年度入学試験における一部試験会場の監督業務の外部委託について（令和元年度 第4回 入学試験委員会資料）
- ・2021（令和3）年度一般選抜における試験監督業務の外部委託について（令和2年度 第5回 入学試験委員会資料）

<学生募集強化について> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

本学で実施するイベント参加者における志願率及び手続率の向上

②評価の視点

- (1) オープンキャンパスの参加者における志願率の増加
- (2) オープンキャンパスの参加者における手続率の増加

③点検・評価の状況

現状説明

(1) 2019（令和元）年度

2020（令和2）年4月に開設する国際コミュニケーション学部及び同年に神田キャンパスに移転する商学部に関する広報強化のために、6月実施を神田開催に変更し、「体験授業フェア」については、高校の進路指導の早期化にあわせ、6月から3月開催での実施とした。また、年間を通じて新学部・新学科にかかわる企画も数多く用意し、積極的な広報に努めた。

(2) 2020（令和2）年度

COVID-19拡大のため、当初予定していたオープンキャンパスを学生スタッフによるキャンパスツアーと職員による個別相談を中心にした「ミニ・オープンキャンパス」に変更して実施した。感染拡大防止のため来場者数を制限したが、開催日数を増やすことで接触者数の確保に努めた。

長所・特色

(1) 2019（令和元）年度

8月までの来場者の総数は、21,025名で、前年度の20,995名から30名（0.1%）の増となった。全体では微増だが、7月神田開催では、前年比1,004名（32.6%）の大幅増となっており、神田キャンパス、新学部への受験生の関心の高さが見て取れた。新学部・新学科の広報を手厚く展開できたと考えている。

オープンキャンパス参加者のうち、アンケートに回答した高校3年生における2020（令和2）年度入学試験の志願率は、39.5%（前年度45.5%）であり、手続率は、86.9%（前年度91.9%）であった。

(2) 2020（令和2）年度

8月・9月の土曜・日曜に15日間実施したミニ・オープンキャンパスの来場者総数は2,729名で、個別相談者数は799名であった。来場者数では、通常のオープンキャンパスには及ばないが、来場者の29.3%が個別相談を受けており、来場者の関心の高さが伺えるとともに、密度の濃い接触がとれたと考えている。また、来場者へのアンケートでは、96.2%の来場者が「満足」と回答しており、今後の志願率・手続率向上に大きく貢献するものと考えている。

2021（令和3）年度入学試験はこれから迎えるため、志願率、手続率については、データが揃った段階での報告する予定。

問題点

2018（平成30）年度入学試験におけるオープンキャンパス参加者の志願率・手続率は、それぞれ44.6%・92.3%となっており、2019（令和元）年度とほぼ同率となっている。今回の評価は前年比により行ったが、学生募集の評価については経年で確認していく必要があると考える。2020（令和2）年度は、COVID-19の影響により特異な年度となることが見込まれるため、継続的な学生募集の施策立案について、2021（令和3）年度入学試験の結果も分析しながら取り組んでいきたい。

④根拠資料

- 2019年度 イベント参加者別志願・合格・手続状況
＜2019年度イベント参加者に対する2020年度入試 志願・合格・手続者の割合＞
- 2018年度 イベント参加者別志願・合格・手続状況
＜2018年度イベント参加者に対する2019年度入試 志願・合格・手続者の割合＞
- 2017年度 イベント参加者別志願・合格・手続状況
＜2017年度イベント参加者に対する2018年度入試 志願・合格・手続者の割合＞

[2 2] 學生生活關係

〔22〕 学生生活関係 点検・評価

<学生の修学に関する適切な支援（奨学金その他の経済的支援の整備）を行っているか>
(評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

各種の奨学金制度など経済的な支援策の充実と適正な運用が行われ、学生が安心して安定した学生生活を送ることができる環境が整えられていること

②評価の視点

- (1) 日本学生支援機構の奨学金の運用状況
- (2) 民間奨学金への応募・採択状況
- (3) 経済支援を目的とした専修大学独自の奨学金制度の運用状況
- (4) 外国人留学生に対する修学支援の運用状況（学習奨励、授業料減免）
- (5) 専修大学学内ワークスタディ制度の運用状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 日本学生支援機構の奨学金の運用状況

[貸与奨学金]

新規採用件数は次のとおり。

2019（令和元）年度 1,505件 2020（令和2）年度 1,609件

支援機構奨学金貸与件数は次のとおり。

2019（令和元）年度 5,822件 2020（令和2）年度 5,523件

本学では全国平均に比べて奨学金返還延滞率が高いことから、ガイダンスや窓口指導を通して返還手続き等についての指導を徹底するように努めている。返還者への返還意識を高めるために卒業生への注意喚起の文書を大学ホームページに掲載している。

[給付奨学金]

授業料減免及び給付型奨学金支給の対象になる「高等教育の修学支援新制度」（2020（令和2）年4月より）が始まり、11月末時点で907名が対象となった。

また2020（令和2）年5月から困窮学生に対して10万円（非課税世帯の学生は20万円）を給付する「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』制度（文部科学省）が始まり、5月下旬から7月中旬まで募集を行った。期間中1,698名の申請があり、給付要件を満たした1,437名を推薦した。

- (2) 民間の奨学金への応募・採択状況

民間財団への応募者には学内選考（書類審査又は面接）を実施し、推薦者を決定している。2019（令和元）年度の民間財団募集件数は72件 応募者数68、採用者数26名、2020（令和2）年度は9月現在で募集件数84件、応募者数48件、採用者数26名となっている。今後も民間財団奨学金への採用者増加に向け、積極的に応募を呼び掛けるなど採用者増加に向けて取り組んでいく必要がある。

- (3) 経済的困窮者に対する専修大学独自の奨学金制度（家計急変奨学生、災害見舞奨学生、進学サポート奨学生等）、育友会奨学金、校友会奨学金の運用状況と運用の適切性
経済的困窮者に対する学内奨学金採用件数は以下のとおり。（2020（令和2）年度はい

ずれも 11 月末時点)

家計急変奨学生	2019 (令和元) 年度	20 名	2020 (令和 2) 年度	19 名
災害見舞奨学生	2019 (令和元) 年度	14 名	2020 (令和 2) 年度	2 名
利子補給奨学生	2019 (令和元) 年度	3 名	2020 (令和 2) 年度	0 名
育友会奨学生	2019 (令和元) 年度	23 名	2020 (令和 2) 年度	32 名
校友会奨学生	2019 (令和元) 年度	4 名	2020 (令和 2) 年度	16 名

2019 (令和元) 年度は 9 月、10 月に発生した台風 15、19 号等の被災地が激甚災害指定されたことにより、災害見舞奨学生等の採用者数が増加した。

2020 (令和 2) 年度は COVID-19 の影響により支援が必要な学生が多いため、家計急変、育友会、校友会の各奨学金を弾力的に運用している。

(4) 外国人留学生の修学支援策 (学習奨励等のための授業料減免制度)

2014 (平成 26) 年度より実施されている専修大学私費外国人留学生の学習奨励等のための授業料減免制度では減免採用者を有資格者の 60% を上限とし成績に応じて減免額を学部生は 28 万円、23 万円、18 万円の 3 段階に傾斜配分し、大学院生は一律 14 万 5 千円としている。採用者数は次のとおり。

学部生	2019 (令和元) 年度	70 名	2020 (令和 2) 年度	75 名
大学院生	2019 (令和元) 年度	15 名	2020 (令和 2) 年度	14 名

また、文部科学省外国人留学生学習奨励生の採用者は次のとおり。

学部生	2019 (令和元) 年度	19 名	2020 (令和 2) 年度	28 名
大学院生	2019 (令和元) 年度	1 名	2020 (令和 2) 年度	0 名

(5) 専修大学学内ワークスタディ制度の運用状況

2019 (令和元) 年度のワークスタディ登録者数は 73 名 (生田 63 名、神田 10 名)。4 月 25 日 (木) 神田、4 月 26 日 (金) 生田で募集説明会を実施し、登録者リストを人事課に提供した。

ワークスタディ講習会を 1 月 15 日 (水) 昼休みに生田校舎で実施し、出席者 14 名。

経済支援が必要な学生であることから、研修は人事課に協力を依頼し「はたらくこととライフプラン」をテーマに行った。

社会に出てからの資金、保険等の内容を説明した。また、就職活動等で初任給だけ見るのではなく、社会保険等の制度など等も求人情報で確認するなどのアドバイスもあった。

2020 (令和 2) 年度は COVID-19 拡大の影響により、運用できる見通しは立っていない。

長所・特色

災害見舞奨学生の奨学金は 20 万円を上限としているが、激甚災害指定された場合は特別措置として上限を 30 万円に引き上げるなど、状況に応じて弾力的な運用を行っている。

また、COVID-19 の影響により、主たる家計支持者が経済的に困窮し、修学の継続が著しく困難になった在学学生に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急支援奨学金」を 2020 (令和 2) 年 6 月 1 日に新設した。採用者は上限 20 万円が授業料から減免される。2020 (令和 2) 年 11 月末時点で 128 名が採用されている。

問題点

COVID-19 の影響により、2020 (令和 2) 年度は通常行うはずの奨学金募集ガイダンス等が実施できず、全て郵送による対応を行った。また、今後も予定されていた日本学生支援機構の返還ガイダンスは中止とし、郵送で対応するため、返還手続きの徹底や将来的な返

還率の低下を招くことがないように注意が必要である。

④根拠資料

- ・日本学生支援機構 採用者数一覧【学生部委員会資料】
- ・令和元年度 民間財団・地方奨学生採用者数一覧【学生部委員会資料】
- ・令和元年度 学内奨学生採用者数一覧【学生部委員会資料】
- ・①専修大学私費外国人留学生の学習奨励等のための授業料減免採用者の推薦について（令和元年度、令和2年度）【学生部委員会資料】
- ・②文部科学省外国人留学生学習奨励生の推薦について（令和元年度、令和2年度）【学生部委員会資料】
- ・学内ワークスタディ説明会（告知）および研修会報告書

<学生の生活に関する適切な支援（学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮）を行っているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生が健康を維持し、事故を防止して、安全に学生生活を送る環境が整備されていること

②評価の視点

- (1) 学生の健康管理の状況（健康診断の実施状況など）
- (2) 飲酒に関わる事故及び事件の防止に関する取組み状況
- (3) 健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止等の対応
- (4) 薬物等（大麻、危険ドラッグ等）の防止に関わる啓発活動
- (5) 100円朝食の実施、喫食状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 学生の健康管理の状況（健康診断の実施状況など）

2019（平成31）年4月の定期健診における一部学生の受検率は80.5%（前年度比+1.4pt）、二部学生の受検率は66.1%（前年度比+4.9pt）であった。

2020（令和2）年度はCOVID-19の影響により実施時期を8月16日～31日のうち9日間とした。また、最寄駅から大学までの移動や校舎間移動における感染及び熱中症リスクを考慮したうえで、全学生が神田キャンパス10号館で受検した。受検者数は一部・二部・大学院生・法科大学院生を併せて6,664名（受検率37.5%）であった。

2020（令和2）年度に限り、受検できなかった学生11,065名に対して10月26日（月）～11月27日（金）に健康調査を実施し、2,246名から回答があった（回答率20.3%）。
- (2) 飲酒に関わる事故および事件の防止に関する取組み状況
 - ①2019（令和元）年度新入生には次のとおり実施した。
 - ・「本学の飲酒事故撲滅に対する基本姿勢と過去の事件事例」【キャンパスガイダンス（2019（平成31）年4月2日）】
 - ・「20歳未満の飲酒が身体に及ぼす危険性」【スポーツリテラシー】
 - ・「飲酒時のトラブルに対する対処法」およびSNS利用時の注意【入門ゼミナール】
 - ②飲酒事故防止セミナー【神田7月12日】及び適正飲酒啓発セミナー【生田7月17

日】を実施し、両キャンパスで 166 団体（非公認 44 団体含む）192 名が参加した。後期は 2020（令和 2）年 3 月に実施予定であったが、COVID-19 の観点から中止とした。2020（令和 2）年度は、入門ゼミナールにおいて『1-③「飲酒時のトラブルに対する対処法」および SNS 利用時の注意』を実施した。

その他の取組については COVID-19 の影響により、現時点で実施できていないが、今後の状況を注視したうえで実施可否を検討する。

(3) 健康増進法の改正に伴う受動喫煙防止等の対応

健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正健康増進法」）が 2019（令和元）年 7 月 1 日に施行されたことに伴い、労働衛生コンサルタントによるアドバイスを受けて一部の喫煙場所の移設、喫煙場所のベンチの撤去、喫煙場所以外での喫煙の禁止、20 歳未満の喫煙所の立ち入り禁止等の告知を実施した。

さらに、労働衛生コンサルタントによる受動喫煙防止セミナーを以下のとおり実施し、受動喫煙による健康への影響と受動喫煙防止対策への重要性について講演を行った。

神田キャンパス：2019（令和元）年 12 月 19 日（木）参加学生数 9 名

生田キャンパス：2020（令和 2）年 1 月 14 日（火）参加学生数 53 名

(4) 薬物等（大麻、危険ドラッグ等）の防止に関わる啓発活動

保健体育部会、東京都及び川崎市健康福祉局の協力を得て、2019（平成 31）年 4 月中旬の「スポーツリテラシー」（1 年次生配当科目）内で講義形式による啓発を行った。

2020（令和 2）年度は COVID-19 の影響により中止としたが、2020（令和 2）年 9 月に実施した学部ガイダンスにおいて川崎市および東京都健康福祉局発行の薬物防止パンフレットを配布した。

(5) 100 円朝食の実施、喫食状況

生田キャンパスでは日替わりや納豆定食など 4 種類を 1 日 100 食、神田キャンパスでは日替わりとカレーの 2 種類 1 日 50 食提供している。両キャンパスとも利用している学生には「週に何度も利用している」「安くておいしい」など好評である。

学生に対する食育の観点から、2014（平成 26）年後期より始めた 100 円朝食を続けていたが、2020（令和 2）年度は COVID-19 の影響により中止とした。

長所・特色

飲酒事故防止に関する取り組みは、正課科目である「専修大学入門ゼミナール」「スポーツリテラシー」で注意喚起を行っている。

「飲酒事故防止セミナー」「適正飲酒啓発セミナー」は学生自治会の協力を得て、7 月実施のセミナーは鳳祭参加団体を、3 月実施のセミナーは 4 月の新入生勧誘活動参加団体の出席を必須としており、教職員・学生の 3 者で協力する体制で実施している。

問題点

現在の喫煙場所や学生の喫煙マナーに関して学生や教職員からなお意見や要望が寄せられる等、指定喫煙所の設定方法や学生の指導に関しては改善の余地が残されている。現状を分析しながら引き続き改善に努める必要がある。

学生食堂は、2020（令和 2）年度より神田キャンパス 10 号館 7 階に、1 階にはカフェが新たに設置されたが、商学部の神田移転及び国際コミュニケーション学部設置に伴い、今後対面授業が全面的に実施されることになった際には、昼食の提供数、場所共に不足する

恐れがある。状況を見て検討が必要だと考える。

④根拠資料

- ・定期健康診断実施報告書（平成31年度、令和2年度）【学生部委員会資料】
- ・①平成31年度キャンパス・ガイダンス資料（学生部）
- ・②専修大学入門ゼミナール資料『「飲酒時のトラブルに対する対処法」およびSNS利用時の注意』（平成31年度、令和2年度）
- ・③飲酒事故防止セミナー・適正飲酒啓発セミナー実施報告【学生部委員会資料】
- ・令和元年度 受動喫煙防止セミナーの実施報告について【学生部委員会資料】
- ・シラバス「スポーツリテラシー」（令和元年度、令和2年度）
- ・食堂関係 HP（100円朝食、学生食堂）
<https://www.senshu-u.ac.jp/campuslife/environment/cafeteria.html>
- ・セミナーハウス関係 HP
<https://www.senshu-u.ac.jp/campuslife/environment/seminar.html>

<学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援を実施しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学生が正課外の諸活動を通して充実した学生生活を送ることができるよう大学としての支援体制が整っていること

②評価の視点

- (1) 学生団体、公認団体に対する活動支援状況
- (2) ボランティア活動に対する支援状況
- (3) 各種セミナー及び講座の実施状況
- (4) 懸賞論文・文芸作品コンクールの実施状況
- (5) 厚生施設（学生食堂、セミナーハウス等）の充実、利用促進等

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 学生団体、公認団体に対する活動支援状況

学生生活課では学生自治会傘下の公認団体を中心に随時、活動場所（教室等貸出）、発表の場（公開演奏等）、特別な活動に対する援助金等を提供している。

2020（令和2）年度はCOVID-19の影響により、課外活動は9月20日まで学内外を含めて禁止（オンライン上での活動を除く）とした。

専修大学新型コロナウイルス感染症対策本部より、9月21日から「活動レベル4」となったことから、公認団体については必要な手続きを経たうえで、学生部長の判断により、学外での活動を順次許可している。さらに、11月21日（土）から12月25日（金）の土日及び授業を実施しない日で事前申請があった公認団体に限り、生田食堂棟（グリーントップ）1・2階、生田会館2階、4号館中庭での活動を許可した。

- (2) ボランティア活動に対する支援状況

学生部のもとにボランティア推進委員会を設置し傘下の学生ボランティア団体（SKV、SIV）に助言を行っている。主な活動として①千代田区、神田警察及び消防と協力して神田キャ

ンパスで実施する「防災フェア」(神田 2019 (令和元) 年 6 月 28 日実施) ② 東日本大震災の被災地視察と石巻専修大学で現地の子どもを対象にレクリエーションと防災意識の向上を目的とした「専大まつり」等を行う「SKV、SIV 夏期交流合宿」(2019 (令和元) 年 8 月 7 日～9 日) ③ 生田校舎で紙食器作り、防災食試食等を行った「防災食フェア」(2019 (令和元) 年 11 月 21 日実施)

また、2019 (令和元) 年台風 15 号及び台風 19 号の被災地へのボランティア活動の際には、専門家による事前研修会を行った上で、現地の活動に参加するなどの支援を行っている。

2020 (令和 2) 年度は COVID-19 の影響により、活動できていないが、今後、ボランティア団体の育成プログラムや防災フェアなど可能な範囲での実施を検討している。

(3) 各種セミナー及び講座の実施状況

学生部では毎年 3 月上旬に海外へのセミナーを実施。本学と国際交流協定を締結しているベトナムや台湾の協定校へ隔年で海外研修を実施している。また、新入生歓迎セミナー、点字や手話講習会、自己表現・ボイストレーニングや印象アップ、護身術などの講座を生田、神田両キャンパスにて実施し、参加者から好評を得ている。

神田キャンパスに於いては、災害救援ボランティア講座を前期と後期に実施している。

2020 (令和 2) 年 3 月以降は COVID-19 の影響により、対面で実施することが前提になる各種セミナー、講座は全て中止とした。

(4) 懸賞論文・文芸作品コンクールの実施状況

2019 (令和元) 年度の応募数は懸賞論文が 20 点 (昨年度 8 点)、文芸作品が 25 点 (同 27 点) であった。このうち懸賞論文部門では鳳賞 1 点、優秀賞 3 点、佳作 2 点が、文芸作品部門では柘植光彦文学賞 1 点、優秀賞 3 点、佳作 4 点が選ばれている。

2020 (令和 2) 年度は懸賞論文 5 点、文芸作品 20 点の応募があり、このうち懸賞論文部門では佳作 3 点、文芸作品部門では鳳賞 1 点、柘植光彦文学賞 1 点、優秀賞 3 点、佳作 5 点を選ばれた。

(5) 厚生施設 (学生食堂、セミナーハウス等) の充実、利用促進等

生田キャンパスに 9 か所、神田キャンパスに 3 か所の学生食堂を設けている。

セミナーハウス (生田研修館含む) は 7 か所を運用しており、ゼミナール合宿、サークル活動、観光等様々な用途で利用が可能となっている。ただし、2020 (令和 2) 年度は、COVID-19 の影響により、神田キャンパスで 2020 (令和 2) 年 4 月から開店予定であった神田 10 号館 7 階の学生食堂は同年 9 月に開店が延期された。さらに、例年実施している 100 円朝食は前期がオンライン授業、後期が登校人数の制限等により利用者数が見込めないことから中止、学生食堂は休業・時間短縮営業、セミナーハウスの利用を停止するなどの対応を取っている。

長所・特色

ボランティア団体の育成は近年増加しつつある自然災害等への備えとしても意義がある。

問題点

生田キャンパスでは学生自治会館 (部室棟) の老朽化が激しく、場所によっては雨漏り、漏電等が発生している。応急的、部分的な修繕で対応することはすでに困難な状況であり、

移転や建替等の抜本的な対策の必要に迫られている。

COVID-19の影響により、2020（令和2）年3月から9月20日まで対面による課外活動は学内外を問わず禁止となった。また、学生主催行事である鳳祭、黒門祭、青衿祭、体育祭いずれも中止となったことから、新入生勧誘活動を行うこともできず、本学の全ての公認団体が活動存続の危機にあるといっても過言ではない。COVID-19における大学の課外活動支援の在り方を早急に検討する必要がある。

④根拠資料

- ・各団体等に対する援助金関係資料
- ・令和元年度 助育企画実施報告について【学生部委員会資料】
- ・令和元年度懸賞論文・文芸作品コンクールの審査結果及び表彰式について【学生部委員会資料】
- ・令和2年度学生部委員会資料

《学生相談室》

＜心理的成長に関する課題をかかえる学生の支援体制について＞ （評定：S・A・B・C）

①達成目標

心理的成長に関する課題をかかえる学生の相談に適切に対応する。

②評価の視点

- (1) 心理的成長に関する課題をかかえる学生の相談に適切に対応する体制がとれているか。また、関係部署及び医療機関と適切に連携できる体制が整っているか
- (2) 学生に対して、学生相談室の存在とその機能が周知されているか

③点検・評価の状況

現状説明

対応延件数は、2018（平成30）年度4,356件、2019（令和元）年度5,176件とやや増加傾向であった。COVID-19の拡大に見舞われた2020（令和2）年度は10月現在、対応延べ件数は1,537件と前年と比較しマイナスである。相談内容は例年通り、「健康」「人間関係」「学業」「進路」等が中心である。

学生相談室は、これまで生田・神田キャンパスともに専任カウンセラー1名と非常勤カウンセラー1名の1日2名体制（土曜日のみ1名）でカウンセリングを行ってきたが、ここ数年生田キャンパスでの相談件数の増加に対応し、2019（令和元）年度より、週3日、非常勤カウンセラー1名を増やし、専任1名と非常勤2名の3名体制でカウンセリングを行っている。なお、生田・神田どちらのキャンパスにもインターカーが置かれている。2020（令和2）年緊急事態宣言下での相談は電話相談を行い、緊急事態宣言解除後は、電話相談を中心に、カウンセラーが必要と認めた学生はオンライン相談と対面相談を平行して実施した。

2019（令和元）年度の教職員や関係機関との連携は596件（連携内訳件数：学内529件、学外14件、医療53件）で、前年の1.4倍と増加した。近隣の外部医療機関とも連携を行っている。教員はもちろんのこと、教務課、キャリア形成支援課、学生生活課、キャンパス・ハラスメント対策室、保健室等の関係部署との連携も概ね適切に行われ、実績も蓄積されつつある。2020年（令和2）年度10月現在の連携は220件（連携内訳件数：学内202、

学外 0、医療 18) である。

学生への周知に関しては、新入生については入学時の学生部ガイダンスの折に「学生相談室」の存在や内容について説明をおこなっているが、2020（令和 2）年度のガイダンスは、COVID-19 の影響により実施できなかったため郵送で対応し『学生相談室ニュース』のみを送付した。また、『学生相談室案内』（パンフレット）、『学生相談室ニュース』『学生相談室リーフレット』といった各種印刷物や『ニュース専修』や Web ページ（ポータル、ホームページ）を通して行っている。

2020（令和 2）年 11 月、COVID-19 の影響の中、ストレスや悩みを抱えている学生に相談室の存在を周知するため、ホームページのトップ「新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について」のコーナーに「学生相談室」へのリンクを常設した。

長所・特色

神田・生田キャンパスともに学内の事情に精通しているインテーカーを配置し、校内連携が効果的に遂行され、柔軟かつ迅速な対応が可能となっている。また、緊急事態には、カウンセラーとインテーカーの協力で適切に対応している。

カウンセリングを行い心身の状態が安定した学生 8 名前後がグループ活動（月 2 回 2 時間）を行っている。このグループ活動は参加学生にとってキャンパスの大切な居場所となっている。現在は学生の自主的な言動が見られ、彼らのコミュニケーション能力を育てる場となっている。2020（令和 2）年度は秋よりオンラインでグループ活動を実施している。

保健室とは年 1 回から 2 回程度、定期的な連絡協議会をもち、情報交換を行っている。特に心理面での支援が必要と認められる学生には個別に連絡をとりあっている。

キャリア形成支援課と連携を取り、心理的不調を抱えている学生の情報交換を行っている。

問題点

各カウンセラーの相談予約が埋まっているため、「なるべくはやく相談したい」と願い相談室を訪れた新規学生に十分には対応しきれてはいない。

商学部の移転及び新学部の開設により学生数が増加するため、神田キャンパスでの効果的な支援の体制についてデータを蓄積し検討していく。

COVID-19 の影響により、学生相談室の利用数が低下している。新入生に対して学生相談室の役割の周知を行う必要がある。

④根拠資料

- ・『学生相談室報告書』、学生相談室委員会議事録

<大学生生活にうまく適応できない学生の支援体制について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

大学生生活にうまく適応できない学生に適切に対応する。

②評価の視点

- (1) 大学生生活にうまく適応できない学生に適切に対応する体制がとれているか。また、関係部署と適切に連携できる体制が整っているか
- (2) 学生に対して、学生相談室の存在とその機能が周知されているか

③点検・評価の状況

現状説明

大学生活にうまく適応できない学生に対してカウンセラーが支援している。適応していないと訴える学生の多くは、登校が常ならないことや成績不振をとまなうことも多く、各学部選出の学生相談室員が学習上の支援を行うことで、より具体的な支援ができることも多い。また、保護者の不安も大きいので、保護者からの相談もカウンセラーを中心に適宜対応している。

オリエンテーション期間中と前期の成績が発表された直後の秋に、学生相談室員が待機し、大学生活のよろず相談にのる「相談コーナー」を実施した。このコーナーは、学生の学習上の不安を取りぞくことにとどまらず、相談室の機能の周知に効果をあげている。

2020（令和2）年度後期にオンラインで「相談コーナー」を実施した。

2019（令和元）年度、学生が日常生活で困ったことを弁護士に相談する無料法律相談を5月から12月まで計6回開催した。2020（令和2）年度はCOVID-19拡大防止のために10月からオンラインで開催している。

学生たちが学習面に関する困りごとを語りあい、教員が適宜アドバイスする場として「ラーニング・カフェ」を春と秋の2回開催した（2020（令和2）年度はオンラインで実施）。2019（令和元）年度の参加学生は、春11名・秋5名である。2020（令和2）年度の参加学生は、春3名・秋4名である。

参加者同士のコミュニケーションがとれるように工夫した開発的な季節を感じられる講座「楽しみながら『コミュニカUP』」を2019（令和元）年の7月と12月に行っている。7月の講座参加者は12名、12月の参加者は24名である。2020（令和2）年度はCOVID-19拡大防止を鑑み中止した。

心と身体の不調を整える予防教育として「健康講座」（学生部 保健室主催）に、学生相談室と図書館が共催で2019（令和元）年11月開催し21名が参加した。

発達障がい診断またはその疑いのある学生の保護者の方々がつながり、情報交換を行う会である「おやカフェ in 学生相談室」を2019（令和元）年11月に開催し、参加保護者は7名であった。2021（令和3）年は1月に開催予定である。

学生の身近な悩みや心理的課題をテーマに「学生相談室リーフレット」を発行し、2019（令和元）年度で20号となった。

教務課との連携は概ね適切に行われている。学生相談室と学部への連携はより良いものになりつつある。

学生への周知に関しては、各種印刷物や催し物、Web ページを通じて行っている。また、育友会支部懇談会に参加した保護者から学生相談室の利用に繋がることも多いため、引き続き積極的に協力していく。

心身の健康に関するプレ・アンケートの実施を検討している。UPI 短縮版をベースにした調査をポータルサイトで実施する予定である。これによりハイリスク学生のスクリーニングを行い、春休みに学生相談室からアクセスし、新年度に向けて支援を展開する計画である。

長所・特色

「春・秋の相談コーナー」の利用件数は2018（平成30）年度76件（春63件・秋13件）、2019（令和元）年度223件（春118件・秋5件）と増加した。

「ラーニング・カフェ」「楽しみながら『コミュニカUP』」は学生のニーズが高かったため、2019（令和元）年度から2回開催した。

問題点

COVID-19 の影響により、学生相談室の利用数が低下し、企画参加者が伸び悩んでいる相談室ならではのオンラインでの居場所支援と企画のあり方と方法を検討する必要がある。

④根拠資料

- ・『学生相談室報告書』、学生相談室委員会議事録

[2 3] 体育部関係

〔23〕 体育部関係 点検・評価

<大学スポーツ協会（UNIVAS）との連携について> （認定：S・**A**・B・C）

①達成目標

大学スポーツ協会との連携を強化し事業の推進に協力する。

②評価の視点

- (1) 体育会各部のガバナンス強化を図るための取り組みの実施状況
- (2) 学内関係部署間の連携システムの構築

③点検・評価の状況

現状説明

大学スポーツ協会（略称UUNIVAS）は、2019（令和元）年3月1日に設立され、現在221大学・35団体（2020（令和2）年7月末日現在）が加盟している。

UNIVAS 研修会（管理者セミナー・指導者セミナー）が開催され、今後は運動部指導者を対象にした学内研修会の実施を要請されている。

UNIVAS の事業計画案にある学業成績基準に関しては3年間の実証期間を経てから導入する予定であるが、本学体育会所属の低単位修得者についてはUNIVAS の基準をクリアできるように継続的に指導を行っていきたい。また、併せて学業および生活、メンタル面などの支援強化のため「スポーツ学生修学支援室」の設置を行うとともに、具体的な修学支援の方向性についても検討を進めている。

長所・特色

これまでにUNIVAS で実施された事業は、「UNIVAS CUP（競技横断的の大学対抗戦）の実施」、「各種大会の映像配信」、「指導者研修プログラムの開発」、「UNIVAS 相談窓口の開設」、「デュアルキャリアプログラム」、「UNIVAS AWARDS（大学スポーツの表彰）」等である。今後は、大学スポーツに取り組む学生の学業の充実を図るための学業とスポーツの両立に向けた事業計画が予定されており、本学においても他部署との連携を図りながら学生支援に取り組んでいきたい。

問題点

UNIVAS では、指導者ライセンス制度を導入し各運動部で最低1名はUNIVAS 研修を受講した指導者を配置することを想定している。本学の体育会45団体では部長・監督・コーチ等の指導体制が確立されているが、UNIVAS に加盟している35競技団体には体育会以外の運動サークルも含まれているため、これらのサークルに対する学業指導を含めた指導体制について検討する必要がある。

④根拠資料

該当なし

<体育会学生に対する競技及び学業支援について> （認定：S・**A**・B・C）

①達成目標

体育会学生に対する競技及び学業支援活動を実施する。

②評価の視点

- (1) 体育会学生に対する各種セミナー・研修会の実施状況
- (2) 体育会表彰式の実施状況
- (3) 低単位修得者に対する面談指導等の実施状況
- (4) ウインター競技所属学生に対する特別試験・追試験の実施状況
- (5) 体育会メディカルチェックの実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 体育会学生に対する各種セミナー・研修会の実施状況

2019（令和元）年度

【第1回コンディショニングセミナー】

日 時 2019（令和元）年6月29日（土）10:00～12:00

場 所 生田校舎 10号館 10103 教室

参加者 体育会学生 102名

講 師 園原健弘氏（明治大学競争部監督、アトランタオリンピック陸上コーチ）

テーマ 日本競歩チームにみる科学的アプローチ

「他競技の成功事例をヒントに！」

－東京五輪にむけてメダル獲得有望な競歩の取り組みを参考に

各自のパフォーマンスアップを探る－

【第2回コンディショニングセミナー】

COVID-19の影響により、第2回コンディショニングセミナーは、2020（令和2）年3月14日（土）に予定していたが、実施を見送った。

【体育会新入生セミナー】

COVID-19の影響により、体育会新入生セミナーは、2020（令和2）年3月23日（月）に予定していたが、実施を見送った。

【体育会リーダーズキャンプ】

日 時 2020（令和2）年2月25日（火）～2月26日（水）1泊2日

場 所 伊東ホテル聚楽

参加者 体育会各部主将・主務 98名

目 的 自己を見つめ直し、部を束ねるリーダーとしての役割を理解するとともに勝つための思考と行動を見出す。

講 師 岩出雅之氏（帝京大学ラグビー部監督）

2020（令和2）年度

【第1回コンディショニングセミナー】

COVID-19の影響により、コンディショニングセミナーは、2020（令和2）年6月下旬に予定していたが、実施を見送った。

【第2回コンディショニングセミナー】

COVID-19の影響により、第2回コンディショニングセミナーは、2021（令和3）年3

月上旬に予定していたが、実施を見送った。

【体育会新入生セミナー】

COVID-19の影響により、体育会新入生セミナーは、実施方法を工夫して開催する予定である。

【体育会リーダーズキャンプ】

COVID-19の影響により、体育会リーダーズキャンプは、実施を見送った。

(2) 体育会表彰式の実施状況

2019（令和元）年度

日 時 2020（令和2）年3月22日（日）10:45～

場 所 生田校舎3号館7階「蒼翼の間」

対象者 優秀選手賞3名、殊勲選手賞7名、敢闘選手賞1名、功労賞8名の計19名

なお、COVID-19の影響により、体育会表彰式は、4年次の対象者のみ表彰とし、3年次以下の学生には、別途改めて表彰した。

2020（令和2）年度

COVID-19の影響により、体育会表彰式は、実施日程や実施方法を工夫して開催する予定である。

(3) 低単位修得者に対する面談指導等の実施状況

2019（令和元）年度においては、前年度の低単位修得者の中から2年次25単位未満の学生21名、3年次30単位未満かつ総取得単位60単位未満の学生41名に対して、体育部委員及び体育事務課員による面談指導を行った。後期は、前期の低単位修得者の中から1年次14単位未満かつ前期単位修得率60%未満の学生13名、2年次前期14単位未満かつ総取得単位45単位未満の学生24名及び3年次総取得単位70単位以下の学生15名に対して面談指導を行った。

2020（令和2）年度においては、前年度の低単位修得者の中から2年次25単位未満の学生17名、3年次65単位未満の学生38名に対して、体育部委員及び体育事務課員による面談指導を行った。後期は、前期の低単位修得者の中から1年次生14単位未満かつ前期単位修得率60%未満の学生11名、2年次前期14単位未満かつ総取得単位48単位未満の学生13名及び3年次総取得単位70単位以下の学生12名に対して面談指導を行った。

(4) ウィンター競技所属学生に対する特別試験・追試験の実施状況

2019（令和元）年度においては、生田キャンパスにおいて、2020（令和2）年2月4日（火）に特別試験を9名の学生が受験した。また、神田キャンパスでは、2020（令和2）年2月3日（月）に特別試験を8名の学生が受験し、2月4日（火）に特別試験を4名の学生が受験した。なお、怪我の理由により、特別試験を受験することが出来なかった学生1名が、追試験を受験した。

2020（令和2）年度においては、COVID-19の影響により、オンライン授業が行われたことから、特別試験・追試験は実施されなかった。

(5) 体育会メディカルチェックの実施状況

2019（令和元）年度においては、生田キャンパスにて、2020（令和2）年1月31日（金）、

伊勢原体育寮にて、2020（令和2）年1月25日（土）にそれぞれメディカルチェックを実施した。なお、新入生については、COVID-19の影響により実施を見送った。

2020（令和2）年度においては、COVID-19の影響により、実施日程を変更し、生田キャンパス（新入生含む）は、2021（令和3）年3月25日（木）に、伊勢原体育寮では、2021（令和3）年3月26日（金）に、それぞれ実施する予定である。

長所・特色

低単位学生に対する面談指導であるが、各教員の研究室や体育事務課作業室では学生の空き時間との調整が難しいことから、「スポーツ学生修学支援室」を新たに設置し、学生ファーストの対応が可能となる環境面を整備することが出来た。今後は、学業支援のみならず生活、メンタル面などのサポート体制を検討する必要がある。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・コンディショニングセミナー実施報告書
- ・体育会新入生セミナー実施報告書
- ・体育会リーダーキャンププログラム
- ・体育会表彰式プログラム
- ・低単位修得学生一覧

<体育会による地域貢献活動について> （認定：S・A・**B**・C）

①達成目標

体育会各部による地域貢献活動を実施する。

②評価の視点

- (1) 清掃活動「クリーンタウン」の実施状況
- (2) スポーツ教室「ワンデーチームメイト」の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

2019（令和元）年度における体育会による清掃活動「クリーンタウン」は、体育会学生と一般参加者を含めて299名の参加予定であったが雨天中止となった。また、夏期に実施した体育会各部によるスポーツ教室「ワンデーチームメイト」は、21教室が開催され、延べ436名の参加者があった。

2020（令和2）年度における体育会による清掃活動「クリーンタウン」は、COVID-19の影響により、実施を見送ることとした。また、体育会各部によるスポーツ教室「ワンデーチームメイト」も、実施を見送る予定である。

長所・特色

地域貢献活動として毎年開催しているスポーツ教室「ワンデーチームメイト」は、小中学生をはじめ保護者の同伴も多く、家族参加型のイベントとして好評を得ている。各教室を運営する部員も参加者の満足度を上げるために様々な工夫を凝らしながら取り組んでお

り教育効果が期待できる。

問題点

清掃活動の「クリーンタウン」については雨天のため中止となってしまったが、事前準備に多大な時間と労力をかけていただけに悔やまれる結果となった。屋外でのスポーツ教室も含め天候に左右される企画については、開催時期や順延等の対策・検討が必要と思われる。

④根拠資料

- ・クリーンタウン実施報告書
- ・ワンデーチームメイト実施報告書

[2 4] 就職指導関係

〔24〕 就職指導関係 点検・評価

<学生の多様な進路選択に関わる就職相談・対応の充実について> (評定: S・A・B・C)

①達成目標

学生の進路希望や就職活動開始期・方法が多様化する中で、学生個々の特性や志向を踏まえた就職相談を実施する。

②評価の視点

- (1) キャリアカウンセラーと専任職員による相談対応の充実
- (2) 専任職員の相談・対応力の向上のために必要な知識の習得、専門的な立場からの学生への指導・助言

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) キャリアカウンセラーと専任職員による相談対応の充実

2020（令和 2）年度に就職課とキャリアデザインセンターの事務組織が統合されたことに伴い、それぞれが実施していた相談機能も統合され、学年を問わず学生生活から進路選択までキャリア形成について幅広く相談できる体制が構築された（下図参照）。

現在は COVID-19 の影響による対応として、相談については全て予約制とし、対面とオンラインを併用している。相談対応は、専任職員に加えて、専門的な知識を持ったキャリアコンサルタント有資格者（生田校舎 2 名、神田校舎 1 名）が行っている。

分類	予約不要		予約制	
名称	インターンシップ・就職相談	学生就職アドバイザー	キャリアカウンセリング	グループ相談
利点	好きな時間に気軽に相談できる。	直前の就職活動やインターンシップについて、生の声を聴くことができる。	職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家に相談できる。	複数の学生から意見を聞くことで、多面的な視点が得られる。
時間	30分程度	－	30～45分	45～90分
場所	相談ブース他	センター内	個室	教室等
担当	全員	－	キャリアコンサルタント有資格者	全員
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ES添削 ・面接アドバイス ・インターンシップ、就職活動についての簡単な相談 ・模擬面接（45～60分） ※混雑状況によりグループ面接になることがある。	<ul style="list-style-type: none"> ・就職活動・インターンシップ全般についてのアドバイス ・書類の簡単な添削 	<ul style="list-style-type: none"> ・学業・学生生活について ・進路・職業選択について ・VRT職業ガイダンスの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマに基づいた相談
申込	窓口	窓口	Webキャリアノート	窓口
期間	月～土	別途	原則として授業期間中の月～金	月～金

- (2) 専任職員の相談・対応力の向上のために必要な知識の習得、専門的な立場からの学生への指導・助言

事務組織の統合により、入学直後のキャリアに対する意識づけに始まり、PBL プログラムやインターンシップを通じた能力の育成、就職活動や進学といった進路選択まで、幅広く担当する部署となった。さらにインターンシップや就職活動等、学生を取り巻く環境が急速に変化していることから、「知識・スキルの向上」と「課題の共有」を目的とした部内研修を実施した。

長所・特色

オンライン相談の導入により、場所を問わず相談できるようになったため、Uターン就職のために帰省した際にも相談可能になるなど、学生の利便性が向上した。

問題点

オンライン相談は学生の利便性が高いため、全面的な通学再開後も相談機能の一つとして定着していくことが想定される。ただし、通学再開により対面相談が COVID-19 拡大前の水準になった場合、現在の人員では対応しきれなくなることが予想される。

④根拠資料

- ・就職相談実施状況（平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度）
- ・東京海上日動キャリアサービス（株）との派遣契約書
- ・キャリアセンター事務部部内研修会企画書

<企業及び地方自治体との連携強化について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

本学学生の採用に積極的な企業との提携を進め、選考過程の一部免除や学内における説明会、選考会を開催し、企業との連携を強化する。また、地方自治体との就職支援協定締結など通じて各自治体や地方企業との連携も強化する。

②評価の視点

- (1) 本学学生に対して選考過程の一部を割愛する企業の創出
- (2) 企業の個別説明会や選考会の学内開催
- (3) UI ターン関連イベントの学内開催
- (4) 地方自治体が開催する UI ターン関連イベントの学生や保護者への周知を実施

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 本学学生に対して選考過程の一部を割愛する企業の創出

本学学生に対する採用意欲の高い企業を中心に、2019（令和元）年度は 11 社、2020（令和 2）年度は 12 社（10 月 7 日現在）から学校推薦の依頼が寄せられた。2020（令和 2）年度は、これまで推薦依頼のなかった広告代理店や大手家庭用品メーカーから新たに依頼があった。

- (2) 企業の個別説明会や選考会の学内開催

企業の個別説明会を 2019（令和元）年 4 月から 2020（令和 2）年 3 月までに 11 社 12 回実施し、学生 46 名が参加した。2020（令和 2）年度（10 月 7 日現在）は、COVID-19 の影響もあり、企業からの要望はない。ただし、例年は 10 月以降も個別企業説明会開催の要望

があるため、今後開催する可能性はある。

COVID-19の影響により開催数が激減した2020(令和2)年度を除き、例年は情報交換会等への参加を通じ1,000社以上の企業と情報交換を行っている。個別企業説明会や選考会の実施には企業との連携強化が不可欠であり、今後も何らかの方法で最新の採用動向を把握する方針である。

(3) UI ターン関連イベントの学内開催

2020(令和2)年10月末日現在で34府県1市の地方自治体と就職支援協定等を締結し、学生の地方での就職支援を拡充している。COVID-19の影響により、多くのイベントがオンラインでの実施となった。厚生労働省委託事業「地方人材還流促進事業」に協力し、4年次には「YouTube」で「UIJ ターン地方就活実践講座」を視聴者限定で配信した。1~3年次には「地元(地方)インターンシップ準備講座~コロナ禍での心得~」をGoogle Classroomにてリアルタイムで配信、見逃し映像も資料とともに配信した。さらに「専修大学生のためのWEB個別相談」(予約制)を8月27日(木)から10月20日(火)までの期間に計5回実施した

後期は、9月から翌3月まで「京都府オンライン就職相談」、10月に「栃木県オンラインUIJ ターン就活セミナー」、「香川県 UI ターン就職・インターンシップ オンライン個別相談会」、11月に「実家でくらす、地元で働く」UIJ ターン合同説明会、「東北エリア合同オンラインUIJ ターンセミナー」、12月に「UI ターンフェア」を予定している。

(4) 地方自治体が開催する UI ターン関連イベントの学生や保護者への周知を実施

学生には専修大学ポータルと就職支援システム S-net に加え、ツイッターとアプリから情報を提供している。「香川県 UI ターン就職・インターンシップ オンライン個別相談会」(10月22日)については、同県の出身学生に電話及び郵便で告知し参加を呼び掛けた。

また、関東近郊以外の保護者約5,100名に対し、「L0活ガイド」を育友会の郵送物に同封した。引き続き、学生や保護者に情報を伝えることで地方での就職活動に役立つ支援につなげていく。

長所・特色

オンライン化により、移動時間が不要、通学キャンパスを問わず参加が可能となったため、多くの企画で参加者が増加した。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・実施報告書(平成30年度、令和元年度、令和2年度)
- ・学内推薦依頼企業の募集要項等
- ・個別説明会募集チラシ
- ・UI ターン関連イベントチラシ

<学生にとって効率的な情報発信について> (評定: S・**A**・B・C)

①達成目標

学生が就職活動やその準備を行う上で、効率よく情報を収集できるように、情報発信を

行う体制を整える。

②評価の視点

- (1) 専修大学ポータル（以下「ポータル」）と就職支援システム（以下「S-net」）による就職支援プログラム情報の告知
- (2) 大学ホームページやツイッター、アプリ等の補助的な情報発信手段を活用した、ポータルや S-net の利用促進

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 専修大学ポータル（以下「ポータル」）と就職支援システム（以下「S-net」）による就職支援プログラム情報の告知

2015（平成 27）年 10 月から、ポータルの伝言機能と S-net 掲示版の個別ページへのリンクが可能となったことにより、就職支援プログラムの全ての情報をここから学生に告知している。COVID-19 の影響後は、些細なことでも相談できるよう、大学のホームページ上に「進路支援に関するお問い合わせフォーム」を設置した。

- (2) 大学ホームページやツイッター、アプリ等の補助的な情報発信手段を活用した、ポータルや S-net の利用促進

ポータルと S-net に大学ホームページからログイン出来るよう改善された。学生のスマートフォンの利用が増えたため、ツイッターやアプリからの情報発信を増やしている。アプリのダウンロード件数は、2020（令和 2）年 8 月末で、5,451 件となっている。プッシュ通知（学生のスマートフォンにこちらの望むタイミングで情報を届けることが出来る通知）の活用等、学生が効率よく情報を収集できる体制作りを進めている。

長所・特色

該当なし

問題点

COVID-19 の影響により対面によるガイダンスや講座を開催できない状況にある。そのため、学生は友達や先輩から就職活動に関する情報を得る機会が少なくなり、就職活動に対する意識の差が、行動の差につながりやすくなっている。5 月に実施した「通学環境・通信環境・キャリア（就職）についてのアンケート」では WEB 相談の認知度は 30%以下にとどまっていたため、ポータル等での周知を強化するとともに、各種行事やガイダンスにおいても利用を促している。

④根拠資料

- ・実施報告書（平成 30 年度、令和元年度、令和 2 年度）
- ・S-net アクセス件数、アプリダウンロード件数

[2 5] 国際交流関係

〔25〕 国際交流関係 点検・評価

<国際化への対応及び更なる推進について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

国際化への対応及び更なるグローバル化への推進のため、国際交流協定（大学間協定校および組織間協定校）を維持・拡充すると共に留学プログラムをさらに充実させる。

②評価の視点

- (1) 国際交流協定校（組織間協定校を含む）の維持と拡充の状況
- (2) 留学プログラムの実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) 国際交流協定校（組織間協定校を含む）の維持と拡充の状況

【新規】

- ①インドネシア大学社会政治科学部社会政治研究所（インドネシア）と社会知性開発研究センターソーシャルウェルビーイング研究センターとの組織間協定締結（2019（令和元）年12月8日）
- ②国立台北大学商学院（台湾）と商学部及び商学研究所との組織間協定締結（2020（令和2）年6月30日）
- ③ヨークセントジョン大学（英国）との大学間協定締結（2020（令和2）年9月17日）

【更新】

- ①ソウル国立大学アジア研究所社会科学資料院（韓国）と社会知性開発研究センターソーシャルウェルビーイング研究センターが組織間協定を更新
- ②ベトナム社会科学院社会学研究所（ベトナム）と社会知性開発研究センターソーシャルウェルビーイング研究センターが組織間協定を更新
- ③チュラロンコン大学社会調査研究所（タイ）と社会知性開発研究センターソーシャルウェルビーイング研究センターが組織間協定を更新
- ④ダナン大学ダナン経済大学（ベトナム）と社会知性開発研究センターソーシャルウェルビーイング研究センターが組織間協定を更新
※社会知性開発研究センターアジア産業研究センターの後続の組織となる中小企業SDGs研究センター（令和3年4月発足予定）が2021（令和3）年4月よりダナン大学ダナン経済大学（ベトナム）との組織間協定を継続
- ⑤南開大学法学院（中国）と法学部が組織間協定を更新
- ⑥文学部と忠北大学人文学部（韓国）が組織間協定を更新
- ⑦財団法人東亜細亜文化財研究院（韓国）と大学院文学研究科歴史学専攻が組織間協定を更新

【終了】

- ①首都経済貿易大学工商管理学院（中国）と商学研究所が組織間協定を終了（2019（令和元）年6月28日）
- ②ベトナム社会科学院東北アジア研究所と社会科学研究所が組織間協定を終了（2021（令和3）年3月）

- (2) 留学プログラムの実施状況

【2019（令和元）年度】

- ①長期交換留学プログラム 第1・2期合わせて19名を派遣した。
- ② Semester 交換留学プログラム 応募者・派遣者なし
- ③中期留学プログラム 前期・後期合わせて33名を派遣した。
- ④夏期留学プログラム 32名を派遣した。
- ⑤春期留学プログラム 43名を派遣した。
- ⑥寮内留学プログラム 30名が参加した。
- ⑦官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～
応募者・派遣者なし

【2020（令和2）年度】

2020（令和2）年度実施の留学プログラムは、世界的な COVID-19 の影響により、以下のとおり対応した。（2021（令和3）年2月現在）

留学プログラム名	現 状
長期交換留学（第1期） （3名）	国立中山大学（台湾）に1名が留学を継続中（令和3年2月帰国予定）。リヨン政治学院（フランス）に留学した学生は3月に途中帰国、6月まではオンラインにて留学先大学の授業を履修。上海大学に留学を予定していた1名については派遣を中止。
長期交換留学（第2期） （14名）	候補者として決定していた英語圏12名、メキシコ2名が内定していたがプログラム中止。
Semester 交換留学 （1名）	英語圏に1名が内定していたがプログラム中止。
中期留学（前期） （26名）	英語コース24名、ドイツ語コース2名が内定していたがプログラム中止。
中期留学（後期） （13名）	英語・社会知性開発コース11名、韓国語コース2名が内定していたがプログラム中止。
夏期留学	プログラム中止。
春期留学	プログラム中止。
寮内留学（前期／後期）	前期は15名が内定していたがプログラム中止。 後期はプログラム中止。
官民協働留学支援制度～ トビタテ！留学 JAPAN 日 本代表プログラム～	応募者3名のうち1名が学内選考にて本制度に推薦することが決定していたが、プログラム中止。
オンライン留学プログラ ム（17名）	夏期留学で実績のあるCIEオックスフォード（英国）講師によるオンライン留学プログラムを実施（3月1日～3月12日）。

2019（令和元）年度から2年度にかけて留学していた「令和元年度長期交換留学（第2期）生」は、学期間の途中（3月）に帰国し、帰国後も留学先大学のオンライン授業を継続受講した。

長所・特色

(1) 国際交流協定校（組織間協定校を含む）の維持と拡充の状況

- ①ヨークセントジョン大学（英国）は英国2校目の協定校であり、特に英文学等を専攻

する本学学生の留学の関心は高いと思われる。今後活発な学生交流が期待される。

- ②インドネシア大学社会政治科学部社会政治研究所（インドネシア）及び国立台北大学商学院（台湾）は、それぞれ世界的にも教育研究において高い評価を得ている大学であり、今後活発な研究交流が期待される。
- ③その他、社会知性開発研究センターソーシャルウェルビーイング研究センター及び法学部、文学部、大学院文学研究科歴史学専攻がそれぞれ組織間協定を更新し、商学研究所が首都経済貿易大学工商管理学院と組織間協定を終了した。
- ④協定先の国・地域数は増加し、19か国・地域35協定となった。

(2) 留学プログラムの実施状況

短期から長期まで多様な学習プログラムを提供することによって学生個々の勉学にあわせて細やかに対応をしている。2020（令和2）年度はCOVID-19の影響により海外留学プログラムが全て中止となったため、オンライン留学プログラムを新設した。

問題点

(1) 国際交流協定校（組織間協定校を含む）の維持と拡充の状況

COVID-19拡大のため、2020（令和2）年度は学生・研究者の往来がほとんどない。今後は、各協定校との新たな交流計画が必要である。

(2) 留学プログラムの実施状況

2020（令和2）年11月現在、いまだ派遣先国においてCOVID-19の収束には至っておらず、学生派遣の目途が立っていない。留学を希望しつつも断念せざるを得なかった学生のモチベーション維持のために、派遣留学に代わるプログラムを現在検討しており、早急な対応が必要である。

④根拠資料

(1) 国際交流協定校（組織間協定校を含む）の維持と拡充の状況

- ・協定文書

(2) 留学プログラムの実施状況

- ・留学参加学生数一覧

<学内外における国際交流の推進について> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

国際交流の推進のため、国際交流協定校との更なる連携強化を図り、海外客員教授、特別聴講生、日本理解（BCL）プログラム及び日本語・日本事情（JLC）プログラム参加学生の受入れの拡充をする。また、学部等で受入れた外国人留学生に対する支援の充実を図るとともに、本学学生との交流を促進する。

②評価の視点

- (1) 国際交流協定校等からの海外客員教授、特別聴講生、日本理解（BCL）プログラム及び日本語・日本事情（JLC）プログラム参加学生の受入れの状況
- (2) 外国人留学生と本学学生との交流機会の状況
- (3) 外国人留学生に対する支援の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

(1) 国際交流協定校等からの海外客員教授、特別聴講生、日本理解（BCL）プログラム及び日本語・日本事情（JLC）プログラム参加学生の受入れの状況

2019（令和元）年度はこれまで通り各種プログラムにより海外から海外客員教授を3名、留学生193名を受入れた。

2020（令和2）年度は、世界的なCOVID-19拡大の影響により、海外客員教授のうち3名は中止・辞退となった。1名については、母国からオンラインにて授業を実施している。特別聴講生についても来日ができず、日本理解（BCL）プログラム及び日本語・日本事情（JLC）プログラムの全てのコースが実施不可能となった。

(2) 外国人留学生と本学学生との交流機会の状況

2019（令和元）年度は、例年通り活発な交流がなされた。また、2020（令和2）年度は、上記事情により対面による交流プログラムが全て中止となったが、オンラインによる交流プログラムを以下のとおり実施した。

- ・交換留学生とのオンライン交流プログラムを2回実施し、本学学生延べ9名が参加した（7月1回、8月1回）。
- ・ウーロンゴン大学（オーストラリア）の協力により、日本語を学んでいる現地学生や同大学語学研修機関スタッフ及び講師とのオンライン交流プログラムを4回実施し、本学学生延べ25名が参加した（7月2回、11月3回）。
- ・カルガリー大学（カナダ）ともオンラインにて現地学生のブログを通じた交流プログラムを実施した（24名が参加）。
- ・正規留学生と日本人学生とのオンライン交流会として、「ミニ交流会～Online Lunch～」を神田グローバルフロアから配信し、3名の韓国人留学生と3名の日本人学生がオンラインで自国の料理を紹介するなどして交流を行った（1月）。

(3) 外国人留学生に対する支援の実施状況

2019（令和元）年度は外国人留学生に対して生活面やビザ取扱いに関してきめ細かい支援を行った。2020（令和2）年度の支援状況は以下のとおりである。

- ①前期に実施する予定だった「日本語論文対策講座（大学院留学生対象）」の開講時期を後期に変更し、オンラインで実施した。
- ②4月のオリエンテーションの時期に実施していた留学生の新入生向けの「ビザに関するガイダンス」を中止した。12月以降にオンラインでのビザに関するガイダンスを実施した。
- ③日本に入国できない正規留学生に対し、ビザに関する必要な情報をホームページやポータルにて公開し、留学生からのメールでの質問や問い合わせにも個別に対応し入国に関する支援を行った。

長所・特色

(1) 国際交流協定校等からの海外客員教授、特別聴講生、日本理解（BCL）プログラム及び日本語・日本事情（JLC）プログラム参加学生の受入れの状況

2019（令和元）年度は従来通り業務が行われた。2020（令和2）年度については、ラオス国立大学から後期に商学部には招聘予定だった海外客員教授が来日はできなかったものの、母国ラオスからオンラインにて授業を2科目担当（履修者：火曜3限28名、火曜4限8名）した。さらに特別講演会「ラオスにおける課税の発展」についても、国際交流YouTube

チャンネルから配信している（2021（令和3）年2月現在視聴回数120回）。海外客員教授のオンライン対応については、2021（令和3）年度以降も継続して実施予定である。

(2) 外国人留学生と本学学生との交流機会の状況

外国人留学生との交流プログラムをオンラインで実施したことにより、本学学生は自宅からでも気軽に参加することができるようになった。また、来日が叶わなかった外国人留学生や自国で日本語を学んでいる学生に本学学生との交流の機会を提供することにより、本学への留学の動機付けを行うことができた。

問題点

(1) 国際交流協定校等からの海外客員教授、特別聴講生、日本理解（BCL）プログラム及び日本語・日本事情（JLC）プログラム参加学生の受入れの状況

- ①日本の入国制限が緩和傾向にあるものの、世界的な COVID-19 の収束には至っておらず、依然として受入れの目途が立っていない。
- ②上記の条件が整い入国できるようになったとしても、滞在先の国際交流会館における感染症対策の策定は必須である。

(2) 外国人留学生と本学学生との交流機会の状況

COVID-19 拡大により、交流機会の提供数が減少した。今後は、この状況の収束が予測できないため、新たな方策を検討しなければならない。

(3) 外国人留学生に対する支援の実施状況

- ①2020（令和2）年度は、留学ビザを所持する留学生の日本への再入国は一時期よりは緩和されたが、日本到着後の2週間の隔離や自国渡航前72時間以内のPCR検査実施など求められる要件は依然として厳しい状況にあり、日本国外にいる正規留学生全員の入国まで時間を要する状況である。
- ②特に海外から直接入学する留学生の新入生は、21名中15名が日本に入国できておらず、一度も来校していない学生がいる。こうした学生が情報不足によって不利益にならないよう今後も必要な情報提供が求められる。

④根拠資料

(1) 国際交流協定校等からの海外客員教授、特別聴講生、日本理解（BCL）プログラム及び日本語・日本事情（JLC）プログラム参加学生の受入れの状況

国際交流協定校との往来一覧、海外客員教授雇用契約書、特別聴講生一覧、日本理解（BCL）プログラム及び日本語・日本事情（JLC）プログラム中止に関わる会議資料、国際交流センター年間行事

(2) 外国人留学生と本学学生との交流機会の状況

学生向け案内メール・ポータルお知らせ、交流プログラム参加学生一覧、年間行事

(3) 外国人留学生に対する支援の実施状況

日本語論文対策講座案内、国際交流センターホームページコピー（ビザ案内）

<留学支援（語学力向上等）プログラムへの取り組みについて> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

語学力向上を中心とした各種留学支援プログラム（Language Skills Program）をより一層魅力あるものにし、学生の留学への意欲を高め、留学を志望するための学生をサポートする施策の更なる整備・充実を図る。また、生田・神田両キャンパス共、留学関係情報が学生に十分に行き渡るように広報体制の充実を図る。

②評価の視点

- (1) Language Skills Program（留学支援プログラム）の実施状況
- (2) 国際交流会館における留学支援プログラムの実施状況
- (3) 留学関係情報の提供状況

③点検・評価の状況

現状説明

- (1) Language Skills Program（留学支援プログラム）の実施状況

【2019（令和元）年度】

TOEFL®・IELTS™関連講座や留学準備、グローバル人材育成を目的とした講座を前期・後期・夏期休暇・春期休暇期間中に実施し、Language Skills Program 全体で 225 名が受講した。（前年度比 128 名減）

【2020（令和 2）年度】

- ①前期に開講予定だった講座は全て中止した。
- ②前期講座の代替として「留学支援学習（無料）」をオンラインで計 6 回実施（週に 1 度、各自で課題に取り組み、課題をメールで提出）し、大学院生を含む 158 名が受講した。
- ③夏期休暇期間に行った TOEFL セミナー（夏期特訓コース）は、オンラインで実施し、17 名が参加した。
- ④後期は、開講予定だった全ての講座をオンラインで実施した（参加者 81 名）。
- ⑤後期に実施した講座の内、今年度の新規開講講座で、神田キャンパス通学学生を対象に通年で実施予定としていた「毎日学べる英会話」については、全学生を対象とし、オンラインにて後期の期間のみ実施した。（参加者 55 名）

- (2) 国際交流会館における留学支援プログラムの実施状況

【2019（令和元）年度】

国際交流会館は、本学の国際交流の拠点の 1 つであり、その存在感は年々増している。とりわけ、学内において様々な英語関連講座を受講できる機会が提供されていることに意義があり、国際交流会館がその役割を担っている。

年間を通して、連日国際交流会館を活用した講座が開講され、212 名がそれらプログラムに参加した。

【2020（令和 2）年度】

TOEFL セミナー（夏期特訓コース）以降の全ての講座をオンラインで実施したため、国際交流会館では実施していない。

- (3) 留学関係情報の提供状況

【2019（令和元）年度】

毎月、生田及び神田キャンパスにて留学や国際交流に関する募集説明会を昼休みに開催し、総計 61 回行われた。さらに、4 月下旬及び 10 月下旬に「海外留学・国際交流フェア」を開催し、帰国学生による体験談発表やブース個別相談の他、留学関係資料の配付を行い、好評を得た。

【2020（令和2）年度】

留学関係情報の情報提供の場として計画していた以下のイベントについては、前期は中止していたが、後期開催のものはオンラインで実施した。

- ①新入生国際交流ガイダンス（4月） 中止（9月に資料のみ配付）
- ②春の留学・国際交流フェア（4月） 中止
- ③秋の留学・国際交流フェア（11月） オンラインで実施
- ④Language Skills Program 各種説明会 オンラインで実施（計13回）
- ⑤各留学プログラム説明会 11月のフェアにてオンラインで実施

その他、神田キャンパスのグローバルフロア（10号館15F）に2020（令和2）年度から海外留学、語学学習に関する書籍や新聞、資料を配架し、学生のための閲覧・自習スペースを新たに設置した。

長所・特色

(1) Language Skills Program（留学支援プログラム）の実施状況

2019（令和元）年度は生田及び神田の両キャンパスにて実施していたが、2020（令和2）年度はオンライン実施となったことで、学生がキャンパスに関わらず受講できるようになったことは良かった点である。

(2) 国際交流会館における留学支援プログラムの実施状況

Language Skills Programでの語学学習だけでなく、寮内留学プログラムでの異文化理解、留学候補者対象の事前研修等、教育寮として幅広く活用した。

(3) 留学関係情報の提供状況

神田キャンパスのグローバルフロアには、留学や語学学習に関する書籍や新聞、資料を配架し、学生が自由に閲覧・自習できるようにしており、2020（令和2）年度後期からは徐々に利用者も増えてきたため、今後もグローバルな情報発信の拠点として活用が期待される。

問題点

(1) Language Skills Program（留学支援プログラム）の実施状況

- ①近年、講座受講者数が減少傾向にある（2019（令和元）年度受講者数 前期：172名→116名、後期：103名→63名）。社会や学生を取り巻く大学環境の変化により学生のニーズも変化している。内容やスケジュール編成の見直しや実施方法の再検討が求められている。
- ②COVID-19拡大の収束の見通しが立たない中、次年度においてもオンラインでの実施を念頭に講座の内容も見直していく必要がある。

(3) 留学関係情報の提供状況

海外への留学プログラムが実施できない状況が長期化する可能性があり、海外や留学に関心のある学生のモチベーションをいかに維持させていくかが今後の課題である。ホームページやポータル等をいっそう活用し、学生への情報提供をしていく必要がある。また、新たに本学学生が主体となって、オンラインによる協定校の学生と国際交流の機会を提供することも検討していきたい。

④根拠資料

- (1) Language Skills Program (留学支援プログラム) の実施状況
講座実施概要 (前期・夏期特訓・後期)、国際交流センター主催 LSP 受講者数一覧、「令和 2 年度留学支援学習の受講者について(報告)」、「毎日学べる英会話」実施について
- (2) 国際交流会館における留学支援プログラムの実施状況
講座実施概要 (前期・夏期特訓・後期)
- (3) 留学関係情報の提供状況
月別説明会 (神田・生田分)、海外留学・国際交流フェアポスター、神田グローバルフロアのフロアマップ、神田グローバルフロア紹介資料 (学生用)

〔 2 6 〕 キャリアデザイン関係

〔26〕 キャリアデザイン関係 点検・評価

<キャリア教育の充実について> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

学生が段階的にキャリアデザインについて学べるよう、正課キャリア教育科目・課外プログラムの拡充及び教育効果の再検証と、キャリア教育に関する履修モデルの提示を行う。

②評価の視点

(1) キャリア教育科目・課外プログラムの体系化

学部と連携し、キャリア教育的要素を含む専門科目の洗い出しを行い、一部の学部におけるキャリア教育科目と、関連する専門科目とを適正に配置（マッピング）する。これを当該学部生へ履修モデルとして提示することで、学生の段階的なキャリア形成を促す。また、これまで正課科目、課外プログラムで行ってきた効果測定アンケートにつき、蓄積したデータの分析手法、測定すべき意識・能力要素の再検討などを行う。

(2) 正課科目の拡充に向けた取り組み

正課科目の展開数を、「キャリア開発」については神田・生田キャンパスで各1展開、「キャリア研究」については神田キャンパスで1展開増設し、1年次に「キャリア入門」を履修した学生が次の段階のキャリア教育科目へスムーズに移行（履修）できるよう、キャリア意識の醸成環境を整備する。さらに、複数展開する授業の標準化に向けて授業構成の見直しを行い、教育の質を高める。これらの取り組みにより、「キャリア開発」の履修者を78名（2019（令和元）年度）から150名程度へ、「キャリア研究」の履修者を26名（2019（令和元）年度）から40名程度へ増やすことを目指し、キャリア教育の底上げを図る。

(3) 課外プログラムの充実に向けた取り組み

就職課（現：キャリア形成支援課）との連携を強化し、就職支援との棲み分けを踏まえて、キャリア基礎セミナーにおける既存講座を見直し、新規講座を検討する。また学生への個別インタビューを実施して、学年毎のキャリア形成状況と具体的なニーズを把握し、講座内容と周知方法を改善する。とりわけ、低年次生に対するキャリア基礎セミナーへの参加向上を図る。キャリアカウンセリング、自己理解ワークショップ（MBTI）、VRT 職業レディネス・テストについては、ゼミやサークルなどを対象としたグループ単位での実施を推進するための措置を講じ、これらプログラムのグループ支援申込み合計8件程度達成を目指す。

③点検・評価の状況

現状説明

(1) キャリア教育科目・プログラムの体系化

学生への履修モデル提示のモデルケースとして、経済学部の令和3年度学修ガイドブック内に「キャリア形成支援科目」の項目を設け、同学部におけるキャリア形成関連授業の一覧表を、配当年次付きで掲載することとなった。同項目には、課外講座であるインターンシップやPBLプログラムに関する情報も掲載する。

従来行ってきた効果測定アンケートの項目と、学生の自己評価ツールとして発展させてきた「キャリアデザインに必要な力」の12の能力要素を比較検討した結果、2020（令和2）

年度後期からは、後者に一本化して活用することとした。自己評価の精度を高めるため評価基準を改善し、学生及び教員向けのマニュアルを作成した。今後は専修大学独自のキャリア能力指標として、全学的な浸透を図ることとする。

(2) 正課科目の拡充に向けた取り組み

「キャリア開発」「キャリア研究」とともに計画どおり 2020（令和 2）年度から増設した。「キャリア開発」は、各回授業を「キャリア開発の理解」「社会課題の理解」「業界・企業研究の仕方」の 3 段階に区切り、段階を意識して学べるよう工夫した。さらに多様な職種の深い理解をねらい、担当教員の講義時間を増やし、外部講師の招聘回数は 6 回から 2 回に減らした。

また、2019（令和元）年度から「キャリア入門」担当教員の FD 研究会を半期に 1 度実施し、授業内容の標準化と教育の質向上を図ってきたが、2020（令和 2）年度には、COVID-19 の影響によるオンライン授業実施対応に向けて半期に 2 度実施した。

2020（令和 2）年度の「キャリア開発」の履修者は 205 名（前年度比 127 名増）、「キャリア研究」の履修者は 50 名（前年度比 24 名増）となった。

(3) 課外プログラムの充実に向けた取り組み

2019（令和元）年度にキャリア・就職連携会議を実施し、両課が展開する講座について、内容の重複するものを廃止・統合した他、関連性の高い講座（就職課：面接対策講座、CDC：プレゼンテーションの基礎講座）を学生が段階的に受講できる日程に配置した。また、2019（令和元）年 8 月に 2・3 年次 8 名にキャリア形成支援講座の問題点について座談会形式でのインタビューを実施した。その結果を踏まえ、2020（令和 2）年度と同講座の枠組みを「自己理解」「社会理解」「能力開発」の 3 分類に再構成し、各講座の推奨学年の表示、わかりやすい名称への変更などの改善を行った。さらに、受講モデルを作成して、ガイダンス等で配付するキャリアデザインセンターガイドに掲載し周知を行った。

キャリアカウンセリング、MBTI、VRT 職業興味検査のグループ単位での実施については、学生向けの周知用ポスターを 2019（令和元）年 11 月から掲示した。さらに、2020（令和 2）年度のキャリアデザインセンターガイドに出張講座に関する掲載をし、教授会を通して教員に配付した。ただし、同年度前期は COVID-19 対策としてグループ単位での実施を中止した。後期からは MBTI と VRT 職業興味検査についてオンライン（オンデマンド型及び同時双方型）での実施を可能としている。MBTI については教員や学生から個別に問い合わせのあったゼミ及びサークルに対して実施した（2019（令和元）年度実績：5 件、65 名、令和 2 年度後期実施予定（現在）：1 件、12 名）。VRT 職業興味検査については 2020（令和 2）年度前期に 1 件、10 名の申し込みがあったが、COVID-19 の影響により今年度は実施を見送ることとした。

長所・特色

(1) キャリア教育科目・課外プログラムの体系化

学修ガイドブックに「キャリア形成支援科目」の項目を掲載することで、学生がキャリア形成関連正課科目の履修モデルと課外プログラムの情報を同時に得ることができ、4 年間でキャリア形成にどう取り組めばよいかをイメージしやすくなる。また、作成過程での学部との連携で、キャリア教育に対する学内の理解を促すことができる。

「キャリア形成に必要な力」の 12 の能力要素を全学的に浸透させることで、学生が 4 年間の学生生活を通して向上させるべき能力要素を、継続的に意識しやすい環境が整う。

(2) 正課科目の拡充に向けた取り組み

キャリア開発のシラバスを3段階に区切ることで、主たる履修者である2・3年次の卒業後の進路選択により一層役立つことをねらった。また、FD研究会により複数展開授業の担当教員間の連携を密にしたことで、COVID-19の影響による急なオンライン授業への切り替えにおいても円滑な情報交換が実現された。

(3) 課外プログラムの充実にに向けた取り組み

学生へのインタビューを活用し、キャリア形成支援講座の枠組みをより学生目線に立ったものに改善した。キャリアカウンセリングとアセスメントツールのグループ単位での実施は、学生の利便性向上と利用者増加をもたらした。

問題点

(1) キャリア教育科目・課外プログラムの体系化

2021（令和3）年度に経済学部をモデルケースとして、今後、その他の学部の学修ガイドブックにキャリア関連科目の一覧表を掲載できるように働きかける必要がある。

(2) 正課科目の拡充に向けた取り組み

さらなる履修者数の確保に向けて、1年次に履修する「キャリア入門」から2年次以降が履修する「キャリア開発」「キャリア研究」への接続を強化すべく、春のガイダンス内容を改善する必要がある。また、2020（令和2）年度に設置された国際コミュニケーション学部の「キャリア入門」履修者数が想定よりも多かったことから、当該学部用の展開数増の検討が必要である。

(3) 課外プログラムの充実にに向けた取り組み

学生インタビューの結果、講座を学生に周知する媒体として、掲示板やポータル、Twitterは、年度初のオリエンテーション・ガイダンスに比して効果が薄いことが分かった。今後、ガイダンスでの説明や配付資料を見直すとともに、2年次以上の学生の参加率を上昇させる必要がある。

事務所管の統合に伴い、これまでキャリアデザインセンター事務課が実施してきたキャリア形成支援プログラムと、就職課が実施してきた就職支援プログラムについて、4年間を通して体系的にキャリア形成が促されるよう、構成の再検討が必要である。

グループ支援については、COVID-19の影響で中止されたものの、申込数が目標に到達しなかったため、今後は個別に教員等へ周知する方法を検討する必要がある。

④根拠資料

- ・キャリアデザインセンター運営委員会資料（令和1・2年度）
- ・キャリア教育体系化WG資料（令和1・2年度）

<インターンシッププログラムの充実にについて> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

現在実施しているインターンシッププログラムを拡充し、参加者を増加させる。

②評価の視点

(1) 地方でのインターンシップ参加者促進

地方でのインターンシップ参加を学生に促すため、地方自治体による合同説明会を年 2 回（前期、後期）実施する。さらに、都道府県ごとの個別相談会などの新たな企画を就職課と連携して実施する。本取組が在学生や受験生などに広く周知されるよう広報活動にも注力し、300 名以上の参加を図る。

(2) 中長期インターンシップ、海外インターンシップ受入先の拡充

日本私立大学連盟が 3 月に公表した提言「新たな時代の就職・採用と大学教育－未来を拓く多様な人材育成に向けて－」に示された中長期インターンシップの推進に取り組み、新たに異なる業種で 4 つ以上の新規受入先を開拓する。また、2017（平成 29）年度より実施している海外インターンシップの実習先（現在はベトナム、タイ）を新たに 2 カ所以上増やし、学生の選択肢を広げる。

(3) 課題解決型インターンシップの神田キャンパスでの展開

2020（令和 2）年度商学部神田移転、新学部設置により神田キャンパスに通学する学生比率が高くなることに備え、東京所在の新規受入先を 3 ヶ所程度開拓する。

③点検・評価の状況

現状説明

(1) 地方でのインターンシップ参加者促進

2019（令和元）年度地方自治体による合同説明会には合計 415 名（前期 274 名／後期 141 名）の参加があり目標の 300 名を上回り、2017（平成 29）年度 108 名、2018（平成 30）年度 223 名から順調に増加している。在学生への周知方法を改善したほか、参加自治体を前期・後期とも 41（平成 30 年度前期 24／後期 29）に増やしたことにより、参加者の増加に繋がった。

2020（令和 2）年度は COVID-19 の影響で、前期の合同説明会は中止となった。後期の合同説明会を全学年対象にオンラインで開催（11 月 9 日～11 月 13 日で参加自治体は 34 団体）。学生への周知は、ポータルや SNS の他、第 1 回就職ガイダンスにおいても行い、参加者を募っている。また、当プログラムの学外広報として、入学課と連携して映像を作成し、大学 HP の専修ムービーで公開している。

(2) 中長期インターンシップ、海外インターンシップの受入先の拡充

中長期インターンシップでは、2019（令和元）年度夏期より「株式会社企業家倶楽部」（情報通信業）を受入先に加え、1 名の参加があった。2020（令和 2）年度は新規受入先として「株式会社 DeNA」、「株式会社相模原産業創造センター」、「川崎市男女共同参画センター」、「エンパワーメントかながわ」を開拓し、実施に向け準備を進めていたが、COVID-19 の影響により中止となった。また、海外インターンシップについても、オーストラリア（シドニー）、中国（大連）で受入先開拓を進めていたが、COVID-19 の影響により中止となった。

(3) 課題解決型インターンシップの神田キャンパスでの展開

2019（令和元）年度は「株式会社 KIBI」をモデルケースとして実施した。

2020（令和 2）年度は東京都に所在する就業体験型インターンシップの受入先や、公益財団法人まちみらい千代田等を手がかりに新規の受入先の開拓を行うと共に、既存の生田キャンパス開講の受入先の中から神田キャンパスでの開催に適したテーマを選定した。

その結果、神田キャンパスでの開講は「株式会社 KIBI」に加えて、「株式会社 MIRADOR」、

「株式会社 Cool Japan TV」、「エイトレント株式会社（2テーマ）」で学生を受け入れる体制が整い、4社5テーマとなった。しかし、COVID-19の影響により、原則オンラインでの活動に変更となり、キャンパスによる区分なく実施した。最終的には、2020（令和2）年度は全体で9テーマ（オンラインのため、校舎による区分なし）の募集を行い、学生の応募があった8テーマが成立し、65名が参加している。

長所・特色

(1) 地方でのインターンシップ参加者促進

就職支援協定締結先の増加に伴い、地方自治体による合同説明会への参加数も増加した。これにより多くの学生の出身地域をカバーできるようになった。

(2) 中長期インターンシップ、海外インターンシップ受入先の拡充

実習国のほか業界の拡充にも取り組むことで、学生の選択肢が増えた。ベトナムでは日本語学校（「ハノイ東京高校」）と旅行業（「株式会社三進インターナショナル」）に卸売業（「カネパッケージ株式会社」）を加えた。

(3) 課題解決型インターンシップの神田キャンパスでの展開

東京都内の立地を活かし、神田キャンパスに通学する学生の興味関心を念頭にインバウンド市場や企業のマーケティング活動に関連するテーマを選定している。

問題点

(1) 地方でのインターンシップ参加者促進

学生への周知をポータル・S-net 及び SNS・アプリで行っているが、参加者を増やすためにはさらに積極的に学生への周知が必要となる。

(2) 中長期インターンシップ、海外インターンシップ受入先の拡充

中長期、海外ともに COVID-19 の感染リスクが高いといえる。学生の安全を第一に考える必要があるため、COVID-19 の拡大状況をしっかりと把握し、受入れ先と協議しながら慎重に進めていく必要がある。

④根拠資料

- ・『オンライン「実家でくらす、地元で働く」U・I・Jターン合同説明会』チラシ
- ・2020 課題解決型インターンシップ募集要項
- ・課題解決型インターンシップ一覧（8月再開版）

<社会連携の推進について> （評定：S・A・**B**・C）

①達成目標

キャリアデザインセンターが実施するプログラムを通じて社会との連携を図る。

②評価の視点

(1) 附属高校との連携

リーダーシップ開発プログラム参加学生と附属高校生徒との協働による地域活性化、ベンチャービジネスコンテストへの附属高校生の参加を推進し、キャリア教育の高大連携を図る。

(2) キャリアデザイン PBL プログラムの公開

キャリアデザインセンターが実施する「ベンチャービジネスプログラム」「課題解決型インターンシップ」「リーダーシップ開発プログラム」につき、広報課・入学課・育友課・校友課の媒体を活用した広報と、発表会などの公開を行うことで、本学の教育を広く社会に発信するとともに学生募集への貢献を図る。

③点検・評価の状況

現状説明

(1) 附属高校との連携

2019（令和元）年度はリーダーシップ開発プログラム参加学生（沖縄タウンチーム）が、9月に附属高校のキャリアデザインの授業において活動報告を実施した。ベンチャービジネスコンテストには附属高校から3チームが応募し、1チームが最終審査に進んだ。2020（令和2）年度はCOVID-19拡大防止のため、附属高校との連携は控えている。

(2) キャリアデザイン PBL プログラムの公開

2019（令和元）年度は、東京都と神奈川県に本社が所在する企業で本学就職課と関係がある企業371社に、公開イベントの通知を発信した。また、PBLプログラムの紹介とキャリアデザイン充実支援募金周知を目的としたリーフレット（2018（平成30）年度より作成）を、神奈川に本社のある企業に対する就職課の在職調査に同封（243部）したほか、育友会支部懇談会（228部）、ホームカミングデー（100部）、多摩3大学音楽祭（100部）、渋谷区OB同窓会（40部）で配付した。

2020（令和2）年度は、COVID-19拡大の影響により成果発表会等の日程は前期には確定できず、キャリアデザイン充実支援募金の新しい周知方法として専修大学・石巻専修大学「社会知性（Socio-Intelligence）の開発」推進募金趣意書内に「キャリアデザインプログラム充実支援募金」が明記されたことでリーフレットは不要になり、作成しなかった。また、2020（令和2）年度の課題解決型インターンシップ成果発表会は完全オンラインでの開催、リーダーシップ開発プログラム最終報告会、ベンチャービジネスコンテストプレゼン大会については関係者限定での会場開催とし、一般公開はオンラインで行った。

長所・特色

(1) 附属高校との連携

リーダーシップ開発プログラムを通じた附属高校との高大連携は、附属高校のキャリアデザイン授業への参画を伴うものであるうえ、同プログラムの開発を通じた「一般社団法人 machitowa」との産学連携、大学の社会貢献としての商店街との連携を含め、3つの連携を同時に実現するものであり、全国的にもあまり例のない取り組みとなっている。

問題点

(1) 附属高校との連携

2020（令和2）年度はCOVID-19拡大の影響で附属高校との連携が難しく、ベンチャービジネスコンテストへの応募もなかった。次年度について附属高校側と今後早期に計画を詰めていく必要がある。

(2) キャリアデザイン PBL プログラムの公開

2019（令和元）年度11月の「課題解決型インターンシップ」成果発表会には一般来場者

15名（2018（平成30）年度16名）、12月に実施したベンチャービジネスコンテストプレゼン大会には9名（2018（平成30）年度11名）、リーダーシップ開発プログラム最終報告会には58名（2018（平成30）年度109名）の観覧者があり、2018（平成30）年度とほぼ同数もしくは減少となった。2020（令和2）年度は、COVID-19拡大防止の観点からPBLプログラムの一般公開についてはオンラインで行う。オンライン開催での参加者数次第で次年度以降は学内、学外への周知方法を改めて検討し、実施方法についてもオンライン配信とのハイブリッド開催など、参加しやすい環境づくりについても検討を行う必要がある。

④根拠資料

- ・キャリアデザインセンター運営委員会資料（令和元・2年度）
- ・キャリアデザインPBLプログラム2019 リーフレット

[2 7] 社会知性開発研究関係

〔27〕 社会知性開発研究関係 点検・評価

<社会知性開発を担う研究拠点としての役割について> (評定：S・A・B・C)

①達成目標

本学における「社会知性の開発」を担う研究拠点としての役割を果たす。学内の研究者を中心とする共同研究プロジェクトを促進する。

②評価の視点

- (1) 外部資金等を活用した研究プロジェクトの立ち上げ状況
- (2) 本学における「社会知性の開発」を担う人材としてのリサーチ・アシスタント (RA)、ポスト・ドクター (PD) 等、若手研究者の育成状況及び研究支援体制の整備
- (3) 研究成果の教育への展開状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)について、2014（平成 26）年度に文部科学省「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に選定された「古代東ユーラシア研究拠点」、「ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点」、「アジア産業研究拠点」は5年間の選定期間を終了したが、新たな外部研究資金獲得に向けて学内研究プロジェクトとして本学の助成を受けながら研究を継続している。このうち「アジア産業研究拠点」は、神奈川県が募集した『大学発・事業提案制度』に申請し選定され、SDGs の普及・浸透を目的とした事業に取り組むことが決まっており、2020（令和 2 年）度末で学内研究プロジェクトとしての活動を終了し、2021（令和 3）年度から新たな研究拠点として活動を開始する。そのほかの2拠点については、日本学術振興会と私学事業団が募集する研究事業へそれぞれ申請を行い、その審査結果を待っている状況にあり、選定された際には2021（令和 3）年度から外部研究資金による拠点となる見込みである。また、2015（平成 27）年度から成果報告を行いつつ支援を継続されてきた「四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点」は、支援元である中国・四川師範大学四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センターとの複数年に渡る共同調査研究実施を目的とした覚書（「四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センター/四川・ローカルリスクコミュニケーション研究センター共同調査研究に関する覚書」）により、同所における継続的な調査・研究を行っている。一方で、これまでの補助金による研究拠点とは異なる、寄付金を研究活動資金とする研究プロジェクト「複式簿記普及事業推進研究拠点」を2019（令和元）年度に新たに立ち上げた（2021（令和 3）年度まで）。

評価の視点(2)について、2019・2020（令和元・2）年度におけるリサーチ・アシスタント (RA) 及びポスト・ドクター (PD) の採用はないが、社会知性開発研究センターでは RA・PD を構成員（センター員）として、国内・海外における調査、学会での研究発表や年報・論集への掲載等に必要な経費を使用可能とする規程を整備しており、RA・PD の研究支援ができる体制をとっている。

評価の視点(3)について、古代東ユーラシア研究拠点メンバーによる学部生を対象とした融合領域科目の学際科目 101（東アジア成立）及び学際科目 102（東アジア展開）を展開し、大学院ではソーシャル・ウェルビーイング研究拠点メンバーによるオムニバス形式での大学院修士課程の科目「特殊問題特論（アジアにおけるソーシャル・キャピタル／ウェルビーイング）」を開講して、研究成果による教育への展開を図っている。

長所・特色

これまでの若手研究者研究支援体制の整備により得られた成果として、2018（平成30）年度に私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の選定期間を終了した3拠点に限っても、雇用したリサーチ・アシスタント（RA）及びポスト・ドクター（PD）のうち6名が、5年間の研究期間あるいはその後において学位を取得している。また、社会知性開発研究センターでこれまで雇用したRA・PDが、本学の専任教員に1名、助教に3名採用されており、その他にも国内外の大学や研究機関において常勤の職を得ている。

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・専修大学社会知性開発研究センターリサーチ・アシスタント及びポスト・ドクターに関する規程
- ・学位授与原簿（写し）
- ・平成30年度 新任教員一覧
- ・令和2年度 新任教員名簿

<研究活動の活性化について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

本センター内の各研究拠点による調査研究活動およびその成果発表をつうじて、本学のアカデミック・ステイタスの向上に寄与する。

②評価の視点

- (1) 本センター／各研究拠点の国内・国外の研究機関との連携の進展状況
- (2) 本センター／各研究拠点の研究会やシンポジウム等の開催状況
- (3) 各研究拠点の研究者による学会、学会誌、紀要などへの研究成果の発表状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)について、本センターは研究交流を目的に、これまでソーシャル・ウェルビーイング研究拠点がベトナム・ベトナム社会科学院社会学研究所、タイ・チュラロンコン大学社会調査研究所、韓国・ソウル国立大学アジア研究所社会科学資料院と、アジア産業研究拠点がベトナム・ダナン大学ダナン経済大学及びタイ・タイ商工会議所大学経済ビジネス予測センター（2018（平成30）年に本学とタイ商工会議所大学との間の国際交流協定に包括）と国際交流組織間協定を締結している。また、四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点は、中国四川省地域と国別重点研究拠点日本研究センターとの共同調査研究に関する覚書を、ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点は、国内研究機関である情報・システム研究機構データサイエンス共同利用基盤施設社会データ構造化センターとの学术交流・協力に関する覚書を締結するなど、各拠点において国内外の研究機関との連携を深めてきた。2019（令和元）年度は、これらの国際交流組織間協定及び学术交流・協力に関する覚書等を維持しつつ、ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点が、これまでも交流のあった研究グループ（社会学研究室；LabSocio）が属するインドネシア大学社会政治科学部社会政治研究所との国際交流組織間協定を新たに締結しており、複式簿記普及事

業推進研究拠点は、本学が締結した「ラオス国内における簿記教育の発展・普及に係る協力協定」に基づき、ラオス国立大学をはじめとする現地諸機関ならびに国内機関と連携し事業を進めている。

評価の視点(2)(3)について、2019(令和元)年度は、ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点が国際コンファレンスを1回開催(10月17・18日台北アカデミアシニカ [共催])し、アジア産業研究拠点が、シンポジウムを1回(9月21日神田校舎[共催(主催:商学研究所)])、研究会を3回(7月11日東京・港区、9月21日神田校舎、10月31日ダナン経済大学)を開催している。四川・ローカルリスクコミュニケーション研究拠点は、災後重建歴史社会学研究会(11月3日四川師範大学)にて研究報告を2件行った。執筆による研究成果発表としては、文部科学省戦略的研究基盤形成支援事業の選定期間を終了した3拠点が、それぞれ5年間の研究期間における研究成果を報告書としてまとめて文部科学省へ提出し、過日、同省ホームページにてその概要と報告書へのリンク(本学ホームページ)が掲載された。ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点の研究員が執筆した論文2本を収録した書籍がSpringer社から刊行された。また、同拠点ではこれまで刊行してきた英語論集を学内研究プロジェクトとしても継続しており、2019(令和元)年度に『*The Senshu Social Well-being Review No. 6*』を刊行した。引き続き今年度も刊行に向けて準備を行っている。複式簿記普及事業推進研究拠点(2019(令和元)年10月～)では、初年度における取組についての論文を発表した(専修大学経営研究所『専修マネジメント・ジャーナル』vol.9 No.2, [英文]専修大学会計学研究所『専修大学会計学研究所報』No.37 2020.8)。2020(令和2)年度は、COVID-19の影響により研究活動に支障をきたしており、予定されていた海外での調査やシンポジウムは中止あるいは、リモートでの実施に切り替えるなどの対応を行っている。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・『*The Senshu Social Well-being Review No. 6*』
- ・専修大学経営研究所『専修マネジメント・ジャーナル』vol.9 No.2
- ・専修大学会計学研究所『専修大学会計学研究所報』No.37 2020.8
- ・海外機関との研究交流
<https://www.senshu-u.ac.jp/research/sidrc/international.html>
- ・日本・ラオスプロジェクト事業
<https://www.senshu-u.ac.jp/research/sidrc/project.html>

<研究活動の社会還元・社会貢献の促進について> (評定: S・**A**・B・C)

①達成目標

各研究拠点の成果・活動を、「社会知性」の一環として、社会に還元する努力をする。

②評価の視点

(1) 本センター／各研究拠点主催シンポジウム等への一般からの参加状況

- (2) 本センター／各研究拠点による、社会的要請にもとづく研究の推進・知見提供の状況
- (3) 本センター／各研究拠点による成果をより広く国内外に発信するための取組み状況

③点検・評価の状況

現状説明

評価の視点(1)について、2019(令和元)年度において一般に公開されたシンポジウム等は、アジア産業研究拠点[共催(主催:商学研究所)]のシンポジウムのみで、9名の参加者があった。2020(令和2)年度は同拠点がCOVID-19の影響によりリモートでの実施を計画している。

評価の視点(2)(3)について、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業の3拠点が研究成果報告書を文部科学省へ提出するにあたり、当該報告書を本学ホームページへ掲載した。ソーシャル・ウェルビーイング研究拠点が、8ヶ国の研究機関からなるコンソーシアムを構築し各国で行ってきたソーシャル・ウェルビーイング・アジア調査(SoWSA)による全7ヶ国分(日本・韓国・台湾・ベトナム・タイ・インドネシア・フィリピン)のデータが、韓国・ソウル国立大学のKOSSDA(韓国社会科学資料院)にて研究者向けに公開された。複式簿記普及事業推進研究拠点は、現地ラオスにおけるセミナーや簿記検定試験実現に向けたプレテスト等の準備を行っており、渡航可能な状況になり次第、実施する予定である。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 研究成果報告書の概要(令和元年度)
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/1420338.htm
- ・私立大学戦略的研究基盤形成支援事業 研究成果報告書(令和元年度)
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/1420339.htm
- ・Social Well-Being Survey in Asia, 2015-2017
<https://kossda.snu.ac.kr/handle/20.500.12236/23941>

[2 8] 社会連携関係

〔28〕社会連携関係 点検・評価

<社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか> (評定：S・**A**・B・C)

①達成目標

大学の理念・目的を踏まえた社会連携・社会貢献に関する方針を適切に明示する。

②評価の視点

- (1) 社会連携・社会貢献に関する方針と本学の21世紀ビジョン「社会知性の開発」との関連性
- (2) 社会連携・社会貢献に関する方針の学内における周知状況

③点検・評価の状況

現状説明

本実施委員会が掲げた「達成目標」「評価の視点」に対する自己点検・評価は、以下のとおりである。

(1) 専修大学学則における「知の発信」の記述

本学は、専修大学学則第1条の2(知の発信)に、「本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、公開講座その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供し、知の発信を行うものとする」と規定している。

(2) 「専修大学の社会連携・社会貢献に関する方針」の策定

本学の社会連携・社会貢献は、21世紀ビジョン「社会知性の開発」の具現化をめざし、本学の研究力による「知」や、学生が生み出す「知」をはじめ、様々な大学の知的資産を積極的に社会へ還元することにより、地域社会及び国際社会に貢献し、社会の進むべき方向を示していくことを目的としている。

(3) 事業計画における社会連携の位置づけ

2016(平成28)年度から2020(令和2)年度までの5年間で「確たる大学基盤の整備」を事業推進の指針に据え、学校法人専修大学創立150年に向けて7つの事業領域(「教育」「研究」「学生支援」「グローバル」「入試」「社会連携」「経営・財務」)を中心に強化を進め、大学基盤の整備を推進している。その中でも「社会連携」においては、「協定自治体等との連携強化」「公開講座等の充実」「広報活動等の強化」を主な施策群として掲げ、取り組んでいる。

上記の取り組み等から、本項目は概ね達成されていると評価する。また、専修大学の社会連携・社会貢献に関する方針の学内における周知状況に関しても、大学ホームページにおいて適切に公開を行っているとして評価する。

長所・特色

該当なし

問題点

該当なし

④根拠資料

- ・社会連携・社会貢献の方針（大学HP）<https://www.senshu-u.ac.jp/social/policy/>
- ・「令和2（2020）年度 事業計画」（PDF）（大学HP）<https://www.senshu-u.ac.jp/albums/abm.php?d=110&f=abm00011845.pdf&n=R2%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%A8%88%E7%94%BB.pdf>

<社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

学内の社会連携・社会貢献活動を網羅した「社会連携・社会貢献活動マップ」を作成する。

②評価の視点

- (1) 「社会連携・社会貢献活動マップ」の作成状況
- (2) 「社会連携・社会貢献活動マップ」の学内における周知状況

③点検・評価の状況

現状説明

社会連携推進委員会では、2019（令和元）年度の活動として、2018（平成30）年度社会連携・社会貢献活動及び2019（令和元）年度社会連携・社会貢献活動の実施予定の事業について、教授会において全教員に対し情報提供の依頼を行った。併せて、社会連携推進委員会委員及び社会連携推進委員会推進協力員に対しても情報提供の依頼を行った。

2020（令和2）年度では、社会連携推進委員会委員及び社会連携推進委員会推進協力員に対しては、前年同様の依頼を行った。各教員に対しては、専修大学研究者情報システム（以下「研究者情報システム」という。）を通しての情報収集に切り替えた。また、社会連携推進委員会規程を改正し、神田キャンパスにおける社会連携・社会貢献に関する窓口を総務部庶務課が担当することとなった。これにより、神田所属教員からの社会連携・社会貢献に関する相談の対応や連絡調整が円滑に進むことが想定される。

なお、収集した情報は、「産官学連携」「地域社会連携」「国際社会連携」「社会貢献」の4項目に分類し、「社会連携・社会貢献活動マップ（以下「マップ」という。）」として委員会に提示している。今後は、学内への周知を行うこととしているが、その方法について検討を進めることを予定している。

以上のことから、本委員会が掲げた「達成目標」「評価の視点」は、後述する問題点を残しているものの、概ね達成されているものと評価する。

長所・特色

本学では、2019（令和元）年12月に研究者情報システムの更新を行った。従来の研究者情報システムは、社会連携・社会貢献活動の入力に関して、researchmapの項目と異なる構成であったため、入力しづらいという意見が寄せられていた。今回の更新によってこの点が解消されることとなり、情報提供数の増加が見込まれる。

問題点

前述のとおり、マップの学内における周知方法に関しては課題を残している。単にマップを大学ホームページ上に掲載するのではなく、ステークホルダーを中心とした第三者が

見ても理解できるような工夫が必要である。また、本学では、2019（令和元）年度に、持続可能な開発目標（SDGs）推進委員会が置かれた。この委員会の所掌事項と社会連携推進委員会の所掌事項は重複する部分も多いことから、両委員会において情報共有していくことが必要となる。

④根拠資料

- ・専修大学社会連携推進委員会規程
- ・社会連携・社会貢献活動に関する情報提供依頼（令和2年6月19日付文書）
- ・社会連携・社会貢献事業一覧（令和元年度実績及び令和2年度予定）
- ・社会連携トップページ（大学HP） <https://www.senshu-u.ac.jp/social/>
- ・研究者情報システムトップページ <https://kjs.acc.senshu-u.ac.jp/sshhp/KgApp>

<KS パートナリシップ・プログラム活動の推進について> （評定：S・**A**・B・C）

①達成目標

「専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定」に基づく事業活動の推進を図る。

②評価の視点

- (1) 基本協定に示された連携・協力の7分野の活動状況
- (2) KS パートナリシップ・プログラム連絡協議会の実施状況

③点検・評価の状況

現状説明

社会連携推進委員会では、本学が川崎市と締結した「専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定」に基づく事業活動の推進に関する事項を所掌しており、これに基づき、KS パートナリシップ・プログラム活動の推進を図っている。

基本協定に示された連携・協力の7分野（「相互の人材育成に資するプログラムの提供・人的交流の推進」「地域社会と連携した学術研究や教育の実践」「産業や地域社会と大学との連携による新しい産業の創出・振興」「市民の生涯学習の推進」「教育研究施設の市民利用」「新たな社会経済や地域社会づくりに向けた政策研究」「その他、基本協定の目的達成に向けた相互の連携・協力に資する事業」）の活動状況については、項目ごとに実績一覧表を作成し、毎年実施する「KS パートナリシップ・プログラム連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」において提示している。これにより、活動状況の可視化が図られたとともに、川崎市、大学の双方において情報の共有化が図られていると考える。

なお、2019（令和元）年度の連絡協議会では、川崎市が進める「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」について取り上げ、同施策において提唱されている「ソーシャルデザインセンター構想」について大学としての関わり方や、地域に居住する学生の防災意識の向上について活発な意見交換が行われた。また、2020（令和2）年度の連絡協議会では、「ウィズコロナ、アフターコロナ時代における社会連携・社会貢献」について取り上げる予定である。

このように、連絡協議会では、社会連携・社会貢献活動を推進するうえでの今日的な話題を適宜取り上げ、それに対する意見交換を行っている。以上のことから、本委員会が掲げた「達成目標」「評価の視点」は達成されたものと評価する。

長所・特色

川崎市との連携・協力については、各種事業の実施状況が示すとおり多岐に渡っている。また、毎年関係者が一堂に会し連絡協議会を開催し、その中で双方が抱えている課題等について意見交換が行われることにより、新たなアイデアや課題解決のヒントが得られるなど、有意義な場となっている。

問題点

川崎市との連携・協力については、社会連携推進委員会が把握しない事業も多数存在する。情報収集の方法や情報の可視化などが今後の課題である。

④根拠資料

- ・ 専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定
- ・ KS パートナーシップ・プログラム連絡協議会設置要綱
- ・ KS パートナーシップ・プログラム連絡協議会「議題表」「配付資料」「議事録」

第13期 専修大学 自己点検・評価委員会委員一覧

役 職	任 期 (第13期)	氏 名
自己点検・評価委員会委員長	H31. 4. 1～R3. 3. 31	商学部教授 小藤 康夫
副委員長	H31. 4. 1～R3. 3. 31	常務理事 田村 裕二
学長指名委員	H31. 4. 1～R2. 3. 31	文学部教授 道家 英穂
	R2. 4. 1～R3. 3. 31	ネットワーク情報学部准教授 栗芝 正臣
実施委員会代表 (経済学部)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	経済学部教授 浅見 和彦
(法 学 部)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	法学部教授 内藤 光博
(経営学部)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	経営学部教授 蔡 芒錫
(商 学 部)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	商学部教授 手嶋 宣之
(文 学 部)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	文学部教授 伊藤 博明
(ネットワーク情報学部)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	ネットワーク情報学部教授 飯田 周作
(人間科学部)	H31. 4. 1～R2. 3. 31	人間科学部准教授 勝俣 達也
	R2. 4. 1～R3. 3. 31	人間科学部教授 馬場 純子
(国際コミュニケーション学部)	R2. 4. 1～R3. 3. 31	国際コミュニケーション学部准教授 網野 房子
(経済学研究科)	H31. 4. 1～R2. 3. 31	経済学部教授 遠山 浩
	R2. 4. 1～R3. 3. 31	経済学部教授 坂口 明義
(法学研究科)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	法学部教授 大槻 文俊
(文学研究科)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	文学部教授 荻谷 愛彦
(経営学研究科)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	経営学部教授 大柳 康司
(商学研究科)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	商学部教授 神原 理
(二部教育)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	法学部教授 岡田 好史
(全学カリキュラム関係)	H31. 4. 1～R2. 3. 31	経営学部教授 佐藤 暢
	R2. 4. 1～R3. 3. 31	法学部教授 榎 透
(教育開発支援関係)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	経営学部教授 青木 章通
(資格課程)	H31. 4. 1～R2. 3. 31	文学部教授 高橋 龍夫
	R2. 4. 1～R3. 3. 31	文学部教授 高島 裕之
(図 書 館)	H31. 4. 1～R2. 3. 31	文学部教授 坂野 明子
	R2. 4. 1～R3. 3. 31	文学部教授 廣瀬 玲子
(研 究 所)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	法学部教授 内藤 光博
(情報科学センター関係)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	ネットワーク情報学部教授 松永 賢次
(入学試験関係)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	商学部教授 奥西 康宏
(学生生活関係)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	商学部教授 阿藤 正道
(体育部関係)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	商学部教授 上田 和勇
(就職指導関係)	H31. 4. 1～R2. 3. 31	商学部教授 見目 洋子
	R2. 4. 1～R3. 3. 31	商学部教授 谷守 正行
(国際交流関係)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	経営学部准教授 奥村 経世
(キャリアデザイン関係)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	経済学部教授 田中 隆之
(社会知性開発研究関係)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	文学部教授 飯尾 秀幸
(社会連携関係)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	商学部教授 神原 理
(職員委員)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	学長室長 中山 力
(職員委員)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	教務部次長 佐藤 孝博
(職員委員)	H31. 4. 1～R3. 3. 31	二部事務部次長 野本 徳人
(職員委員)	H31. 4. 1～H31. 4. 30	大学院事務部長 岩崎 俊彦
	R1. 5. 1～R3. 3. 31	大学院事務部長 今関 進

事務局 学長室企画課 二宮 進語、田辺 正明、中村 亜子